

1

2

3

4

住民記録システム標準仕様書

5

(案)

6

7

令和2年（2020年）3月16日

8

9

10 凡例

11

12 実務上は、住民・職員への分かりやすさ等の観点から、法令用語でない用語が用いられる
13 ことがあるが、本仕様書の機能要件の記載上は、原則として法令用語を用いている。

14 なお、機能要件の構成は、必ずしも本仕様書のとおりとしなければならないことを意味す
15 るものではなく、本仕様書に従う限り、実務上の使い勝手を考慮してメニューを再構成する
16 ことも可能である。

17 例えば、本仕様書では、「異動」の上位の分類として「届出」と「職権」の項を設け、「届
18 出」の下位の分類として「転入」、「転居」等の項を設けているが、実装においては、上位の
19 分類として「転入」と「転居」の項を設け、「転入」の下位の分類として「届出」と「職権」
20 の項を設けるメニュー構成とすることも差し支えない。

21 また、本仕様書では、「世帯合併」や「世帯分離」といった用語を用いず、あくまで法令
22 上の用語である「属する世帯の変更」と、異動対象者の選択という概念で記述しているが、
23 本仕様書の機能要件に従う限り、ある世帯の世帯員全員について、属する世帯を別の一つの
24 世帯に変更する処理について、「世帯合併」という項によって処理することを妨げるもので
25 はない。

26

27	住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）	法
28	住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）	令
29	住民基本台帳法施行規則（平成 11 年自治省令第 35 号）	規則
30	住民票及び除票に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関 31 連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準（昭和 61 年自治省告示第 15 号）	
32	技術的基準
33	住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年 10 月 4 日自治振第 150 号等自治省行政局長等から 34 各都道府県知事あて通知）	
35	要領
36	住民基本台帳ネットワークシステム	住基ネット
37	住民基本台帳カード	住基カード
38	コミュニケーションサーバー	CS
39	住民記録システム等導入および保守業務調達仕様書（ひな形） 40 （中核市市長会「中核市における自治体クラウド実現に向けた研究会」 41 （平成 30 年 5 月～令和元年 5 月）において作成）	中核市市長会ひな形
42		

43	目次	
44		
45	第1章 本仕様書について.....	13
46	1. 背景	14
47	2. 目的	15
48	3. 対象	20
49	4. 本仕様書の構成.....	24
50	第2章 業務フロー等.....	25
51	1. 業務フロー	26
52	2. DMM (Diamond Mandala Matrix).....	65
53	3. DFD (Data Flow Diagram).....	66
54	第3章 機能要件	67
55	1 管理項目	68
56	1.1 住民データ	69
57	1.2 異動履歴データ.....	97
58	1.3 その他の管理項目.....	104
59	2 検索・照会・参照.....	109
60	3 抑止設定	118
61	4 異動	124
62	4.1 届出	135
63	4.2 職権	151
64	4.3 住民票コードの異動.....	165
65	4.4 個人番号の異動.....	168
66	4.5 外国人住民のみに関係する異動.....	169
67	4.6 異動の取消し.....	175
68	5 証明	178
69	6 統計	189
70	7 連携	191
71	7.1 CS連携・番号連携.....	192
72	7.2 庁内他業務連携.....	198
73	7.3 他機関連携	203
74	7.4 他業務関係	204
75	8 実装してもしなくても良い機能.....	205
76	8.1 コンビニ交付.....	206
77	8.2 本人通知制度.....	208
78	8.3 特別永住者	210

79	9	バッチ	213
80	10	共通	220
81	11	エラー・アラート項目	233
82		第4章 様式・帳票要件	243
83	20.1	住民票の写し等	258
84	20.2	転出証明書等	271
85	20.3	住民基本台帳の写し	275
86	20.4	住民票コード通知票等	277
87	20.5	その他	281
88	20.6	住民基本台帳関係年報の調査様式	286
89		第5章 データ要件	287
90		第6章 非機能要件	311
91		第7章 用語	315
92			
93			

94	目次 (詳細)	
95		
96	凡例	1
97	第1章 本仕様書について.....	13
98	1. 背景	14
99	2. 目的	15
100	(1) 目指す姿	15
101	(2) 本仕様書の目的.....	16
102	(3) 想定する利用方法.....	19
103	3. 対象	20
104	(1) 対象自治体.....	20
105	(2) 対象分野	20
106	各自自治体の調達仕様書の範囲との関係.....	21
107	(3) 対象項目	21
108	デジタル社会を見据えた対応.....	22
109	(4) 適用期間	23
110	4. 本仕様書の構成.....	24
111	(1) 本仕様書の構成.....	24
112	(2) 標準準拠の基準.....	24
113	第2章 業務フロー等.....	25
114	1. 業務フロー	26
115	1.1 住民データ.....	27
116	1.1.2 通称名の管理	27
117	1.1.7 旧氏の管理.....	28
118	3 抑止設定	29
119	3.7 支援措置・申出.....	29
120	3.7 支援措置・通知.....	30
121	4.1.1 転入	31
122	4.1.1 転入	31
123	4.1.1.3 特例転入.....	32
124	4.1.2 転居	33
125	4.1.2 転居.....	33
126	4.1.3 転出	34
127	4.1.3 転出・届出.....	34
128	4.1.3 転出・消除.....	35
129	4.1.3 国外への転出.....	36

130	4.1.3.0.4	特例転入を利用した転出	37
131	4.1.3.1	転入通知の受理	38
132	4.1.4	世帯変更	39
133	4.1.4	世帯変更	39
134	4.2.1	職権記載	40
135	4.2.1	職権記載・通知・調査	40
136	4.2.1.1	出生・届出	41
137	4.2.1.1	出生・通知	42
138	4.2.1.2	職権記載・申出	43
139	4.2.2	職権消除	44
140	4.2.2	職権消除	44
141	4.2.2	職権消除・法第30条の50通知	45
142	4.2.2.1	死亡・届出	46
143	4.2.2.1	死亡・通知	47
144	4.2.3	職権修正	48
145	4.2.3.0.2	職権修正・軽微な修正	48
146	4.2.3.0.3	職権修正・誤記修正	49
147	4.2.3.0.3	職権修正・誤記修正・法第30条の50通知	50
148	4.2.3.1	職権修正・申出	51
149	4.3	住民票コードの異動	52
150	4.3.2	住民票コード変更請求	52
151	4.3.2	住民票コード修正	53
152	4.4	個人番号の異動	54
153	4.4	個人番号の指定	54
154	4.4	個人番号の変更・請求	55
155	4.4	個人番号の変更・職権	56
156	4.4	個人番号の修正	57
157	4.5	外国人住民のみに関係する異動	58
158	4.5.1、4.5.2	第30条の46転入、第30条の47届出	58
159	4.5.3、4.5.4、4.5.5	帰化、国籍取得・申出、国籍喪失・申出	59
160	4.5.3、4.5.4、4.5.5	帰化、国籍取得・通知、国籍喪失・通知	60
161	4.6	異動の取消し	61
162	4.6	異動取消し・通知・調査	61
163	4.6.1	異動取消し・申出	62
164	4.6.1	転出取消・申出	63
165	5.1	証明	64

166	5.1	住民票の写し等の交付.....	64
167	2.	DMM (Diamond Mandala Matrix).....	65
168	3.	DFD (Data Flow Diagram).....	66
169	第3章	機能要件	67
170	1	管理項目	68
171	1.1	住民データ	69
172	1.1.1	日本人住民データの管理	69
173	1.1.2	外国人住民データの管理	70
174	1.1.3	個人票／世帯票	72
175	1.1.4	改製	72
176	1.1.5	除票	76
177	1.1.6	空欄	83
178	1.1.7	旧氏	85
179	1.1.8	年月日の管理	85
180	1.1.9	年月日の表示	87
181	1.1.10	世帯主	88
182	1.1.11	続柄	88
183	1.1.12	本籍・筆頭者	89
184	1.1.13	宛名番号・世帯番号	90
185	1.1.14	備考	91
186	1.1.15	支援対象者管理	92
187	1.1.16	郵便番号	94
188	1.1.17	ふりがな	95
189	1.1.18	郵便物送付コード	95
190	1.2	異動履歴データ	97
191	1.2.1	異動履歴の管理	97
192	1.2.2	異動事由	99
193	1.3	その他の管理項目	104
194	1.3.1	本庁・支所管理	104
195	1.3.2	住居表示・地番管理	104
196	1.3.3	住所辞書管理	105
197	1.3.4	方書管理	106
198	1.3.6	和暦・西暦管理	106
199	1.3.7	公印管理	107
200	1.3.8	交付履歴の管理	107
201	2	検索・照会・参照	109

202	2.1	検索機能.....	110
203	2.2	処理画面.....	110
204	2.3	キーボードのみの画面操作.....	111
205	2.4	検索文字入力.....	112
206	2.5	基本検索.....	113
207	2.6	異動履歴照会.....	114
208	2.7	あいまい検索、清音化検索等.....	115
209	2.8	交付履歴照会.....	116
210	2.9	学区検索・学区表示.....	116
211	2.10	文字コード照会等.....	116
212	2.11	支援対象者照会.....	117
213	3	抑止設定.....	118
214	3.1	メモ機能.....	119
215	3.2	異動・発行抑止.....	119
216	3.3	他システム連携.....	120
217	3.4	抑止設定管理.....	120
218	3.6	消除対象者記載.....	121
219	3.7	支援措置.....	121
220	4	異動.....	124
221	4.0.1	異動対象者.....	125
222	4.0.2	異動先世帯、異動による消除.....	125
223	4.0.3	異動日・処理日.....	127
224	4.0.4	異動事由.....	128
225	4.0.5	世帯主不在となる場合の処理.....	128
226	4.0.12	世帯主不在の場合の処理.....	129
227	4.0.6	本籍入力補助.....	129
228	4.0.7	方書入力補助.....	130
229	4.0.8	審査・決裁.....	131
230	4.0.9	入力確認・修正.....	133
231	4.0.10	一括入力.....	133
232	4.1	届出.....	135
233	4.1.0.1	届出に基づく住民票の記載等.....	135
234	4.1.0.2	届出日.....	135
235	4.1.0.3	住民異動届受理通知.....	136
236	4.1.1	転入.....	137
237	4.1.1.1	転入者情報入力.....	137

238	4.1.1.2	再転入者	137
239	4.1.1.3	特例転入	139
240	4.1.1.4	未届転入	139
241	4.1.2	転居	140
242	4.1.2.1	同一住所への転居	140
243	4.1.3	転出	141
244	4.1.3.0.1	未来日となる異動日	141
245	4.1.3.0.2	転出先入力	141
246	4.1.3.0.3	転出証明書等	142
247	4.1.3.0.4	特例転入を利用した転出	143
248	4.1.3.1	転入通知の受理	145
249	4.1.3.1.1	転入通知の受理	145
250	4.1.3.1.2	CSから受信した転入通知の受理	146
251	4.1.3.1.3	CSからの受信がない場合の転入通知の受理	147
252	4.1.3.1.5	転入通知未着者一覧作成【P】	148
253	4.1.4	世帯変更	148
254	4.1.4.1	世帯変更	148
255	4.1.4.2	世帯主変更による続柄設定	149
256	4.1.4.3	事実上の世帯主	150
257	4.2	職権	151
258	4.2.0.1	職権による住民票の記載等	151
259	4.2.0.2	届出の準用	151
260	4.2.0.3	戸籍通知・戸籍情報の引用	152
261	4.2.0.4	戸籍届出・通知日	152
262	4.2.1	職権記載	153
263	4.2.1.0.1	住所設定・未届転入	153
264	4.2.1.1	出生	155
265	4.2.1.1.1	異動事由	155
266	4.2.1.2	(申出による)職権記載	155
267	4.2.1.2.1	申出による旨の記載【P】	155
268	4.2.1.2.2	申出日	156
269	4.2.2	職権消除	157
270	4.2.2.1	死亡	157
271	4.2.2.1.1	異動事由	157
272	4.2.2.2	失踪	158
273	4.2.2.2.1	異動事由	158

274	4.2.3	職権修正.....	158
275	4.2.3.0.1	修正.....	158
276	4.2.3.0.2	軽微な修正.....	159
277	4.2.3.0.3	誤記修正.....	160
278	4.2.3.1	(申出による)職権修正.....	163
279	4.2.3.1.1	(申出による)職権記載の準用.....	163
280	4.3	住民票コードの異動.....	165
281	4.3.1	住民票コードの付番.....	165
282	4.3.2	住民票コードの変更・修正.....	166
283	4.3.3	住民票コード通知票等.....	166
284	4.4	個人番号の異動.....	168
285	4.5	外国人住民のみに関係する異動.....	169
286	4.5.1	法第30条の46転入.....	169
287	4.5.2	法第30条の47届出.....	169
288	4.5.3	帰化.....	170
289	4.5.4	国籍取得.....	170
290	4.5.5	国籍喪失.....	171
291	4.5.7	出入国在留管理庁通知に基づく修正及び消除.....	172
292	4.5.8	入管法の住居地届出.....	173
293	4.6	異動の取消し.....	175
294	4.6.0.1	異動の取消し.....	175
295	4.6.1	(申出による)異動の取消し.....	177
296	4.6.1.1	(申出による)異動の取消し.....	177
297	5	証明.....	178
298	5.1	証明書記載事項.....	179
299	5.2	世帯員の並び順.....	181
300	5.3	住民票記載事項証明書.....	182
301	5.4	発行番号.....	184
302	5.6	公印.....	185
303	5.8	認証者.....	186
304	5.9	公用表示.....	187
305	5.10	文字溢れ対応.....	187
306	5.11	各種証明書等.....	188
307	6	統計.....	189
308	6.1	統計.....	190
309	7	連携.....	191

310	7.1	CS連携・番号連携.....	192
311	7.1.1	CS連携.....	192
312	7.1.1.1	CSへの自動送信.....	192
313	7.1.1.2	整合性確認.....	193
314	7.1.1.3	カード管理状況.....	193
315	7.1.1.4	カード管理システム連携.....	195
316	7.1.2	番号連携.....	195
317	7.1.2.1	個人番号の生成・変更・修正要求.....	195
318	7.1.2.2	符号の取得.....	196
319	7.1.2.3	団体内統合宛名システムとの連携.....	197
320	7.2	庁内他業務連携.....	198
321	7.2.1	地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携.....	198
322	7.2.2	他業務照会.....	198
323	7.2.3	宛名連携.....	200
324	7.2.4	戸籍システム連携.....	201
325	7.3	他機関連携.....	203
326	7.3.1	出入国在留管理庁連携.....	203
327	7.4	他業務関係.....	204
328	7.4.1	就学通知等.....	204
329	7.4.2	裁判員関係.....	204
330	8	実装してもしなくても良い機能.....	205
331	8.1	コンビニ交付.....	206
332	8.1.1	コンビニ交付サーバ連携.....	206
333	8.1.2	シリアル番号連携.....	206
334	8.2	本人通知制度.....	208
335	8.2.1	登録管理.....	208
336	8.2.2	画面表示.....	208
337	8.2.3	通知書出力.....	209
338	8.3	特別永住者.....	210
339	8.3.1	切替異動者リスト及び案内作成.....	210
340	8.3.2	申請受理処理.....	211
341	8.3.3	切替予定数調査.....	211
342	9	バッチ.....	213
343	9.1	バッチスケジュール管理.....	214
344	9.2	異動・発行抑止対象者.....	215
345	9.3	除票用データベースへの移行.....	215

346	9.4	成年被後見人.....	216
347	9.5	閲覧簿.....	217
348	9.6	無作為抽出・条件指定抽出.....	217
349	9.7	住所一括変更.....	218
350	9.8	出生経過滞在者.....	219
351	10	共通.....	220
352	10.1	EUC機能他.....	221
353	10.2	アクセスログ管理.....	224
354	10.3	操作権限管理.....	226
355	10.4	操作権限設定.....	227
356	10.5	ヘルプ機能.....	228
357	10.7	中間標準レイアウト仕様での出力.....	229
358	10.8	印刷.....	230
359	10.9	CSV形式のデータの取込み.....	231
360	11	エラー・アラート項目.....	233
361	11.1	エラー・アラート項目.....	234
362	第4章	様式・帳票要件.....	243
363	20.0.1	様式・帳票全般.....	244
364	20.0.2	各項目の記載.....	250
365	20.0.3	異動履歴の記載.....	250
366	20.0.4	ふりがなの記載.....	255
367	20.0.5	方書の記載.....	256
368	20.0.6	備考の記載.....	257
369	20.1	住民票の写し等.....	258
370	20.1.1	住民票の写し.....	258
371	20.1.2	住民票の写し（世帯連記式）.....	264
372	20.1.3	住民票の除票の写し.....	267
373	20.1.4	住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書.....	269
374	20.2	転出証明書等.....	271
375	20.2.1	転出証明書.....	271
376	20.2.2	転出証明書に準ずる証明書.....	274
377	20.3	住民基本台帳の写し.....	275
378	20.3.1	住民基本台帳の写し（閲覧用）.....	275
379	20.4	住民票コード通知票等.....	277
380	20.4.1	住民票コード通知票.....	277
381	20.4.2	住民票コード変更通知票.....	279

382	20.4.3	住民票コード修正通知票	280
383	20.5	その他	281
384	20.5.1	転入通知情報取込エラー一覧表	281
385	20.5.2	出入国在留管理庁長官通知更新リスト	283
386	20.5.3	住民異動届受理通知書	284
387	20.6	住民基本台帳関係年報の調査様式	286
388	20.6.1	住民基本台帳関係年報の調査様式第1表、第1の2表及び第1の3表	
389		286	
390	第5章	データ要件	287
391	30.1	データ構造	288
392	30.2	文字	289
393	第6章	非機能要件	311
394	第7章	用語	315
395			
396			

397

398

399

400

401

402

第 1 章 本仕様書について

1. 背景

403

404

405 自治体の情報システムは、これまで各自治体が独自に構築・発展させてきた結果、その発
406 注・維持管理や制度改正対応などについて各自治体が個別に対応しており、人的・財政的負
407 担が生じている。特に人口規模が一定以上の自治体を中心に、同一ベンダのシステムを利用
408 する自治体間でもシステムの内容が異なることが多く、LGWAN 等の共通プラットフォーム
409 ム上のサービスを利用する方式への移行の妨げとなっている。さらに、自治体ごとに様式・
410 帳票が異なることが、それを作成・利用する住民・企業・自治体等の負担に繋がっている。

411 また、中長期的な人口構造の変化に対応した自治体行政に変革していくためにも、自治体
412 の情報システムに係る重複投資をなくして標準化・共同化を推進し、自治体行政のデジタル
413 化に向けた基盤を整備していく必要がある。

414 そうした問題意識から、自治体行政のデジタル化に向け、自治体の情報システムや様式・
415 帳票の標準化等について、自治体、ベンダ及び国が協力して具体的な検討を行う場として、
416 令和元年（2019年）8月から、総務省において、自治体システム等標準化検討会（座長：
417 庄司昌彦武蔵大学社会学部教授）が開催された。また、更に詳細な議論を行う場として分科
418 会が開催された。

419 この住民記録システム標準仕様書（以下「本仕様書」という。）は、○回の検討会、○回
420 の分科会（分科会長：後藤省二株式会社地域情報化研究所代表取締役社長）及び○回の市区
421 町村・ベンダ意見照会を経て、策定されたものである。

422

2. 目的

(1) 目指す姿

本仕様書が目指す姿は、

「複数のベンダが広域クラウド（※近隣自治体に止まらない全国規模のクラウド）上でシステムのアプリケーションサービスを提供し、各自治体は、原則としてカスタマイズせずに利用し、ほとんど発注・維持管理や制度改正対応の負担なく、業務を行える姿」

とする。

〔各主体にとってのシステム標準化のメリット〕

○ 住民・企業等のサービス利用者

自治体に対して異なる手続で実施していた申請等が統一的に実施可能となり、手続の簡素化や合理化が実現する。

○ 自治体

限られた人材や専門的な知識・ノウハウを共有することで、自治体のシステム調達や法令改正対応等の業務及び調整に係るコストが減少し、本来情報担当職員が行うべき業務に人材を充当できるようになる。また、財政面においては、カスタマイズの抑制、システムの共同化による割り勘効果を生むことで、導入・維持管理の費用や法令改正時の費用を削減する。

○ ベンダ

個別のカスタマイズ要望が減ることにより、個別自治体との調整やカスタマイズのためのプログラミングの負担が減少し、人口減少下で稀少化するシステムエンジニアの人員を AI・RPA 等の攻めの分野に投入し、創意工夫により競争することが可能となる。

⇒ さらに、各主体のメリットのみならず、国・国民全体として、事務の迅速化・正確性の向上や、データ利活用の促進等のメリットがある。

(2) 本仕様書の目的

454

455

456 我が国の自治体が中長期的な人口構造の変化に直面する中であっても、住民サービスを
457 維持・向上させ続けるためには、共同クラウド化・広域クラウド化等を通じた自治体の職員
458 負担の削減、ベンダの負担の削減やベンダ間での円滑なシステム更改等を通じた自治体の
459 財政負担の削減を進める必要がある。また、デジタル社会において実現・普及する技術を取
460 り入れることで、自治体は、デジタル社会に対応した住民サービスを提供することが求めら
461 れる。

462 それを実現する手段として、システムの標準化を進めることとし、その基礎となる標準仕
463 様書の作成を通じて、以下の3つの目的を実現する。

464

(目的1) カスタマイズを原則不要にする

465

466 今あるカスタマイズの中で、普遍的に有用性が認められるものは標準的に実装すべき
467 機能として標準仕様書に盛り込み、そうでないものは実装しない機能とすることで、「人
468 口規模が大きな団体でも、標準準拠パッケージであればカスタマイズなしで支障なく業
469 務が行える」ようにして、カスタマイズを原則不要にする。

470

(目的2) ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする

471

472 ベンダ間共通の標準装備すべき機能やデータの標準等を定めることで、ベンダ移行時
473 の円滑なシステム更改を可能にする。

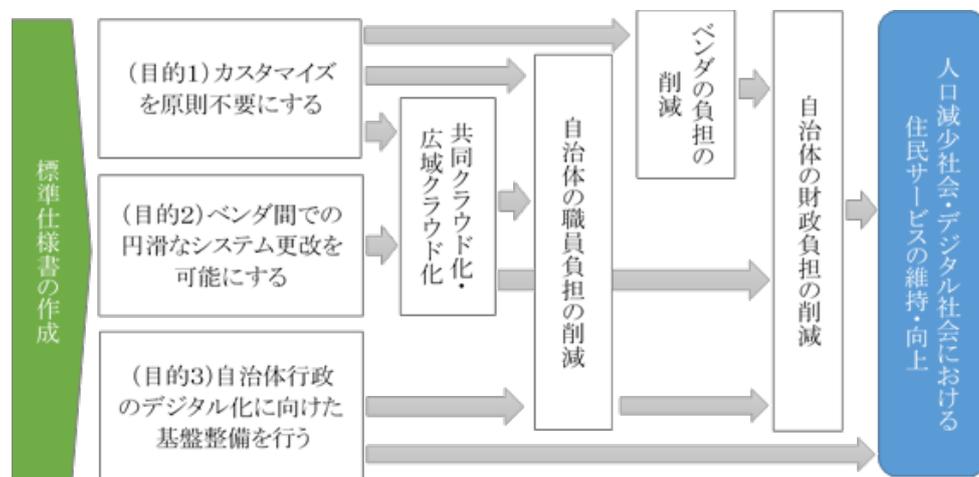
474

(目的3) 自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う

475

476 デジタル社会に必要な機能のうち現段階で普遍的に有用性が認められるものを搭載す
477 ることで、自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う。

478



479

480

481 具体的には、目的1（カスタマイズを原則不要にする）に関して、今現に実装されている
482 カスタマイズのうち、標準的に実装すべき機能と実装しない機能の仕分けを行うことによ
483 り、

484

485 ・カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・ベンダ間の調整コストの削減、導
486 入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減

487 ・自治体間の調整コストの削減による、自治体間のシステム共同化の円滑化

488 ・カスタマイズについてのシステムエンジニアのプログラミングの負担の削減

489

490 を、目的2（ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする）に関して、異なるベンダ間に
491 おいて、データの標準や、標準装備すべき機能を定めることにより、

492

493 ・ 現在、ベンダが異なる自治体間も含めた共同クラウド化・広域クラウド化

494 ・ ベンダロックインの防止による健全な競争の促進

495

496 を、目的3（自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う）に関して、デジタル社会に
497 必要な機能を搭載することにより、

498

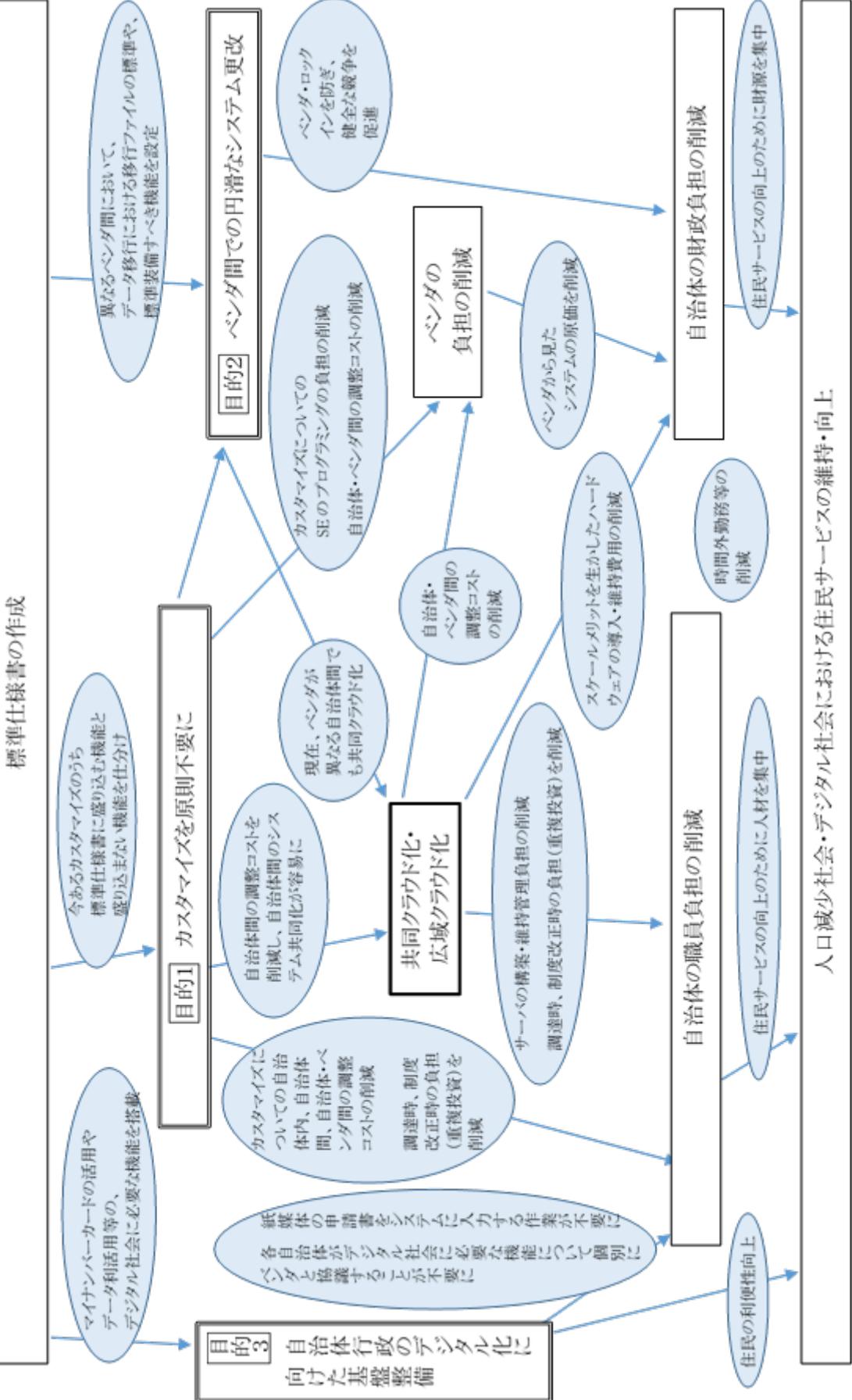
499 ・ 住民の利便性向上

500 ・ 自治体のデータ入力負担の削減

501

502 を目指している。

503



(3) 想定する利用方法

505

506

507 本仕様書の主な利用方法としては、

508 ・各ベンダが、本仕様書に基づいて、全国的なサービスとして LGWAN 等のクラウド上で

509 パッケージシステムの提供サービスを実施し、

510 ・各自治体は、本仕様書に準拠していると認定を受けた(※)パッケージシステムをカスタ

511 マイズすることなく利用する

512 ことを想定している。

513 ※ 認定の仕組みについては、別途、検討中

514

515 自治体においては、人口減少による労働力の供給制約の中、システムについて十分な知見

516 がなくても、負担なくシステムを利用できる必要があり、自治体としては、改めて本仕様書

517 に示した個別の要件を一々提示して RFI (request for information)や RFP (request for

518 proposal)、更には Fit & Gap 分析を行って調達するのではなく、単に、本仕様書に準拠してい

519 ると認定を受けたパッケージシステムであることを要件に付するだけで、カスタマイズを

520 することなく利用できることを想定している。自治体クラウドを検討する際にも、自治体

521 内・自治体間で一から検討することなく、本仕様書に準拠していると認定を受けたパッケー

522 ジシステムを共同利用することを前提に検討することが可能となることを想定している。

523 また、本仕様書は、総務省のほか、指定都市を含む 13 市町村、また、100 以上の自治体

524 に対して住民記録システムの納入実績がある 7 ベンダを含む関係者の関与の下、人口規模

525 に応じて、本仕様書における機能さえあればカスタマイズなしで支障なく業務が行えるよ

526 うになるよう、実装すべき機能と実装しない機能をその理由とともに整理したものである。

527 そのため、自治体内での検討や自治体・ベンダ間の協議の際に、仮に本仕様書における機能

528 と異なる機能が必要ではないかという議論があった場合、果たして当該自治体だけ特別に

529 必要な機能なのか、という観点から、本仕様書における必要／不要の整理を知るための資料

530 として参照することも想定している。

531 そのほか、制度改正時は、関係者の関与の下、標準仕様書を更新し(※)、それに基づい

532 てベンダがクラウド上で一括してシステムを更新し、制度改正のたびごとに個々の自治体

533 が個別にベンダと協議して改修を行わなくても対応できるようにすることも想定している。

534 ※ 更新の仕組みについては、別途、検討中

535

536

3. 対象

(1) 対象自治体

本仕様書の対象自治体は、全ての市区町村とする。

なお、本仕様書における「市区町村」の区とは、特別区のことであり、断りのない限り、指定都市における総合区や行政区を含まない。ただし、本文中の各項目に記載のとおり、以下の区分に応じて異なる要件としているものもある。

- ・指定都市
- ・中核市等（中核市又は人口 20 万以上の市区（指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）
- ・一般市区町村（人口 20 万未満の市区町村をいう。以下同じ。）

(2) 対象分野

本仕様書が規定する対象分野は、地域情報プラットフォーム標準仕様（※）における住民基本台帳ユニットとする。

※ 現在、各府省のシステム標準化の取組は、「新経済・財政再生計画改革工程表 2019」（令和元年 12 月 19 日経済財政諮問会議決定）に基づき、地域情報プラットフォーム標準仕様のユニットを単位として検討がなされている。

これは概ね住民基本台帳制度上の事務と対応しているが、必ずしも 1 対 1 で対応しているわけではない。例えば、戸籍の附票の管理は住民基本台帳制度上のものだが、地域情報プラットフォーム標準仕様では、住民基本台帳ユニットではなく、戸籍ユニットに位置付けられている。また逆に、〇〇など、住民基本台帳制度上の事務ではないが、本仕様書において実装すべき機能として位置付けているものもある。

本仕様書では、標準仕様書の作成の目的として、「今あるカスタマイズの中で、普遍的に有用性が認められるものは標準機能として標準仕様書に盛り込み、そうでないものは盛り込まないことで、『人口規模が大きな団体でも、標準準拠パッケージであればカスタマイズなしで支障なく業務が行える』ようにして、カスタマイズを原則不要にする」ことを挙げている。そのため、各自治体における住民記録システムの実態を踏まえ、住民基本台帳制度上の事務以外についての機能であったとしても、住民記録システムの中で一体的に処理されることについて普遍的に有用性が認められるものであれば、実装すべき機能として盛り込

568 むこととした。また逆に、こうした他業務関係の機能の追加は一つの大きなカスタマイズの
569 要因であり、住民記録システムの中で普遍的に有用性が認められないものについては、実装
570 しない機能として整理することで、カスタマイズを抑止することとした。

571

572 各自治体の調達仕様書の範囲との関係

573

574 各自治体の調達仕様書の範囲と標準仕様書の範囲は必ずしも一致しないため、各自治体
575 の情報システムの調達において、本仕様書に規定された範囲さえ本仕様書に記載された内
576 容で調達すれば、他分野も併せて調達することや、本仕様書に規定されていない非機能要件
577 を設けることを妨げるものではない。

578 ※ 例えば、オールインワンパッケージを採用している団体は、選挙人名簿や税務等の分
579 野も併せて調達することになるが、その場合、調達仕様書の範囲が本仕様書の範囲と異
580 なることは差し支えない。

581

582 (3) 対象項目

583

584 本仕様書では、以下の項目について規定する。

- 585 ・機能要件（第3章）
- 586 ・様式・帳票要件（第4章）
- 587 ・データ要件（第5章）（※）
- 588 ・連携要件（第3章及び第5章の一部）（※）
- 589 ・非機能要件（第6章）

590

591 ※データ要件及び連携要件については、令和2年夏以降に自治体システムデータ連携標
592 準検討会等と連携して検討することとしていたが、一部、前倒しで本仕様書に盛り込ん
593 だものもある。

594

595 以下の項目については原則として規定しない。ただし、カスタマイズの発生源になってい
596 る場合等についてはこの限りでない。

- 597 ・画面要件

598

599 このうち、機能要件、様式・帳票要件及び連携要件は、カスタマイズの発生源になってい
600 る部分であるため、「2（2）本仕様書の目的」に示した目的1（カスタマイズを原則不要
601 にする）から本仕様書の対象とすることとした。また、機能要件、データ要件及び連携要件

602 は、ベンダ間での円滑なシステム更改を阻害している部分であるため、目的2（ベンダ間で
603 の円滑なシステム更改を可能にする）から本仕様書の対象とすることとした。さらに、目的
604 3（自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う）から、デジタル社会に必要な機能に
605 ついては、これらの要件の中に反映した。

606

607 なお、様式・帳票要件では、住民記録システムを標準化するという観点から、多くの自治
608 体において住民記録システムから出力する様式・帳票（例：証明書、確認票）について規定
609 することとし、多くの自治体において住民記録システムから出力するとは限らない様式・帳
610 票（例：住民異動届等の届出書、申請書）については規定しないこととした。

611 また、非機能要件では、自治体を通じて共通して規定すべきもの（例：セキュリティ）に
612 ついては規定し、共通して規定すべきでないもの（例：研修）については規定しないことと
613 した。したがって、各自治体の情報システムの調達において、本仕様書に規定されていない
614 非機能要件を設けることを妨げるものではない。

615

616 デジタル社会を見据えた対応

617

618 本仕様書は、将来のデジタル社会においてあるべき姿（電子化・ペーパーレス化）を視野
619 に標準を設定するとしつつも、将来のデジタル社会においてあるべき姿にそのまま即した
620 ものには必ずしもなっていない。例えば、本仕様書において、様々な紙の証明書について規
621 定されているが、バックヤードでのデータ連携が進めば、今後、必要性が低下していくもの
622 と考えられる。また、データ構造や文字についても、直ちにあるべき姿に移行するとせずに、
623 経過措置を設けている。

624 また、将来のデジタル社会を見据えれば、実務やシステムの前提となる制度自体を見直す
625 べきという考え方もありうる。しかし、そうした制度自体の検討については、一朝一夕にで
626 きるものではなく、今回、制度自体の見直しも含めて検討するとすれば、標準化の実現が更
627 に先に延びることになる。また、標準仕様書は、その性質上、多くの自治体に採用されて初
628 めて本来の意味での標準となるものであることから、あまりにも現在の実務から遊離した
629 仕様書となれば、多くの自治体が採用することが困難となり、実効性が失われる。

630 そこで、本仕様書としては、電子化・ペーパーレス化も含め、将来のデジタル社会におい
631 てあるべき姿を視野に入れつつ、現行制度の下で、多くの自治体が支障なく対応できるもの
632 について、できる限り盛り込むこととした。

633

634

635

(4) 適用期間

636

637

(過去の除票の取扱いなど、適用期間についての考え方を記載する。)

638

4. 本仕様書の構成

(1) 本仕様書の構成

第1章では、本仕様書の背景、目的、対象及び構成について記載している。

第2章では、第3章で規定する機能要件が業務上どのように位置づけられ、有効に機能していくかについて自治体及び事業者の共通理解を促すため、それに対応したモデル的な業務フローを示している。ここで示した業務フローは、実際の各自治体における業務フローを拘束するものではないが、現在の業務フローでは、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが難しいと考える自治体は、現在の業務フローを本仕様書に示す業務フローに寄せることで、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが期待される。DMM (diamond mandala matrix)及びDFD (data flow diagram)についても併せて示している【P】。

第3章、第4章、第5章及び第6章では、それぞれ、住民記録システムが備えるべき機能要件、様式・帳票要件、データ要件及び非機能要件について記載している。「(2) 標準準拠の基準」にあるように、これらの章が、パッケージシステムが本仕様書に準拠するための判断基準となるものであり、言わば本仕様書の本体部分である。

第7章では、本仕様書において用いられている用語について、解釈の紛れがないよう、定義している。

(2) 標準準拠の基準

パッケージシステムが本仕様書に準拠するためには、第3章、第4章、第5章及び第6章に規定する【実装すべき機能】をいずれも実装し、【実装しない機能】をいずれも実装しないことが必要である。すなわち、【実装しない機能】を実装するパッケージは、本仕様書に準拠していないこととなる。【実装してもしなくても良い機能】は、実装しても、実装しなくても、実装した上で自治体を利用を選択できることとしても、いずれも差し支えない。また、本仕様書に準拠しているかどうかは、「3 (1) 対象自治体」で示した指定都市、中核市等及び一般市区町村の類型ごとに判断される。特に明記しない限り、3類型全てに当てはまる要件として記載しており、必要に応じて、「指定都市においては、～～」、「(一般市区町村においては、実装してもしなくても良い。)」のように記載している。

669

670

671

672

673

674

第2章 業務フロー等

1. 業務フロー

675

676

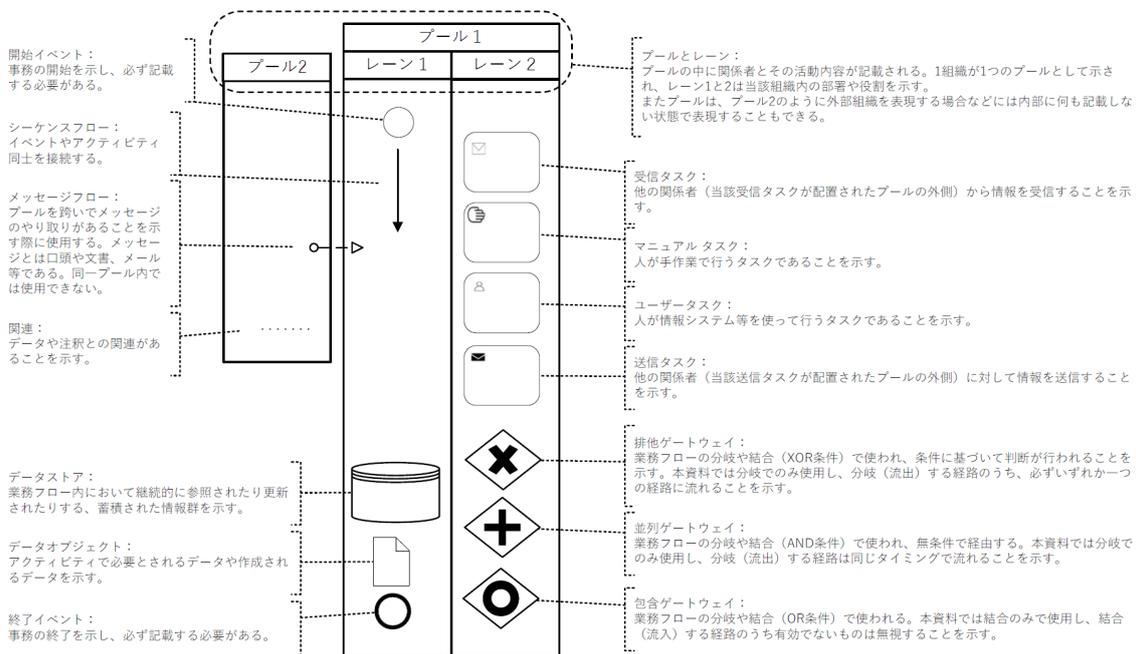
677 本仕様書に業務フローに記載する目的は、本仕様書における機能要件について、それに
678 対応したモデル的な業務フローを示すことにより、自治体及び事業者による共通理解を促
679 すことである。

680 本仕様書に記載する業務フローは、実際の各自治体における業務フローを拘束するもの
681 ではない。ただし、現在の業務フローでは、本仕様書における機能要件どおりの機能で業
682 務を行うことが難しいと考える自治体は、現在の業務フローを本仕様書に記載する業務フ
683 ローに改め、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが期待される。

684 本業務フローの作成に当たっては、地方公共団体情報システム機構「地方公共団体の情
685 報システム調達における機能要件の表記方法に関する調査研究」(平成 27 年 3 月)を参考
686 に、表記方法の国際標準である BPMN (Business Process Model and Notation) の手法を
687 用いて記述した。

688

BPMN凡例



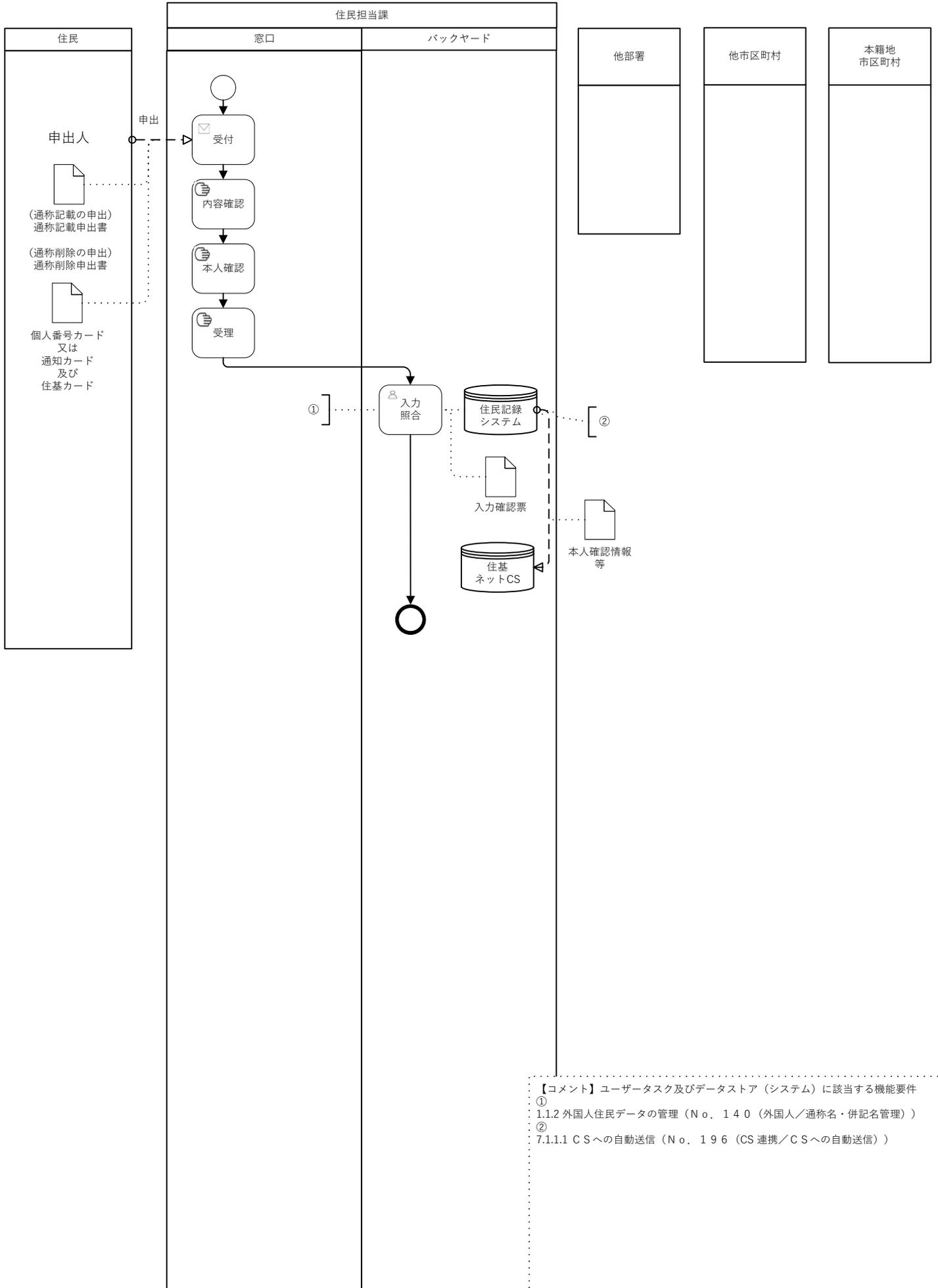
689

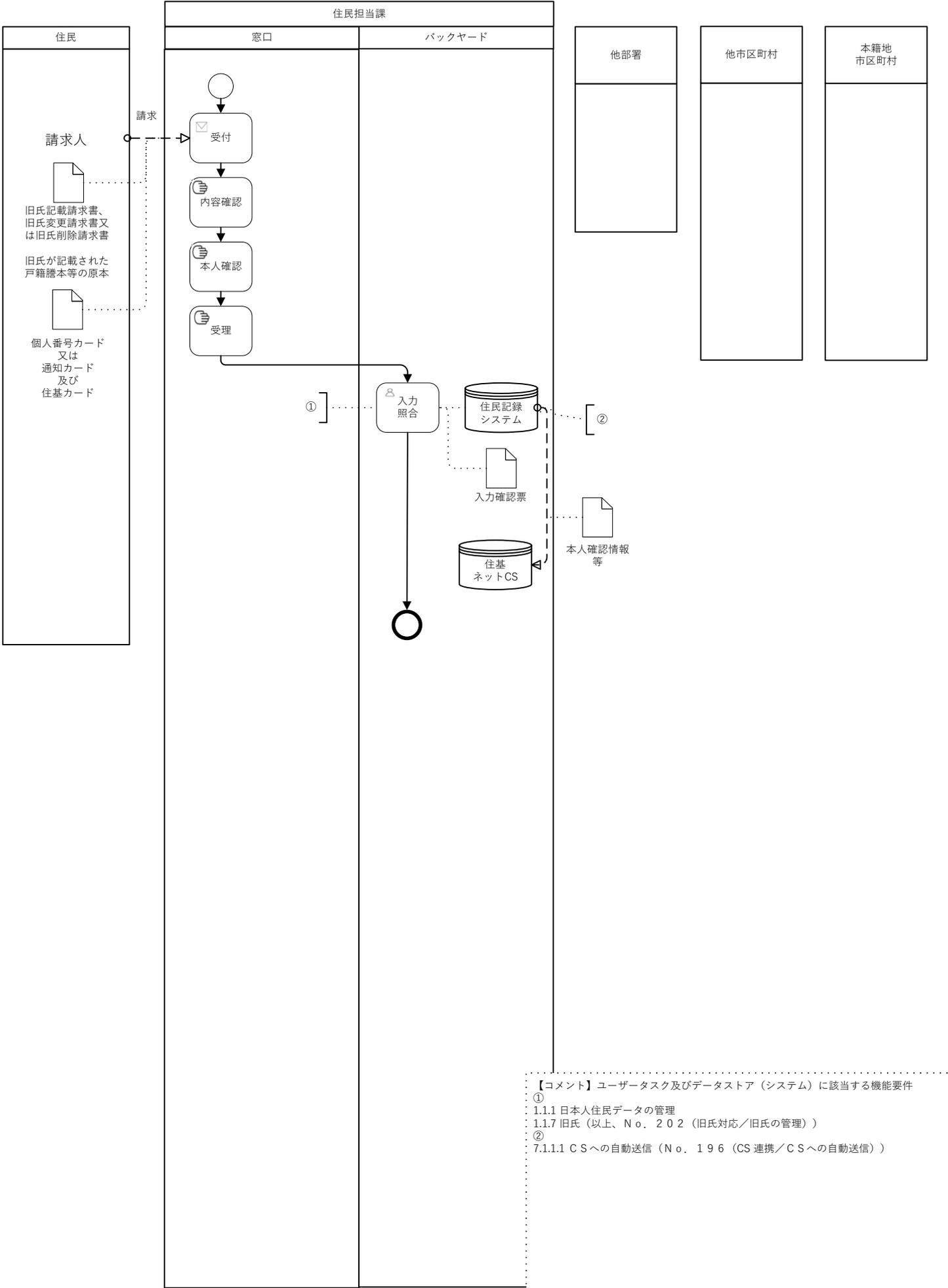
690

691

692

693

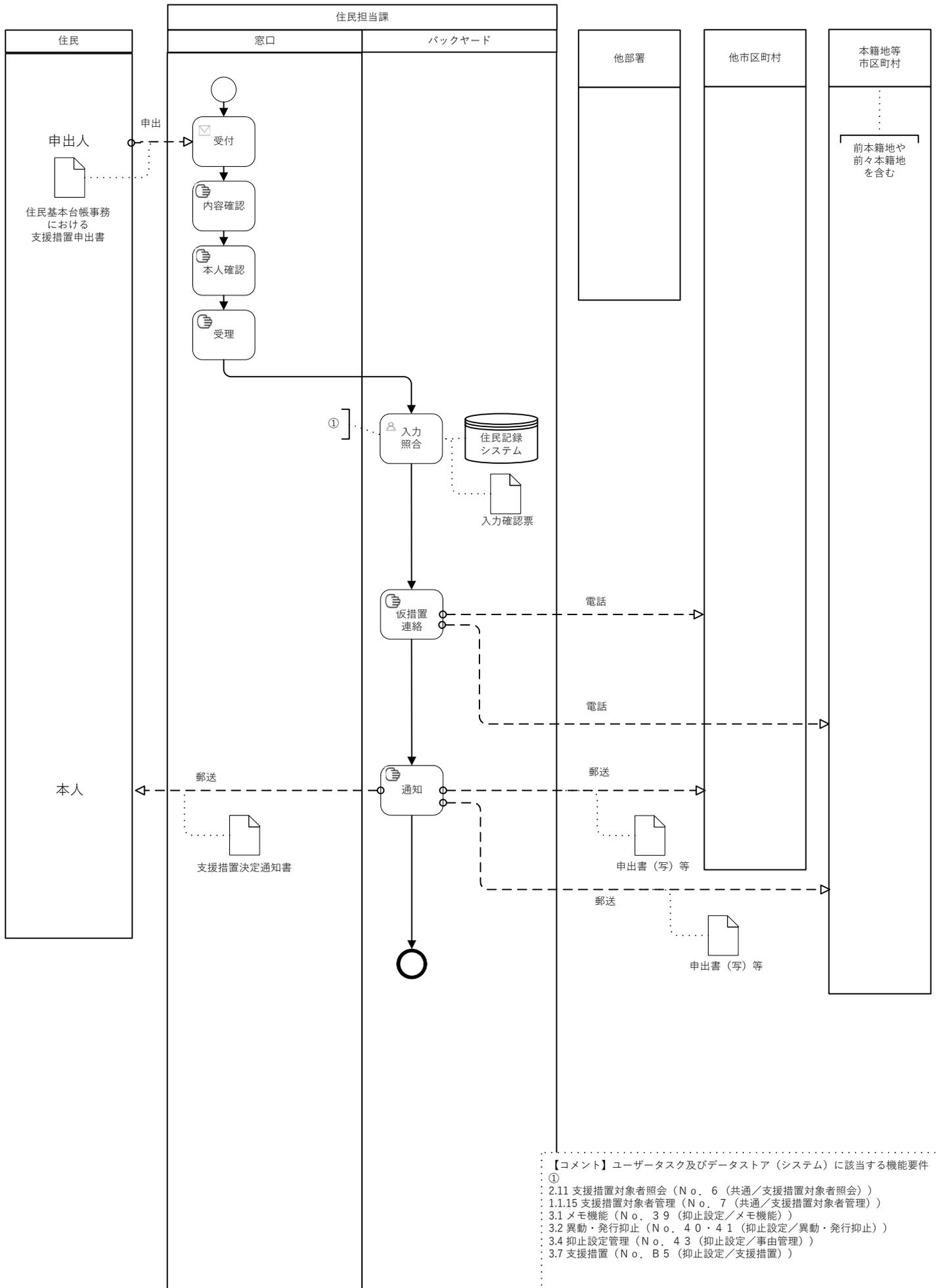




【コメント】ユーザータスク及びデータストア（システム）に該当する機能要件

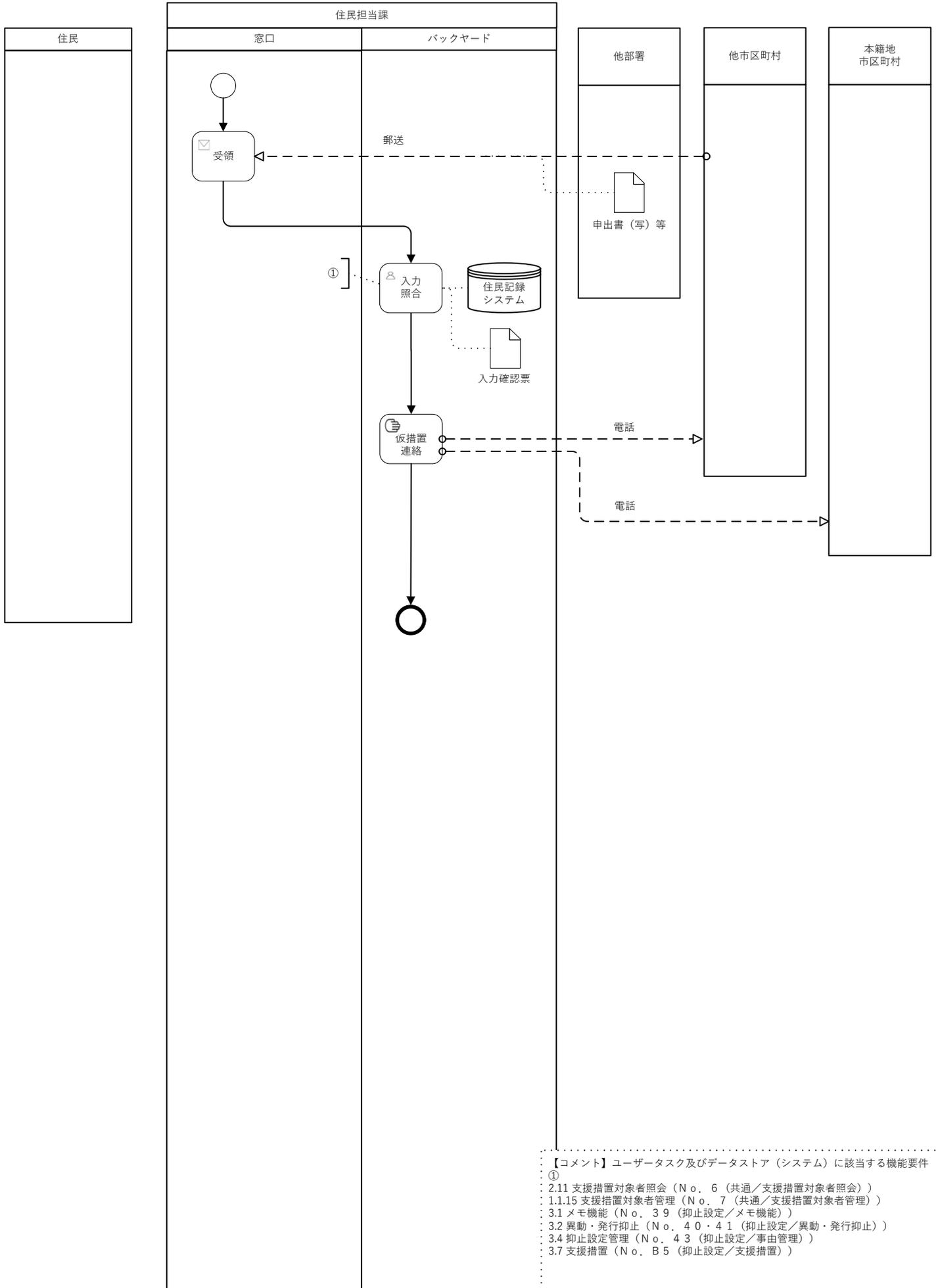
①
 1.1.1 日本人住民データの管理
 1.1.7 旧氏（以上、No. 202（旧氏対応／旧氏の管理））

②
 7.1.1.1 CSへの自動送信（No. 196（CS連携／CSへの自動送信））



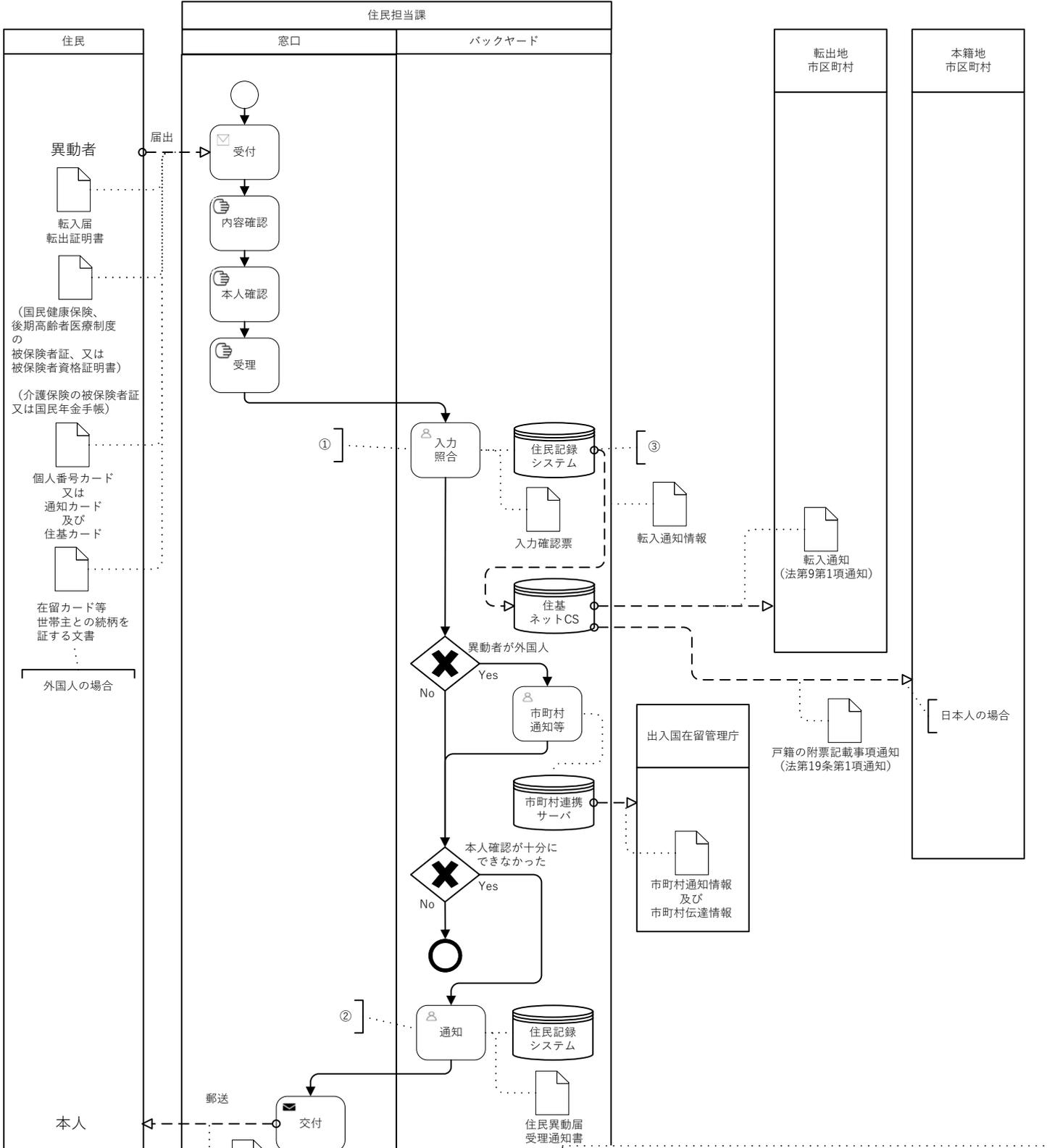
【コメント】ユーザータスク及びデータストア（システム）に該当する機能要件

- ①
- 2.11 支援措置対象者照会（No. 6（共通／支援措置対象者照会））
- 1.1.15 支援措置対象者管理（No. 7（共通／支援措置対象者管理））
- 3.1 メモ機能（No. 39（抑止設定／メモ機能））
- 3.2 異動・発行抑止（No. 40・41（抑止設定／異動・発行抑止））
- 3.4 抑止設定管理（No. 43（抑止設定／事由管理））
- 3.7 支援措置（No. B5（抑止設定／支援措置））

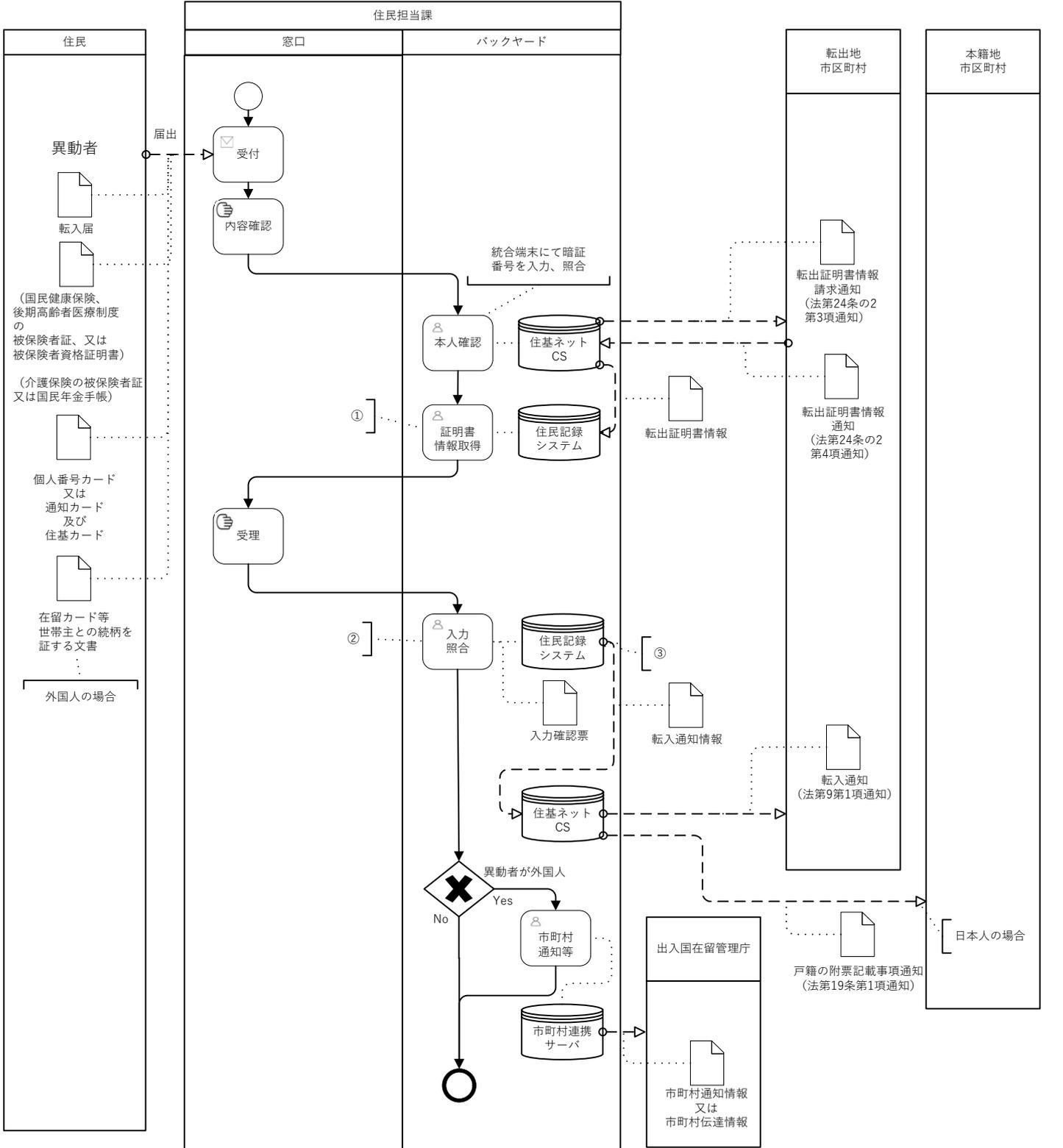


【コメント】ユーザータスク及びデータストア（システム）に該当する機能要件

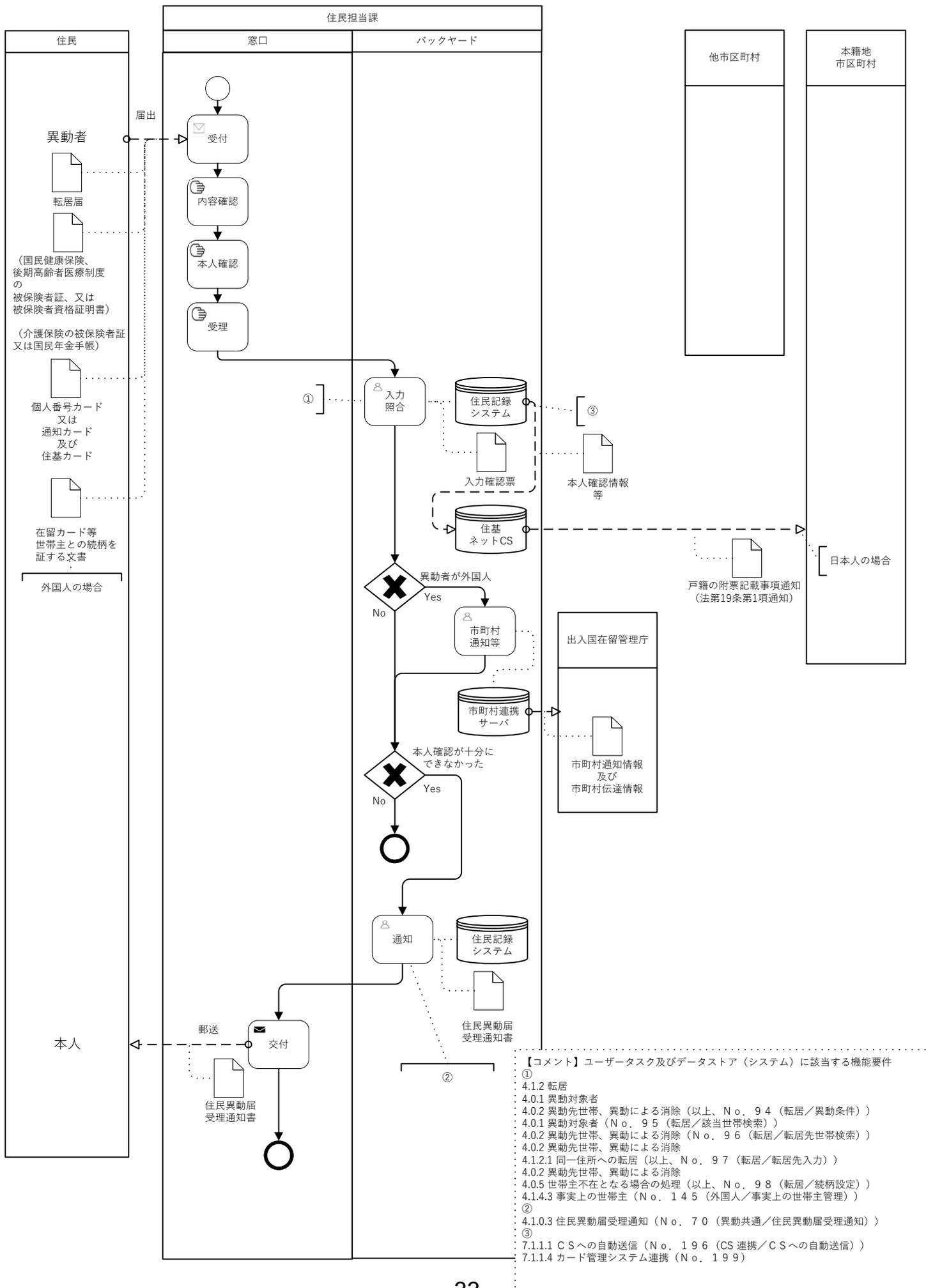
- ①
- 2.11 支援措置対象者照会（No. 6（共通／支援措置対象者照会））
- 1.1.15 支援措置対象者管理（No. 7（共通／支援措置対象者管理））
- 3.1 メモ機能（No. 39（抑止設定／メモ機能））
- 3.2 異動・発行抑止（No. 40・41（抑止設定／異動・発行抑止））
- 3.4 抑止設定管理（No. 43（抑止設定／事由管理））
- 3.7 支援措置（No. B5（抑止設定／支援措置））

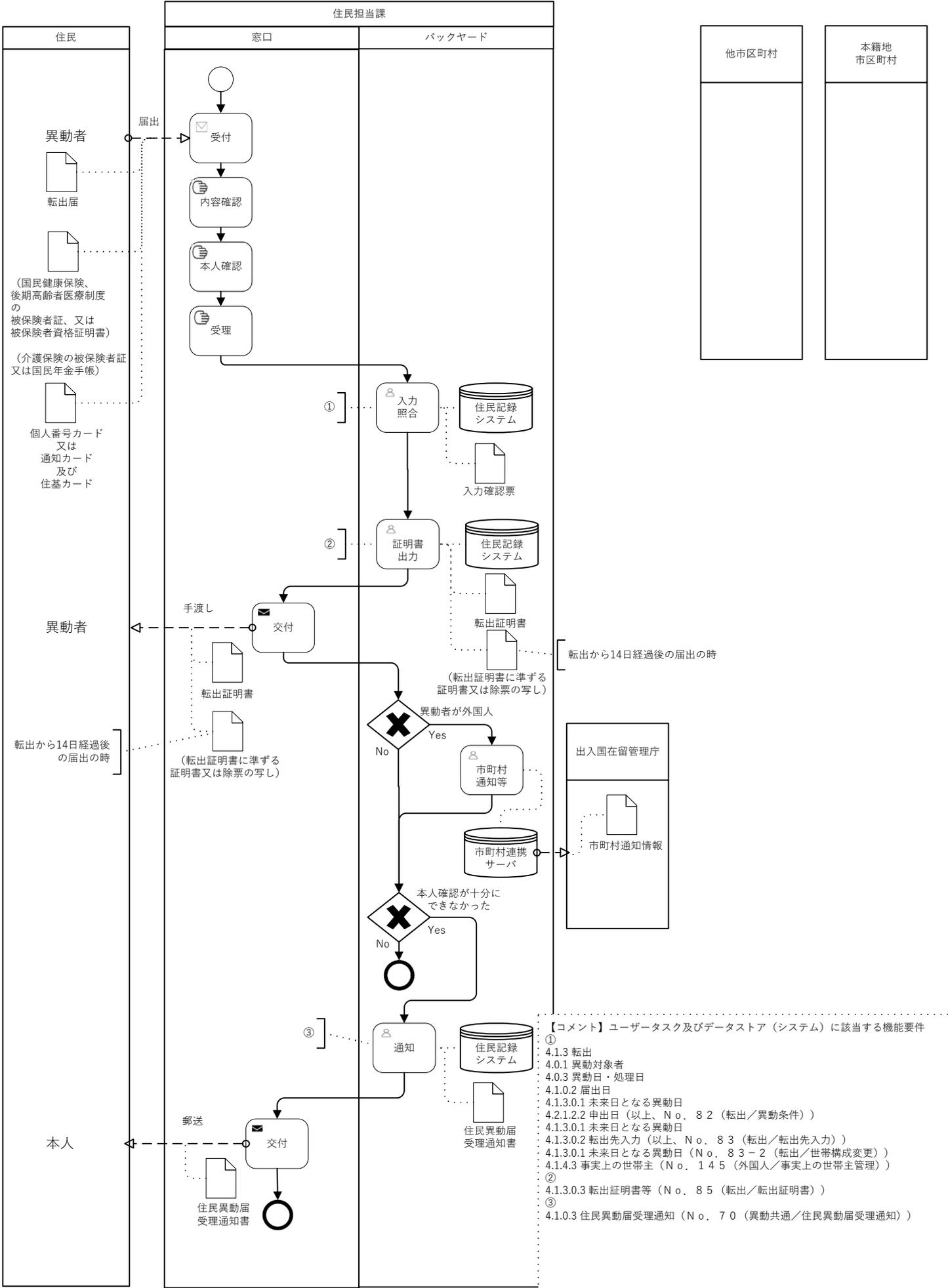


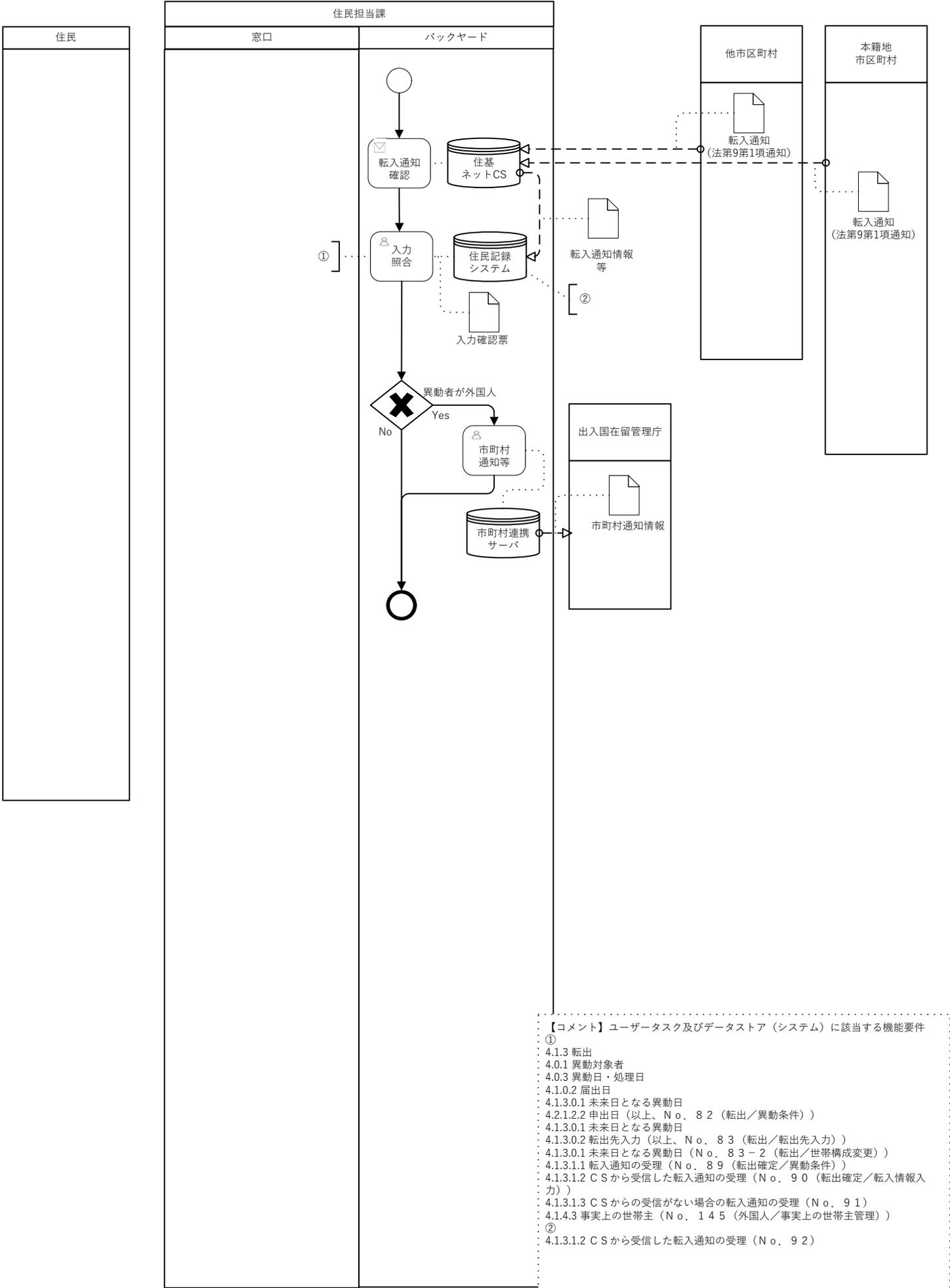
- 【コメント】ユーザータスク及びデータストア（システム）に該当する機能要件
- ①
 - 4.1.1 転入
 - 4.0.1 異動対象者
 - 4.0.2 異動先世帯、異動による消除
 - 4.0.3 異動日・処理日
 - 4.1.0.2 届出日
 - 4.2.1.2.2 申出日（以上、No. 72（転入/異動条件））
 - 1.1.1 日本人住民データの管理
 - 4.1.1.1 転入者情報入力（以上、No. 73（転入/転入者情報入力））
 - 4.1.1.2 再転入者（No. 74（転入/再転入者検索））
 - 4.1.1.4 未届転入
 - 4.2.1.0.1 住所設定・未届転入（以上、No. 78（転入/未届転入地入力））
 - 4.0.2 異動先世帯、異動による消除（No. 80）
 - 4.1.1.2 再転入者（No. 81（転入/再転入者））
 - 4.1.4.3 事実上の世帯主（No. 145（外国人/事実上の世帯主管理））
 - 4.5.8 入管法の住居届届出（No. B8（外国人/入管法の住居届届出））
 - ②
 - 4.1.0.3 住民異動届受理通知（No. 70（異動共通/住民異動届受理通知））
 - ③
 - 7.1.1.1 CSへの自動送信（No. 196（CS連携/CSへの自動送信））
 - 7.1.1.4 カード管理システム連携（No. 199（CS連携/カード管理システム連携））



- 【コメント】ユーザータスク及びデータストア（システム）に該当する機能要件
- ①
 - 4.1.1.2 再転入者（No. 74（転入／再転入者検索））
 - 4.1.1.3 特例転入（No. 76（転入／特例転入））
 - ②
 - 4.0.1 異動対象者
 - 4.0.2 異動先世帯、異動による消除
 - 4.0.3 異動日・処理日
 - 4.1.0.2 届出日
 - 4.2.1.2.2 申出日（以上、No. 72（転入／異動条件））
 - 1.1.1 日本人住民データの管理
 - 4.1.1.1 転入者情報入力（以上、No. 73（転入／転入者情報入力））
 - 4.1.1.3 特例転入（No. 76（転入／特例転入））
 - 4.1.1.4 未届転入
 - 4.2.1.0.1 住所設定・未届転入（以上、No. 78（転入／未届転入地入力））
 - 4.0.2 異動先世帯、異動による消除（No. 80）
 - 4.1.1.2 再転入者（No. 81（転入／再転入者））
 - 4.1.4.3 事実上の世帯主（No. 145（外国人／事実上の世帯主管理））
 - 4.5.8 入管法の住居地届出（No. B8（外国人／入管法の住居地届出））
 - ③
 - 7.1.1.1 CSへの自動送信（No. 196（CS連携／CSへの自動送信））
 - 7.1.1.4 カード管理システム連携（No. 199（CS連携／カード管理システム連携））







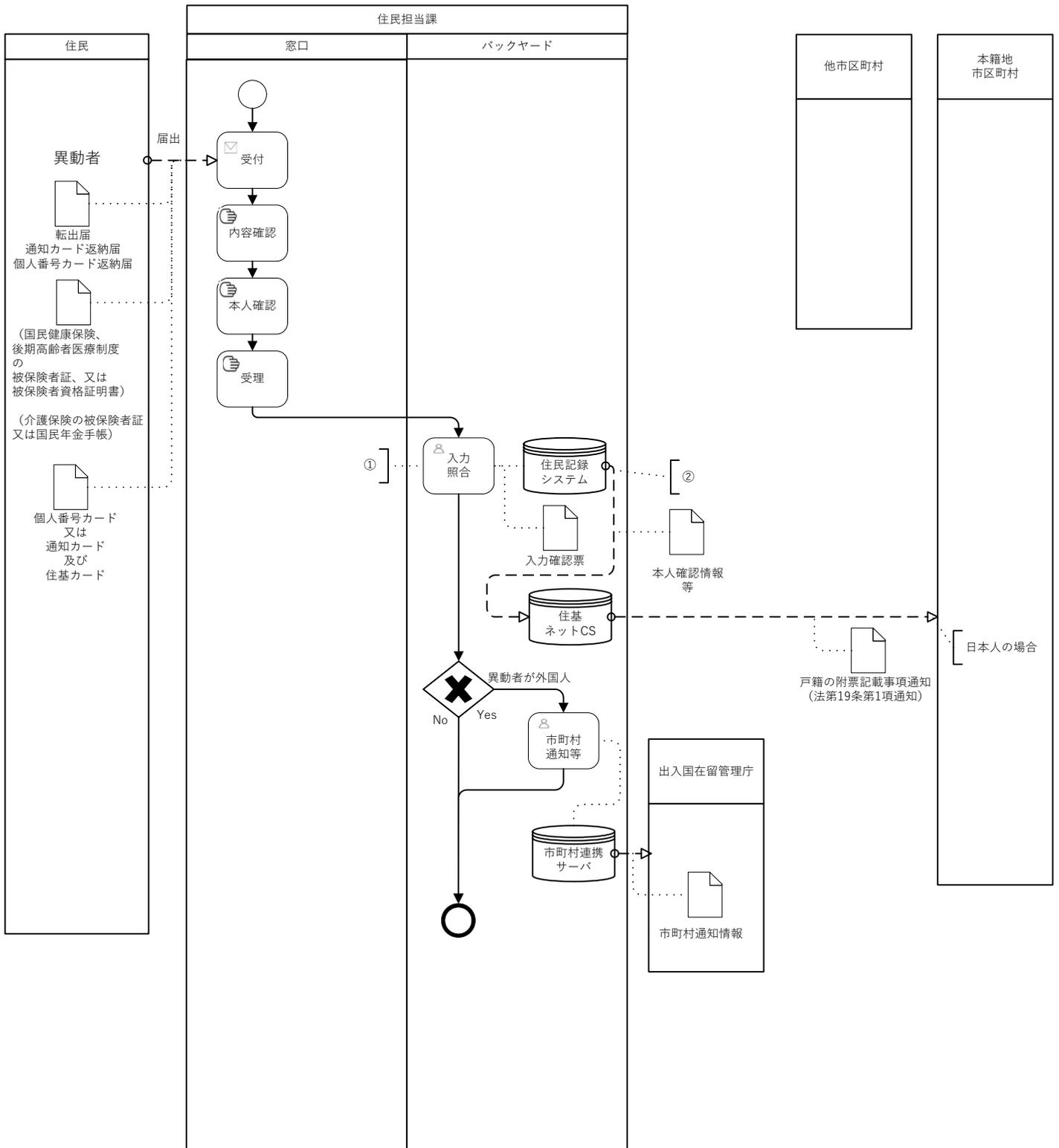
【コメント】ユーザータスク及びデータストア（システム）に該当する機能要件

①

- 4.1.3 転出
- 4.0.1 異動対象者
- 4.0.3 異動日・処理日
- 4.1.0.2 届出日
- 4.1.3.0.1 未来日となる異動日
- 4.2.1.2.2 申出日（以上、No. 82（転出／異動条件））
- 4.1.3.0.1 未来日となる異動日
- 4.1.3.0.2 転出先入力（以上、No. 83（転出／転出先入力））
- 4.1.3.0.1 未来日となる異動日（No. 83-2（転出／世帯構成変更））
- 4.1.3.1.1 転入通知の受理（No. 89（転出確定／異動条件））
- 4.1.3.1.2 CSから受信した転入通知の受理（No. 90（転出確定／転入情報入力））
- 4.1.3.1.3 CSからの受信がない場合の転入通知の受理（No. 91）
- 4.1.4.3 事実上の世帯主（No. 145（外国人／事実上の世帯主管理））

②

- 4.1.3.1.2 CSから受信した転入通知の受理（No. 92）



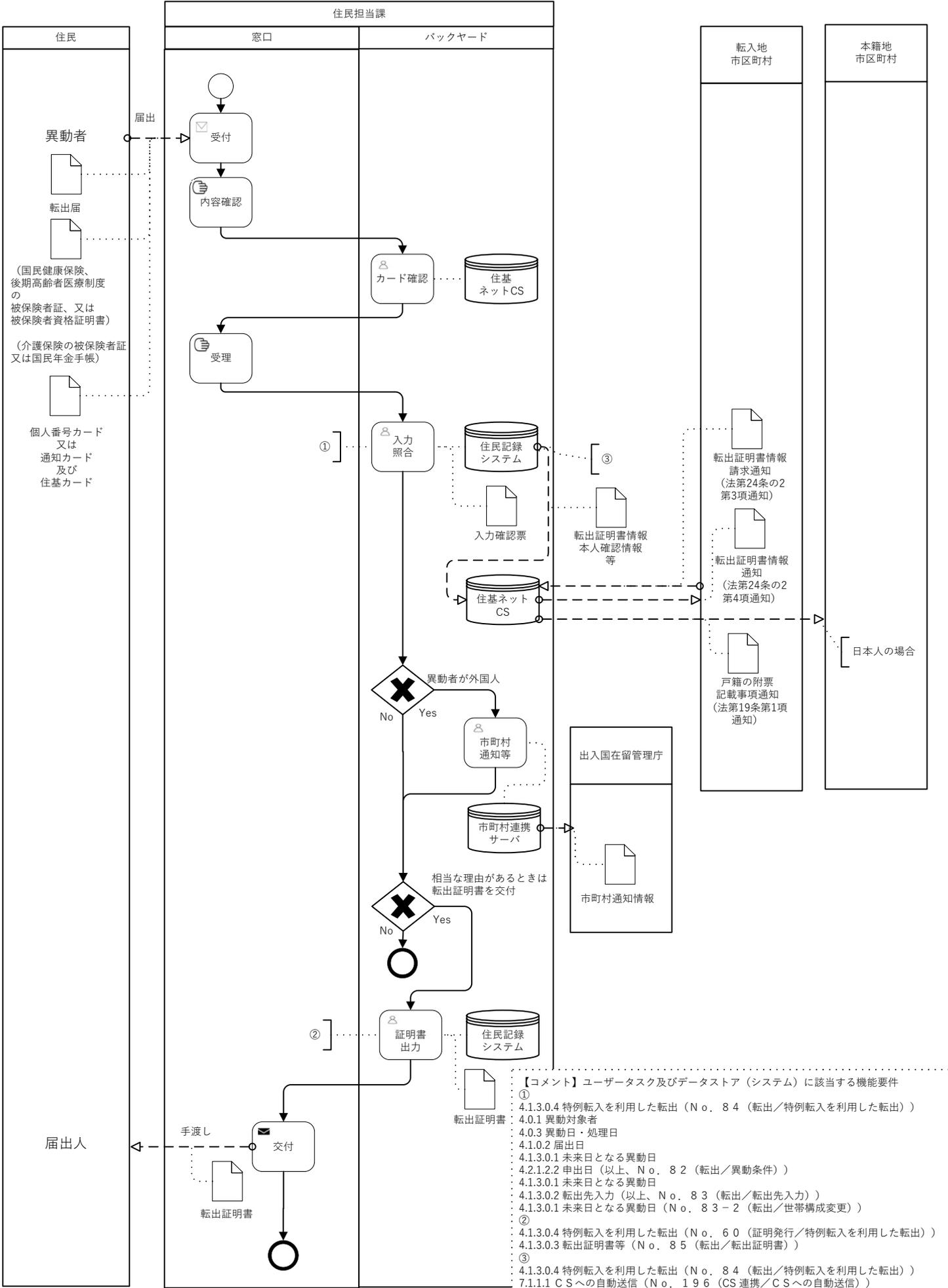
【コメント】ユーザータスク及びデータストア（システム）に該当する機能要件

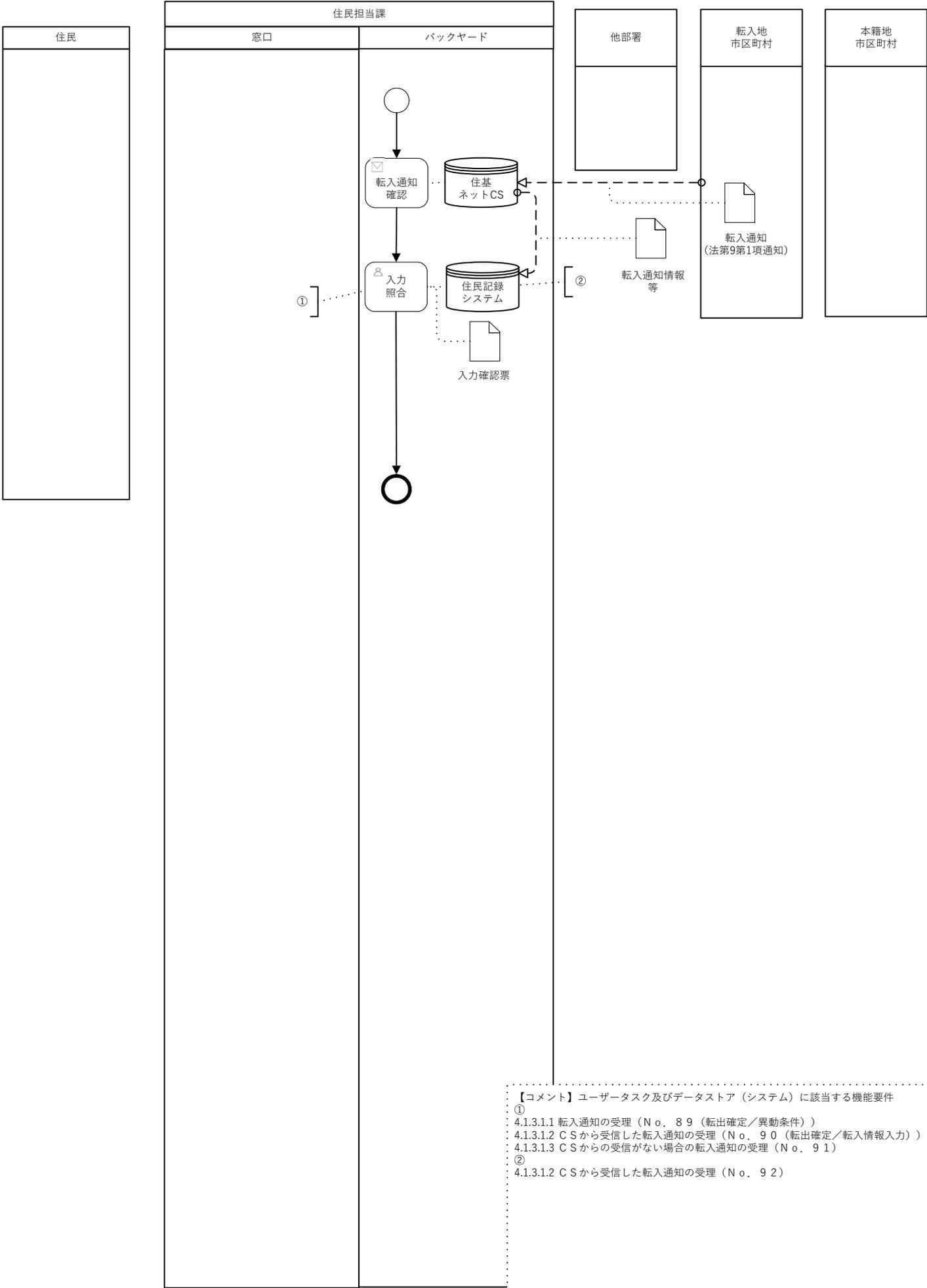
①

- 4.1.3 転出
- 4.0.1 異動対象者
- 4.0.3 異動日・処理日
- 4.1.0.2 届出日
- 4.1.3.0.1 未来日となる異動日
- 4.2.1.2.2 申出日（以上、No. 82（転出／異動条件））
- 4.1.3.0.1 未来日となる異動日
- 4.1.3.0.2 転出先入力（以上、No. 83（転出／転出先入力））
- 4.1.3.0.1 未来日となる異動日（No. 83-2（転出／世帯構成変更））
- 4.1.4.3 事実上の世帯主（No. 145（外国人／事実上の世帯主管理））

②

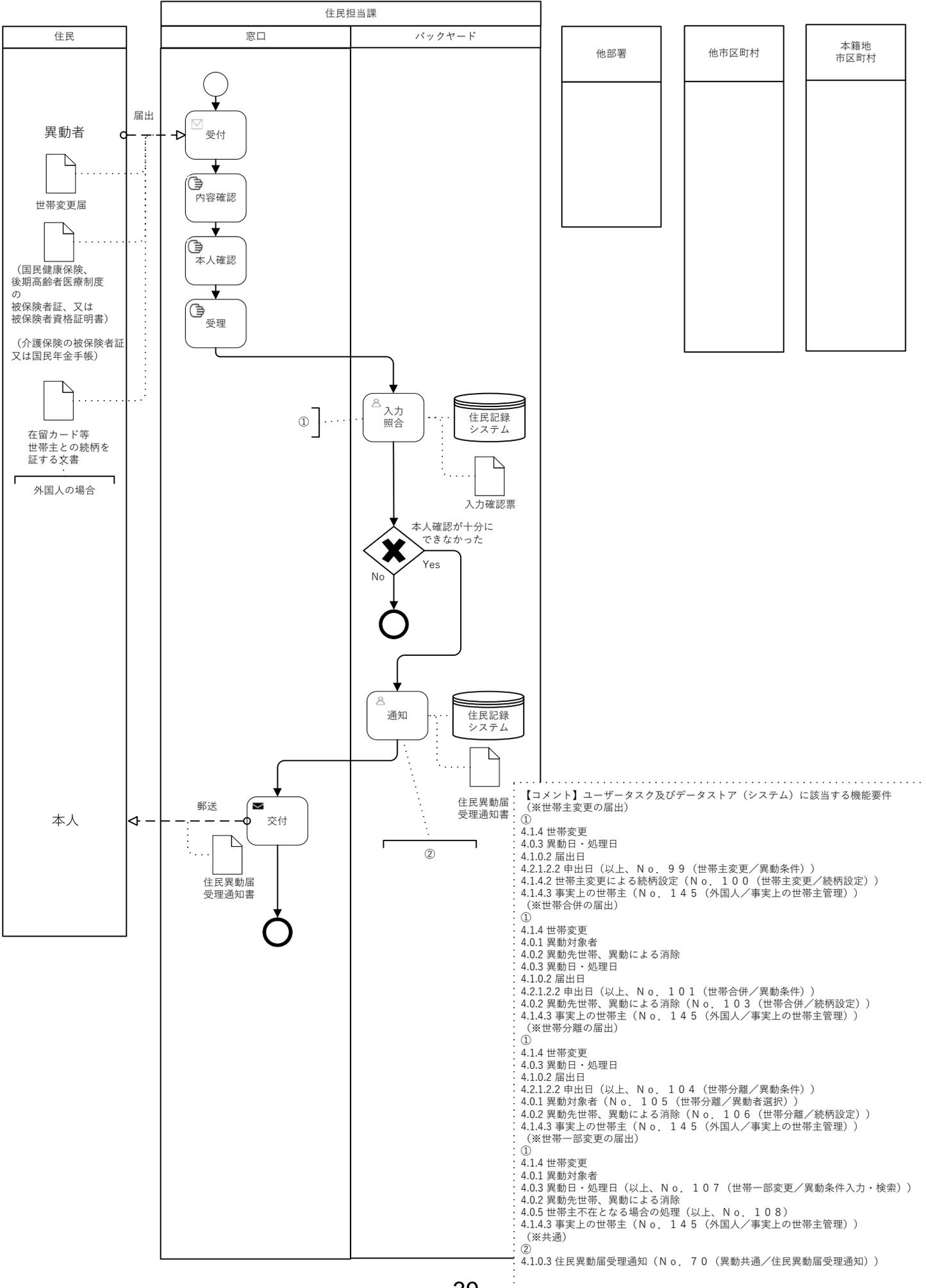
- 7.1.1.1 CSへの自動送信（No. 196（CS連携／CSへの自動送信））

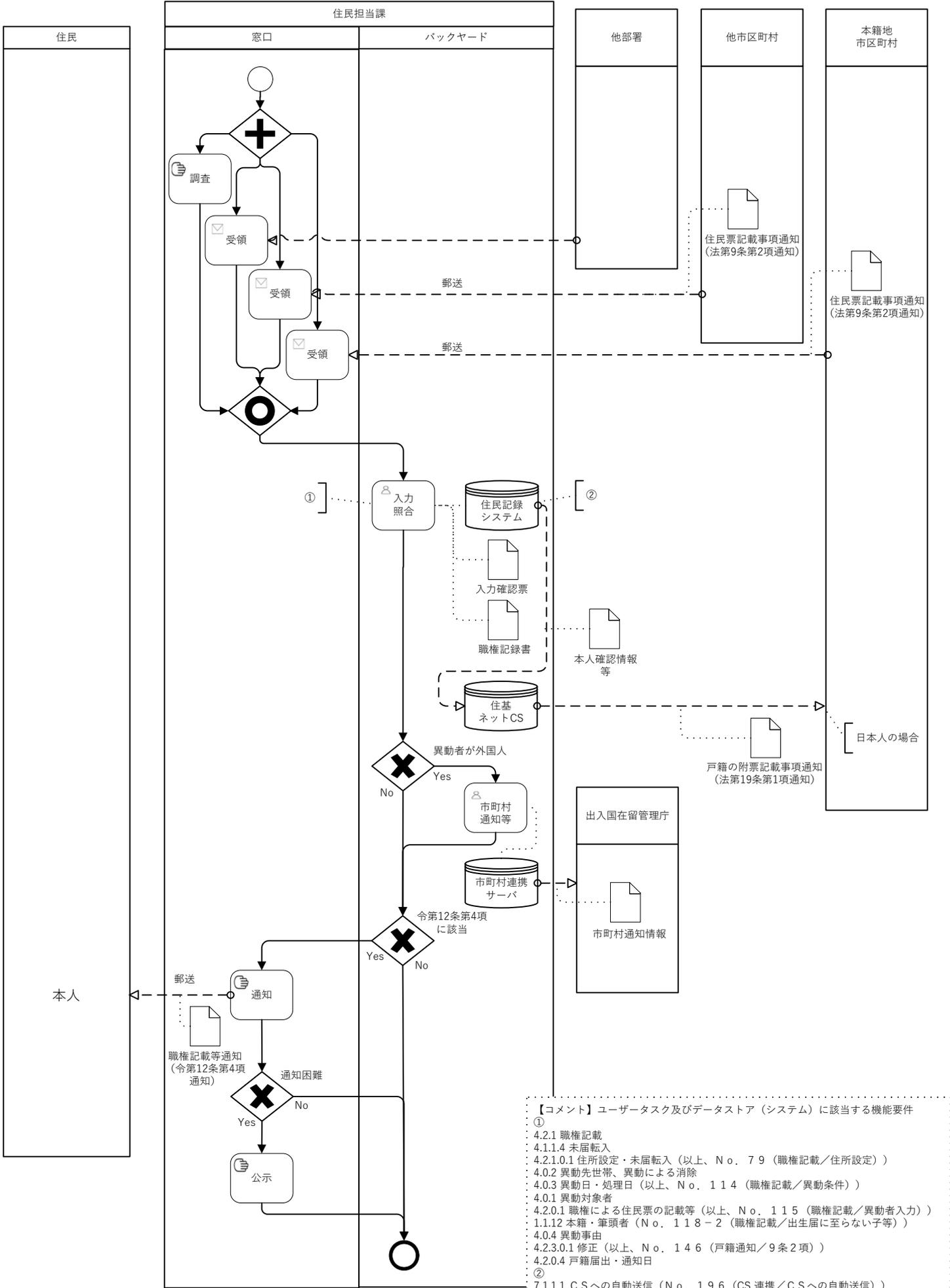




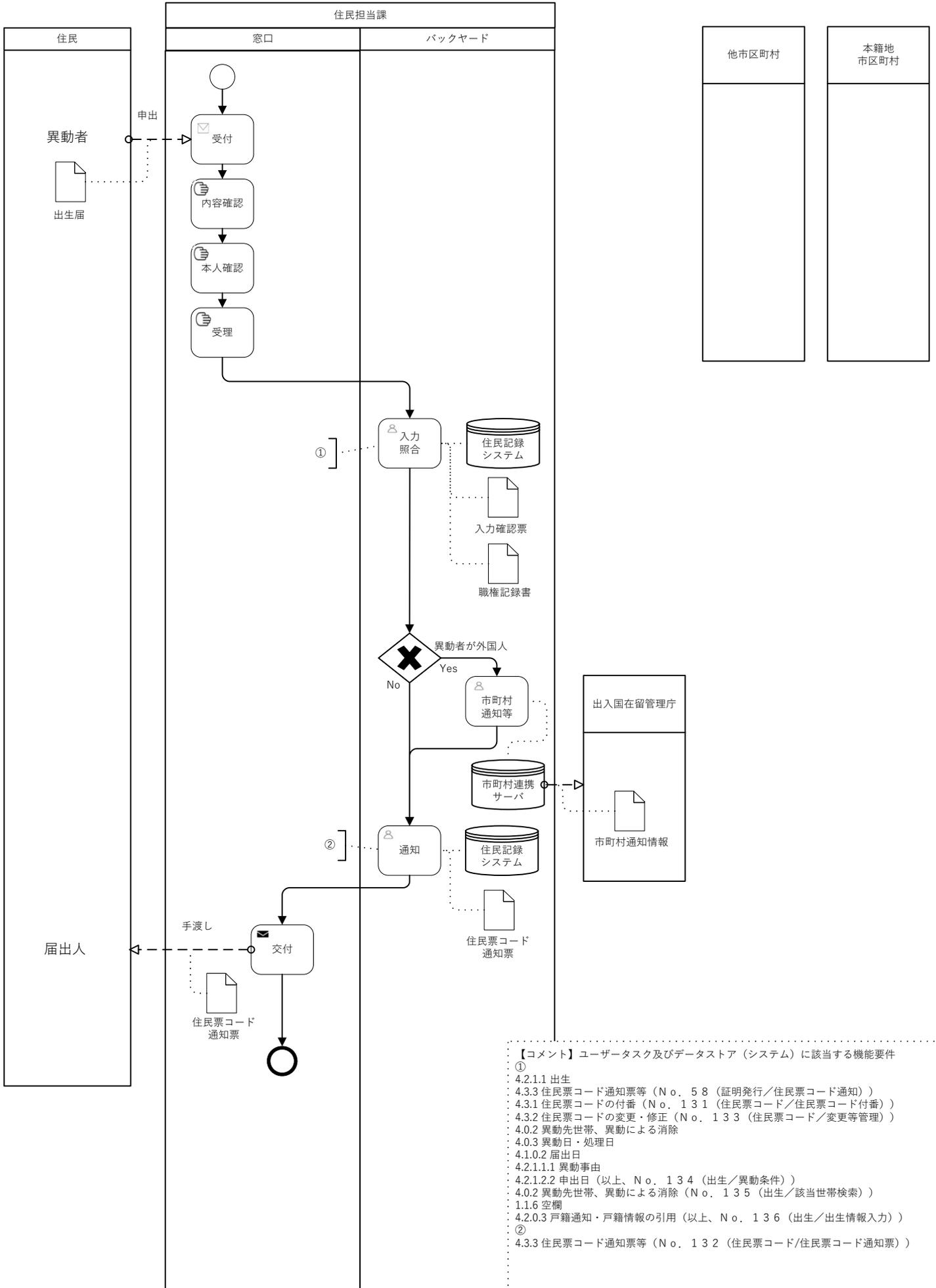
【コメント】ユーザータスク及びデータストア（システム）に該当する機能要件

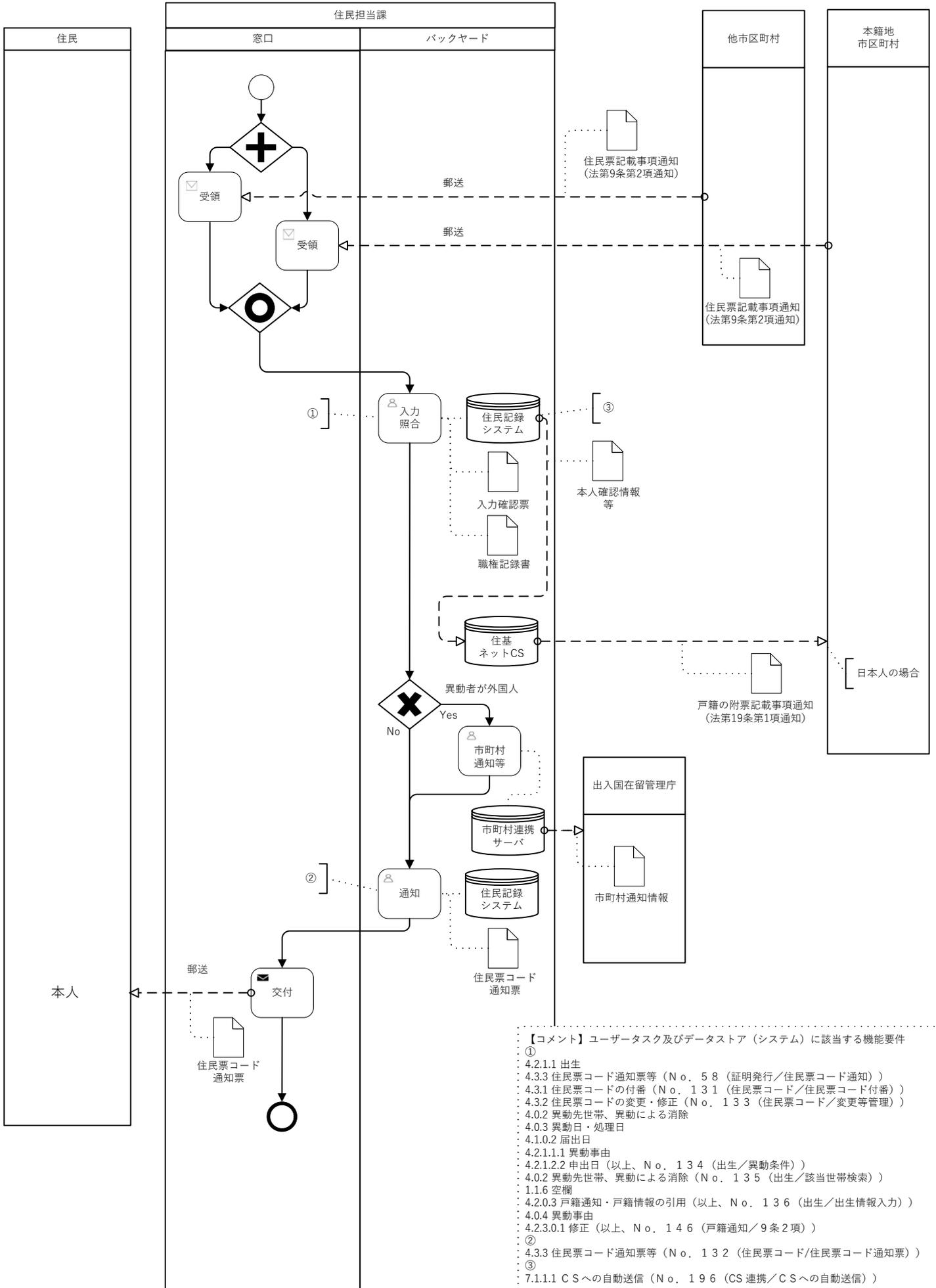
- ①
- 4.1.3.1.1 転入通知の受理（No. 89（転出確定／異動条件））
- 4.1.3.1.2 CSから受信した転入通知の受理（No. 90（転出確定／転入情報入力））
- 4.1.3.1.3 CSからの受信がない場合の転入通知の受理（No. 91）
- ②
- 4.1.3.1.2 CSから受信した転入通知の受理（No. 92）

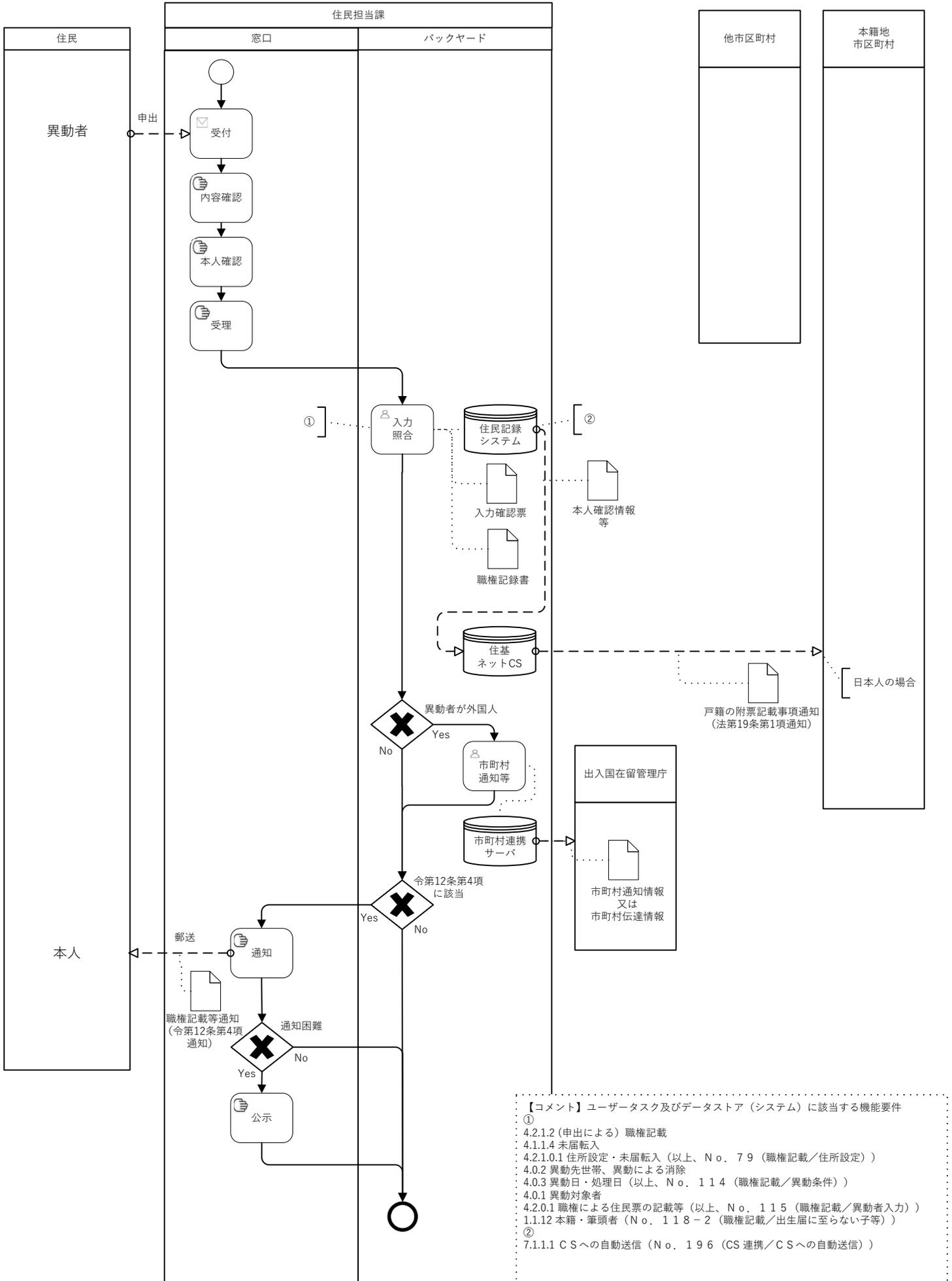


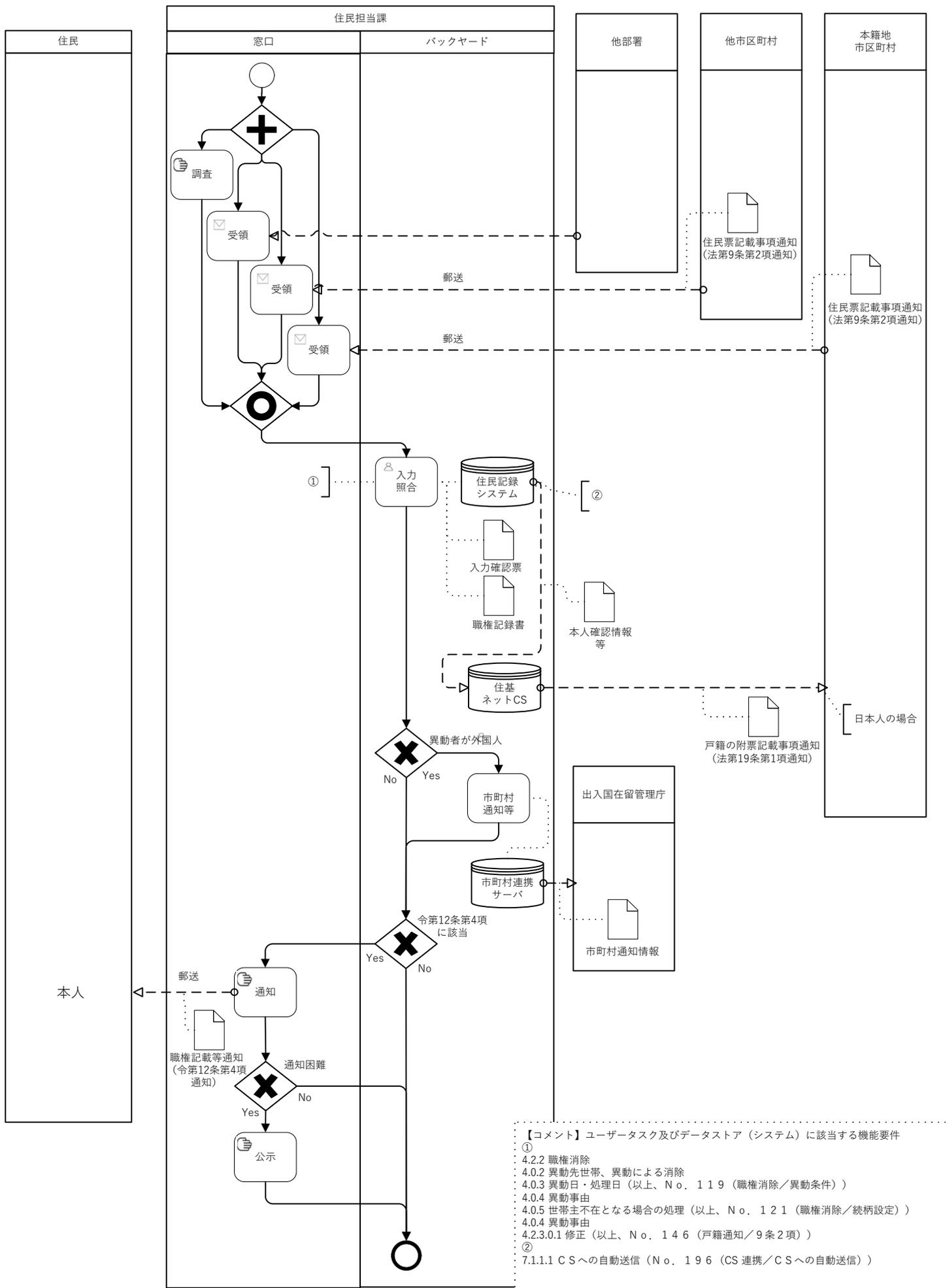


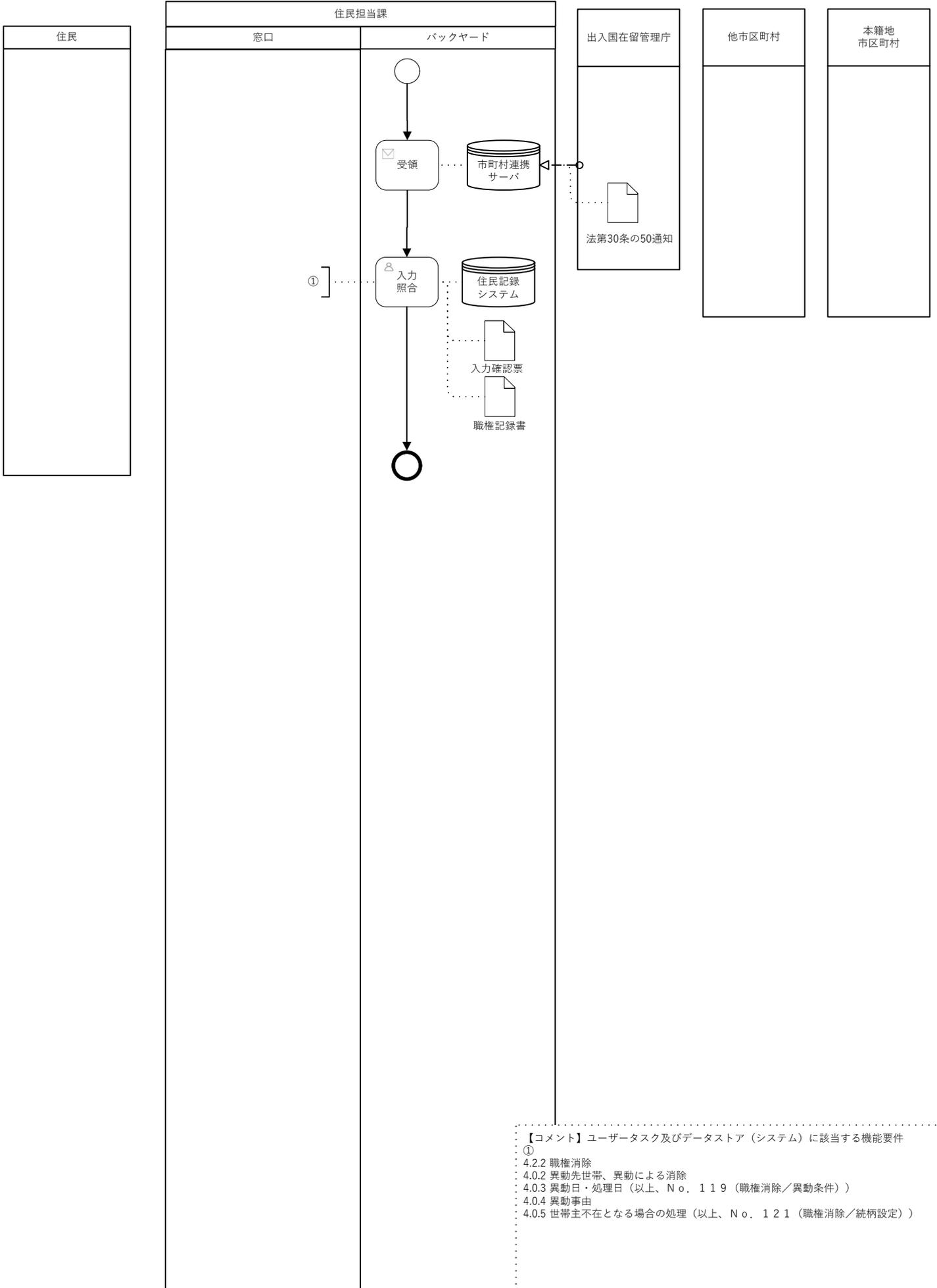
- 【コメント】ユーザータスク及びデータストア（システム）に該当する機能要件
- ①
 - 4.2.1 職権記載
 - 4.1.1.4 未届転入
 - 4.2.1.0.1 住所設定・未届転入（以上、No. 79（職権記載/住所設定））
 - 4.0.2 異動先世帯、異動による消除
 - 4.0.3 異動日・処理日（以上、No. 114（職権記載/異動条件））
 - 4.0.1 異動対象者
 - 4.2.0.1 職権による住民票の記載等（以上、No. 115（職権記載/異動者入力））
 - 1.1.1.2 本籍・筆頭者（No. 118-2（職権記載/出生届に至らない子等））
 - 4.0.4 異動事由
 - 4.2.3.0.1 修正（以上、No. 146（戸籍通知/9条2項））
 - 4.2.0.4 戸籍届出・通知日
 - ②
 - 7.1.1.1 CSへの自動送信（No. 196（CS連携/CSへの自動送信））







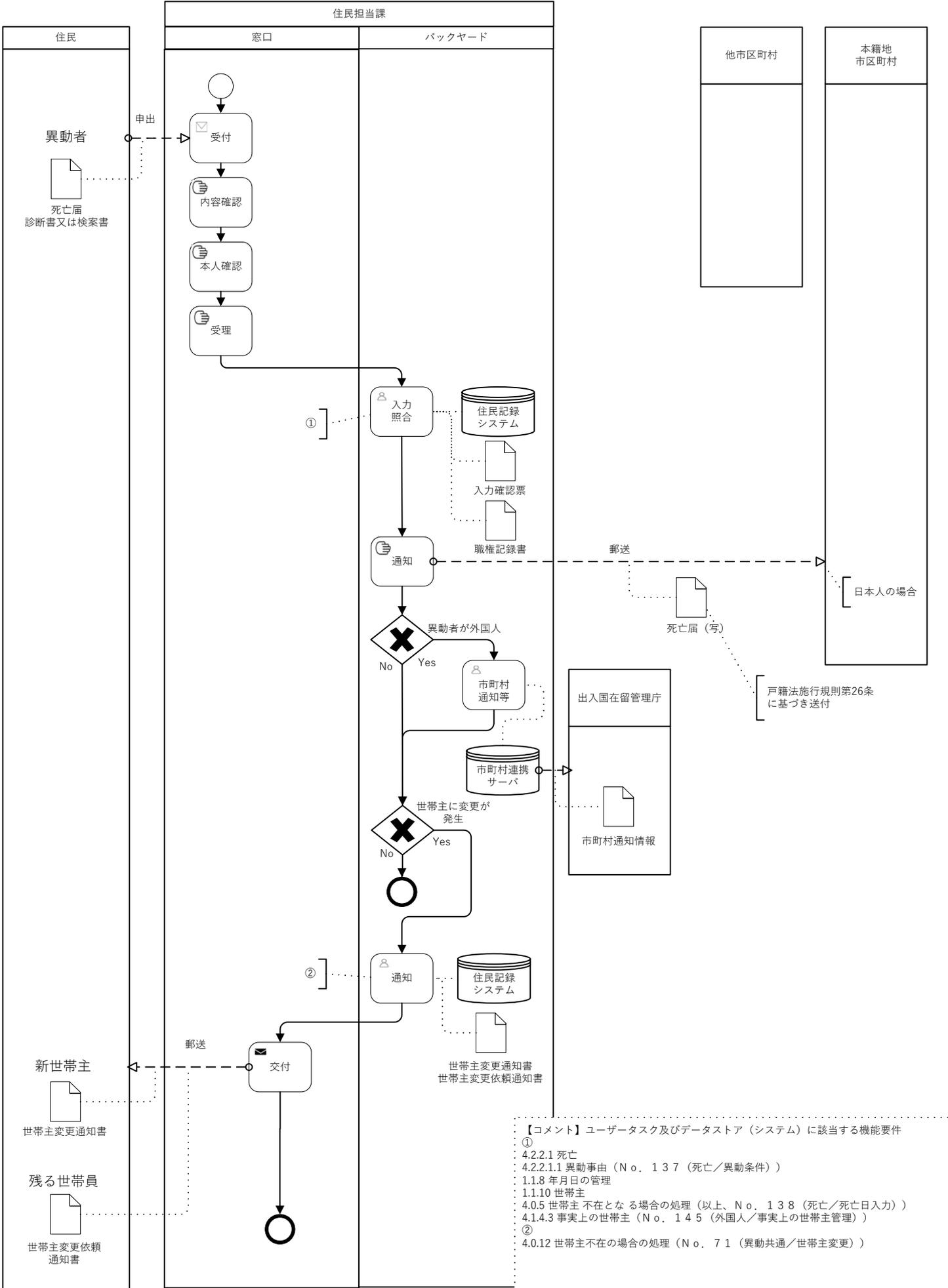


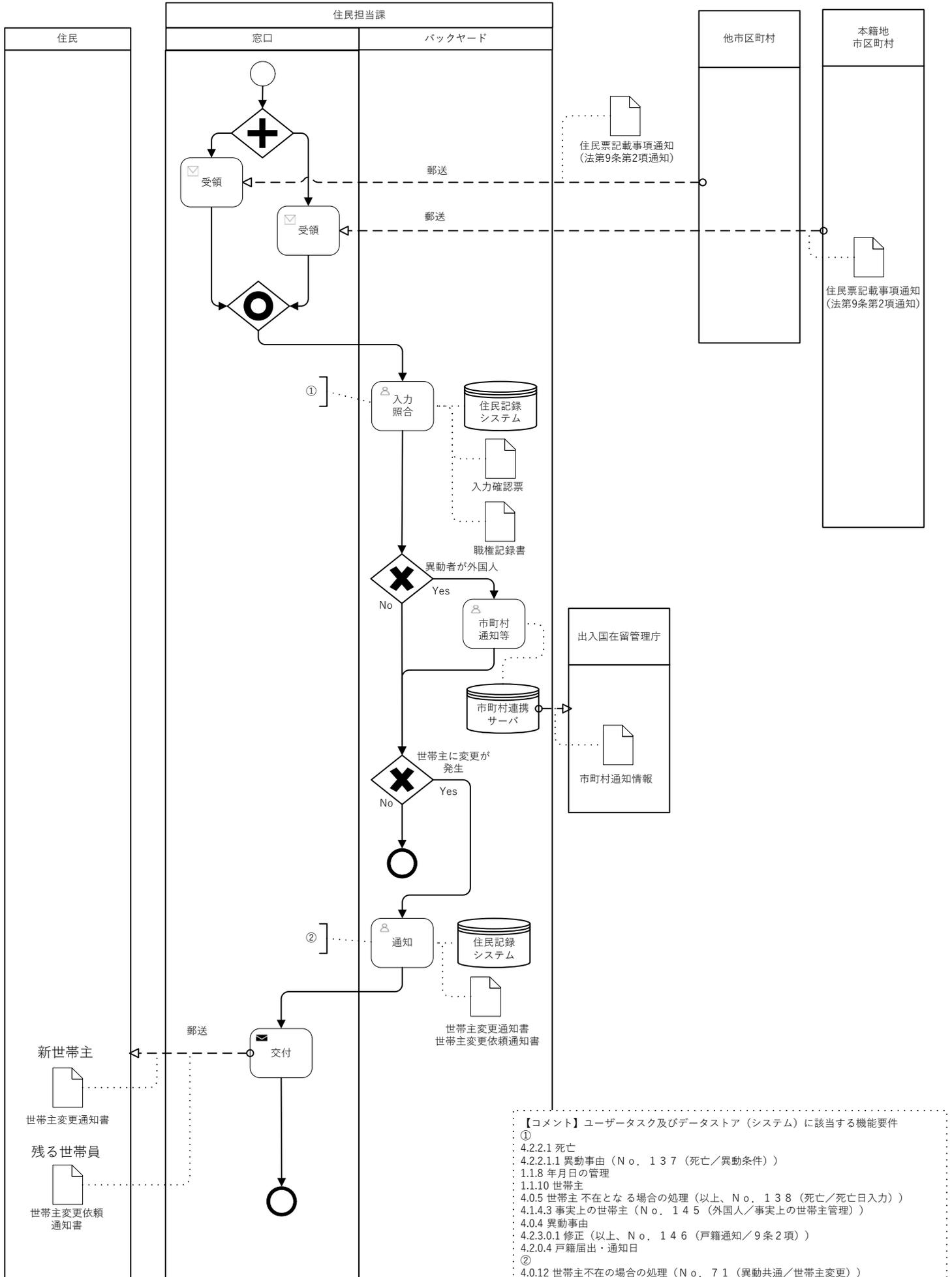


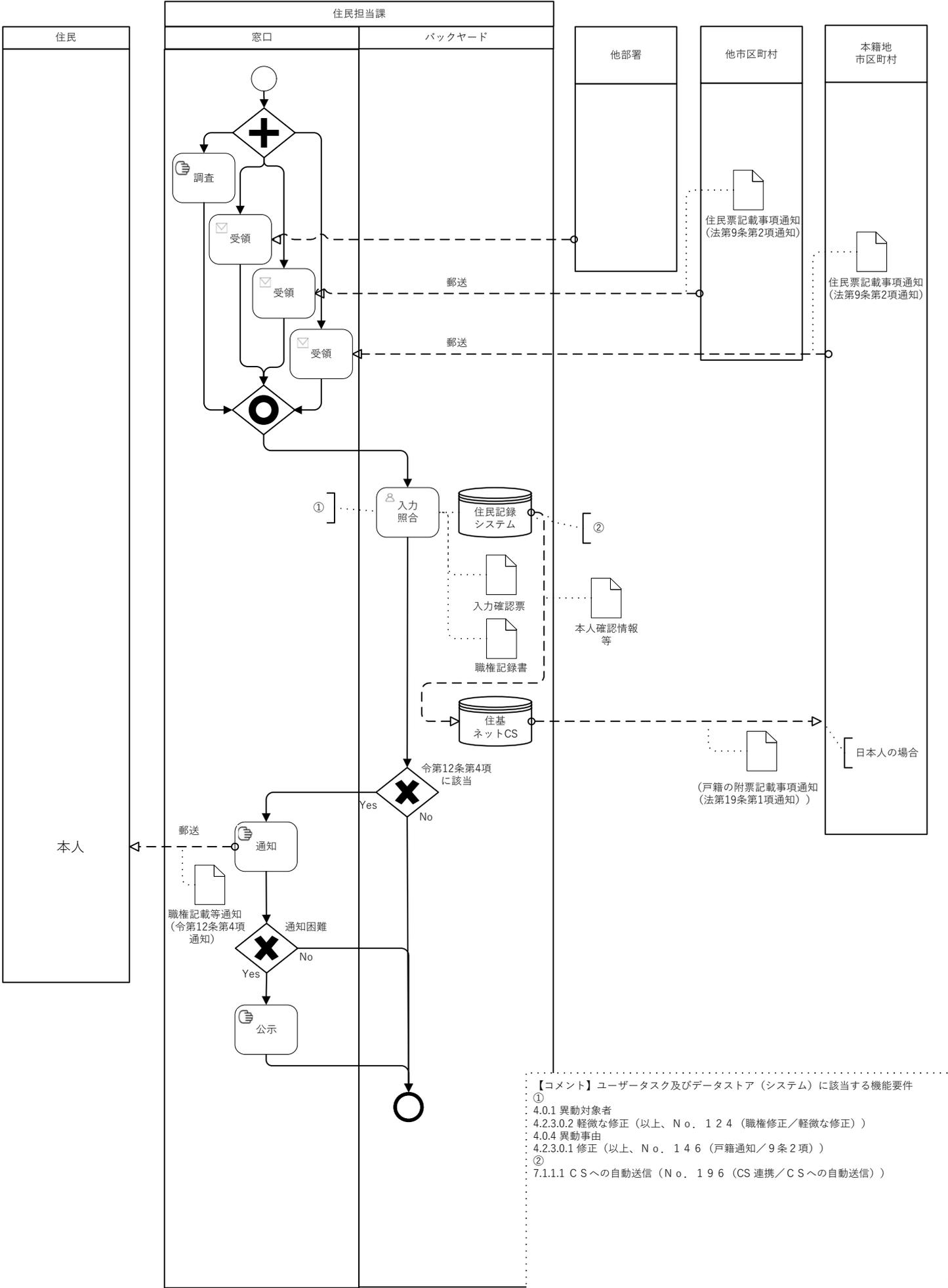
【コメント】ユーザータスク及びデータストア（システム）に該当する機能要件

①

- 4.2.2 職権削除
- 4.0.2 異動先世帯、異動による削除
- 4.0.3 異動日・処理日（以上、No. 119（職権削除／異動条件））
- 4.0.4 異動事由
- 4.0.5 世帯主不在となる場合の処理（以上、No. 121（職権削除／続柄設定））



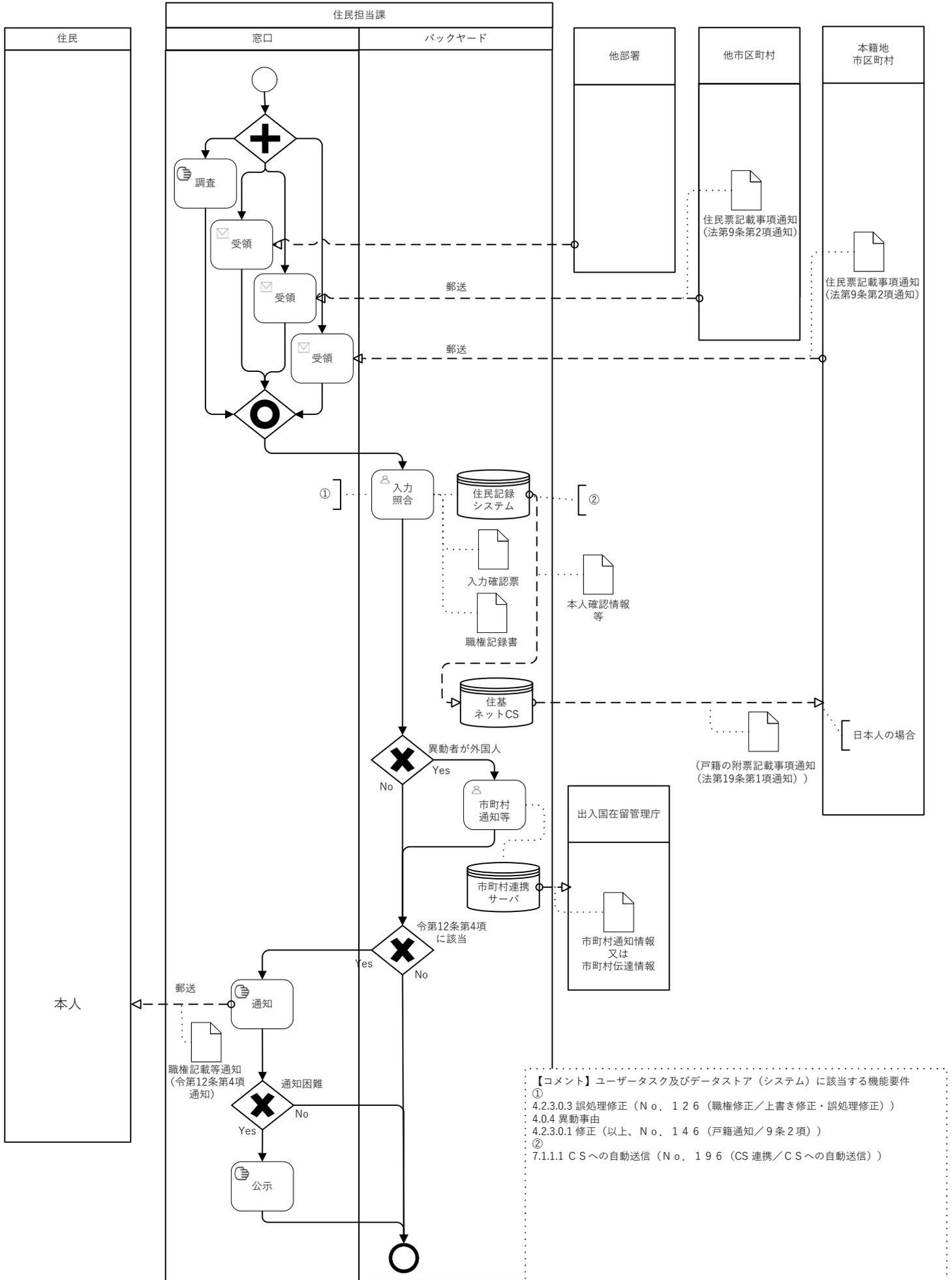


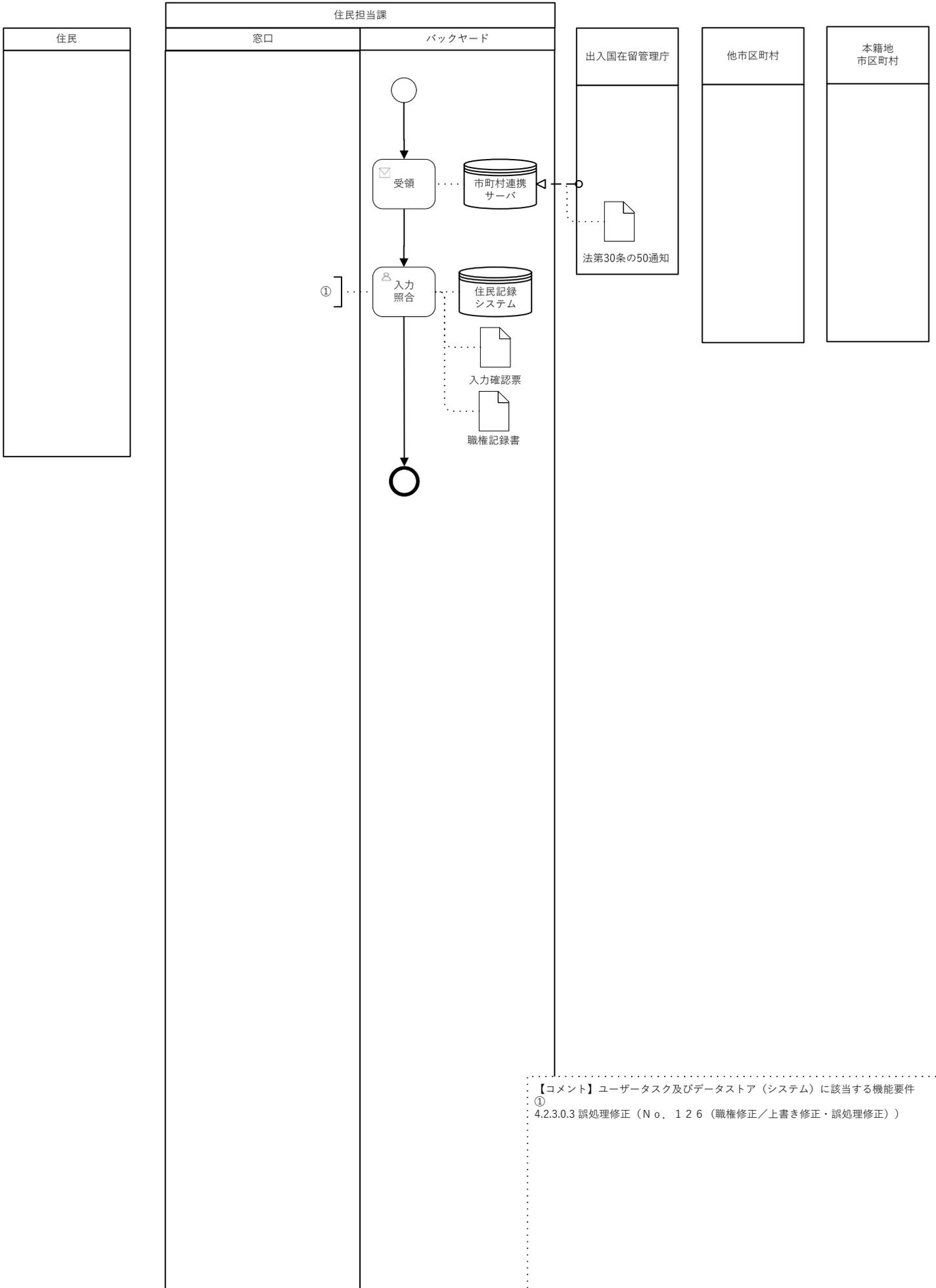


【コメント】ユーザータスク及びデータストア（システム）に該当する機能要件

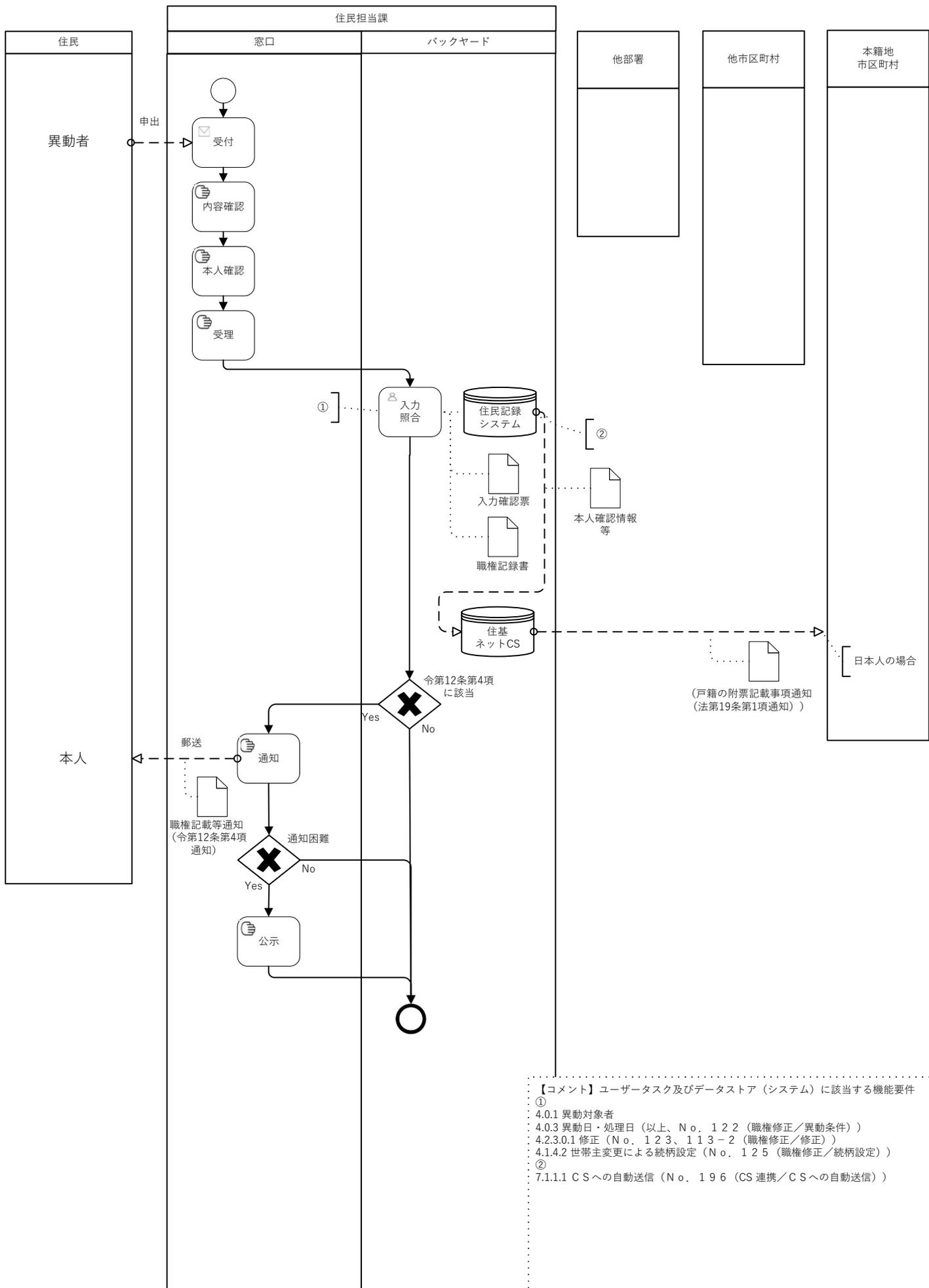
①
 4.0.1 異動対象者
 4.2.3.0.2 軽微な修正（以上、No. 124（職権修正／軽微な修正））
 4.0.4 異動事由
 4.2.3.0.1 修正（以上、No. 146（戸籍通知／9条2項））

②
 7.1.1.1 CSへの自動送信（No. 196（CS連携／CSへの自動送信））





【コメント】ユーザータスク及びデータストア（システム）に該当する機能要件
① 4.2.3.0.3 誤処理修正（No. 126（職権修正／上書き修正・誤処理修正））



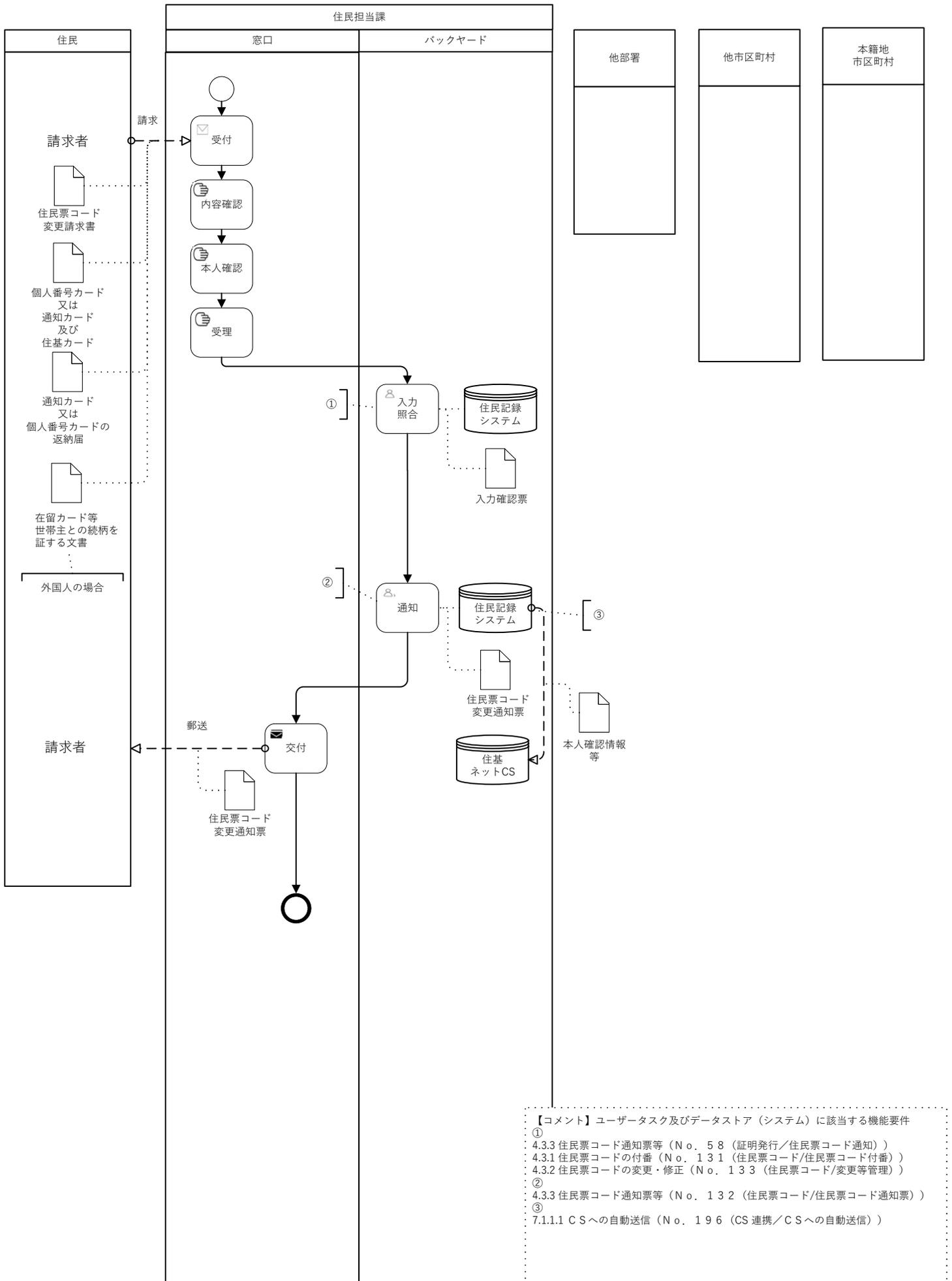
【コメント】ユーザータスク及びデータストア（システム）に該当する機能要件

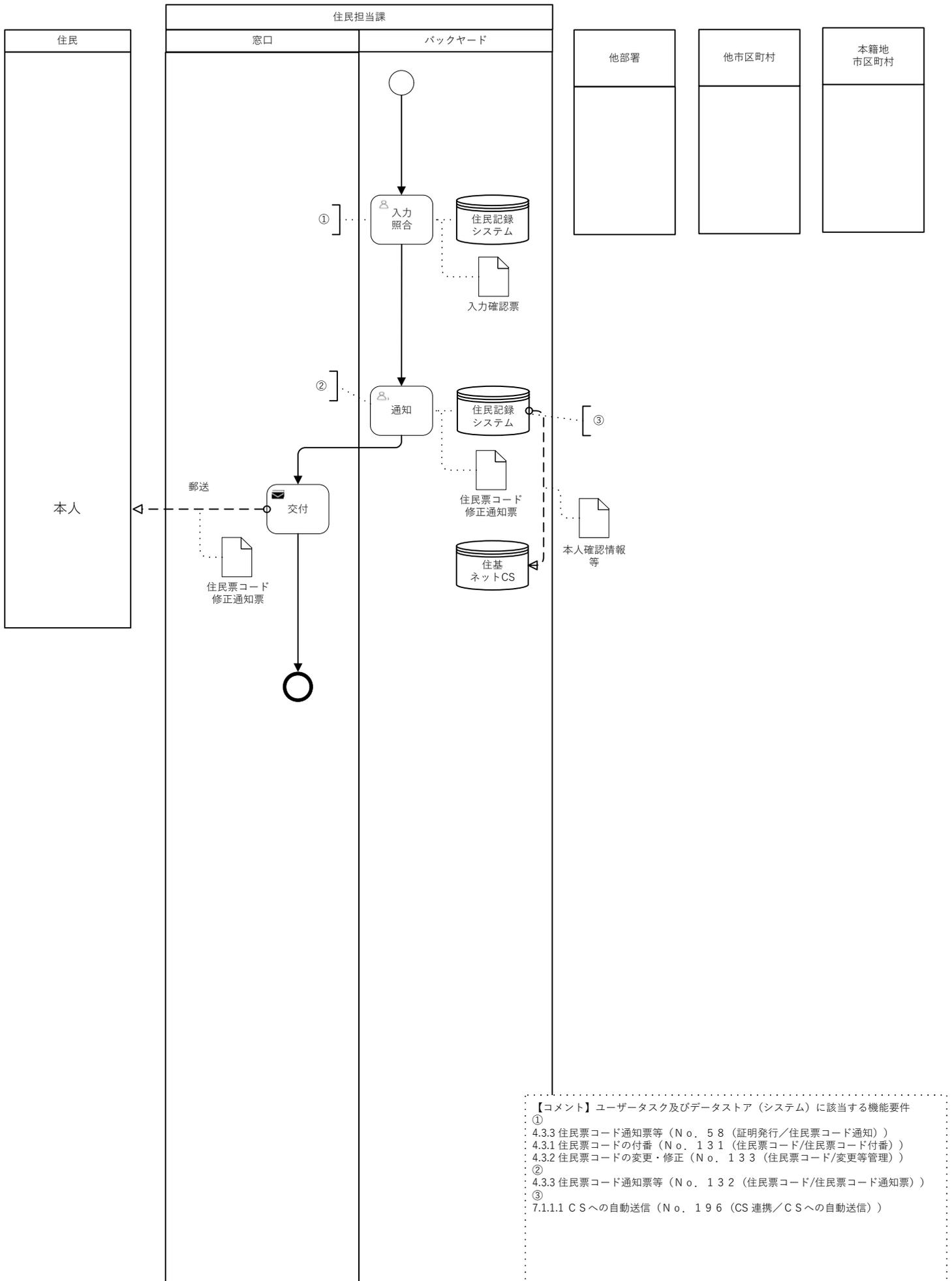
①

- 4.01 異動対象者
- 4.03 異動日・処理日（以上、No. 122（職権修正/異動条件））
- 4.2.3.0.1 修正（No. 123、113-2（職権修正/修正））
- 4.1.4.2 世帯主変更による続柄設定（No. 125（職権修正/続柄設定））

②

- 7.1.1.1 CSへの自動送信（No. 196（CS連携/CSへの自動送信））



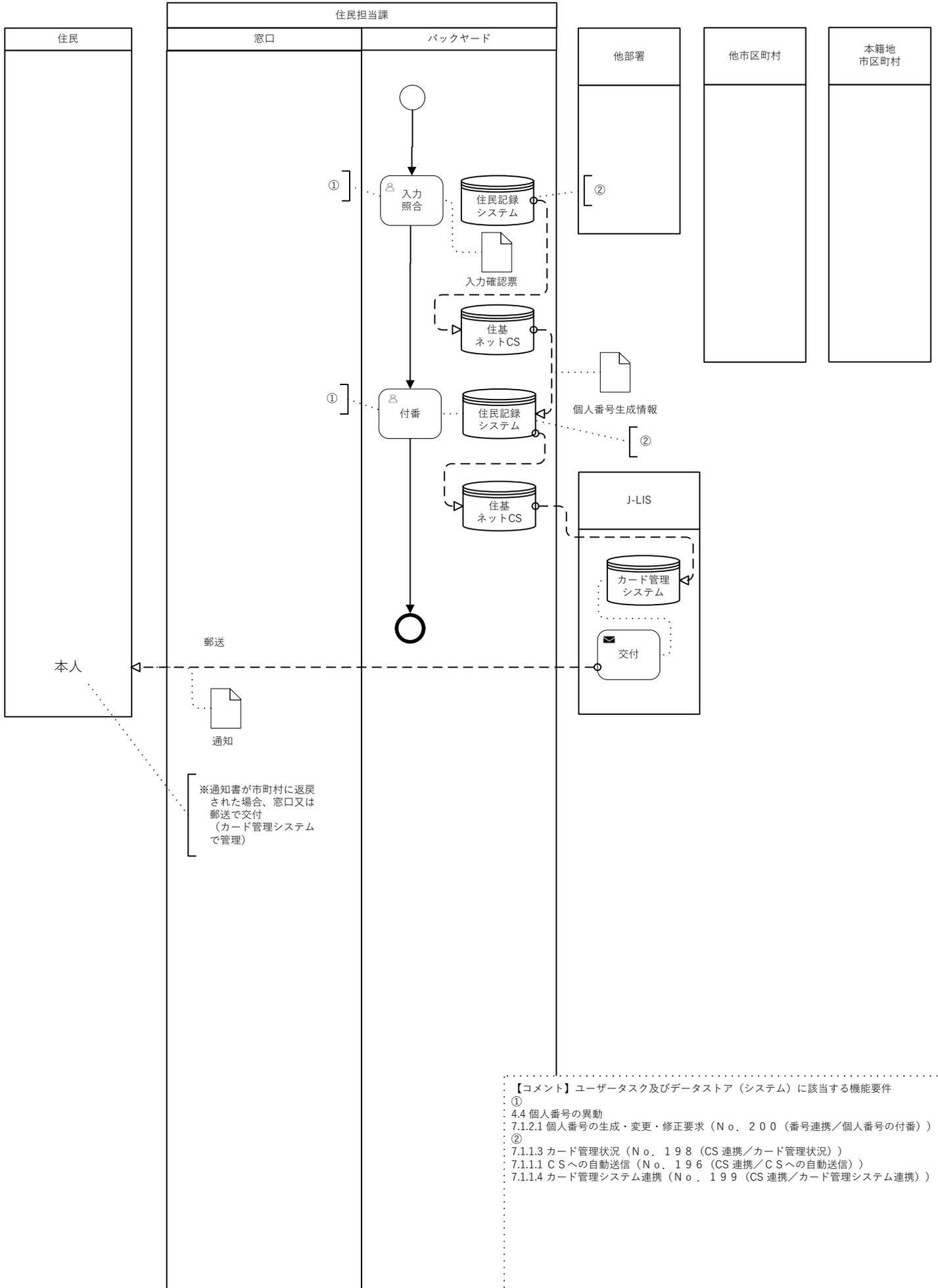


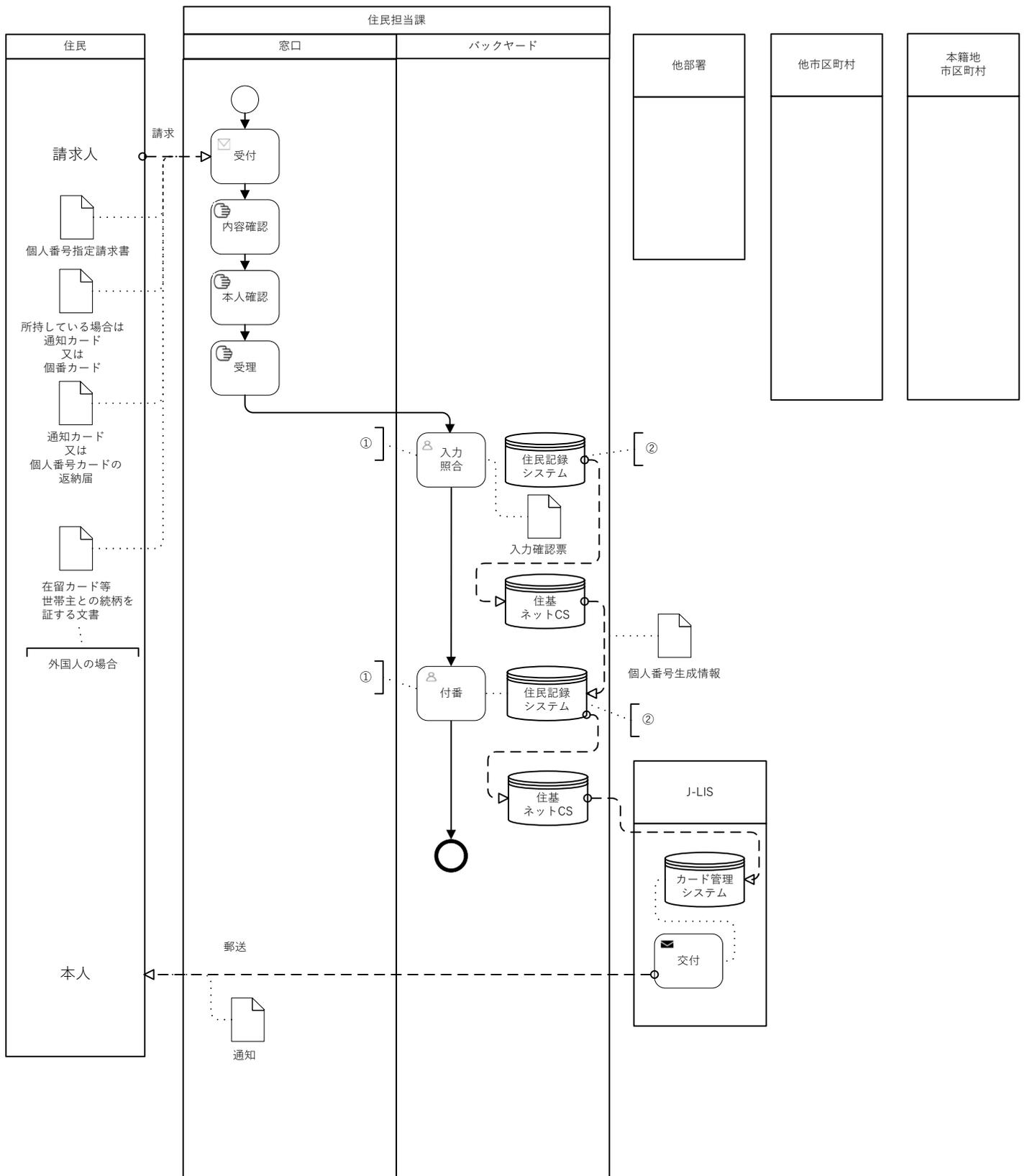
【コメント】ユーザータスク及びデータストア（システム）に該当する機能要件

①
 4.3.3 住民票コード通知票等（No. 58（証明発行／住民票コード通知））
 4.3.1 住民票コードの付番（No. 131（住民票コード／住民票コード付番））
 4.3.2 住民票コードの変更・修正（No. 133（住民票コード／変更等管理））

②
 4.3.3 住民票コード通知票等（No. 132（住民票コード／住民票コード通知票））

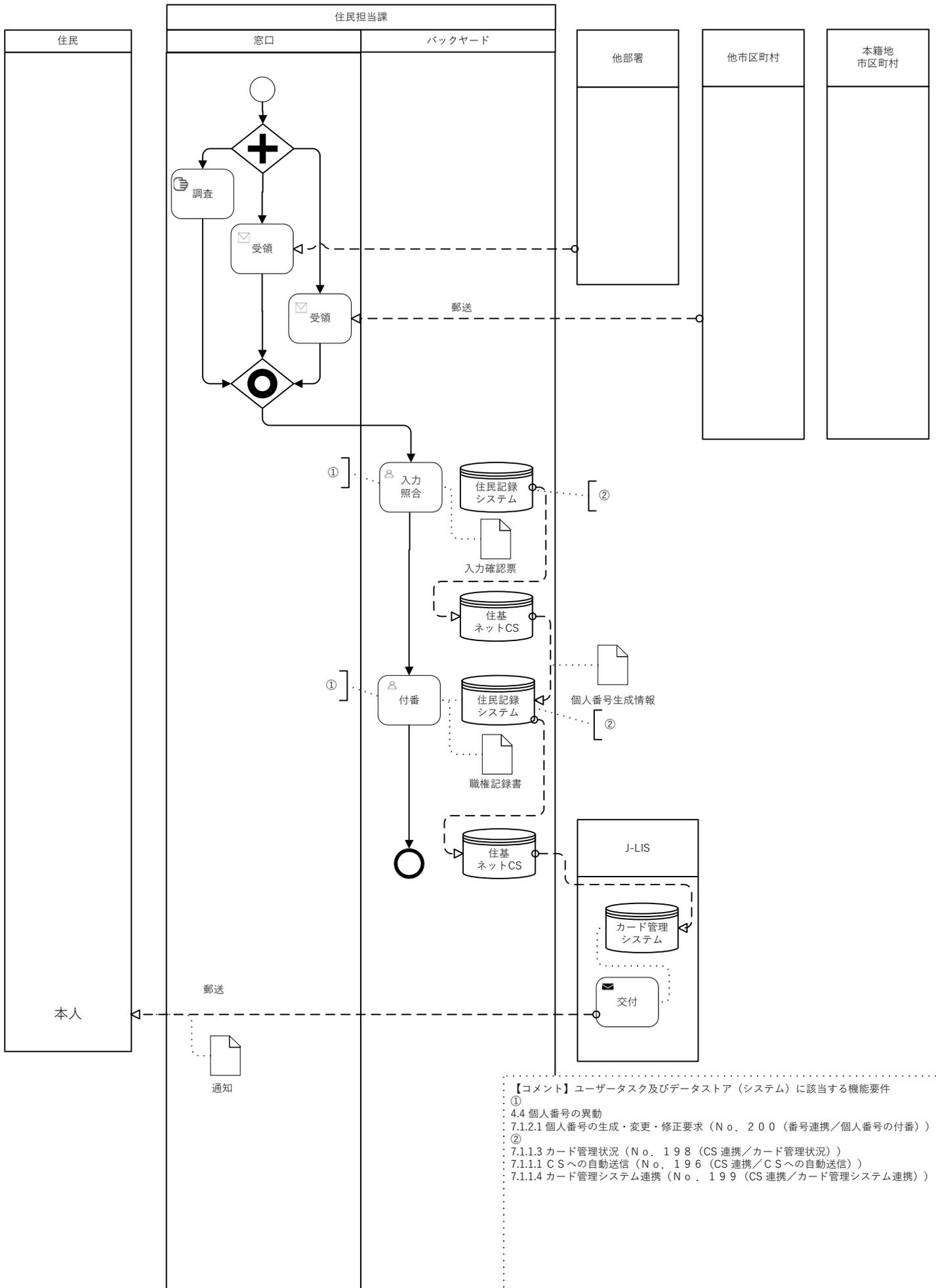
③
 7.1.1.1 CSへの自動送信（No. 196（CS連携／CSへの自動送信））

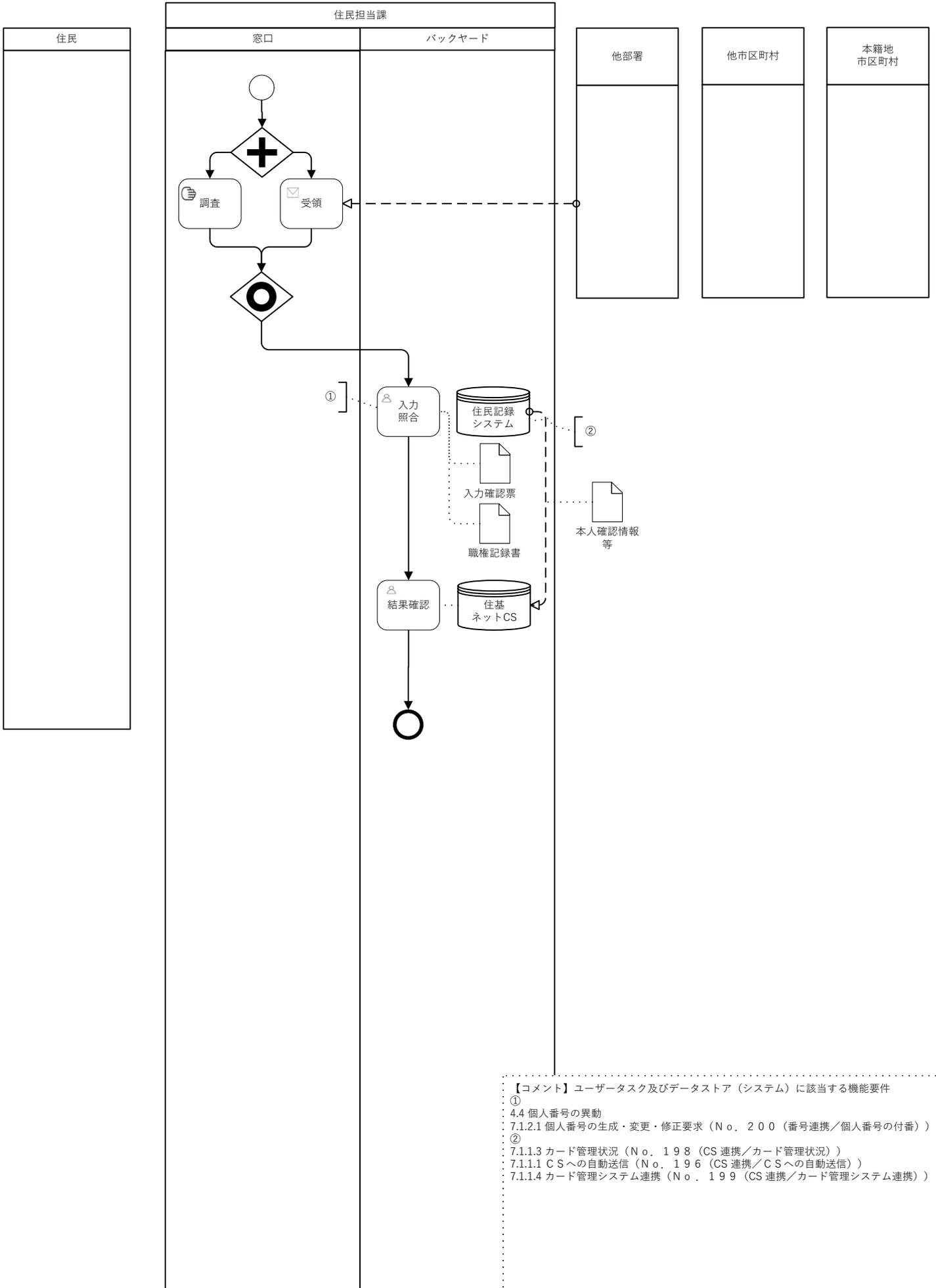




【コメント】ユーザータスク及びデータストア（システム）に該当する機能要件

- ①
- 4.4 個人番号の異動
- 7.1.2.1 個人番号の生成・変更・修正要求（No. 200（番号連携/個人番号の付番））
- ②
- 7.1.1.3 カード管理状況（No. 198（CS連携/カード管理状況））
- 7.1.1.1 CSへの自動送信（No. 196（CS連携/CSへの自動送信））
- 7.1.1.4 カード管理システム連携（No. 199（CS連携/カード管理システム連携））





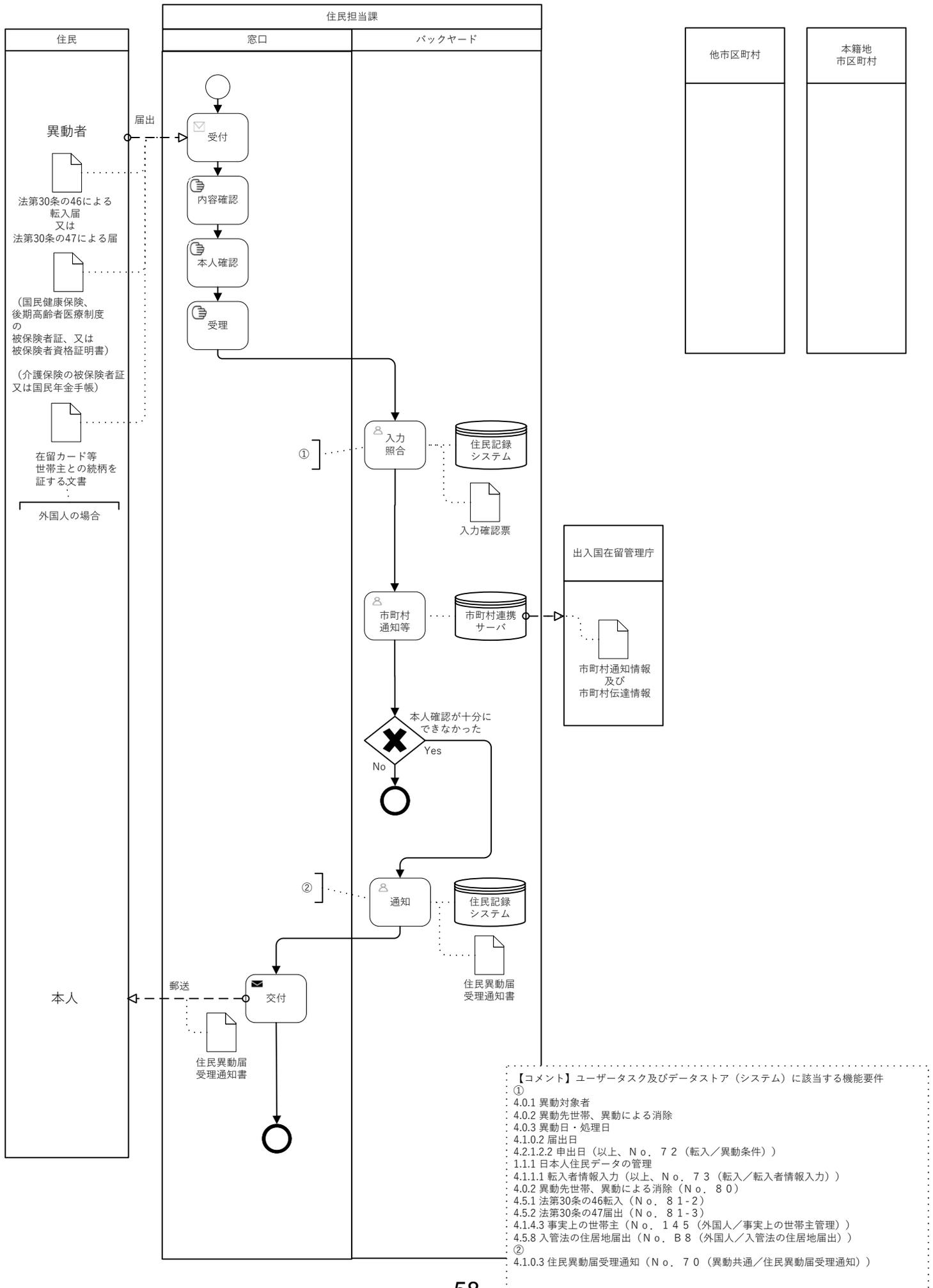
【コメント】ユーザータスク及びデータストア（システム）に該当する機能要件

①

- 4.4 個人番号の異動
- 7.1.2.1 個人番号の生成・変更・修正要求（No. 200（番号連携/個人番号の付番））

②

- 7.1.1.3 カード管理状況（No. 198（CS連携/カード管理状況））
- 7.1.1.1 CSへの自動送信（No. 196（CS連携/CSへの自動送信））
- 7.1.1.4 カード管理システム連携（No. 199（CS連携/カード管理システム連携））



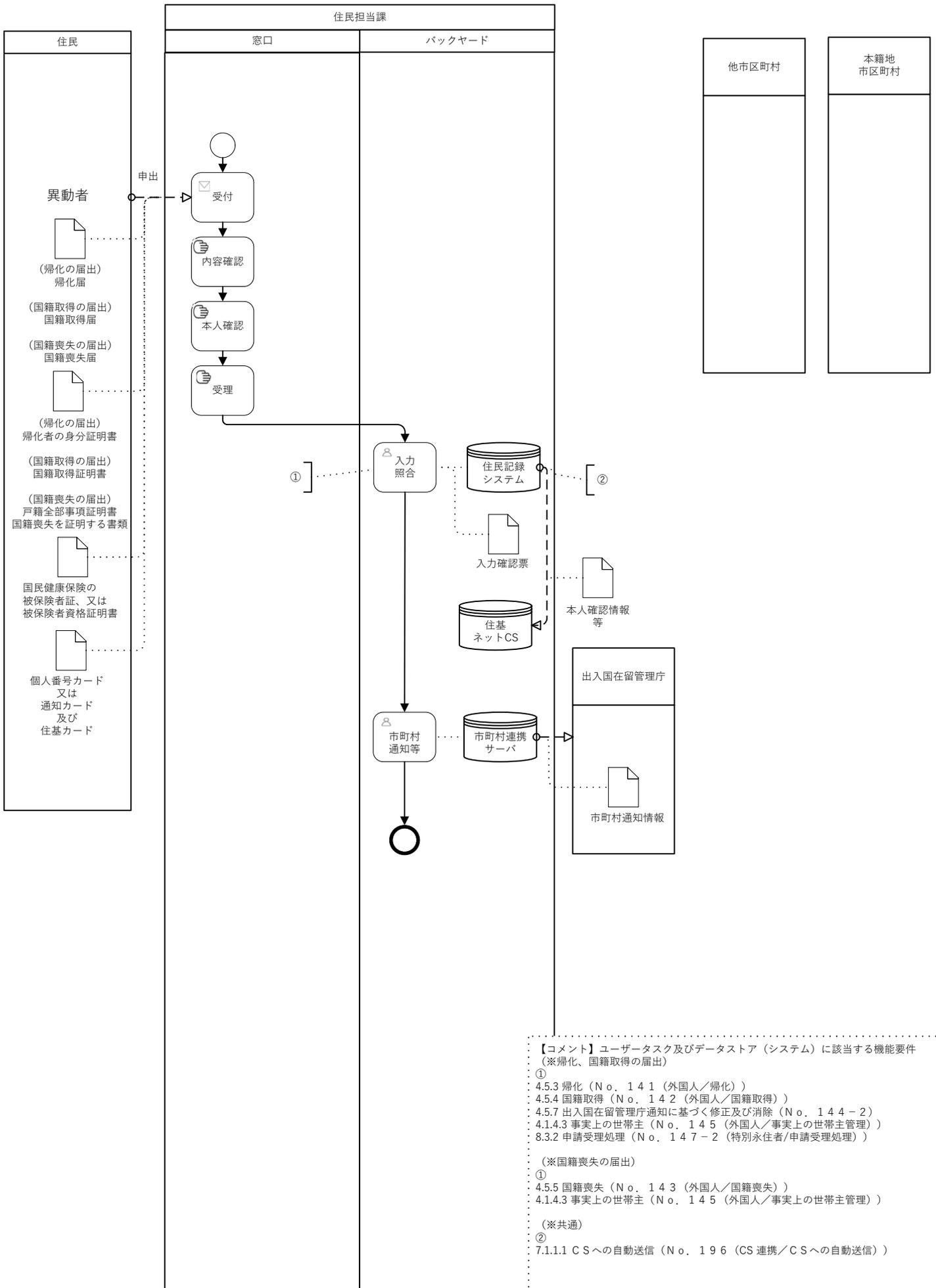
【コメント】ユーザータスク及びデータストア（システム）に該当する機能要件

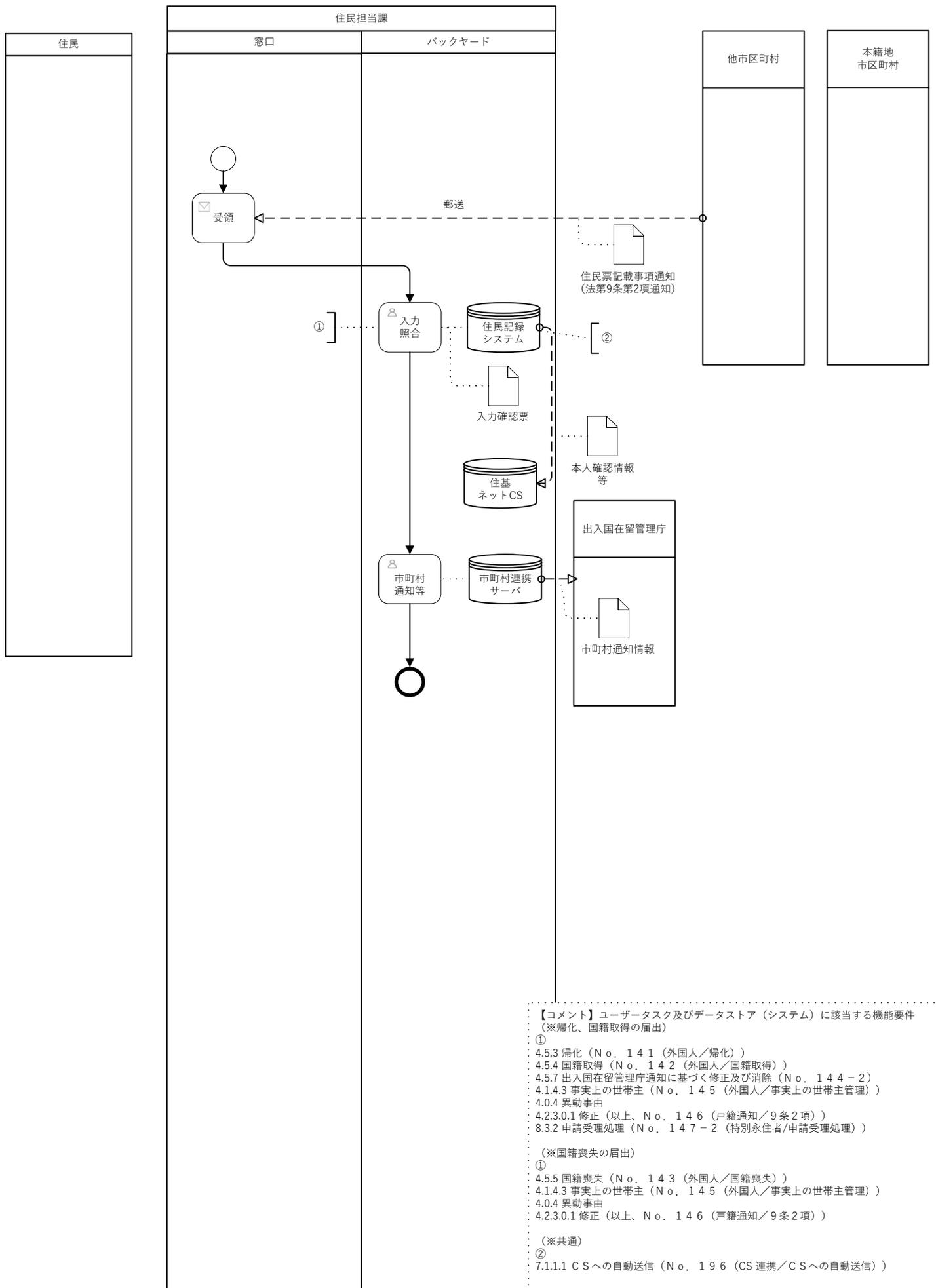
①

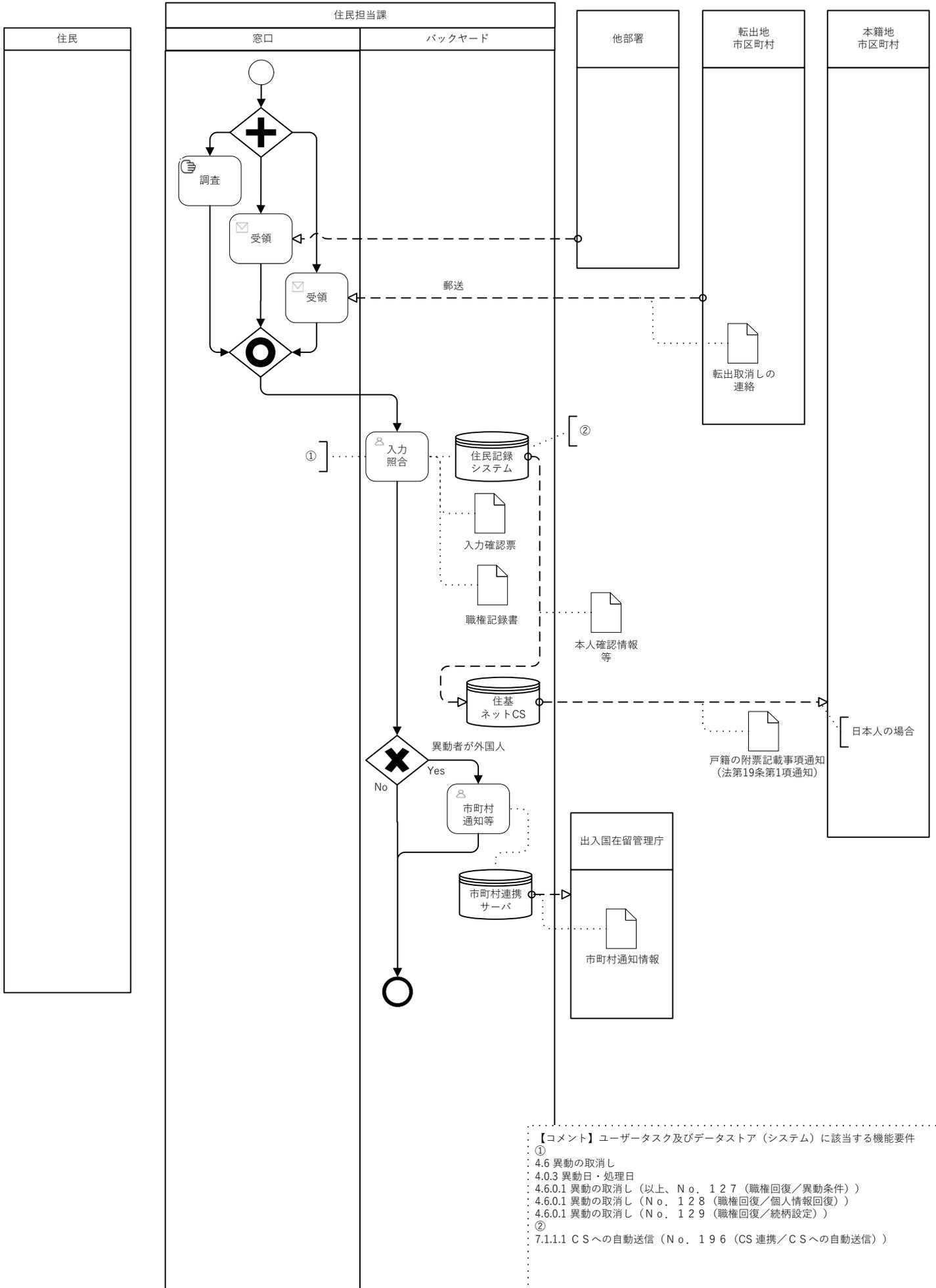
- 4.0.1 異動対象者
- 4.0.2 異動先世帯、異動による消除
- 4.0.3 異動日・処理日
- 4.1.0.2 届出日
- 4.2.1.2.2 申出日（以上、No. 72（転入／異動条件））
- 1.1.1 日本人住民データの管理
- 4.1.1.1 転入者情報入力（以上、No. 73（転入／転入者情報入力））
- 4.0.2 異動先世帯、異動による消除（No. 80）
- 4.5.1 法第30条の46転入（No. 81-2）
- 4.5.2 法第30条の47届出（No. 81-3）
- 4.1.4.3 事実上の世帯主（No. 145（外国人／事実上の世帯主管理））
- 4.5.8 入管法の住居地届出（No. B8（外国人／入管法の住居地届出））

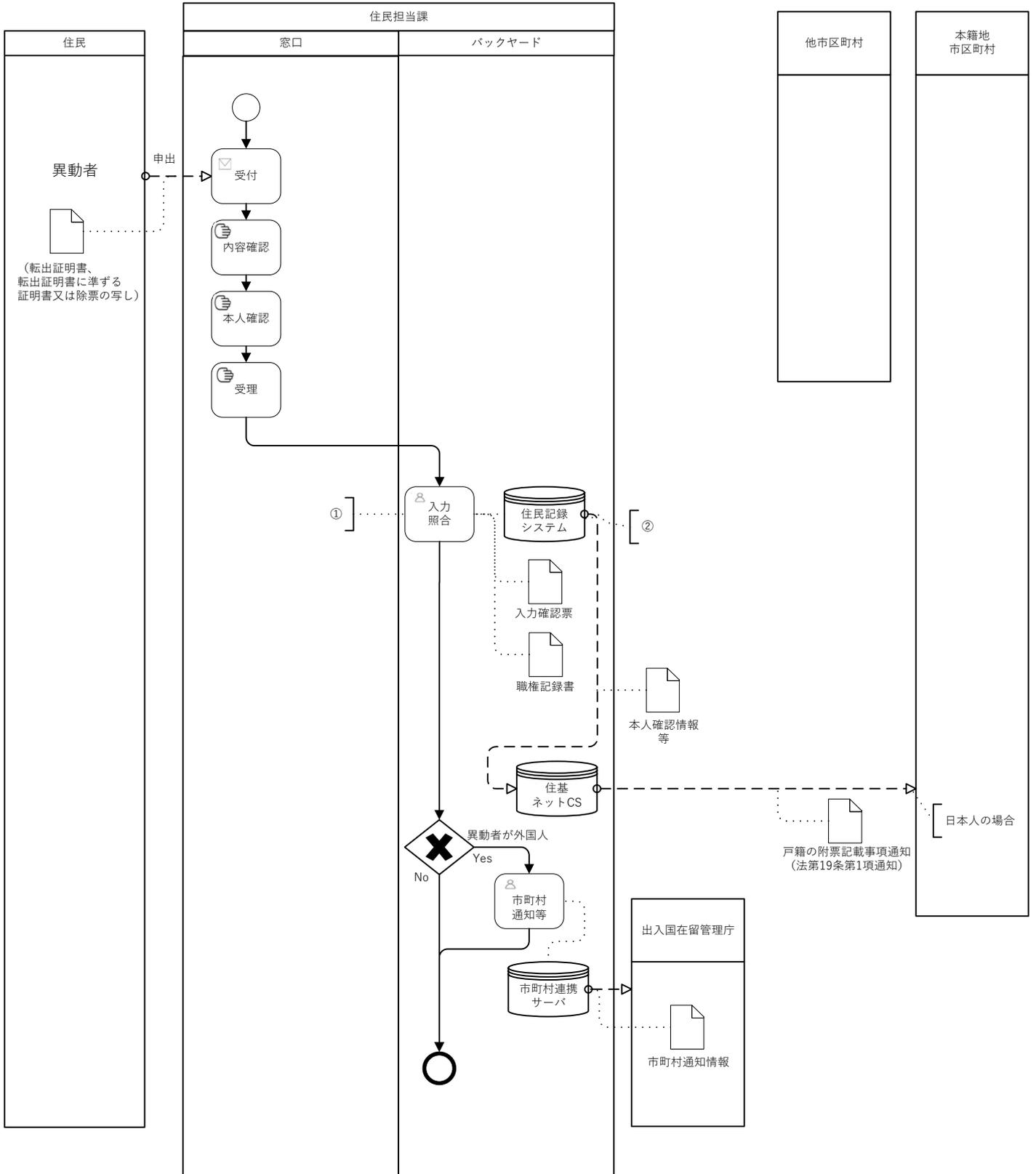
②

- 4.1.0.3 住民異動届受理通知（No. 70（異動共通／住民異動届受理通知））



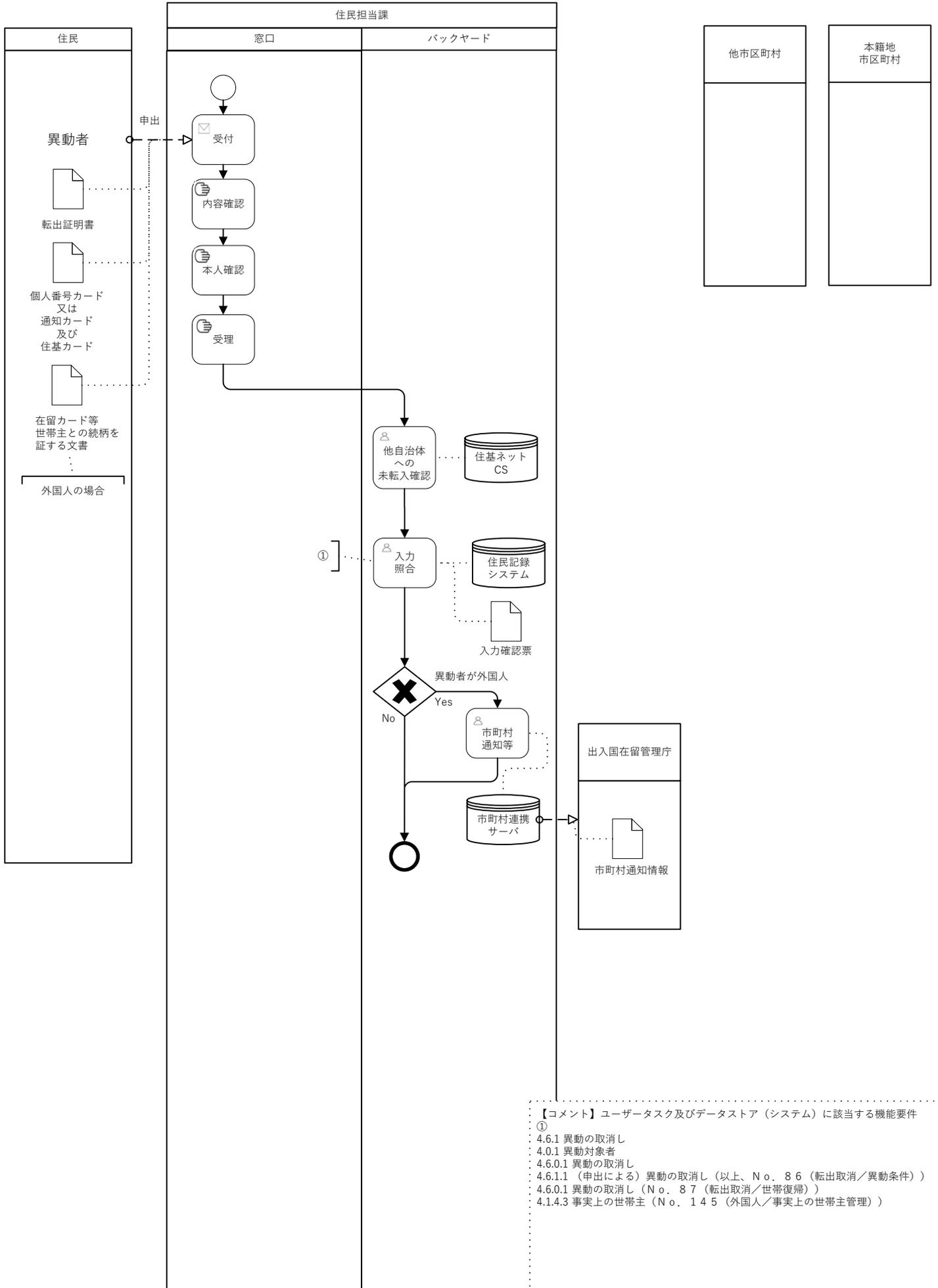


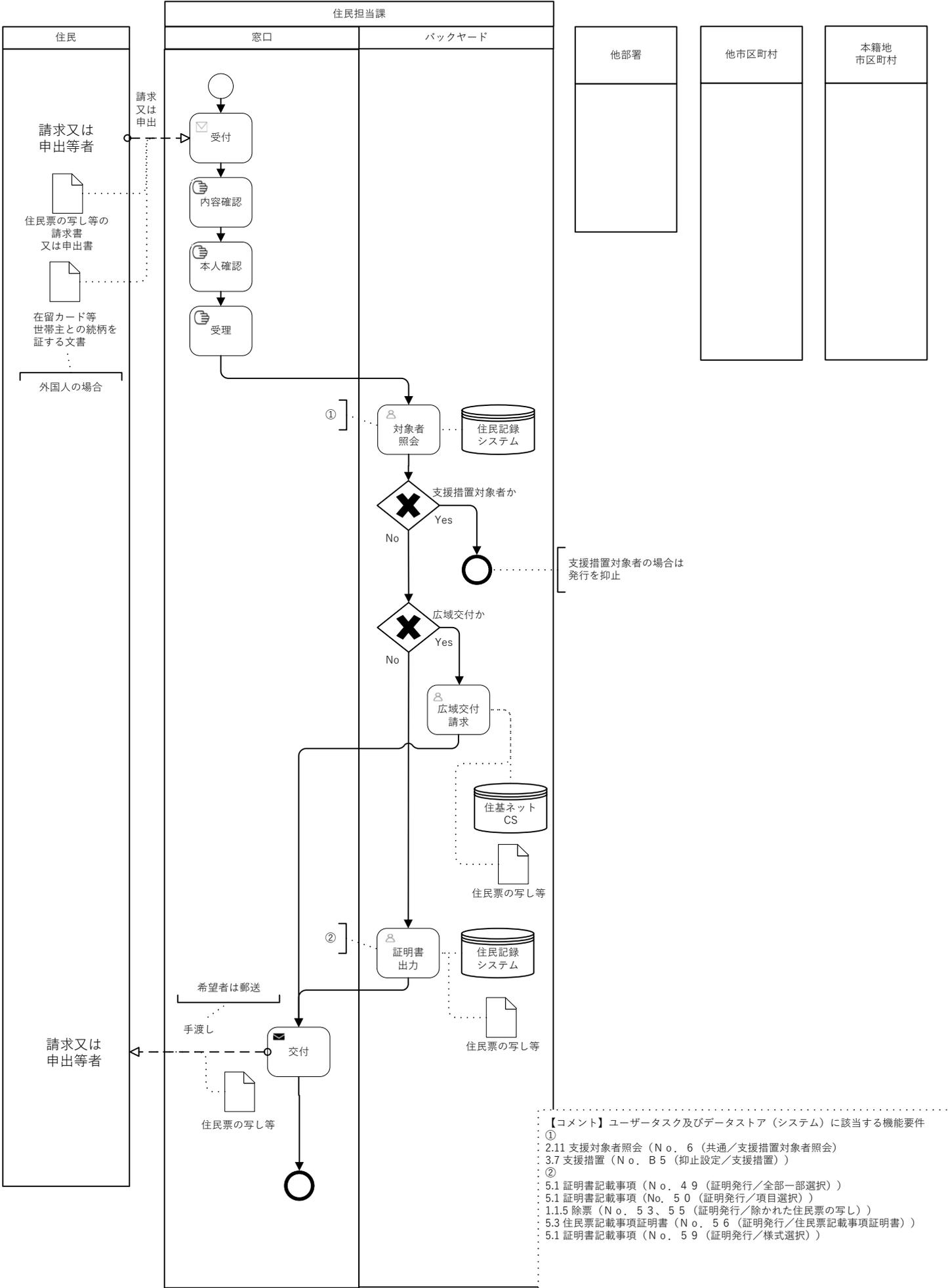




【コメント】ユーザータスク及びデータストア（システム）に該当する機能要件

- ①
- 4.6.1 異動の取消し
- 4.0.3 異動日・処理日
- 4.6.0.1 異動の取消し（以上、No. 127（職権回復／異動条件））
- 4.6.0.1 異動の取消し（No. 128（職権回復／個人情報回復））
- 4.6.0.1 異動の取消し（No. 129（職権回復／続柄設定））
- ②
- 7.1.1.1 CSへの自動送信（No. 196（CS連携／CSへの自動送信））





【コメント】ユーザータスク及びデータストア（システム）に該当する機能要件

①

- 2.11 支援対象者照会（No. 6（共通/支援措置対象者照会））
- 5.1 証明書記載事項（No. 50（証明発行/項目選択））
- 3.7 支援措置（No. B5（抑止設定/支援措置））

②

- 5.1 証明書記載事項（No. 49（証明発行/全部一部選択））
- 5.1 証明書記載事項（No. 50（証明発行/項目選択））
- 1.1.5 除票（No. 53、55（証明発行/除かれた住民票の写し））
- 5.3 住民票記載事項証明書（No. 56（証明発行/住民票記載事項証明書））
- 5.1 証明書記載事項（No. 59（証明発行/様式選択））

823

2. DMM (Diamond Mandala Matrix)

824

825

(機能要件の構成が固まり次第、作成する。)

826

3. DFD (Data Flow Diagram)

827

828

829 (機能要件が概ね固まり次第、作成する。)

830

831

832

833

834

835

836

837

838

839

840

841

第 3 章 機能要件

842

843

844

845

846

847

848

1 管理項目

849

850

851

1.1 住民データ

852

1.1.1 日本人住民データの管理

854 (No. 73 (転入／転入者情報入力)、202 (旧氏対応／旧氏の管理))

【実装すべき機能】

856 日本人住民について、以下の項目を管理すること。

857 ※「管理」とは、データの設定・保持・修正ができることをいう。

858

859 ●APPLIC タスクフォースにて検討中 (検討依頼事項: 日本人住民について管
860 理すべき項目をどのようにするか。中間標準レイアウト仕様・地域情報プラ
861 ットフォーム標準仕様との関係をどのように整理するか)。●

862

【住民票記載事項に当たる項目】

- 864 ・ 氏名
- 865 ・ 旧氏
- 866 ・ 生年月日 (和暦で管理すること)
- 867 ・ 性別
- 868 ・ 世帯主・世帯主との続柄
- 869 ・ 本籍・筆頭者
- 870 ・ 住民となった年月日
- 871 ・ 住所を定めた年月日
- 872 ・ 住所
- 873 ・ 方書
- 874 ・ 届出年月日
- 875 ・ 転入前住所 (国外を含む。)
- 876 ・ 個人番号
- 877 ・ 住民票コード

878

【その他の項目】

- 880 ・ 宛名番号
- 881 ・ 世帯番号
- 882 ・ 異動履歴 (1.2.1 参照)
- 883 ・ 証明書の交付履歴 (1.3.8 参照)

- 884 ・発行抑止フラグ
- 885 ・備考
- 886 ・氏名のふりがな (1. 1. 17 参照)
- 887 ・氏名のふりがな確認フラグ (1. 1. 17 参照)
- 888 ・旧氏のふりがな (1. 1. 17 参照)
- 889 ・旧氏のふりがな確認フラグ (1. 1. 17 参照)
- 890 ・住所コード
- 891 ・住所の郵便番号
- 892 ・転入前住所の郵便番号
- 893 ・個人番号カード及び住基カードの発行状況
- 894 ・成年被後見人の該当有無
- 895

896 **【考え方・理由】**

- 897 中核市市長会ひな形を補足
- 898 「住所を定めた年月日」は転入時には入力する必要はないため、入力項目
- 899 には含めず、また、住民票の写し等の証明書上も表示しない。ただし、転居
- 900 していない場合の「住所を定めた年月日」は「住民となった年月日」と同じ
- 901 であるため、その場合、データ上は「住所を定めた年月日」は「住民となっ
- 902 た年月日」と同じ日付を保持することとする。
- 903

904 1.1.2 外国人住民データの管理

905 *(No. 140 (外国人／管理))*

906 **【実装すべき機能】**

- 907 外国人住民（法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）
- 908 について、以下の項目を管理すること。
- 909

- 910 ●APPLIC タスクフォースにて検討中（検討依頼事項：外国人住民について管
- 911 理すべき項目をどのようにするか。中間標準レイアウト仕様・地域情報プラ
- 912 ットフォーム標準仕様との関係をどのように整理するか）。●
- 913

914 **【住民票記載事項に当たる項目】**

- 915 ・氏名（漢字・アルファベットを含む。）
- 916 ・通称
- 917 ・生年月日（西暦で管理すること）

- 918 ・性別
- 919 ・世帯主・世帯主との続柄
- 920 ・住所を定めた年月日
- 921 ・住所
- 922 ・方書
- 923 ・届出年月日
- 924 ・転入前住所（国外を含む。）
- 925 ・個人番号
- 926 ・住民票コード
- 927 ・外国人住民となった年月日
- 928 ・国籍・地域
- 929 ・法第30条の45の表の規定区分ごとの事項
- 930 ・通称の記載及び削除に関する事項

931

932 ※外国人住民の生年月日及び第30条の45の表の規定区分ごとの事
933 項のうち、在留期間の満了の日は、西暦で記載すること。

934

935 【その他の項目】

- 936 ・宛名番号
- 937 ・世帯番号
- 938 ・異動履歴（1.2.1 参照）
- 939 ・証明書の交付履歴（1.3.8 参照）
- 940 ・発行抑止フラグ
- 941 ・備考
- 942 ・氏名のふりがな（1.1.17 参照）
- 943 ・氏名のふりがな確認フラグ（1.1.17 参照）
- 944 ・通称のふりがな（1.1.17 参照）
- 945 ・通称のふりがな確認フラグ（1.1.17 参照）
- 946 ・在留カード番号
- 947 ・特別永住者証明書番号
- 948 ・住所コード
- 949 ・住所の郵便番号
- 950 ・転入前住所の郵便番号
- 951 ・個人番号カード及び住基カードの発行状況
- 952 ・成年被後見人の該当有無

953

954 **【考え方・理由】**

955 法改正により外国人住民も住民基本台帳に記録されることとなった。その
956 際、記載事項、通称の管理方法及び通称の履歴管理方法について規定された。

957

958 中核市市長会ひな形に付記

959 通称名／併記名の区分は外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）時代の
960 名残であり、現行法ではない。在留カード等にローマ字氏名と漢字氏名が併
961 記されている場合であれば、いずれも氏名として住民票の氏名欄に記載する
962 ものであるため、併記名については管理すべきこととしない。

963

964 1.1.3 個人票／世帯票

965 **【実装すべき機能】**

966 住民票を個人を単位として調製できること。

967 世帯全員分の住民票の写し等の交付の際には、別添標準様式のとおり、各
968 世帯員の個人単位の住民票（個人票）を一の票上に連記式で表示する方法に
969 よっても出力できること。

970 なお、個人を単位として調製できるとは、データの保有方法を問わず、住
971 民票の写し等の交付の際に個人を単位として出力できる状態を指す。

972

973 **【考え方・理由】**

974 法第 6 条第 1 項で「市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編
975 成して、住民基本台帳を編成しなければならない。」と規定されていること
976 から、本標準仕様書の策定に当たって、住民票は個人を単位として調製する
977 こととする。

978 なお、現在、データの保有方法を、世帯を単位として調製している自治体
979 においても、住民票の写し等の交付の際に個人を単位として出力できるよ
980 うにする場合については、当該機能を有しているものとみなす。

981

982 1.1.4 改製

983 (No. B 9 (住民票改製／改製条件)、5 5 (証明発行／除かれた住民票の写し))

984 **【実装すべき機能】**

985 住民票(原票)は、欄の大きさの上限(履歴を保持できる上限回数のこと)
986 を設けず、満欄による自動改製は行わないこと。

987 住民票(原票)は、任意のタイミングで手動改製ができること。

988

989 **【実装しない機能】**

990 住民票(原票)が満欄等の場合に自動改製を行うこと。

991

992 **【考え方・理由】**

993 1. 考え方

994 履歴が満欄になった場合、改製を行う自治体があるが、磁気ディスクに
995 おいて住民票(原票)を管理する場合は、システム上の費用等の課題がな
996 い場合は、欄の大きさの上限(履歴を保持できる上限回数のこと)を設け
997 ず、満欄による自動改製は行わないようにする。

998 住民票の写し等に記載する履歴が多すぎることを避けるというニーズ
999 や、住民票の写しに記載しない方が住民ニーズにかなう履歴があるという
1000 ニーズに対して自動改製を行う自治体もあるが、これらについては、
1001 20.0.3(異動履歴の記載)において、住民票(原票)の記載事項から、住
1002 民票の写しや住民票記載事項証明書等の証明書に記載する履歴と記載し
1003 ない履歴を区分できる機能を設けることで対応する。ただし、住民票(原
1004 本)については、満欄による自動改製を行わないこととし、法においては、
1005 市区町村長の判断により改製が可能であることから、任意改製の機能も設
1006 けることとする。もともと、住民票の写し等の証明書に記載する履歴につ
1007 いては、20.0.3(異動履歴の記載)のとおり記載の有無を区分できること
1008 としており、特別養子縁組、特別養子縁組の解消及び性別の変更について
1009 はデフォルトで不記載とされるため、ベンダ変更や市町村合併等の場合を
1010 除き、住民票(原票)に対する任意改製は実質的にあまり発生しないと想
1011 定している。

1012

1013 2. 全市区町村・ベンダ意見照会の結果とその対応

1014 令和元年末に実施した全市区町村・ベンダ意見照会結果では、任意の改
1015 製について、約3分の2の自治体、約半数のベンダが不要と回答したが、
1016 約3分の1の自治体、約半数のベンダが必要と回答した。法第10条の2

1017 で「市町村長は、必要があると認めるときは、住民票を改製することがで
1018 きる。」とあり、必ずしも法制度上認められていることが全てシステム上
1019 対応できる必要はないものの、多くの自治体・ベンダが必要と回答してい
1020 ることを踏まえ、任意の改製もできることとする。

1021 ただし、改製が必要と考える理由は、性別変更や特別養子縁組、帰化、
1022 誤記等への対応や、町名地番変更等の住民が望まない履歴や自治体の都合
1023 で発生した履歴を証明書等に出力しないためというものが多く、改製をし
1024 なくても、住民票の写しに出力しない等により、対応できるものと思われ
1025 る。

1026

1027 (参考) 全市区町村・ベンダ意見照会に付した第2回検討会での方針案
1028 (個人票／世帯票にかかわらず)

- 1029 ・住民票（原票）は、欄の大きさの上限（履歴を保持できる上限回数
1030 のこと。）を設けず、満欄による自動改製は行わないこと。
- 1031 ・住民票（原票）は、任意のタイミングで手動改製ができること。*

1032

1033 *住民票（原票）上は全ての履歴を異動事由とともに保存するものの、
1034 住民票の写し等の証明書に記載する履歴については、異動事由に応じて
1035 出力の有無を仕分けることができるため、住民票（原票）に対する
1036 任意改製は実質的にあまり発生しないと想定している。ただし、ベン
1037 ダ移行や市町村合併等、自治体の判断によって個別事情により、改製
1038 が必要となるケースもあり得るため、手動の任意改製機能は維持する。

1039

1040 (参考) 自治体から挙げられた任意の改製が必要な場面

- 1041 ・住民票上に住民が「表示されることを望まない過去の履歴事項」等
1042 があるとき。

1043 例：性別変更、帰化、離婚による氏の変更、支援対象者、職員による
1044 誤記、戸籍再製（続柄変更、過誤、虚偽、不実等）、特別養子縁組（特
1045 くに養親と特別養子が同居している場合は、戸籍届出と転入と同時の
1046 場合も、実父母と特別養子が互いに追跡できないよう、前住所を空
1047 欄に設定する必要があるため）、特別養子縁組の解消（システムでは
1048 異動事由を持っていないため、職権修正で修正を行い、その旨を備
1049 考に記載することを想定している。その場合には任意の改製機能を使
1050 って改製を行う必要が出てくる。）

- 1051 ・市の都合（住居表示、換地等）の事案。（自治体）
- 1052 ・就籍の届出に至らない者等の住民票を作成した後、出生届が提出さ

1053 れた場合。(自治体)
1054 ・ 市町村側の誤入力により、改製されるべきものが改製されなかった
1055 場合に必要。例えば、出入国在留管理庁長官通知において、外国籍住
1056 民の氏名の漢字が通知と入力で相違があったことが入力直後に分か
1057 った場合、履歴の残らない修正をした後に手動で改製する必要がある。
1058 (しなかった場合、印鑑登録事務等の他業務の表示に関わるため。)

1059
1060 その一方、履歴のうち一部を記載して一部を記載しないという機能を実
1061 装していないパッケージもあり、その場合、事由ごとに履歴の記載の有無
1062 を変える機能よりも、(履歴を記載する場合)全ての履歴を記載すること
1063 としつつ、性別変更、特別養子縁組等の事由があったときに自動改製を行
1064 う機能の方が、ベンダにとって実装が容易であることも考えられる。

1065 そこで、
1066 ・ 任意改製の機能は維持するとともに、
1067 ・ 住民票の写しにおける履歴の記載方法については、20.0.3(異動履歴の
1068 記載)にあるとおり、「異動の履歴を備考欄又は統合的に記載する欄に
1069 表示する方式(A方式)」を採用し、
1070 ・ 履歴のデータ構造については、1.2.1(異動履歴の管理)にあるとおり、
1071 「時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式(方式②)」を採用する
1072 ことを前提に、上記第2回検討会での方針案を基本としたA案とともに、
1073 B案・C案を検討することとした。

1074
1075 **【A案】(第2回検討会での方針案を基本とした案)**
1076 特別な事由(※)がある場合、異動履歴を住民票(原票)に記載し、
1077 改製しないが、住民票の写し等の証明書で履歴を記載する場合、デフォ
1078 ルトでは、特別な事由の履歴は記載しないようにする。

1079 ※ 特別養子縁組、性別変更等を想定

1080 **【B案】(新たに比較検討した案)**
1081 特別な事由がある場合、異動履歴を住民票(原票)に記載し、自動で
1082 改製する。

1083 **【C案】(新たに比較検討した案)**
1084 特別な事由がある場合も、自動改製はせず、また、住民票の写し等の
1085 証明書で履歴を記載する場合にデフォルトで履歴を非表示とすること
1086 もしない。改製したいと考える自治体は手動で改製し、改製したくない
1087 と考える自治体は改製しない。

1088

1089 これらについて、構成員・準構成員に意見照会を実施したところ、構成員
1090 員においては、回答のあった構成員9自治体中4自治体が「中長期的に見
1091 てA案の方が良い。」と回答し、5自治体が「中長期的に見てB案の方が良
1092 い。」と回答したが、A案・B案・C案のいずれが良いという強い考えがあ
1093 ると回答した1自治体は、「中長期的に見てA案の方が良い。」と回答した。
1094 また、準構成員7社中2社が「中長期的に見てA案の方が良い。」と回答
1095 し、3社が「中長期的に見てB案の方が良い。」と回答し、1社がA案かC
1096 案が良いと回答した。

1097 このように、A案とB案が拮抗したが、
1098 ・誤記修正については、4.2.3.0.3（誤記修正）及び20.0.3（異動履歴の
1099 記載）に記載のとおり、住民票（原票）に記載する誤記修正を、履歴と
1100 してはデフォルトで非表示とすることとしており、A案の方が整合的で
1101 あること
1102 ・自動改製はすなわち強制改製であり、改製したくない自治体も改製する
1103 こととなるが、そもそも全市区町村・ベンダ意見照会においては、約3
1104 分の2の自治体、約半数のベンダが任意改製を不要と回答しており、改
1105 製しなくて良いと考える自治体が過半数であったこと
1106 ・任意改製を法が認めていることを踏まえて任意の改製をできることとす
1107 るのであれば、改製しないことも任意であるべきであること
1108 ・A案によるデフォルトでの不記載は、記載することも選択できるため、
1109 特別な事情がある場合、個別事案に対応しやすいこと
1110 から、A案（特別な事由がある場合、異動履歴を住民票（原票）に記載し、
1111 改製しないが、住民票の写し等の証明書で履歴を記載する場合、デフォル
1112 トでは、特別な事由の履歴は記載しないようにする。）を採用することと
1113 する。

1114 「特別な事由」については、20.0.3（異動履歴の記載）に記載のとおり、
1115 特別養子縁組、特別養子縁組の解消及び性別の変更とした。

1116

1117 1.1.5 除票

1118 (No. 52 (証明発行/転出予定)、53 (証明発行/除かれた住民票の写し)、1
1119 20 (職権消除/消除))

1120 【実装すべき機能】

1121 住民票（原票）を消除し、又は改製したときは、除票とすること。転出に
1122 よる消除については、転出予定日又は転入通知に記載された転入日のいずれ
1123 か早い日で消除すること。

1124 除票となるまでは、現存者として、残存世帯員とともに続柄も管理しながら
1125 ら住民票の写し等の証明書を出力できること。

1126 除票の管理方法としては、除票となった後、9.3（除票用データベースへ
1127 の移行）により除票用データベースに移行されるまでは現行の住民記録シス
1128 テムデータベースに保管すること。除票用データベースに移行された後は、
1129 消除後 150 年を経過するまで、除票用データベースにおいて管理すること。

1130 除票は、磁気ディスクにより処理年月日順に記録しておくこと。

1131

1132 【住民票の除票固有の記載事項】

- 1133 ・当該住民票を消除した事由
- 1134 ・転出により消除した旨及び転出先の住所
- 1135 ・事由の生じた年月日（転出予定年月日）
- 1136 ・改製した旨及びその年月日
- 1137 ・転入通知に基づき除票に記載した転出をした旨

1138

1139 【考え方・理由】

1140 1. 考え方

1141 現行法令上、住民票（原票）の除票が 150 年保存とされている以上、過
1142 去のシステム等を保有し続けることは、将来に渡り市区町村の大きな負担
1143 となり、そもそも、デジタル社会において効率的な運営とはいえない。

1144 また、住民基本台帳の電算化を実施した時点で、既に除票となった時点
1145 での様式を出力することは不可能となっており、帳法における住民票の写
1146 し等の交付制度上も、公証することとされているものは、記載事項のみで
1147 あるため、法制度上、除票の出力に当たって、過去の様式を維持すること
1148 までは求められていないものと解される。さらに長期保存の除票の利用に
1149 ついては、頻度も少ないと思料されることから限定的な機能とシステムで
1150 運用することが適切と考えられる。

1151 一方で、システム整備上、旧データの移行や旧システムの保有・管理等
1152 に係る費用の観点から、市区町村の負担が低い方法が望ましい点もあるた
1153 め、除票管理の方法に関して準構成員に対して意見調査を実施した。その
1154 結果、除票の管理については、①別データベースで管理する方法、②住民
1155 記録システムデータベース内で管理する方法、③PDF、ビットマップ等の
1156 画像形式で管理する方法の 3 つの方法があると考えられる。

1157 それぞれの方法について、ベンダから寄せられた意見を分類し、データ

1158 移行や検索、修正、出力の際の課題、150年保存や除票記載事項証明等の
1159 法制度上の要請への対応、長期／短期のコストについて検討した結果、②
1160 住民記録システムデータベース内で管理する方法については、死亡、転出
1161 した人の除票データを150年分保存することを考えると、通常の住基事務
1162 の処理性能に影響する可能性がある、③については、全体のファイルサイ
1163 ズが大きくなる、将来的にPDFに代わる技術が普及した場合、PDFに代わ
1164 る形式への移行が必要となるため、長期的に費用が高くなる可能性がある、
1165 記載事項証明への対応が困難等の課題がある。

1166 そのため、長期的に見た場合に問題や膨大なコストが発生する可能性の
1167 低い、①の除票データを別データベースで管理する方法が適切と考えられ
1168 る。

1169 また、データの保存形式については、ベンダ移行の際に障害が発生しに
1170 くいよう、既に除票に必要な項目の多くをカバーしている中間標準レイア
1171 ウト仕様をベースとしたレイアウトを採用すべきと考えられる。

1172

1173 2. 全市区町村・ベンダ意見照会の結果とその対応

1174 除票の管理方法については、除票用の別データベースで管理する方法と、
1175 現在の住民と同じ住民記録システムデータベース内で管理する方法が考
1176 えられるが、全市区町村・ベンダに意見照会を実施した結果、検索や更新
1177 のレスポンス速度、中・長期のランニングコストやデータ移行等の観点か
1178 ら別DBで管理する案の評価が高かった。そのため、除票については現行
1179 の住民記録システムとは別のDBで管理することを標準とする。

1180

1181 (参考) 全市区町村・ベンダ意見照会に付した第2回検討会での方針案

1182 ・除票については、現在の住民の住民情報を管理する住民記録システム
1183 データベースとは別の除票用データベースで管理すること。なお、転
1184 出者等について税務事務等で必要となる宛名管理に関しては、「統合
1185 宛名」、「住民登録外管理」等のシステムで別管理とする前提で考慮す
1186 ること。

1187 ・除票用データベースで管理する際の除票データのレイアウトは中間標
1188 準レイアウト仕様をベースとしたレイアウトとすること。

1189 ※除票の写しは、除票となった時点でのシステム画面や証明書様式にか
1190 かわらず、今後、本検討会において定める除票の写しのレイアウトで
1191 出力すること。

1192

1193 (参考) 自治体・ベンダから挙げられた除票別データベース保存のメリッ
1194 ト

- 1195 ・除票を別 DB で管理するようになれば、ベンダ変更時に除票用データ
1196 移行作業が発生しなくなるため、システム更新、ベンダ移行において
1197 は中長期的にはメリットがある。
- 1198 ・システム更改時に除票発行部分を検証し直すことが無くなる。除票発
1199 行機能が共通なため運用保守に係る経費が減る。
- 1200 ・150 年同じベンダと契約することは考えにくいいため、本案のように別
1201 システムで管理した方が除票 150 年保存のために良い。除票 DB のレ
1202 イアウトが中間標準レイアウトであれば初期移行や他ベンダへリプ
1203 レースする際も移行が容易となる。
- 1204 ・現在、他ベンダのシステムからのデータ移行作業を実施しているが、
1205 かなり独特なデータレイアウトのため苦慮しており、除票分だけでも
1206 レイアウト等が統一されていれば、データ移行に係る期間や費用が抑
1207 えられる。
- 1208 ・データ移行について、共通のレイアウトになれば、データ移行コスト
1209 が下がる。
- 1210 ・当時除票と現行除票の相違部分を気にすることなく移行が可能。移行
1211 作業が最小化される。
- 1212 ・除票を 150 年保存する必要があり、データ量が多くなり使用頻度の低
1213 い除票用 DB と、使用頻度の高いオンライン用 DB を分けることで、検
1214 索や更新のレスポンスが落ちない。
- 1215 ・別 DB への移行を 1 年 1 回等にすれば、バックアップ等の頻度を減ら
1216 せる。

1217
1218 一方で、除票を現行の住民記録システムと別のデータベースで管理する
1219 ことに対しては、①現行の住民記録システムとの横断的な検索や、②届出
1220 や処理の誤りによって消除前の状態に戻す処理ができなくなるのではな
1221 いかということ懸念する意見も寄せられた。特に、除票となった後数年
1222 間は、③再転入時の同一人判定や、④選挙の資格の判断や国保の過年度更
1223 正等、他システム連携のために、現行 DB での保管を望む意見が多かった。

1224
1225 (参考) 自治体・ベンダから挙げられた除票別データベース保存のデメリ
1226 ット

- 1227 ・移行期間中の現行システムとの併用による実務的負担が生じることへ
1228 の懸念。(自治体)

- 1229 • 2 系統の検索が必要とならないか、検索する職員のスキルによって検
1230 索結果が相違しないか懸念がある。特に再転入等においては、除票情
1231 報から宛名番号等を引き継いでいるので、除票用 DB での検索の手間
1232 が生じる上、除票になっているか不明な場合、両 DB で検索する必要が
1233 あるため、入力や検索が正確にできるか懸念される。(自治体)
- 1234 • 除票用の別 DB へ移行するのは、除票後何年経過したものからになる
1235 のか、あまり早いと再転入時、同一人判定をするのが困難とならない
1236 か懸念がある。また、選挙の資格の判断や国保の過年度更正等に影響
1237 が出る。(自治体・ベンダ)
- 1238 • 除票の回復処理の際に、住民票を復元する項目が必要。また、除票を
1239 共通レイアウトとした場合、取消しや回復などで、除票から原票へ戻
1240 す場合、不足情報があると戻せないため、除票 DB に移行する際の項目
1241 についても整理が必要。(自治体・ベンダ)
- 1242 • 回復時と除票修正データ連携の配慮が必要。住基以外の他業務では、
1243 先住所を始めとする除票の修正も取り込むため、デジタル手続法施行
1244 以前どおり、削除後 5 年程度は住民記録システムにもデータを入れて
1245 おくといったガイドラインがあれば良い。従来の 5 年経過抹消の機能
1246 は活かしつつ、外付けの除票システムを配置することで、従来どおり
1247 の業務運用が可能。(ベンダ)
- 1248 • DB を追加管理することでランニングコストの増加が見込まれる。また、
1249 両 DB を別々に操作する手間をなくすために、住民記録システム本体
1250 から除票用の別 DB を呼び出す機能をユーザーから求められる可能性
1251 があり、移行コストの増加も見込まれる。(ベンダ)
- 1252 • データ容量肥大によるレスポンスの低下は少なくできそうだが、当社
1253 ユーザーはデータの除票年数による物理削除は現在も実施しておら
1254 ず、費用対効果は低い。データ量も多くないため、既存の DB での管理
1255 とした場合でもレスポンスの低下にはそこまで影響はない。(ベンダ)

1256

1257 そこで、除票については、現行の住民記録システムとは別の DB で管理
1258 することを前提に、以下の A 案、B 案、C 案を検討することとした。

1259

1260 【A 案】

1261 除票になった瞬間に除票用データベースに移し、同時に住民記録シ
1262 ステムデータベースから削除する。

1263

1264 【B 案】

1265 除票になった後、一定の期間（5年程度を想定）は現行の住民記録シ
1266 ステムデータベースに保管する。一定の期間経過後に除票用DBに移し、
1267 同時に住民記録システムデータベースからは削除する。

1268

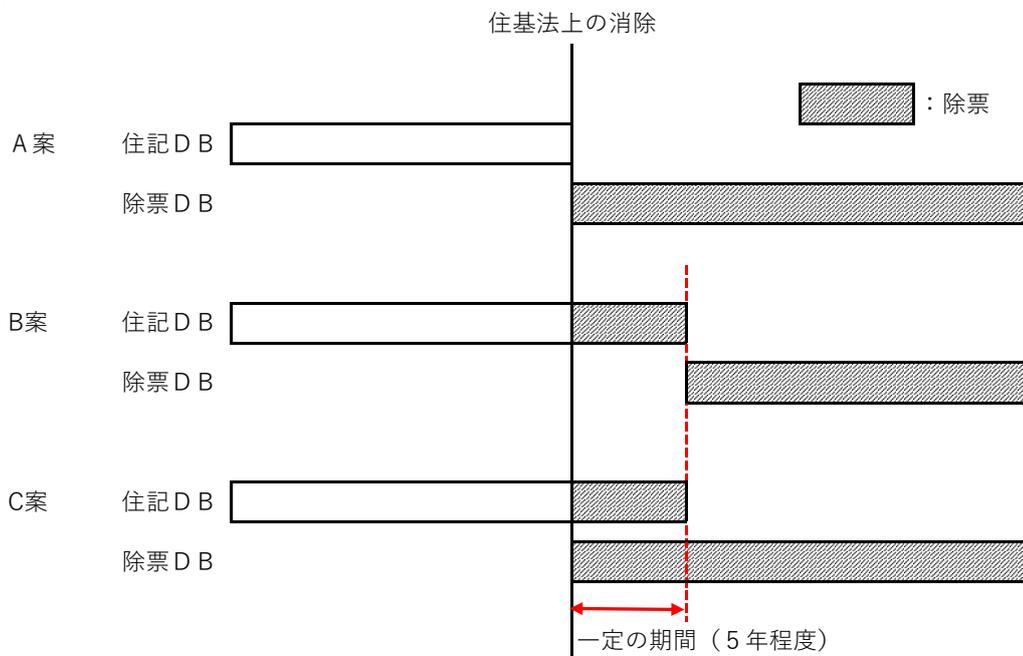
1269 【C案】

1270 除票になった瞬間に除票用DBに移すが、除票になった後、一定の期間
1271 （5年程度を想定）は現行の住民記録システムデータベースでも重複し
1272 て保管する。一定の期間経過後は、住民記録システムデータベースから
1273 は削除する。

1274

1275 <各案のイメージ>

1276



1277

1278

1279 なお、法制度上、住民票は転出・死亡等により消除された時点で除票と
1280 なるため、A案・B案・C案のいずれかによって、5年経過によって管理
1281 するデータベースは変わるが、法制度上、5年を経過しようがしまいが除
1282 票となることには変わりはない。また、法制度上、消除の取消し（いわゆ
1283 る回復）自体は、特に期限なくできるものである。A案・B案・C案のい
1284 ずれかによって、5年経過によって例えば「回復」ボタンを押すことで回
1285 復できるか手入力が必要になるか、また、住民記録システムデータベース
1286 から回復させるか除票用データベースから回復させるかは変わるが、5年

1287 経過後、削除の取消し自体ができるかどうかが変わるわけではない。

1288

1289 これらについては、システム設計やシステム上のパフォーマンスに関わ
1290 るものであるため、準構成員に意見照会を実施したところ、7社中3社が
1291 「中長期的に見てA案の方が良い。」と回答し、2社が「中長期的に見てB
1292 案の方が良い。」と回答し、1社が「B案かC案である。」と回答し、1社
1293 が「中長期的に見てC案の方が良い。」と回答した。

1294 このように、A案がB案より良いとする準構成員の方が多かったが、

- 1295 ・4.1.1.2 (再転入者) にあるように、転入のたびにシステムが再転入者か
1296 どうかの判定を行うこととしているが、A案であれば、常に除票用デー
1297 タベースを見に行くことになり、150年保存を考えて除票用データベー
1298 スを住民記録システムデータベースと分離した意義が損なわれること。
1299 再転入者として同一の宛名番号を振るメリットは削除後5年程度であ
1300 り、B案であれば、削除後5年程度以内の除票しか再転入者判定のため
1301 に見ないこととすれば、除票用データベースを見る必要はないこと
 - 1302 ・再転入者判定や異動の取消し(4.6)とは別に、除票を検索する必要があ
1303 る場合(例:除票の写しの請求があった場合)、B案であれば、住民記録
1304 システムデータベースと除票用データベースの2つのデータベースを
1305 検索しなければならないことがあるが、その場合、ユーザインタフェー
1306 スの工夫(例:1つの除票検索ボタンを押せば、まず住民記録システム
1307 データベースにある除票を検索し、該当者がなければ除票用データベー
1308 スにある除票を検索する)により、利用者の手間を掛けないようにでき
1309 ること。また、そもそも住民基本台帳事務において除票を検索する頻度
1310 は高くないこと
 - 1311 ・C案については、データの重複があり、転出入が多い地域では特に非効
1312 率となること。重複データについて一方のデータベースのデータを修正
1313 した場合に同時にもう一方のデータベースのデータを修正する機能が
1314 必要となり、運用が煩雑になること
 - 1315 ・除票が150年保存となる前は5年保存であり、B案であれば、住民記録
1316 システムデータベースの運用はこれまでと同様とした上で、5年程度の
1317 経過後は、住民記録システムデータベースからの削除に併せて除票用デー
1318 タベースに出力する機能を追加すれば良く、市区町村にとっての負担
1319 も少ないと考えられること
- 1320 から、B案(除票になった後、一定の期間(5年程度を想定)は現行の住
1321 民記録システムデータベースに保管する。一定の期間経過後に除票用デー
1322 タベースに移し、同時に住民記録システムDBからは削除する。)を採用す

1323 ることとする。
1324 また、「一定の期間」については、構成員・準構成員に意見照会を実施し
1325 たところ、回答のあった構成員 9 自治体中 8 自治体及び準構成員 7 社中 6
1326 社が「5 年」と回答したことから、5 年とする。ただし、頻度としては、
1327 6 自治体及び 4 社が「個人ごと」ではなく「1 年に 1 回」と回答したこと
1328 から、1 年に 1 回、自治体ごとに繁忙期を避けて、5 年を経過した除票に
1329 ついて、バッチ処理により、除票用データベースへの移行作業を行うもの
1330 とする。
1331

1332 3. その他

1333 転出予定日で消除されるまでは住民であるため、除票ではなく通常の住
1334 民票として扱う必要があり、住民票の写し等の証明書を出力する際も、現
1335 存者として残存世帯員とともに出力できる必要がある。

1336 また、中核市市長会ひな形では、「改製原住民票」という用語が用いられ
1337 ているが、改製された住民票（原票）は、制度上、除票に包含されるもの
1338 であることから、本仕様書においては、「改製原住民票」という用語は用い
1339 ず、「除票」に統一する。
1340

1341 ○技術的基準

1342 第 3 住民票の異動処理等

1343 5 住民票及び除票の調製

1344 (2) 保管

1345 イ 除票

1346 除票（法第 15 条の 2 第 1 項に規定する除票をいう。以下同じ。）

1347 は、磁気ディスクにより処理年月日順に記録しておくこと。
1348

1349 1.1.6 空欄

1350 (No. 32、136)

1351 **【実装すべき機能】**

1352 1.1.1 及び 1.1.2 に規定する項目のうち、以下の項目は、空欄を許容しな
1353 いこと。その他の項目は、空欄を許容すること。

1354

1355 **【空欄を許容しない項目】**

- 1356 ・ 生年月日

- 1357 • 戸籍の表示
- 1358 • 住民となった年月日
- 1359 • 住所
- 1360 • 住民票コード
- 1361 • 外国人住民となった年月日
- 1362 • 法第 30 条の 45 の表の規定区分ごとの事項のうち、以下の項目
- 1363 中長期在留者である旨
- 1364 特別永住者である旨
- 1365 特別永住者証明書の番号
- 1366 一時庇護許可者である旨
- 1367 上陸期間
- 1368 仮滞在許可者である旨
- 1369 仮滞在期間
- 1370 出生による経過滞在者である旨
- 1371 国籍喪失による経過滞在者である旨
- 1372 • 宛名番号
- 1373 • 世帯番号
- 1374

1375 **【考え方・理由】**

1376 出生届は 14 日以内に届け出る必要があり、性別が空欄の戸籍ができること
1377 とがある。戸籍の記載において性別が空欄となっている場合は、原則として
1378 は、戸籍の取扱いに準ずることとなるため、戸籍に関する届出上許容されて
1379 いる場合は住民票の記載時は空欄とし、確定し次第、職権で記載する。

1380 ※ 出生届に至らない子及び就籍の届出に至らない者については、1. 1. 12
1381 参照

1382 児童養護施設へ入所する者については、世帯主や続柄の欄は空欄となる場
1383 合があり（総務省通知（昭和 43 年 3 月 26 日自治振第 41 号）第 2 問 6）、空
1384 欄にできることとする。

1385 空欄を許容する項目について、構成員、準構成員に意見照会したところ、
1386 かなり前から住んでいて住民となった年月日がわからない人がいるため、住
1387 民となった年月日は空欄を許容すべきという意見があったが、基本的に空欄
1388 となるのは該当がないか、そもそも存在しない項目であり、住民となった日
1389 のように該当しない人、存在しない人がいない項目については、不詳日入力
1390 ができれば空欄を許容しないことで問題なく、むしろ記載漏れでないことが
1391 確認できるため、住民となった日は空欄を許容しない項目として整理する。

1392

1393 1.1.7 旧氏

1394 (No. 202 (旧氏対応/旧氏の管理))

1395 **【実装すべき機能】**

1396 国外への転出時に記載していた旧氏を、その後最初の国外からの転入時に
1397 引き継ぐことができること。

1398

1399 **【考え方・理由】**

1400 旧氏を併記したまま国外へ転出し、その後最初に国外から転入した際には、
1401 当該旧氏を引き継ぐことができるため、窓口でその旨住民に確認し、改めて
1402 請求手続を行う必要はない。ただし、当該旧氏の特特定を的確に行うため、国
1403 外転出時の除票の写しを添付させることが適当である。(総務省通知(令和
1404 元年9月11日総行住第86号))

1405

1406 ※旧氏の履歴については、ここで独立した項目とするのではなく、住所の
1407 履歴等と合わせて引き続き議論・整理する。

1408

1409 1.1.8 年月日の管理

1410 (No. 64後半(異動共通/異動日設定)、138(死亡/死亡日入力))

1411 **【実装すべき機能】**

1412 年月日は、暦上日に限り、許容すること。

1413 ただし、1.1.1(日本人住民データの管理)、1.1.2(外国人住民データの
1414 管理)に規定する項目のうち生年月日、住民となった年月日、住所を定めた
1415 年月日及び外国住民となった年月日並びに1.2.2に規定する項目のうち出
1416 生、死亡又は失踪に係る異動日については、暦上日以外の年月日(例:うる
1417 う年でない年における2月29日)も許容するとともに、以下に規定する不
1418 詳日を許容すること。この場合も、他システム連携用として内部的には日付
1419 を保有しておくこと。

1420

1421 **【不詳日入力一覧】**

1422 ・「令和〇〇年頃」

1423 ・「令和〇〇年〇月頃」

- 1424 ・「令和〇〇年〇月〇日頃」
- 1425 ・「推定令和〇〇年〇月〇日」
- 1426 ・「推定令和〇〇年〇月」
- 1427 ・「令和〇〇年春」
- 1428 ・「令和〇〇年〇月上旬」
- 1429 ・「令和〇〇年〇月上旬頃」
- 1430 ・「令和〇〇年〇月下旬頃」
- 1431 ・「年月日不詳」
- 1432 ・「令和〇〇年 月日不詳」
- 1433 ・「令和〇〇年〇〇月 日不詳」

1434

1435 暦上日以外の年月日（例：うるう年でない年における2月29日）の設定
1436 も許容する。

1437

1438 ●APPLIC タスクフォースにて検討中（検討依頼事項：外国人の生年月日を含
1439 め、不詳日の他システム連携をどのようにするか。みなし年月日を住基側で
1440 持つか、作るか。住基側で持つとした場合、どのようなルール（前寄せ・後
1441 寄せ等）とするか。地域情報プラットフォーム標準仕様との関係をどのよう
1442 に整理するか）。●

1443

1444 【考え方・理由】

1445 不詳日の場合、他業務システム側でそれぞれの都合に応じて前寄せ・後寄
1446 せを判断する必要があることから（例：保険系業務において、加入者有利と
1447 なるよう後寄せする等）、住民記録システムとしては、みなし生年月日等は
1448 作成しない（「不詳」のまま、他システムと連携する。「不詳」をどのよう
1449 にデータとして保持するかは別途検討する）。

1450 また、法施行前から住民である等、住民となった年月日が不明であるケー
1451 スがあることから、住民となった年月日、住所を定めた年月日及び外国人住
1452 民となった年月日について、不詳日を許容する。

1453 暦上日以外の年月日（例：うるう年でない年における2月29日）につい
1454 ては、本来、存在しない日付を許容すべきではないが、戸籍側（本籍地）が
1455 修正せず、住民記録側で修正できないことがあることから、許容する。

1456 同様に、「頃」と「不詳」の使い分けについても、戸籍システムでの整理と
1457 連動するため、住民記録側では整理しない。

1458

1459 ※ 内部的に日付が無い場合、個人番号連携エラーが発生するため、住民
1460 記録システムと連携するシステム内部では年月日の全てを保有してお
1461 く必要がある。

1462 ※ みなし年月日を作るかどうかについては、準構成員が住基側と他シス
1463 テム側とどちらにみなし年月日を持っているかによって改修の規模や
1464 コストが変わるため、APPLIC 等と連携して整理する。

1465

1466 1.1.9 年月日の表示

1467 【実装すべき機能】

1468 年月日は、住民票の写し等の証明書及び画面表示において、和暦で記載・
1469 表示すること。

1470 ただし、1.1.2 に規定する項目のうち、外国人住民の生年月日及び法第 30
1471 条の 45 の表の規定区分ごとの事項のうち在留期間の満了の日は、西暦で記
1472 載・表示すること。

1473

1474 【実装しない機能】

1475 年月日（1.1.2 に規定する項目のうち、外国人住民の生年月日及び法第 30
1476 条の 45 の表の規定区分ごとの事項のうち在留期間の満了の日を除く。）を、
1477 住民票の写し等の証明書又は画面表示において、西暦で記載・表示（併記を
1478 含む。）すること。

1479 1.1.2 に規定する項目のうち、外国人住民の生年月日及び法第 30 条の 45
1480 の表の規定区分ごとの事項のうち在留期間の満了の日を、和暦で記載・表示
1481 （併記を含む。）すること。

1482

1483 【考え方・理由】

1484 自治体によって和暦と西暦が異なると、システムが複雑になる上、QR コー
1485 ド化や OCR 読込みに支障が出るため、本仕様書において、「西暦で表記する
1486 こと」と整理しているもの以外は、全て和暦で表示することとする。なお、
1487 これは証明書等で表示する際のルールであり、入力やデータの持ち方として
1488 は、和暦と西暦のどちらを用いても、記載・表示する際や他システム連携の
1489 際に適切に変換できれば差し支えない。

1490

1491 1.1.10 世帯主

1492 (No. 138 (死亡/死亡日入力))

1493 **【実装すべき機能】**

1494 世帯主未設定を許容すること。

1495 世帯主未設定の場合は、世帯主未設定の状態で他システムへ連携ができる
1496 こと。

1497

1498 ●APPLIC タスクフォースにて検討中 (検討依頼事項: 世帯主未設定で他シス
1499 テムに影響がないか。ある場合はどう対応すればよいか)。●

1500

1501 **【考え方・理由】**

1502 世帯主が死亡した場合、直ちに世帯主を設定できない場合がある。

1503 養護施設に居住する児童の場合、世帯主の欄は空欄となる場合がある。

1504

1505 1.1.11 続柄

1506 (No. 32 (検索・照会/続柄表記))

1507 **【実装すべき機能】**

1508 以下に示す続柄を管理できること。

1509

1510 ① 世帯主

1511 ② 夫、妻、夫 (未届)、妻 (未届)、子、父、母、兄、姉、弟及び妹

1512 ③ ②を4世代 (※) まで「の」でつなげたもの (例: 子の子の子の子)

1513 ※「世代」とは、「の」でつなげる個数を機械的に数えたものをいう。以
1514 下同じ。

1515 ④ 縁故者

1516 ⑤ 同居人

1517

1518 (留意点)

1519 ・世帯主との関係を示す上で複数の表記があり得る場合、以下で定める続
1520 柄の順位において最も上位の続柄とすること (例: 世帯主の父の兄の子
1521 が同時に世帯主の妻でもある場合、続柄は「妻」とする。)

1522 ・③を5世代以上つなげる必要がある場合 (例: 子の子の子の子の子) は、

1523 「縁故者」とすること。

1524

1525 続柄の順位（あくまで続柄自体の順位であり、世帯連記式の住民票の写し
1526 等や転出証明書で複数世帯員を記載する場合における世帯員の記載順序に
1527 とは必ずしも一致しない。）は、①～⑤の順序とすること。

1528 ②内の順位は、以下のとおりとすること。

1529 第1順位 夫、夫（未届）、妻、妻（未届）

1530 第2順位 子

1531 第3順位 父、母

1532 第4順位 兄、姉、弟、妹

1533 ③内の順位は、世代数が少ないものを上位とする。世代数が同じものにつ
1534 いては、「の」でつなぐ左から順に、②内の順位に倣うこと（例：夫（第1順
1535 位）の兄は、子（第2順位）の夫よりも上位）。

1536

1537 【実装しない機能】

1538 「実装すべき機能」に示す以外の続柄（例：祖父、祖母、おじ、おば、甥、
1539 姪、孫、子（子の夫）、子（子の妻）、家事使用人、準世帯主、4世代以内で
1540 表記できない続柄）を管理できること。

1541

1542 【考え方・理由】

1543 世代管理については、4世代で十分

1544 要領2-1-(2)-エ-(オ)に記載されている続柄を全て表示できる必要
1545 がある。

1546 地方自治体D_64「準世帯主の登録が行えること。」のような準世帯主は、
1547 国保上の概念であるため、住民記録システム標準仕様書では不要

1548 また、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）提供の「既存住基シ
1549 ステム改造仕様書」の続柄コードには、「祖父」、「祖母」、「おじ」、「おば」、
1550 「甥」、「姪」等、一部ベンダでは入力できない可能性のある続柄が存在する
1551 が、分科会における議論の結果、これらは4世代以内で表記するか、4世代
1552 で記載できない場合は、「縁故者」として記載することで足りるため、これ
1553 らの続柄に対応することは不要と判断した。

1554

1555 1.1.12 本籍・筆頭者

1556 (No. 118-2 (職権記載／出生届に至らない子等))

1557 **【実装すべき機能】**

1558 本籍・筆頭者欄は、「なし」又は「不明」と記載できること。

1559

1560 **【考え方・理由】**

1561 総務省通知（平成 30 年 10 月 2 日総行住第 163 号）によれば、出生届に至
1562 らない子については、本籍・筆頭者欄を「なし」と記載することとされてい
1563 る。

1564 また、総務省通知（平成 20 年 7 月 8 日総行市第 145 号）によれば、就籍
1565 の届出に至らない者については、本籍・筆頭者欄を「なし」と記載すること
1566 とされている。

1567 なお、総務省通知（平成 20 年 7 月 7 日総行市第 143 号）によれば、出生
1568 届に至らない子の C S 連携の異動事由は「出生」ではなく「職権記載」であ
1569 る。

1570

1571 1.1.13 宛名番号・世帯番号

1572 *(No. A1 (マスタ管理/宛名番号・世帯番号付番))*

1573 **【実装すべき機能】**

1574 宛名番号、世帯番号は、自動付番できること。

1575 宛名番号、世帯番号は、それぞれ単純連番とし、最下位の 1 桁はチェック
1576 デジットとする。チェックデジットはモジュラス 11 とする。

1577 指定都市における区間異動の場合、世帯番号は新規付番し、宛名番号は異
1578 動前と同一の番号を使用すること。

1579

1580 **【考え方・理由】**

1581 外国人住民の宛名番号を日本人住民と異なる番号体系にしている地方自
1582 治体等、宛名番号に意味付けを持たせている自治体もあるが、今回、帰化、
1583 国籍取得及び国籍喪失の場合も、宛名番号を引き継ぐこととしたことから
1584 (4.5.3~4.5.5 参照)、日本人住民・外国人住民を問わず、共通したルール
1585 に基づいて宛名番号を設定することとする。

1586 構成員・準構成員意見照会の結果、指定都市における区間異動の場合、宛
1587 名番号と世帯番号の付番ルールが区ごとに異なるため、カスタマイズになり
1588 やすいという意見があったため、付番ルールを整理

1589 指定都市における区間異動の場合、転入元の世帯の住民票（原票）が除票
1590 となり、新たに転入先で住民票（原票）が調製されることになるため、除票
1591 となった住民票（原票）と新たに調製された住民票（原票）で同一の世帯番
1592 号を使用することとすると、管理上不都合が生じる可能性があるため、区間
1593 異動の場合の世帯番号は新規付番することとする。

1594

1595 1.1.14 備考

1596 (No. 21、44 (マスタ管理/備考入力事項管理)、117 (職権記載/備考欄
1597 入力))

1598 【実装すべき機能】

1599 備考は、自由入力できること。

1600

1601 【実装しない機能】

1602 備考欄に消除理由又は改製理由を記載できること。

1603 異動事由ごとに、あらかじめ登録した備考文を基に備考が自動入力される
1604 こと。

1605

1606 【考え方・理由】

1607 従来、住民票（原票）の備考欄に記載されている事項は、以下のとおり、
1608 2つに大別することができる。

1609 A類型・・・「年月日」／「異動事由等」／「記載等の種別」（届出・職権・
1610 申出の別）で構成されるもの（20.0.3（異動履歴の記載）参照）

1611 （例）

1612 ・異動履歴

1613 ・改製年月日

1614

1615 B類型・・・A以外の事項

1616 （例）

1617 ・出生届が提出に至っていない旨（平成20年7月7日総行市第143号「出
1618 生届の提出に至らない子に係る住民票の記載について」）

1619 ・事実上の世帯主の氏名（要領第2-1-(2)-エ-（エ））。

1620

1621 このうち、A類型については、1.2.1（異動履歴の管理）に規定する異動

1622 履歴として管理し、備考には記載せず、B類型については、備考として記載
1623 することとする。住民票の写し等の証明書には、特別の請求があった場合、
1624 A類型については 20.0.3 に規定するように統合記載欄に記載することとし、
1625 B類型についてはプライバシー保護の観点等から市区町村の判断により記
1626 載するかしないかを選択し、記載を選択した場合、20.0.6（備考の記載）に
1627 規定するように統合記載欄に記載できることとする。

1628 中核市市長会ひな形においては、備考欄に消除理由や改製理由を記載でき
1629 ること、また、異動事由毎に、あらかじめ登録した備考文をもとに備考が自
1630 動編集できることとしているが、これらはA類型として異動履歴として管理
1631 し、備考には記載しないこととしていることから、こうした機能は不要であ
1632 る。

1633 なお、備考に文例として用意しておきたいものがあるか、備考に自動で入
1634 力されるべき事由があるかについて、構成員・準構成員に意見照会を実施し
1635 た結果、ほとんどがA類型についての回答であり、A類型については上述の
1636 とおり 1.2.1 に規定する異動履歴として管理し、備考には記載しないことと
1637 していることから、備考の文例や自動入力の手由は設けないこととする。
1638

1639 1.1.15 支援対象者管理

1640 (No. 7 (共通/支援措置対象者管理))

1641 【実装すべき機能】

1642 支援措置の実施に当たっては、支援対象者の住民票（原票）に支援対象者で
1643 ある旨の表示ができるとともに、住民記録システム内に以下に掲げる項目のデ
1644 ータベースを構築し、住民票（原票）の上記表示から画面遷移し、端末画面上
1645 でデータベースを確認できること。

1646
1647 <データベース上の項目>

1648 ○申出者に関する項目

1649 ①現住所地市区町村の場合

- 1650 ・氏名
- 1651 ・宛名番号
- 1652 ・生年月日
- 1653 ・住所
- 1654 ・連絡先（電話番号、携帯電話番号、メールアドレス等）

1655
1656 ②前住所地市区町村の場合

- 1657 ・ 氏名
- 1658 ・ 宛名番号
- 1659 ・ 生年月日
- 1660 ・ 前住所
- 1661 ・ 統合記載欄に記載された転出先住所
- 1662 ・ 転出届に基づいて記載した転出先（予定）の住所
- 1663 ・ 転入通知に基づいて記載した転出先の住所
- 1664 ・ 連絡先（電話番号、携帯電話番号、メールアドレス等）
- 1665
- 1666 ○併せて支援措置を求める者に関する項目
- 1667 ・ 氏名
- 1668 ・ 宛名番号
- 1669 ・ 生年月日
- 1670 ・ 申出者との関係
- 1671
- 1672 ○加害者に関する項目
- 1673 ・ 氏名
- 1674 ・ 宛名番号
- 1675 ・ 生年月日
- 1676 ・ 住所
- 1677 ・ その他（任意の文言を最大 100 文字まで登録できること。）
- 1678
- 1679 ○住民票データベースのほか支援を求められている事務及び抑止対象の
- 1680 住所等
- 1681 ・ 住民基本台帳の閲覧（現住所）
- 1682 ・ 住民票の写し等の交付（現住所及び前住所）
- 1683 ・ 戸籍の附票の写しの交付（本籍、前本籍、前々本籍等）
- 1684
- 1685 ○転送情報
- 1686 ①当初受付市区町村が対応するもの
- 1687 ・ 転送先市区町村
- 1688 ・ 転送月日
- 1689
- 1690 ②当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村（以下「転送受付
- 1691 市区町村」という。）が対応するもの
- 1692 ・ 転送された支援措置申出書の受付月日

1693 ・支援の必要性がないことを確認したときの申出者への連絡月日

1694

1695 ○支援措置の期間

1696 ・支援措置の開始年月日

1697 ・支援措置の終了年月日

1698

1699 ○仮支援措置の有無

1700

1701 【考え方・理由】

1702 総務省通知（平成 24 年 9 月 26 日総行住第 89 号）で「住民基本台帳事務
1703 における支援措置申出書」の様式例を示し、申出書に記載する事項を例示し
1704 ており、上記の項目を抜粋した。

1705 除票の場合は、住所の履歴、転出届に基づいて記載した転出先（予定）の
1706 住所、転入通知に基づいて記載した転出先の住所にも現住所が表示される可
1707 能性があり、データベース上で確認できる必要がある。

1708 支援措置においては、申出がなされてから、支援措置の必要性を確認し、
1709 実際に支援措置を開始するまでの間も、被害者保護のために、仮支援措置が
1710 必要となる場合があり得、仮支援措置の有無についてもデータベース上確認
1711 できる必要がある。

1712 「10.3 操作権限管理」において、利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施
1713 処理の制御ができることとしており、各市区町村の支援措置に係る事務の実
1714 情に合わせて、データベースの閲覧権限や閲覧項目、閲覧を実施する際の処
1715 理などについて、管理できるものである。

1716 現住所については、2つ前の住所地市区町村の住民票の写し等に被害者の
1717 現住所が記載されていることはないため、支援措置制度としては、1つ前の
1718 住所地市区町村まで支援措置を講ずれば足りることとなる。

1719 一方、本籍地については、住所の変更がない場合であっても本籍地が複数
1720 回変更することがあり得ることから、戸籍の附票の写しに現住所が記載され
1721 ている全ての本籍地市区町村で支援措置を講ずる必要がある。

1722

1723 1.1.16 郵便番号

1724 【実装すべき機能】

1725 住所、転入前住所、転出先住所（予定）及び転出先住所（確定）の郵便番
1726 号を管理すること。

1727

1728 **【考え方・理由】**

1729 構成員・準構成員に意見照会を実施した結果、自市区町村内の住所、転入
1730 前住所及び転出先住所とも、郵送のニーズが一定以上あるとの回答が多かつ
1731 たために、便宜的に管理項目とする。

1732

1733 1.1.17 ふりがな

1734 **【実装すべき機能】**

1735 氏名、旧氏及び通称については、ふりがな及びふりがな確認フラグを管理
1736 すること。

1737

1738 **【考え方・理由】**

1739 ふりがなは、2.4（検索文字入力）や2.5（基本検索）における検索項目と
1740 して活用できること、また、本人に確認できたものについては20.0.4（ふり
1741 がなの記載）のとおり住民票の写し等の証明書に記載することもできるもの
1742 であることから、住民記録システムにおいて管理することとする。

1743 ふりがなについては、本人に確認できたものとできていないものがあるが、
1744 本人に確認できていなくても検索の際に活用できるため、本人への確認の有
1745 無にかかわらず、ふりがなを管理することとする。その一方で、本人に確認
1746 できていないふりがなについては、証明書に記載できないことから、本人へ
1747 の確認の有無を示すフラグを管理することで、ふりがなが証明に記載できる
1748 ものであるかどうかを識別する際に活用する。

1749

1750 1.1.18 郵便物送付コード

1751 **【実装してもしなくても良い機能】**

1752 郵便物送付コード（例：外国人住民について、郵便物の送付先の記載とし
1753 て通称のみを希望するか、本名のみを希望するか）を管理すること。

1754

1755 **【考え方・理由】**

1756 外国人住民に対して郵便物を送付する際、通称のみ記載してほしい、又は、

1757 本名のみ記載してほしいといった要望に配慮した対応をするために、どの類
1758 型かを示す郵便物送付コードを必要とする自治体があったが、必ずしも全自
1759 治体においてそのような運用をしているとは限らないことから、実装しても
1760 しなくても良い機能とする。
1761

1.2 異動履歴データ

1762

1.2.1 異動履歴の管理

【実装すべき機能】

1765 1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）
1766 に規定する異動履歴（備考の異動を含む。）は、以下の項目を管理すること。

- 1767 ・異動対象者（4.0.1 参照）
- 1768 ・異動事由（1.2.2 参照）
- 1769 ・異動日（4.0.3 参照）
- 1770 ・処理日（4.0.3 参照）
- 1771 ・届出日（届出の場合に限る。4.1.0.2 参照）
- 1772 ・申出日（申出による職権記載又は職権修正の場合に限る。4.2.1.2.2 参
1773 照）
- 1774 ・入力場所
- 1775 ・入力端末
- 1776 ・備考

1777

1778 また、異動したデータ自体については、以下のとおり、時点ごとに全項目
1779 の履歴データを持つ方式により管理すること。

- 1780 ・住民票に記載する各項目を1列とし、全項目を1行で保持する。
1781 なお、世帯ごとに共通のデータも個人ごとに保持する。
- 1782 ・データキーは、宛名番号と履歴番号でユニークとする。履歴番号は1から
1783 の単純連番とする。
- 1784 ・履歴は、データキーの履歴番号をカウントアップし、項目内容の変更有無
1785 に係わらず、全項目の内容を保持する。
- 1786 ・履歴番号が最大のデータを1件セレクトすることで、その個人の直近デー
1787 タの全項目を取得する。

1788

1789 例：青木太郎が松町1番地へ転入、その後、松町8番地へ転居

1790 同時に、青木花子が青木太郎の世帯へ転入した場合は以下のとおりとなる。

1791	宛名番号	履歴番号	世帯番号	住所	氏名	生年月日	性別
1792	0000001	1	0000100	松町1番地	青木 太郎	2003.01.07	男
1793	0000001	2	0000100	松町8番地	青木 太郎	2003.01.07	男

1795

1796 **【考え方・理由】**

1797 異動履歴については、特別の請求があった場合、住民票の写し等に記載さ
 1798 れるが、自治体・システムベンダごとにデータ構造が様々であり、大きく以
 1799 下のような4方式がある。

- 1800 方式①：項目ごとに履歴データを持つ方式
- 1801 方式②：時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式
- 1802 方式③：時点ごとに変更のあった項目の履歴データを持つ方式
- 1803 方式④：毎回改製することとし、改製の版として履歴を持つ方式

1804 これらについて、準構成員に中長期的に見て最も良いと思うものから順に
 1805 並び替える意見照会を実施したところ、以下のとおりの結果となった（なお、
 1806 中長期的に見て良い①～④以外のデータ構造は、全ての準構成員が「なし」
 1807 と回答した。）。

- 1808 ・ 方式②が、「最適」と回答した準構成員数が最も多い。
- 1809 ・ 方式①と方式④については、「最低」と回答した準構成員数がそれぞれ
 1810 「4」、「3」と多く、また、方式②よりも方式①又は方式④を上位に位置
 1811 づけた準構成員は、それぞれ1社しかないことから、採用は難しい。
- 1812 ・ 方式③については、方式②よりも上位に位置づけた準構成員は2社のみ
 1813 であるが、方式②よりも下位に位置づけた準構成員も、A方式の場合は方
 1814 式③でも対応可能と回答していることから、A方式との親和性は高いと考
 1815 えられる。

1816

1817 (参考) 構成員・準構成員への意見照会結果

1818

(単位：人)

順位 準構成員		最適	2番目	3番目	最低
ア		①	③	②	④
イ		②	①	③	④
ウ		②	③	①	④
エ		②	③	④	①
オ		②	③	④	①
カ		③	②	④	①
キ		④	②	③	①
計	①	1	1	1	4

	②	4	2	1	0
	③	1	4	2	0
	④	1	0	3	3

1819

1820

1821

1822

1823

1824

1825

1826

1827

20.0.3 (異動履歴の記載) のとおり、異動履歴の記載方法としては、A方式 (異動履歴を備考欄又は統合的に記載する欄に表示する方式) を採用することとしたことから、異動履歴の記載方法についてA方式を採用することを前提に、(1) データ容量やオーバーヘッド、アプリケーションの規模が大きくなることの支障の程度、(2) 他システムとの連携や「地域情報プラットフォーム標準仕様」や「中間標準レイアウト仕様への対応」、(3) パッケージ改修経費や維持管理コストの観点から、方式②と方式③のどちらの方式が望ましいかについて意見照会を行った。

1828

1829

1830

1831

1832

意見照会の結果、(1)～(3) いずれの観点についても、方式②においては大きな支障がないという回答が多く、総合的に見ても方式②を支持する準構成員が多かったため、履歴のデータ構造については、方式② (時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式) を採用することとする。

1833

1.2.2 異動事由

1834

(No. 62-2 (異動共通/異動事由等))

1835

【実装すべき機能】

1836

1837

システムが管理する異動事由コードおよび付随する区分により、以下の区分が行えること。

1838

1839

また、以下の区分からシステムが管理する異動事由コードおよび付随する区分にマッピングができること。

1840

1841

異動事由は、以下のとおり区分すること。

1842

1843

1844

1845

1846

1847

1848

●APPLIC タスクフォースにて検討中 (検討依頼事項: 中間標準レイアウト仕様・地域情報プラットフォーム標準仕様を踏まえ、住民記録システムを動かすに当たって必要十分なものとして、どのような異動事由とすべきか。異動事由とすべき項目と、データ移行の際に異動事由が移行可能なもの (中間標準レイアウト項目?) に丸められたとしても、各データの内容から印字制御ができるようにどのような方法をとるべきか)。●

1849

1850

転入

1851	再転入
1852	法第30条の46転入
1853	未届転入
1854	特例転入
1855	住所設定
1856	出生転入
1857	出生
1858	職権記載
1859	帰化（増）
1860	国籍取得（増）
1861	転出取消
1862	職権回復
1863	在留資格変更による届出（法第30条の47届出）
1864	国籍喪失（増）
1865	出入国在留管理庁通知職権回復
1866	転出
1867	特例転入を利用した転出
1868	区間異動
1869	区間異動（除）
1870	死亡
1871	職権消除
1872	失踪宣告
1873	国籍喪失（減）
1874	出入国在留管理庁通知職権消除
1875	帰化（減）
1876	国籍取得（減）
1877	転居
1878	世帯分離
1879	世帯合併
1880	世帯変更
1881	世帯主変更
1882	戸籍修正
1883	戸籍届出
1884	戸籍照合
1885	職権修正
1886	転入通知受理

- 1887 住民票改製
- 1888 出入国在留管理庁通知職権修正
- 1889 強制修正
- 1890 通称届出(変更、削除を含む。)
- 1891 個人番号変更
- 1892 個人番号修正
- 1893 個人番号訂正
- 1894 個人番号記載
- 1895 住居表示
- 1896 住民票コード変更
- 1897 旧氏届出(変更、削除を含む。)
- 1898
- 1899 届出通知等は、以下のとおり区分すること。
- 1900
- 1901 届出
- 1902 通知
- 1903 職権
- 1904 申出
- 1905 特例
- 1906 記載
- 1907 軽微な修正
- 1908
- 1909 全部一部は、以下のとおり区分すること。
- 1910
- 1911 全部
- 1912 一部
- 1913 全部・全部
- 1914 一部・全部
- 1915 全部・一部
- 1916 一部・一部
- 1917
- 1918 なお、職権により住民票の記録、消除又は記録の修正を行う場合は、職権
- 1919 記録書に職権により住民票の記録等を行う事項を記載すること。
- 1920
- 1921 **【実装しない機能】**

1922 システムが管理する異動事由コードおよび付随する区分により、「転居取
1923 消」の区分が行えること。

1924 出生、死亡の日付以外の異動日を不詳日として管理できること。

1925

1926 【考え方・理由】

1927 異動事由等についても、今後のデータ連携等の検討のため、標準化すべき
1928 であることから、示すもの

1929 前提として、標準案において異動事由“コード”というデータベースの物理
1930 的な異動事由コードのラインナップは定義されていない。標準案の「区分す
1931 ること。」は、各社のパッケージの異動事由コードおよび付随する区分が、
1932 標準案の論理的な区分にマッピングできることと考える。

1933 現在の標準案は、ベンダの異動事由の管理区分ベースであるため、データ
1934 ベースの物理的な異動事由コードのラインナップ＝標準案の論理的な区分
1935 となるが、他ベンダにおいてはデータベースの物理的な異動事由コードのラ
1936 インナップ⇔標準案の論理的な区分 に双方向にマッピングできることが
1937 確認できれば標準仕様充足という形になる。

1938

1939 「個人番号訂正」については、申出・職権に関わらず個人番号の修正・変
1940 更については、変更前の個人番号も確かにその本人の個人番号であり、履歴
1941 として誤りではないため「訂正」という文言になじまないとの意見もあるが、
1942 完全に誤記をしてしまった場合、誤記の修正である旨区別しておく必要があ
1943 るため、当該異動事由を用意している。他システムへの連携において旧個人
1944 番号は完全に誤りであることの通知、団体内統合宛名システム・中間サーバ
1945 の符号、副本登録のリカバリなど後運用のためにはこの異動事由が必要とい
1946 う認識。

1947

1948 「転居取消」については、実装しているベンダもあるが、機能要件（たた
1949 き台）に機能の記載がないため不要

1950

1951 「軽微な修正」はCS上は異動事由コードだが、法上の異動事由は職権修
1952 正であるため、記載を維持。

1953

1954 全部一部区分のうち、「全部（特例）」、「一部（特例）」は、中間標準レイア
1955 ウトに記載があり、この項目に記載していないが、届出通知との組み合わせ
1956 にて充足している。

1957

1958

1959

1960

1961

1962

○技術的基準

1963

第3 住民票の異動処理等

1964

2 職権記録書の作成

1965

職権により住民票の記録、消除又は記録の修正（以下「記録等」という。）を行う場合は、職権により住民票の記録等を行う事項を記載した書類（以下「職権記録書」という。）を作成すること。

1966

1967

1968

3 届出書及び職権記録書の保存

1969

届出書及び職権記録書の保存に当たっては、その保存方法について定めること。

1970

1971

1.3 その他の管理項目

1972

1.3.1 本庁・支所管理

1974 (No. 16 (マスタ管理／本庁・支所管理))

【実装すべき機能】

1976 システムログや証明書発行管理に使用するため、住民記録システムを使用
1977 する場所として、本庁、各支所、出張所、住民記録システム利用課及び入力
1978 端末等の登録管理ができること。

1979 指定都市においては、行政区（区役所）を管理できること。

1980

【考え方・理由】

1982 中核市市長会ひな形を踏襲

1983 システムログや証明書発行管理に使用するための住民記録システムを使用
1984 する場所（本庁・各支所・出張所・住民記録システム利用課及び入力端末
1985 等）を管理する機能が必要

1986

1.3.2 住居表示・地番管理

1988 (No. 17 (マスタ管理／住居表示・地番管理))

【実装すべき機能】

1990 住居表示・区画整理におけるデータ及び住所を設定することができる地番
1991 (特殊地番を含む。) をマスタ管理・表示できること。

1992

【考え方・理由】

1994 住所を入力する際、住所を設定できる住所であるかの判定を行うため、住
1995 居表示においては最大番地、地番においては住所を設定することができる地
1996 番（特殊地番を含む。）を管理する必要がある。

1997 なお、住居表示・区画整理における一括処理については9.7（住所一括変
1998 更）に記載

1999

2000

2001 1.3.3 住所辞書管理

2002 (No. 18 (マスタ管理/住所辞書管理))

2003 **【実装すべき機能】**

2004 毎月（一般市区町村においては、必要に応じ）、最新の住所情報を更新す
2005 ること。国名については、毎年、最新の情報を更新すること。ただし、本籍
2006 地等の（旧）町名等が入力できること。

2007 住所情報は、職員でも容易に修正できること。住所コードは汎用的なもの
2008 を使用し、同様に郵便番号についても管理できること。住所辞書については
2009 全国的に提供されるものを使用すること。郵便番号マスタは自動更新される
2010 こと。

2011 住所かな入力（例えば、東京都日野市神明の場合であれば、「ト ヒ シ」
2012 のように、住所の頭の数文字を入力することをいう。）をすることで、郵便
2013 番号及び住所が自動で入力されること。また、郵便番号を入力することで、
2014 住所が自動で入力されること。

2015 住所及び本籍について都道府県名→市区町村名→大字→小字の順に一覧
2016 表より順番に選択していくことで住所辞書からの引用ができること。

2017 また、指定都市においては必要に応じて自区の住民又は消除者のみ検索対
2018 象とする等、検索範囲の制限（絞り込み）ができること。

2019

2020

2021 **【考え方・理由】**

2022 中核市市長会ひな形に付記

2023 全国住所辞書は複数の事業者が提供していることから、特定しないことと
2024 した。

2025 分科会での議論の結果、中核市等以上の自治体については、住所辞書の更
2026 新頻度は毎月としたが、一般市区町村については、毎月更新する必要はない
2027 と考えられるため、必要に応じ更新できればよいこととする。

2028 なお、郵便番号は中間標準レイアウト仕様の項目となっているため、管理
2029 できることを要件としている。

2030 分科会における議論の結果、住所かな入力も郵便番号による住所入力もと
2031 もにニーズがあると判断し、両機能を盛り込むこととした。

2032

2033

2034 1.3.4 方書管理

2035 (No. 19 (マスタ管理/方書管理))

2036 【実装すべき機能】

2037 住所地番に対応する方書情報（アパートやマンション、寮等）を登録管理
2038 できること。

2039 また、住所情報に応じた方書情報が紐づけられていること。

2040 なお、これらのマスタ情報が職員管理を前提としており、容易にできるこ
2041 と。

2042

2043 【考え方・理由】

2044 中核市市長会ひな形を踏襲＋方書情報が住所情報に紐づけられている旨、
2045 職員管理が前提である旨を追記

2046 なお、住所選択における方書候補表示の機能については、4.0.7（方書入
2047 力補助）に記載。

2048 また、この機能については、住民記録システム標準仕様書の機能一覧に入れ
2049 るべきか、パッケージ全体のマスタの機能として整理すべきかを別途検討
2050 する。なお、構成員・準構成員に意見照会をしたところ、特に小規模自治体
2051 の中には、本機能を用いず、職員が管理をするケースもあるという意見があ
2052 ったことから、本機能を用いるか用いないかは当該地方自治体の判断とする。

2053 都市部においては大型マンションの建設が進んでおり、方書管理は必要。
2054 また、住所を表記する際、市区町村ごとの定める一定戸数以上の部屋番号は
2055 方書ではなく住所の枝番号として記載するため、住所記載の正確性の観点で
2056 も住所情報に応じた方書情報が紐づけられていることは必要

2057

2058 1.3.6 和暦・西暦管理

2059 (No. 22 (マスタ管理/和暦管理等))

2060 【実装すべき機能】

2061 和暦と西暦の対応及び変換のためのマスタ情報が管理できること。

2062 また、元号が改正された場合、パラメータ設定による元号変更対応が可能
2063 であること。

2064

2065 **【考え方・理由】**

2066 中核市市長会ひな形を踏襲
2067 和暦のコードを二桁にすることも検討する。

2068

2069 1.3.7 公印管理

2070 (No. 13 (マスタ管理/公印選択))

2071 **【実装すべき機能】**

2072 市区町村長（指定都市の場合は区長）及び職務代理者の公印が管理できる
2073 こと。

2074

2075 **【考え方・理由】**

2076 中核市市長会ひな形を踏襲
2077 和暦のコードを二桁にすることも検討する。

2078

2079 1.3.8 交付履歴の管理

2080 **【実装すべき機能】**

2081 1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）
2082 に規定する証明書の交付履歴は、市区町村が定める期間、以下の項目を管理
2083 すること。

- 2084 ・ 交付日時
- 2085 ・ 交付場所
- 2086 ・ 交付対象者（誰の住民票（原票）に関する証明書であるか）
- 2087 ・ 証明書の種別
- 2088 ・ 記載事項
- 2089 ・ 枚数

2090 また、個人番号カード及び住基カードの交付状況を管理すること。

2091

2092 **【考え方・理由】**

2093 中核市市長会ひな形を補足。交付履歴を含む証明書の発行状況は、情報開

2094 示請求の際等に必要となる。

2095 なお、個人番号カードや住基カードの交付の履歴は、CSとのインタフェ
2096 ース仕様に規定されていないため、住民記録システムは入手できないため、
2097 現時点の情報を示す「交付状況」を確認できることとする。

2098 なお、交付履歴状況の保管期間は、情報開示請求対応期間を根拠とした(市
2099 区町村の多くは、保存期間を1年又は2年(まれに3年)と規定)が市区町
2100 村ごとに異なるため、市区町村が定められることとした。

2101

2102

2103

2104

2105

2106

2107

2108

2109

2 検索・照会・参照

2110

2111

2112 2.1 検索機能

2113 No. 12 (共通/検索機能)

2114 【実装すべき機能】

2115 システム利用者ごとに、一度検索ダイアログ等で設定した値（検索履歴）
2116 については、自動的にその設定値が保存されること。

2117 また、それら検索履歴を選択することによって、同じ条件による再検索及
2118 び検索履歴を活用することによる新たな検索にも対応できること。

2119

2120 【考え方・理由】

2121 業務効率化の観点から、検索パラメータの履歴保持は有効となる。

2122 宛名番号、個人番号、氏名等は、既に個人が特定されている情報なので設
2123 定値の保存は不要との考えもあり得るが、同一個人を別処理にて検索する際
2124 には、特定された検索キーであっても再検索できる方が業務効率化の観点に
2125 は適していると考えられることから、設定値が保存される対象は限定しない
2126 こととした。

2127 なお、権限及び情報セキュリティ等の観点から、履歴保持は、システム利
2128 用者ごと（ID単位）で実施できなければならない。

2129

2130 2.2 処理画面

2131 (No. 23 (検索・照会/処理画面))

2132 【実装すべき機能】

2133 異動処理中の画面（検索結果一覧等の画面を含む。）では、該当する異動
2134 処理名称（「全部転入、一部転入、全部転出、一部転出、全全転居、全一転
2135 居、一全転居、一一転居」のように詳細に記載するか、「転入、転出、転居」
2136 のように簡易に記載するかは規定しない。）が表示されること。

2137

2138 ●APPLIC タスクフォースにて検討中（検討依頼事項：機能要件全体の中で検
2139 索・照会機能をどのように位置づけるのか）。●

2140

2141 【考え方・理由】

2142 本項目は全体的には画面に関するものとして削除することも考えられる

2143 が、中核市市長会ひな形において位置づけられており、自治体の関心も高い
2144 項目と考えられることから、標準として整理する。

2145 地方自治体B_8「業務の流れに最適な画面遷移が行えること。」、地方自治
2146 体D__59「画面上で事務処理の流れが判別できること。」、地方自治体D__75
2147 「異動事由ごとに展開する業務画面を設定できること。(住民票転入→国保
2148 資格取得→年金資格取得→介護資格取得)」のような画面遷移や操作に関す
2149 る項目は標準化対象外

2150

2151 2.3 キーボードのみの画面操作

2152 (No. 24 (検索・照会／操作性))

2153 【実装すべき機能】

2154 端末のセキュリティを確保しながら、キーボードのみでも画面操作が可能
2155 であること。

2156

2157 【考え方・理由】

2158 キーボードのみの画面操作は、操作に成熟した職員の処理速度向上や職員
2159 の疲労度軽減のため、分科会における議論の結果、記載することとした。近
2160 年ではRPAで自動化する際、キーボード操作のコマンドを直接アプリケーション
2161 に送信することで、バックグラウンド処理で自動化が可能となるメリッ
2162 トもある。

2163 本項目は全体的には画面・操作性に関するものとして削除することも考え
2164 られるが、地方自治体によって業務に大きな影響を及ぼしかねない部分につ
2165 いては標準として整理することで、これ以上のカスタマイズを抑制する。た
2166 だし、キーボードのみでの画面操作が可能な機能を実装していれば、他の操
2167 作を否定するものではない。

2168 なお、地方自治体B_9のような住民記録システム以外のシステム間への
2169 コピーや貼り付け機能、画面ハードコピー機能については、情報セキュリテ
2170 ィ確保の観点から問題があるが、外字等を入力するためにコピー・貼り付け
2171 機能を多用している地方自治体もあるため、端末のセキュリティを確保した
2172 上で標準案に盛り込むこと。

2173 地方自治体B_77のような文字拡大機能は、OSの拡大鏡機能を使用する
2174 ことも考えられるが、OSが不確定で、拡大鏡機能を備えているとは限らな
2175 いため、仕様として必要。2.10で別途整理

2176

2177 2.4 検索文字入力

2178 (No. 25 (検索・照会／文字入力))

2179 **【実装すべき機能】**

2180 ふりがなを登録している場合は、片仮名・平仮名の両方（一般市区町村に
2181 おいては、いずれか）で入力及び検索できること。

2182 例：小文字（ツ、ヤ、ユ、ヨ・つ、や、ゆ、よ）や「ヲ」、「ヴ」・「を」、「う」
2183 など

2184 また、清音、濁音、半濁音を区別せず検索できるようにすること。

2185 「ズ」と「ヅ」・「ず」と「づ」、「ジ」と「ヂ」・「じ」と「ぢ」、「ワ」と「ハ」・
2186 「わ」と「は」、「ヤ」と「ャ」・「ゃ」と「や」、「ユ」と「ユ」・「ゆ」と「ゆ」、
2187 「ヨ」と「ヨ」・「よ」と「よ」、「ヲ」と「オ」・「を」と「お」、「ヴァ」と
2188 「バ」・「うぁ」と「ば」、「ヴィ」と「ビ」・「うい」と「び」、
2189 「ヴ」と「ブ」・「う」と「ぶ」、「ぱ」と「は」、「ぴ」と「ひ」などは、区
2190 別せず検索条件として指定でき両方が該当として処理されること。

2191

2192 **【実装しない機能】**

2193 (株) や (有) 等の記号を入力及び検索できること。

2194

2195 **【考え方・理由】**

2196 ふりがなを登録している場合は、清音・濁音のあいまい検索は、ニーズも
2197 高く、検索結果もれを無くす観点からも重要と判断

2198 なお、住基ネットにおける検索が平仮名を使用しており、移行の際に読み
2199 替えが発生すると不都合であること、2.5、2.7において、平仮名でも片仮名
2200 でも検索の際に異動者にたどりつくことはできること、ふりがなについては
2201 平仮名・片仮名どちらでも特段不都合はないことから、いずれも入力・検索
2202 に使用できるとした。

2203 また、(株) や (有) 等の記号は、法人名（税の宛名管理等）で用いられる
2204 ことはあるが、住民記録システムとしては不要であり、仮に必要であったと
2205 しても、外字としてではなく、「(株_)」や「(有_)」という形（3文字）で
2206 対応できることから、不要

2207

2208 2.5 基本検索

2209 (No. 26 (検索・照会／基本検索)、A3 (証明発行／履歴照会))

2210 **【実装すべき機能】**

2211 生年月日（西暦・和暦）・性別・ふりがな・漢字氏名・旧氏・アルファベッ
2212 ト氏名・通称・住所・住所コード・方書・区・宛名番号・世帯番号・消除区
2213 分・個人番号・住民票コード・在留カード番号・特別永住者証明書番号から
2214 検索できること。

2215 指定都市においては、操作者の所属により管轄区を自動判定し、検索画面
2216 上の区を規定値として検索できること。なお、他区の実装も可能とすること。
2217 複数条件検索、項目内部分検索ができること。

2218 外字検索、検索文字選択のためのサポート機能が提供されていること。

2219 (例：外字を選択するための手書き入力、手書き入力による文字選択等)

2220 また、西暦と和暦はそれぞれ対応する年に置き換えられ検索がされること。

2221 氏名の検索では、ふりがな、カナ本名、カナ通称、アルファベット氏名、
2222 旧姓等の過去のふりがなを横断的に検索できること。

2223

2224 ※「検索」は画面から検索用項目を画面入力して、マッチするものを探す
2225 操作をいう。「照会」はデータベースに問い合わせる操作をいう。

2226

2227 ●APPLIC タスクフォースにて検討中（検討依頼事項：外字検索、検索文字選
2228 択のためのサポート機能としてどのようなものが必要か）。●

2229

2230 **【実装しない機能】**

2231 異動者一覧を表示している状態で、検索条件を加えての再検索（絞込み）
2232 ができること。

2233

2234 **【考え方・理由】**

2235 中核市市長会ひな形（No. 26 及び No. A3）を補足

2236 旧氏、宛名番号（地方自治体内でユニークな宛名番号）、世帯番号、特別
2237 永住者証明書番号については、検索ニーズがあると判断した。

2238 また、ふりがな、カナ本名、カナ通称、英数氏名、旧姓等の過去のふりが
2239 なを横断的に検索できる氏名索引機能は、検索の効率化に有効

2240

2241 分科会における議論の結果、請求者については氏名はもちろん、郵便請求、
2242 第三者請求の区別も管理していない地方自治体が多いため、検索キーとして
2243 不要

2244 地方自治体D__2「異動者一覧を表示している状態で、検索条件を加えて
2245 の再検索（絞込み）ができること。」のような絞りこみ検索については、複
2246 数条件検索ができるのであれば不要

2247 ただし、指定都市における行政区単位での絞り込みは、区ごとに管轄が変
2248 わるため、作業の効率化のため実装すべき機能とする。

2249 地方自治体D__55「異動者一覧上で「氏名」「生年月日」「性別」「住所」
2250 「住民コード」「住民票コード」が確認できること。」、57「異動者一覧より
2251 選択した住民の世帯状況が同一画面にて表示でき、世帯構成員・現住所が確
2252 認できること。」のような異動者一覧で確認できる必要がある項目について
2253 は、画面についての機能であり、標準案に記載しない。

2254

2255 2.6 異動履歴照会

2256 (No. 28 (検索・照会／異動履歴検索))

2257 【実装すべき機能】

2258 1.2.1（異動履歴の管理）に規定する住民の異動履歴及び旧氏・通称履歴
2259 を照会できること。

2260

2261 【実装しない機能】

2262 同一住民（再転入者等）を単位として履歴が照会できること。

2263

2264 【考え方・理由】

2265 地方自治体A_114 のような同一住民を単位とした履歴照会の機能について
2266 は、住基事務においては使用頻度も低く（国保においては使用頻度が高いが、
2267 それは住民記録システム標準仕様書で整理すべきものではないため）、ボタン
2268 で次の住民に移動できる機能がなくても、一旦メインの世帯票に戻って個人の
2269 画面に移動することで差し支えないことから不要

2270 入力の際の経緯等の確認の際に、入力場所がすぐ把握できるようにするため、入
2271 力場所の履歴照会機能は必要

2272 届出日と処理日が異なる入力もあり、検索漏れを防ぐ必要があることから、
2273 どちらの日付でも照会を可能にする。

2274

2275 2.7 あいまい検索、清音化検索等

2276 (No. 27 (検索・照会／あいまい検索 (清音化検索等を含む。)))

2277 **【実装すべき機能】**

2278 以下のあいまい検索ができること。

2279 ・清音、濁音、半濁音による違いを無視できること。

2280 例 「ヂ」と「ジ」、「ズ」と「ヅ」、「ワ」と「ハ」、「ヴァ」と「バ」、
2281 「ヴィ」と「ビ」、「ヴ」と「ブ」、「オ」と「ヲ」、「ひ」と「ぴ」

2282 ・拗音、促音の小文字と大文字による違いを無視できること。

2283 例 「ッ」と「ツ」、「ャ」と「ヤ」、「ユ」と「ユ」、「ヨ」と「ヨ」

2284 ・氏名 (カナ) 等で文字列一致検索 (完全一致・部分一致) ができる
2285 こと。

2286 ・名 (氏名の名) のみの検索ができること。

2287 ・氏と名との間のスペースを無視した検索ができること。

2288 ・長音の有無を無視

2289 ・入力ゆらぎ対応として、「ー(全角長音)」と「- (全角ダッシュ)」と
2290 「- (全角マイナス)」と「- (全角ハイフン)」、「- (半角長音)」と「-
2291 (半角ハイフン、マイナス)」、「全角スペース」と「半角スペース」
2292 を区別せず検索条件として指定でき両方が該当として処理される
2293 こと。

2294 ・検索文字から、異体字や正字も包含した検索ができること。

2295 例：検索文字の例

2296 「辺」で検索時は「邊」、「边」、「邊」、「邊」等、

2297 「浜」で検索時は「濱」、「頻」、「濱」、「滨」等、

2298 「藤」で検索時は「藤」、「籐」、「籐」等 が検索対象文字となる。

2299

2300 **【実装しない機能】**

2301 ワイルドカード検索ができること。

2302

2303 **【考え方・理由】**

2304 あいまい検索機能を提供することによって、清音、濁音、半濁音、ハイフ
2305 ン、長音、異体字等を区別しない検索を可能とするニーズが高いと判断
2306 在留カードを忘れた場合であっても、あいまい検索機能による情報取得が
2307 可能となる等、メリットが大きい。
2308 ワイルドカード検索等は、EUC等でも対応可能で、機能として実装する
2309 必要はないと判断したため、標準仕様書案では不要と整理
2310

2311 2.8 交付履歴照会

2312 (No. 29 (検索・照会／交付履歴検索))

2313 【実装すべき機能】

2314 1.3.8 (交付履歴の管理) に規定する証明書の交付履歴並びに個人番号カ
2315 ード及び住基カードの交付状況について、照会できること。
2316

2317 【考え方・理由】

2318 1.3.8 に規定する交付履歴を照会する。
2319

2320 2.9 学区検索・学区表示

2321 (No. 30・31 (検索・照会／学区検索・学区表示))

2322 【実装すべき機能】

2323 入力した住所地に応じて小学校、中学校の表示ができること。
2324 小中一貫校・中高一貫校の前期3年間に対応した学区表示ができること。
2325

2326 【考え方・理由】

2327 構成員・準構成員に意見照会を実施した結果、住所異動による学区の表示
2328 は窓口案内で必須な機能である等の理由から、本機能が必要との意見が多数
2329 であったため、実装すべき機能とする。
2330

2331 2.10 文字コード照会等

2332 (No. 33 (検索・照会／文字拡大機能))

2333 【実装すべき機能】

2334 漢字文字の入力・照会については、拡大して入力・照会ができるとともに、
2335 文字コードの照会ができること。

2336

2337 **【考え方・理由】**

2338 戸籍上の文字との整合確認も行う実務上の要請から、当該機能は必要である。
2339

2340 OSの拡大鏡機能を使用することも考えられるが、OSが不確定で、拡大
2341 鏡機能を備えているとは限らないため、仕様として必要

2342 単に文字イメージの拡大のみでなく、統一文字コードなどの文字コードも
2343 確認できる方が良い。

2344

2345 2.11 支援対象者照会

2346 (No. 6 (共通/支援措置対象者照会))

2347 **【実装すべき機能】**

2348 照会した支援対象者（併せて支援を求める者を含む。）の住民票データを確
2349 認する場合において、支援措置期間中又は仮支援措置期間中である旨が明示的
2350 に確認でき、1.1.15の支援措置のデータベースに連携して、当該データベー
2351 スの支援対象者の詳細情報が確認できること。

2352

2353 **【考え方・理由】**

2354 支援対象者を保護するため、加害者等に対して誤って支援対象者に係る住民
2355 基本台帳の一部の写しを閲覧させる又は住民票の写し等の証明書を交付する
2356 ことを防止するため、照会時に住民票データを確認する場合において、支援対
2357 象者であることを確認できる必要がある。

2358 「10.3 操作権限管理」において、利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処
2359 理の制御ができることとしており、各市区町村の支援措置に係る事務の実情に
2360 合わせて、データベースの閲覧権限や閲覧項目、閲覧を実施する際の処理など
2361 について、管理できるものである。

2362

2363

2364

2365

2366

2367

2368

2369

3 抑止設定

2370

2371

2372

2373 3.1 メモ機能

2374 (No. 39 (抑止設定／メモ機能))

2375 **【実装すべき機能】**

2376 個人を単位としたメモ入力が可能で、処理注意の設定及び解除が可能である
2377 こと。また支援対象者はその旨がわかること。

2378 抑止の開始日と終了日を登録管理できること。当該個人又は世帯について
2379 照会、異動処理、証明書発行を行う際には、アラート表示がされること。

2380

2381 **【考え方・理由】**

2382 中核市市長会ひな形に付記（一覧表はEUC対応）

2383 付箋貼付は画面実装に係る部分なので不要

2384 支援対象者の抑止設定については、No. 3.8に示したとおり、個別の対応
2385 が必要となるケースがあり、処理を行う職員に対して注意喚起を行う必要
2386 があると考えられることから、当該個人又は世帯について照会、異動処理、
2387 証明書発行を行う際のアラート表示機能を実装する。

2388

2389 3.2 異動・発行抑止

2390 (No. 40・41 (抑止設定／異動・発行抑止))

2391 **【実装すべき機能】**

2392 異動入力や証明書発行などの処理ごとに、個人単位及び世帯単位で、抑止
2393 (処理不可、警告メッセージは表示されるが処理可、処理可(抑止なし))
2394 の開始日設定と終了日設定が可能であること。抑止が終了していない者につ
2395 いて、抑止の一時解除ができること。また、抑止の一時解除については、解
2396 除できる権限を個別に設定できること。

2397 なお、抑止の終了日を経過しても、抑止は自動的に終了しないこと。

2398 当該個人について照会、異動処理、証明書発行を行う際、アラート表示が
2399 されること。

2400 証明書発行の抑止設定及び解除情報については、コンビニ交付及び住基ネ
2401 ットCSに対しても自動連携されること。

2402

2403 **【考え方・理由】**

2404 中核市市長会ひな形を踏襲（一覧表はEUC対応）
2405 分科会における議論の結果、抑止設定及び解除については、個人単位、世
2406 帯単位両方に対応できることとし、自治体を選べるようにすることとした。
2407 異動・発行抑止については、個別に書き込むのではなく、まとめて整理す
2408 る。
2409 また、抑止解除の権限について、ここで記載するか、権限として共通機能
2410 において記載するかは今後検討
2411 支援対象者の抑止設定については、No. 3.8に示したとおり、個別の対
2412 応が必要となるケースがあり、処理を行う職員に対して注意喚起を行う必要
2413 があると考えられることから、当該個人又は世帯について照会、異動処理、
2414 証明書発行を行う際のアラート表示機能を実装する。

2415

2416 3.3 他システム連携

2417 (No. 42 (抑止設定／他システム連携))

2418 【実装すべき機能】

2419 抑止設定及び解除について他システムと連携できること。

2420

2421 【考え方・理由】

2422 中核市市長会ひな形を踏襲

2423

2424 3.4 抑止設定管理

2425 (No. 43 (抑止設定／事由管理))

2426 【実装すべき機能】

2427 抑止設定の処理を管理できること。

2428

2429 【実装しない機能】

2430 官公署等が発行する写真付本人確認書類（個人番号カード・在留カード・
2431 運転免許証・旅券等）・各種保険証等、何れの方法により本人確認を行った
2432 かが管理できること。

2433

2434 【考え方・理由】

2435 中核市市長会ひな形を踏襲
2436 地方自治体A_52「官公署等が発行する写真付本人確認書類（個人番号カ
2437 ード・在留カード・運転免許証・旅券等）・各種保険証等、何れの方法により
2438 本人確認を行ったかが管理できること」については、標準システムの機能と
2439 しては不要。必要があれば紙で対応
2440 地方自治体A_75-77の準世帯主については、国保上の概念であるため、住
2441 民記録システム標準仕様書では不要

2442
2443 ※ 他システム連携に関しては、地方自治体システムデータ連携標準検討
2444 会と連携して検討
2445

2446 3.6 削除対象者記載

2447 (No. 45 (抑止設定／削除対象者記載))

2448 【実装すべき機能】

2449 世帯確認画面等において、(転出や死亡等で) 削除された世帯構成員も画
2450 面表示できること。
2451

2452 【考え方・理由】

2453 中核市市長会ひな形を踏襲
2454
2455 削除された世帯構成員についても除票として出力される可能性があるた
2456 め、抑止対象とする必要がある。
2457

2458 3.7 支援措置

2459 (No. B5 (抑止設定／支援措置))

2460 【実装すべき機能】

2461 支援対象者(併せて支援を求める者を含む。)が含まれる住民基本台帳の
2462 一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の証明書の交付を実施しようとする
2463 際に、エラーとすることができること。また、支援措置責任者は、1.1.15の
2464 支援措置のデータベースに連携して、当該データベースの支援対象者の詳細
2465 情報が確認できること。審査の結果、住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は
2466 住民票の写し等の交付を行う場合には、エラーを解除できること。

2467 さらに、支援措置の期間設定は、1年とし、支援措置の開始年月日を入力
2468 すると、支援措置の終了年月日が自動的に設定されるようにできること。

2469

2470 例) 開始年月日が令和2年4月1日の場合、終了年月日が令和3年3月31
2471 日に自動的に設定される。

2472

2473 支援措置の延長については、支援措置の期間終了日の1か月前から、支援
2474 措置期間の延長処理を行えることとし、データベース上で支援対象者の既存
2475 情報を編集できるとともに、延長後の支援措置の期間は、延長前の支援措置
2476 の期間の終了日の翌日から起算して1年間設定できること。また、支援措置
2477 の期間終了日の1か月前から、支援対象者の住民票のデータベースを参照す
2478 る際には、1か月以内に支援措置の期間が終了する旨のアラートを表示でき
2479 ること。

2480 支援措置の期間が終了しても延長されないときは、支援対象者の住民票を
2481 表示する端末画面及びデータベース上において、支援措置の期間が終了して
2482 いる旨のアラートを表示できること。

2483 支援対象者から支援の終了を求める旨の申出を受けたとき、支援措置の期
2484 間を経過し、又は延長がされなかったときその他市区町村長が支援の必要性
2485 がなくなったと認めるときは、支援措置の期間中であっても支援措置を終了
2486 できること。

2487 多くの場合、前住所地市区町村や本籍地市区町村等に支援措置申出書を転
2488 送することが必要であり、転送漏れを防止するため、当初受付市区町村では、
2489 データベース上の転送月日が未入力である場合にアラートのメッセージを
2490 表示できるとともにデータベースから転送月日が未入力である者のみ抽出
2491 して端末画面上で表示できること。

2492 当初受付市区町村は、支援対象者が転出した場合に、転出・転入処理期間
2493 においても支援措置が必要になる場合に支援措置が終了することのないよ
2494 う仮支援措置として、前住所地市区町村として支援措置が継続されるよう切
2495 替えができること。

2496

2497 【考え方・理由】

2498 支援対象者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等
2499 の交付は、慎重に行われる必要があるため、エラーを基本とし、必要な審査
2500 を実施した上で、エラーを解除できることとする。

2501 要領第5-10-キで、支援措置の期間終了の1か月前から、支援措置の延長

2502 の申出を受ける旨規定されており、延長漏れを防止するため、延長受付期間
2503 にアラート表示する機能を設けることとする。

2504 また、3.2（異動・発行抑止）にあるように、抑止の終了日を経過しても、
2505 抑止は自動的に終了しないこととしている。

2506 なお、「10.3 操作権限管理」において、利用者ごとの表示・閲覧項目及び
2507 実施処理の制御ができることとしており、各市区町村の支援措置に係る事務
2508 の実情に合わせて、利用者ごとに端末画面上での住所非表示とすることも妨
2509 げられていない。

2510

2511

2512

2513

2514

2515

2516

2517

2518

4 異動

2519

2520

2521 4.0.1 異動対象者

2522 (No. 72、82、86、94、95、101、105、107、115、11
2523 9、122、124、130、139)

2524 **【実装すべき機能】**

2525 異動処理において、当該異動処理の対象者が異動前に住民である異動処理
2526 (例：転居、転出、死亡) については、対象者を住民データから選択できる
2527 こと。その際、個人検索も世帯検索もできるものとし、世帯検索から対象者
2528 を選択する場合は、全部(当該世帯の全員を異動対象者とするをいう。)
2529 又は一部(当該世帯の一部を異動対象者とするをいう。)を選択できる
2530 こと(対象者の選択から全部又は一部を自動判断することを含む。)。一部を
2531 選択する場合には、一人又は複数人の対象者を選択できること。

2532 異動処理において、当該異動処理の対象者が異動前は住民ではない異動処
2533 理(例：転入、出生)については、異動対象者の情報を入力できること。

2534 指定都市においては、異動対象者を操作者の属する行政区に住所を置く者
2535 に限定することができること。(区間異動(区間転入)を除く)

2536

2537 **【考え方・理由】**

2538 住民基本台帳制度上、異動の対象は、全て個人であり、世帯が対象となる
2539 ことはない。世帯合併と言われるものは、A世帯(世帯主：X)とB世帯(世
2540 帯主：Y)を合併してC世帯(世帯主：X)とする手続であるが、住民基本
2541 台帳制度上は、B世帯の構成員(個人)全員がその属する世帯をB世帯から
2542 A世帯に変更するという個人単位の手続である。もっとも、実務上は、B世
2543 帯の構成員一人一人について個人単位で世帯変更を行うのは煩雑であると
2544 考えられ、「全部」を選択して一括して世帯変更を行うことにより、いわゆ
2545 る世帯合併を行うことも可能である。この場合、本項目により、被合併世帯
2546 が選択できることとなる。

2547

2548 4.0.2 異動先世帯、異動による消除

2549 (No. 72、80(転入/世帯構成表示)、94、96、97、98(転居/続柄
2550 設定)、101、103(世帯合併/続柄設定)、106(世帯分離/続柄設定)、1
2551 07、108(世帯一部変更/続柄設定)、114、118(職権記載/続柄設定)、
2552 119、134、135)

2553 **【実装すべき機能】**

2554 異動処理において、当該異動処理の対象者が異動後に住民となる又は引き
2555 続き住民である異動処理（例：転入、転居、出生）については、全部（対象
2556 者のみで新たな世帯を構成することをいう。）又は一部（対象者が既存の世
2557 帯の一部となることをいう。）を選択できること。全部を選択する場合には、
2558 異動先世帯の情報の入力（異動先世帯における世帯主の設定及び世帯主以外
2559 の続柄の設定を含む。）ができること。一部を選択する場合には、世帯検索
2560 から、対象者が一部となるべき世帯を選択でき、異動先世帯の内容を表示し
2561 ながら必要な情報の入力（異動先世帯における続柄の設定を含む。）ができ
2562 ること。

2563 異動処理において、当該異動処理の対象者が異動後に住民でなくなる異動
2564 処理（例：転出、死亡）については、1.1.5（除票）の定めるところにより、
2565 当該住民データを削除し、除票とすること。指定都市においては、区間異動
2566 の異動元区でも除票とすること。

2567

2568 **【実装しない機能】**

2569 除票者のみの世帯へ転入処理ができること。

2570

2571 **【考え方・理由】**

2572 4.0.1 と本項目により、転居については、転居の種類（全部⇒全部、一部
2573 ⇒一部、全部⇒一部、一部⇒全部）を選択（対象者や転居先の世帯、住所の
2574 選択から自動判断することを含む。）できることとなる。全部⇒一部、一部
2575 ⇒一部の転居の場合には、転居先の世帯を特定し、世帯構成員を追加する処
2576 理を行うこととなり、全部⇒全部、一部⇒全部では、転居先の世帯を特定せ
2577 ず新しい住所を指定して処理を行うこととなる。

2578 いわゆる世帯合併の場合は、本項目により、合併世帯が選択できるととも
2579 に、被合併世帯の世帯員の、合併世帯における続柄を設定することができる。
2580 また、いわゆる世帯分離では、分離後の新たな世帯に世帯主及び続柄を設定
2581 することができる。

2582 また、本項目により、出生についても全部又は一部を選択できることとな
2583 るが、住民登録対象外の外国人母から、子についての出生届出があった場合
2584 （父と母は別居かつ、実態上、子は母と同居）は全部出生というケースも想
2585 定される。※参照「9訂版 住民記録の実務」P480～481

2586 一部出生の場合は、出生の記載をする世帯を特定することとなる。

2587 なお、転出先入力については、ここではなく、4.1.3 転出において記載す

2588 る。
2589 また、制度上、除票者のみの世帯へ転入することはできない。

2590

2591 4.0.3 異動日・処理日

2592 (No. 64前半 (異動共通/異動日設定)、72、82、99、101、104、
2593 107、114、119、122、127、134、139 (失踪/異動条件))

2594 【実装すべき機能】

2595 異動処理においては、異動日及び処理日を入力できること。
2596 異動日は、初期表示としては空欄とすること。
2597 異動日は、転出を除き、処理当日以前の日のみを入力できること。
2598 処理日は、処理当日が自動入力されること。

2599

2600 【実装しない機能】

2601 処理当日以外を処理日として入力できること。

2602

2603 【考え方・理由】

2604 異動日は処理当日でないことが多いため、異動日は初期表示せず、空欄と
2605 することとした。

2606 職権記載、職権消除及び職権修正については、異動日は、当該記載等の効
2607 力が発生する日であり、通常は実態調査後、処分決定の決裁日が異動日とな
2608 る。

2609 異動日は、転出を除き、過去しか認められていないので（転出と併せて世
2610 帯変更の処理を行う場合も、世帯変更の処理は、過去の異動日しか認められ
2611 っていない。）、処理当日以前の日のみを入力できることとした。なお、転出に
2612 おいて、異動日に未来日を入力できることについては、4.1.3 転出の項を参
2613 照

2614 また、異動日は、例えば、出生においては出生日、死亡においては死亡日
2615 であり、異動事由が「出生」の場合の異動日は出生日であることは明らかで
2616 あるため、敢えて出生日、死亡日等の、異動日と別名の項目を立てることは
2617 しない。

2618 また、当該異動事由が発生した異動日と、当該異動に係る記載等を行った
2619 処理日、当該異動に係る届出を行った届出日(4.1.0.2)は異なり得るため、
2620 それぞれ分けて記載している。

2621

2622 4.0.4 異動事由

2623 (No. 121 (職権削除/続柄設定)、146 (戸籍通知/9条2項))

2624 【実装すべき機能】

2625 異動処理においては、1.2.2に規定する異動事由が入力できること。

2626

2627 【考え方・理由】

2628 入力した異動事由は、異動履歴データとして管理される。

2629

2630 4.0.5 世帯主不在となる場合の処理

2631 (No. 98 (転居/続柄設定)、108 (世帯一部変更/続柄設定)、121 (職権
2632 削除/続柄設定)、138 (死亡/死亡日入力))

2633 【実装すべき機能】

2634 世帯主が世帯からいなくなるが、残存世帯員が1人となる異動の処理を行
2635 う場合は、職権により当該残存世帯員を世帯主とする処理を行うこと。

2636 世帯主が世帯からいなくなるが、残存世帯員が2人以上となる異動の処理
2637 を行おうとする場合は、アラートを表示し、当該異動処理の前に、世帯主変
2638 更を行うよう促すこと。

2639 世帯主が世帯からいなくなるが、残存世帯員が2人以上となる異動の処理
2640 を行う場合は、引き続いて、4.0.12の処理が行えること。

2641

2642 【考え方・理由】

2643 例えば、世帯主が転出する場合（いわゆる世帯分離において、元々の世帯
2644 主が別の世帯に移る場合も同様）、通常は、転出処理の前に世帯主変更を行
2645 うことから、世帯主変更を行わずに世帯主の転出処理を行おうとする場合は、
2646 アラートを表示し、転出処理の前に世帯主変更を行うよう促すこととする。

2647 ただし、世帯主変更を行わない状態で転出処理を行うこともありうるため、
2648 そのような場合には、残存世帯員が2人以上の場合には、引き続いて職権に
2649 よる世帯変更を行うことができるようにする。

2650

2651 4.0.12 世帯主不在の場合の処理

2652 (No. 71 (異動共通/世帯主変更))

2653 **【実装すべき機能】**

2654 本機能は、一般市区町村においては実装してもしなくても良い。

2655

2656 世帯主不在の世帯について、職権で世帯主を定めるかどうかを選択でき、
2657 職権で世帯主を定めた場合、世帯主変更通知書を出力することができること。
2658 職権で世帯主を定めないこととした場合、世帯主変更依頼通知書と対象者リ
2659 ストが出力できること。

2660 世帯主変更依頼通知書及び世帯主変更通知書については、どの世帯員宛て
2661 の通知書を発行するか選択できること。

2662

2663 **【考え方・理由】**

2664 世帯主死亡等により世帯主不在となった場合における世帯主変更依頼の
2665 連絡又は世帯主変更の連絡の方法として、世帯主変更依頼通知書又は世帯主
2666 変更通知書を発行するという方法と、電話連絡にて行い、変更するという方
2667 法の2つの運用方法がある。

2668 分科会内の議論においては、複数の中核市等以上の人口規模の地方自治体
2669 から、通知書が必要であるとの意見があり、また、住民基本台帳業務におい
2670 て、電話番号は必須記載事項ではないため、電話による連絡がそもそも不可
2671 能であるとの意見もあったため、本仕様書においては、通知書による方法を
2672 採用する。

2673 その一方で、一般市程度の人口規模の地方自治体からは、電話等の連絡手
2674 段を用いているとの意見もあったため、本機能は一般市区町村においては実
2675 装してもしなくても良いこととする。

2676 通知書の宛名は、残った世帯員の中から、配偶者、第1子、第2子の順に、
2677 世帯主候補者となる者に通知しているとの意見もあったが、当該世帯の状況
2678 等に応じて判断できる必要があるため、一意的な順序を定めるのではなく、そ
2679 の都度選択できることを機能要件とした。

2680

2681 4.0.6 本籍入力補助

2682 (No. 65 (異動共通/本籍入力補助))

2683 **【実装すべき機能】**

2684 本籍地については、直接入力のほか、登録済みの「現住所」、「前住所」、
2685 「世帯主の本籍」及び「世帯員の本籍」が候補として選択できること。
2686 また、本籍地等の（旧）町名等が入力できること。
2687 世帯内の同じ本籍・筆頭者を同時に修正する場合、最初に修正した本籍・
2688 筆頭者を引用し、一括して修正できること。

2689

2690 再転入者で、本籍地を本人の履歴から候補として選択できるようにした場
2691 合、市町村合併で現在存在しない本籍地は、表示されないようにする。

2692

2693 **【実装しない機能】**

2694 サーバに市町村コード便覧を持ち、各端末から本籍地の自治体名と所在地
2695 が印字・出力できること。

2696 「戸籍謄本等の交付について」の帳票が出力できること。

2697

2698 **【考え方・理由】**

2699 中核市市長会ひな形に付記

2700

2701 本籍・筆頭者は修正する場合、同じ本籍であれば必ず同じ修正をするため、
2702 その入力を省力化するもの

2703 戸籍の附票記載事項通知は、システム上で通知することとなっており、本
2704 籍地の自治体の所在地を把握するニーズがなく、必要であれば、インターネ
2705 ット等で確認できるため、サーバに市町村コード便覧を持ち、本籍地の自治
2706 体名と所在地を印字・出力する必要は無い。

2707 「戸籍謄本の交付について」は、戸籍謄本の交付は戸籍法に基づくもので
2708 あり、法定の事務ではないため、不要

2709

2710 4.0.7 方書入力補助

2711 (No. 66 (異動共通／方書入力補助))

2712 **【実装すべき機能】**

2713 入力された住所地番に対応する方書を候補として選択できること。

2714

2715 **【実装しない機能】**

2716 方書から住所地番を候補として選択できる機能。

2717

2718 【考え方・理由】

2719 中核市市長会ひな形を踏襲。

2720 なお、地方自治体D__29、地方自治体J_3のような、方書から住所地番を
2721 候補として選択できる機能については不要

2722 また、方書を管理する機能については、1.3.4に記載

2723

2724 4.0.8 審査・決裁

2725 (No. 68 (異動共通/審査、決裁機能))

2726 【実装すべき機能】

2727 異動処理の仮登録及び本登録の機能が提供できること。

2728 異動入力した内容は仮登録状態として、審査、決裁により本登録とする。

2729 仮登録状態の情報では、取消・修正等ができ、異動処理・証明発行・他業
2730 務（住基ネット等）連携については、抑止されること。

2731 仮登録一覧は、画面に表示され、異動者が選択できること。

2732 また、仮登録一覧は、全部、一部（選択異動者及び入力支所等を単位とし
2733 た一部）ごとに表示・本登録できること。ただし、全部本登録については、
2734 インフラ側の事情も併せて、件数に上限を掛けることができることとする。

2735

2736 【仮登録状態（システムに入力したが、審査・決裁に至っていない状態）】

2737 ・ 異動処理が確定されていない状態

2738 ・ 他課参照不可

2739 ・ 団体内統合宛名、証明書、他業務連携等には反映されない。

2740 ・ 証明書発行時には、住民記録システムや他業務システム、また、証明書
2741 コンビニ交付において、仮登録中のデータに基づく証明書を発行できな
2742 いようにする（仮登録前のデータに基づく証明書を発行するようにする）。

2743

2744 【本登録（本登録状態）】

2745 ・ 異動処理が確定された状態

2746 ・ 確定情報となるため、団体内統合宛名、証明書、他業務連携等に反映さ
2747 れる。

2748

2749 ★ミス防止の観点からは、入力者と確認者は別の方が良いという考えもあるが、

2750 一般市区町村においては、仮登録機能は不要という意見もある。一般市区町村に
2751 おける仮登録機能の要否を理由とともに構成員に確認する。★

2752

2753 ★仮登録機能を不要とした場合、紙での確認が必要という意見もあるが、ペー
2754 ーレス化の方針との関係をどう考えるかという問題もある。仮登録機能の要否
2755 と併せて紙での確認とペーパーレス化との関係を構成員に確認する。★

2756

2757 **【実装しない機能】**

2758 決裁では、決裁者の氏名や決裁日が登録管理できること。

2759 更新前（仮登録）の状態での閲覧簿の作成処理を不可にすること。

2760

2761 **【考え方・理由】**

2762 中核市市長会ひな形を踏襲

2763

2764 住民基本台帳の正確な記録の観点から、実際に住民基本台帳を更新する前
2765 に仮登録ができる機能を実装する。これにより、住民基本台帳に職員の記載
2766 ミス等による不適切な履歴の記載を防止する。また、住民記録システムは住
2767 基ネット、情報提供ネットワークシステム、宛名システム等と情報連携を行
2768 っているため、誤った記載情報がいったん流れてしまうと、場合により大き
2769 な影響があるため、仮登録では他業務連携等には反映されないこととした。

2770 また、仮登録状態の証明書発行時に、従前の情報で発行しているとの意見
2771 が分科会構成員自治体内でもあったため、仮登録状態においては、仮登録前
2772 のデータに基づく証明書を発行するようにする。

2773 審査では、仮登録者の入力前のデータと入力後のデータが画面で比較表示
2774 でき、異動届もイメージデータが画面に表示できる、決裁では、決裁者の氏
2775 名や決裁日が登録管理できる等の機能をスピーディな審査・決裁のために実
2776 装すべきという意見もあったが、これらの機能は画面の問題であるため、本
2777 仕様書には含めないこととする。

2778 ★仮登録という機能がない地方自治体もあることから、中核市等以外の人口規模への本仕様書の拡張・縮退の検討の際には、本機能の要否について検討する。

2781 なお、本機能が実装された場合も、その機能を用いるか用いないかは当該
2782 地方自治体の判断となる。★

2783 仮登録の状態での閲覧簿の作成処理を不可にしたり、広域交付を発行停止に

2784 したりするという考え方もあり得るが、そういった機能はシステムの負担
2785 が大きいと、本仕様書には含めない。

2786

2787 ※ 仮登録の後、審査・決裁を経て本登録されることによって、誤謬処理を
2788 防ぐ（地方自治体間等における住民情報の不整合も排除する）ことがで
2789 きる。

2790

2791 4.0.9 入力確認・修正

2792 (No. 67 (異動共通／入力確認・修正))

2793 【実装すべき機能】

2794 更新前（仮登録状態）には、入力確認票を画面確認又は印刷でき、入力内
2795 容を修正できること。

2796

2797 【考え方・理由】

2798 中核市市長会ひな形を踏襲

2799

2800 4.0.10 一括入力

2801 (No. 69 (異動共通／一括入力機能))

2802 【実装すべき機能】

2803 本機能は、一般市区町村においては、実装してもしなくても良い。

2804

2805 複数人に同一の内容を入力する場合、一度入力した内容を他の異動者にも
2806 適用することができること。

2807 異動日と届出日、備考は自動的に適用されること。

2808 氏名の氏は、直前に入力した同一世帯の世帯員の氏名の氏、筆頭者の氏か
2809 ら適用できること。世帯主が存在する場合は、世帯主の氏から適用でき
2810 ること。

2811 なお、日本人と外国人の区別がされていること。

2812 氏名、筆頭者、転入前の世帯主名、転出先の世帯主名及び世帯主が存在す
2813 る場合の世帯主名は、直前に入力したデータから相互に適用できること。

2814 現住所、本籍、転入前住所及び転出先住所（予定）は、直前に入力したデ
2815 ータから相互に適用できること。

2816 旧氏併記の旧氏については、適用しない。

2817

2818 **【実装しない機能】**

2819 現住所を直前に入力した別世帯の現住所から適用し、部屋番号のみを変更
2820 して入力できること。

2821

2822 **【考え方・理由】**

2823 複数人に同一の内容を入力する場合、一度入力した内容を他の異動者にも
2824 適用することができることにより、入力作業を省力化する。

2825 なお、季節労働者として多数の外国人を受け入れ、委任された企業の社員
2826 が一括して届出をする場合や、多数の外国人留学生を受け入れる国際大学等
2827 からは、現住所を直前に入力した別世帯の現住所から適用し、部屋番号のみ
2828 を変更して入力できる機能のニーズがあるとの意見があったが、誤記への懸
2829 念等から不要とする意見が多かったため、標準としては不要

2830 中核市市長会ひな形を踏襲

2831 なお、構成員・準構成員への意見照会の結果、一般市区町村の規模では本
2832 機能のニーズは低いとの意見があったため、本機能は一般市区町村にといて
2833 は実装してもしなくても良いこととする。

2834

4.1 届出

2835

2836 令第 11 条に規定する届出に基づく住民票の記載等に関する機能について
2837 記載する。

2838

2839 4.1.0.1 届出に基づく住民票の記載等

2840 **【実装すべき機能】**

2841 届出に基づく住民票の記載等として、転入（4.1.1）、転居（4.1.2）、転出
2842 （4.1.3）及び世帯変更（4.1.4）の処理が行えること。

2843 指定都市においては、区間異動（区間転入）の処理が行えること。

2844

2845 **【考え方・理由】**

2846 市区町村長は、法第 4 章又は第 4 章の 3 の規定による届出があつたときは、
2847 当該届出の内容が事実であるかどうかを審査して、令第 7 条から第 10 条ま
2848 での規定による住民票の記載、消除又は記載の修正（以下「記載等」という。）
2849 を行わなければならない（令第 11 条）。

2850

2851 4.1.0.2 届出日

2852 (No. 63 (異動共通/届出日設定)、72、82、99、101、104、10
2853 7、134)

2854 **【実装すべき機能】**

2855 届出に基づく住民票の記載等においては、届出日を入力できること。

2856 届出日は、処理当日を初期表示すること。

2857 届出日は、処理当日以前の日のみを入力できること。

2858 なお、届出日は、戸籍届出・通知日（4.2.0.4）及び申出日（4.2.1.2.2）
2859 と 1 つのデータ項目として管理することも差し支えない。

2860

2861 **【考え方・理由】**

2862 中核市市長会ひな形を踏襲

2863 届出日は処理当日と同じであることが多いため、届出日は処理当日で初期

2864 表示することとした。
2865 なお、届出日（4.1.0.2）、戸籍届出日・通知日（4.2.0.4）及び申出日
2866 （4.2.1.2.2）の三者が同一の異動履歴について入力されることはないため、
2867 1つのデータ項目として管理することも差し支えないものとする（ただし、
2868 本仕様書上は、区別して記載する。）。

2869

2870 4.1.0.3 住民異動届受理通知

2871 *(No. 70 (異動共通/住民異動届受理通知))*

2872 【実装すべき機能】

2873 届出人と異動者が異なる場合など、住民異動届受理通知を任意で出力する
2874 ことができること。

2875 出力内容は届出年月日、届出名、届出人氏名、異動者氏名及び受理した旨
2876 で、宛先は異動前住所・異動者本人とすること。

2877 なお、出生による住民票の記載や国外からの転入など、異動前の住所がな
2878 いか、送付することが適当でない場合は、異動後住所・異動者本人とする。
2879 異動処理日に限らず、後日でも発行できること。

2880

2881 【実装しない機能】

2882 直近の異動について異動者に届出内容を通知するための通知書を発行で
2883 きること。

2884 住民異動届受理通知については、異動処理日に限らず、後日単独でも発行
2885 できること。

2886

2887 【考え方・理由】

2888 中核市市長会ひな形を踏襲

2889 要領第4-2-(2)に沿って修正

2890 宛先は旧世帯主ではない法定代理人が届出者となっている場合も想定さ
2891 れ、そもそも異動者本人に通知することとされていること、15歳未満の場
2892 合は旧世帯主宛で送付していることから、異動前住所又は異動者本人に限定
2893 する。

2894 事務連絡「住民異動届審査時における本人確認の取り扱いに係る質疑応答
2895 等について」（平成17年2月23日）では、住所設定、未届転入の場合には、
2896 現住所に送付することが適当と回答しているが、これは転出届時の本人確認

2897 が十分に出来ず、実質的に現住所に送付することしか送付先が適当でない場
2898 合を想定しているため、異動前住所に送付することが可能かつ適当な場合は、
2899 転入直前の未届住所への送付も可能と思われる。

2900 出力し忘れがあったときのために、異動処理日に限らず、後日でも発行で
2901 きることとする。

2902 地方自治体B_203「直近の異動について異動者に届出内容を通知するた
2903 めの通知書を発行できること」については、要領上は、疑義があった場合に通
2904 知を出すことが求められているものの、件数が少なく地方自治体のニーズが
2905 低いと思われるため不要

2906 「住民異動届受理通知については、異動処理日に限らず、後日単独でも発
2907 行できること。」という要件については、上記のとおり要領上は、疑義があ
2908 った場合に通知を出すことのみが求められており、異動処理日以外に発行す
2909 るニーズがどの程度あるかは地方自治体の判断に委ねられる。件数はそれほ
2910 どないと思われるため、標準としては不要と整理
2911

2912 4.1.1 転入

2913 4.1.1.1 転入者情報入力

2914 (No. 73 (転入／転入者情報入力))

2915 【実装すべき機能】

2916 日本人又は外国人が転入したときは、「住所を定めた年月日」を除き、1.1.1
2917 又は1.1.2に規定する項目が入力できること。
2918

2919 【考え方・理由】

2920 中核市市長会ひな形を補足

2921 「住所を定めた年月日」は転入時には入力する必要はないため、入力項目
2922 には含めず、また、住民票の写し等の証明書上も表示しない。ただし、転居
2923 していない場合の「住所を定めた年月日」は「住民となった年月日」と同じ
2924 であるため、その場合、データ上は「住所を定めた年月日」は「住民となっ
2925 た年月日」と同じ日付を保持することとする。
2926

2927 4.1.1.2 再転入者

2928 (No. 74、81 (転入／再転入者))

2929 **【実装すべき機能】**

2930 住民記録システムデータベースにある除票データにおいて、個人番号、住
2931 民票コード、在留カード又は3情報（氏/名・性別・生年月日）が一致する者
2932 がいた場合、アラートを表示し、再転入者として選択できること。

2933 再転入者として選択した者については、当該地方自治体が除票として持つ
2934 その者の転出時の情報を初期表示でき、適宜修正できること。また、従前使
2935 用していた宛名番号をそのまま引き継ぐこと。

2936

2937 ただし、特例転入の場合は、氏名を除き、住基ネット回線を介して受信し
2938 た転出証明書情報に含まれる情報が優先して初期表示されること。

2939

2940 **【実装しない機能】**

2941 再転入者の一覧表作成・出力ができること

2942

2943 **【考え方・理由】**

2944 中核市市長会ひな形を補足

2945 再転入時に引き継ぐべき情報は、以前当該地方自治体において付番されて
2946 いた本人に係る宛名番号並びに個人番号及び住民票コードであり、再転入者
2947 については宛名番号を検索し再利用している。

2948 個人番号、住民票コード、在留カード番号のいずれかが一致する者がいた
2949 場合は、必ず同一人であると言えるため、エラー表示によって新規の入力を
2950 抑止するが、3情報（氏/名・性別・生年月日）が一致する者については別人
2951 の可能性もあるため、アラート表示に留め、入力の抑止は行わない。

2952 再転入者の宛名番号について、新規付番する運用と同一番号を使用する運
2953 用があり得るが、新規付番する場合も、結局のところ各地方自治体の団体内
2954 統合宛名システムから名寄せを行っていると考えられ、そうであれば再転入
2955 時に名寄せを行って同一番号を使用する方が単純であることから、分科会に
2956 おける議論の結果、同一番号を使用する運用を前提に機能要件を定めること
2957 とした。

2958 再転入者は、従前使用していた宛名番号をそのまま引き継ぐことで、宛名
2959 システムと連携する場合従前と同一人物であることが確認できる。また、団
2960 体内統合宛名システムにおいては、宛名番号と団体内統合宛名番号、個人番
2961 号が紐づくため、宛名番号をそのまま引き継ぐ機能は標準仕様書としては必

2962 須とする。

2963

2964 当該地方自治体転出時の情報を再転入時にそのまま用いるとミスが起こ
2965 る可能性があるとの考えもあるが、氏名に難読漢字等が使用されている場合、
2966 画面上に表示できていれば文字の入力が容易なため、実務上は初期表示の機
2967 能がある方が望ましいことから、分科会における議論の結果、転出時の情報
2968 を初期表示させることとした。

2969 なお、特例転入の場合、住基ネット回線を介して受信した転出証明書の情
2970 報がより正確であることから、その場合は、住基ネット回線を介して受信し
2971 た転出証明書の情報を優先して初期表示させることとした。ただし、氏名に
2972 ついては、住基ネット回線を介して受信した転出証明書情報が戸籍上の本来
2973 の文字とは限らないことから、当該地方自治体が除票として持つその者の氏
2974 名を優先することとした。

2975 ※ 住民票コード又は3情報（氏/名・性別・生年月日）による再転入者検
2976 索が最も業務に即すると判断した。

2977 なお、地方自治体A_417 のような、再転入者の一覧表作成・出力は、
2978 EUCにより対応し、そのための機能としては不要

2979

2980 4.1.1.3 特例転入

2981 (No. 76 (転入／特例転入))

2982 【実装すべき機能】

2983 特例転入に対応し、住基ネット回線を介して受信した転出証明書情報を基
2984 に転入の入力処理ができること。

2985 その際、入力したデータの修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。

2986

2987 【考え方・理由】

2988 中核市市長会ひな形を補足

2989 既存住基システム改造仕様書においては、「転出証明書情報の取込みは、
2990 市町村の任意である」という記載があり、住基ネット回線を経由した情報の
2991 取込みは任意となっているため、確実に実装されるよう記載を維持

2992

2993 4.1.1.4 未届転入

2994 (No. 79、78 (職権記載／住所設定・未届転入))

2995 **【実装すべき機能】**

2996 未届転入の場合、転入前住所欄には未届の住所のうち直近のものを記載し、
2997 その末尾に（未届）と記載すること。最終登録住所地は（住民票記載事項で
2998 はない）データ項目として入力できること。

2999 **【考え方・理由】**

3000 転出届提出後、転出予定先に転入届を提出しないまま実質的に住所を転々
3001 として転入した者であっても、最終登録住所地の市区町村長が交付した転出
3002 証明書を添えて転入届をすることができることとされている。

3003 なお、未届転入について、転出証明書等を添えて行わない場合は、転入届
3004 として受理することは適当ではなく、転入届の書類に記載された事項等を資
3005 料として、住民票に記載すべき事実を確認の上、職権で住民票を作成するこ
3006 とになる。この場合の処理については、「4.2.1.0.1 住所設定・未届転入」
3007 の項で後述する。
3008

3009 **4.1.2 転居**

3010 **4.1.2.1 同一住所への転居**

3011 *(No. 97 (転居/転居先入力))*

3012 **【実装すべき機能】**

3013 同一住所（地番）の別領域の家屋へ異動した場合について、転居として処
3014 理できること。
3015

3016 **【不要とする機能】**

3017 同一住所（地番）の別領域の家屋へ異動した場合について、自動で備考欄
3018 に「同一住所への転居」と記載できること。
3019

3020 **【考え方・理由】**

3021 地方自治体A_79のような「同一住所（地番）の別領域の家屋へ異動した
3022 場合について、処理できること。また、備考に「同一住所への転居」が記載
3023 できること。」の機能は、処理できることは必要であるが、レアケースであ

3024 り、ニーズが高くないことから備考に自動で「同一住所への転居」が記載で
3025 きるとの機能は不要
3026

3027 4.1.3 転出

3028 4.1.3.0.1 未来日となる異動日

3029 (No. 82 (転出/異動条件)、83-2 (転出/世帯構成変更))

3030 【実装すべき機能】

3031 転出については、4.0.3の規定にかかわらず、異動日は、処理当日以前の
3032 日のみならず、未来日も入力できること。

3033 転出届出日が異動日から14日を経過している場合には、当該転出は届出
3034 ではなく、職権で記載すること。
3035

3036 【実装しない機能】

3037 異動日が未来日の場合、予定世帯主又は予定続柄の管理ができること。
3038

3039 【考え方・理由】

3040 転出においては、予定による届出も可能であるため、未来日を入力できる
3041 必要がある。

3042 なお、未来日の世帯主転出の場合も、世帯変更の処理は、過去の異動日し
3043 か認められていないため、転出予定日以降の予定世帯主・予定続柄を管理す
3044 る機能は不要である。

3045 また、転出による消除について、転出予定日又は転入通知に記載された転
3046 入日のいずれか早い日で除票とすることについては、1.1.5(除票)を参照
3047 のこと。
3048

3049 4.1.3.0.2 転出先入力

3050 (No. 83 (転出/転出先入力))

3051 【実装すべき機能】

3052 転出先住所(予定)の情報が入力でき、市区町村だけでの入力にも対応で
3053 きること。

3054 転出先住所（予定）については、転出届の記載を踏まえた上、1.3.3（住所
3055 辞書管理）に規定する住所辞書に基づく入力ができること。また、直接入力
3056 も可能なこと。

3057 また、国外転出の際には、国内転出に準じた情報を登録でき、転出先住所
3058 （予定）については国外住所を登録できること。

3059

3060 【考え方・理由】

3061 中核市市長会ひな形を補足

3062 予定転出の場合、市区町村だけの届出が可能

3063

3064 中核市市長会 83 では、「転出先住所については異動届通りに入力すること
3065 ができること」とされているが、全国住所辞書に基づく入力ができる方が誤
3066 りがなく、かつ便利であるため、そのようにする。

3067

3068 4.1.3.0.3 転出証明書等

3069 *(No. 85 (転出／転出証明書)、57 (証明発行／転出証明書))*

3070 【実装すべき機能】

3071 処理の一連の流れで自動で転出証明書が出力されること。

3072 転出をした日から14日を経過して転出届がなされた場合は、4.1.3.0.1に
3073 記載のとおり、職権で記載することとし、転出証明書の代わりに、転入届に
3074 添付すべき書類として発行した旨を記載した転出証明書に準ずる証明書又
3075 は除票の写しが処理の一連の流れで自動で出力されること。

3076 転出証明書又は転出証明書に準ずる証明書の紛失等により、再交付の申出
3077 があった場合は、再発行ができ、発行された証明書には再交付と明記される
3078 とともに、当初に発行した当時の状態が印字されること。

3079

3080 【実装しない機能】

3081 再発行の場合、個別記載事項については最新の状態が印字されること。

3082

3083 【考え方・理由】

3084 転出届はあらかじめ行うこととされているが、事情により住所を移すまで
3085 の間に届出を行うことができない場合等には、転出をした日から14日以内

3086 に限り転出届を受理し、転出証明書を交付することができるが、この期間を
3087 経過した日以後は、職権による住民票の消除等により、転出証明書の代わり
3088 に、転入届に添付すべき書類として発行した旨を記載した転出証明書に準ず
3089 る証明書又は除票の写しを交付する。

3090 転出証明書は、転出（予定）日を迎え住民票が消除されるまでは、紛失
3091 等により再交付することができ、その際、当初交付された転出証明書と区別
3092 するため、「再交付」と明記して交付する。また、転出（予定）日以後は、転
3093 出証明書の再交付は行わず、転出証明書に準ずる証明書又は除票の写しを交
3094 付するが、これらを紛失等し、再交付する場合にも、「再交付」と明記して
3095 交付する。

3096 なお、「再発行」はシステムから出力すること、「再交付」は届出者に渡す
3097 こととして区別して用いている。

3098 再発行の場合、個別記載事項は最新の状態が印字されることとすべきとの
3099 意見もあったが、国保資格等、最新の場合は既に資格なしとなるシステムも
3100 あり、転出届出時点の状態でないと、転出先自治体で正しく事務ができなく
3101 なることから、再発行の場合、転出した当時の状態が印字されることとした。

3102
3103 ※ 中核市市長会 85 の「同時に除印も行い確認表を出力すること。」につ
3104 いては、印鑑登録システムについての機能であり、住民記録システム
3105 標準仕様書に記載する機能としては不要

3106 ※ また、中核市市長会 85 の「(外国人の場合は加えて「通称の記載及び
3107 削除に関する事項)」については、制度上当然であることから、敢え
3108 て記載しない。

3109

3110 ○技術的基準

3111 第3 住民票の異動処理等

3112 7 転出証明書に準ずる証明書の発行

3113 住民票が既に職権により消除されている場合又は転出年月日から相当
3114 期間経過している場合の転出証明書に準ずる証明書の発行の方法につ
3115 いて定めること。

3116

3117 4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出

3118 (No. 84 (転出／特例転入を利用した転出)、60 (証明発行／特例転入を利用
3119 した転出))

3120 【実装すべき機能】

3121 特例転入を利用した転出に対応していること。
3122 この場合、転出証明書の自動発行を行わず、転出証明書情報について、C
3123 Sへ自動送信できること。ただし、必要に応じて転出証明書を任意出力でき
3124 ること。

3125

3126 **【実装しない機能】**

3127 既に送信した転出証明書情報について、CSに手動で再送信できること。

3128

3129 通常の転出処理を行っている際に、対象者のうち個人番号カード・住基カ
3130 ード保有者が存在する場合、「特例転入を利用した転出」への切替えが可能
3131 であること。

3132

3133 **【考え方・理由】**

3134 中核市市長会ひな形に付記

3135

3136 特例転入を利用した転出に対応とは、通常の転出処理に加え、CSに転出証
3137 明書情報を格納する処理までを自動的に行う機能を有すること。

3138

3139 既に送信した転出証明書情報について、CSに手動で再送信できる機能に
3140 ついては、実務上転出証明書情報をCSから取得できないケースもあり、住
3141 基入力業務等を民間委託している地方自治体にとっては、CS側ではなく住
3142 基側で再送信できる機能が必要という意見もあるが、本件が起こりうるケ
3143 ースはネットワークに異常が発生した場合など外部要因になるため、まずはそ
3144 の外部要因を直すことが必要で、かつ頻度は非常に低いと思われる。

3145 なお、CS側では再送されてもチェックをかけていないので、既存住基シス
3146 テムでの再送信は現状可能だが、再送信の機能は実装しないこととする。

3147

3148 また、中核市市長会ひな形No. 82の、その際、対象者のうち個人番
3149 号カード・住基カード保有者が存在する場合、「特例転入を利用した転
3150 出」への切替えが可能であることとの機能については、特例転入は住民の
3151 届出手順が通常と異なり、住民記録システムの入り口（メニューやポータ
3152 ル）から分かれているのが一般的であり、通常の業務フローであれば、最
3153 初に個人番号カード保有の有無を確認することから、分科会における議論

3154 の結果、手続途中で「特例転入を使用した転出」に切り替えられる必要は
3155 ないと判断した。

3156

3157 本来、特例転入の手続をとっている者に対して転出証明書を交付する事務
3158 を実行することは合理的な事務処理といえないが、転入先地方自治体のシス
3159 テム障害が発生し個人番号カードが使用できない場合等への対応を踏まえ、
3160 予備的に、特例転入の場合においても転出証明書の発行できるよう、当該機
3161 能を実装することも妥当であると判断した。

3162

3163 4.1.3.1 転入通知の受理

3164 4.1.3.1.1 転入通知の受理

3165 (No. 89 (転出確定/異動条件))

3166 【実装すべき機能】

3167 本機能は一般市区町村においては実装してもしなくても良い。

3168 (4.1.3.1.1 の処理が適用される)

3169

3170 既に行った転出処理について、転入通知を受理した場合、転出予定日が到
3171 来しているかどうかにかかわらず、転入通知日、転出先住所（確定）及び転
3172 出年月日（確定）を入力できること。その際、転出処理において入力した転
3173 出先住所（予定）及び異動日（すなわち転出予定日）は上書きせず、新た
3174 に入力した情報とともに保持すること。

3175 転入通知の受理の処理については、それ自体を一つの異動処理として取り
3176 扱うこととし、異動（4）の規定を適用するほか、既に行った転出処理及び
3177 転入通知の受理の処理を、ともに異動履歴データとして保持すること。

3178

3179 【実装しない機能】

3180 実態調査等により住民票を職権で消除した者について、転入通知を受理し
3181 た場合の入力ができること。

3182

3183 【考え方・理由】

3184 「転出確定」という用語も用いられるが、「転出確定」は、転入通知の受
3185 理の処理と転出予定者の住民票の消除の処理をまとめた概念だが、転入通知

3186 の受理が想定されない国外への転出についても「転出確定」という用語が用
3187 いられるなど、意味に紛れがある。そのため、本仕様書では、「転出確定」の
3188 用語は用いず、転入通知の受理の処理（4.1.3.1）と転出予定者の住民票の
3189 消除の処理（1.1.5 及び 4.0.2）と分けて記載した。

3190 転出により消除した除票（原票）においては、転出先住所（予定）、消除年
3191 月日（すなわち転出予定日）、転出先住所（確定）、転入通知年月日、転出年
3192 月日（確定）を全て保持する必要があることから、転入通知の受理によっ
3193 ても、前二者を全て上書きすることはせず、後三者とともに保持することとし
3194 た。

3195 なお、中核市市長会ひな形 No. 93 では、「海外転出予定者の予定日が経過
3196 したら転出確定が自動入力されること」としているが、上記のように、「転
3197 出確定」を転入通知の受理の処理（4.1.3.1）と転出予定者の住民票の消除
3198 の処理（1.1.5 及び 4.0.2）と分けて考えると、国外への転出の場合、前者
3199 は想定されず、後者は国内への転出の場合と同様であることから（転出予定
3200 日又は転入通知に記載された転入日のいずれか早い日で除票とする。）、国外
3201 への転出について特別に項目を設けることはしない。なお、国外への転出の
3202 場合の転出市区町村からの戸籍附票記載事項通知の自動送信については、
3203 7.1.1.1（CS への自動送信）において規定している。

3204 また、実態調査等により住民票を職権で消除した者について、転入通知を
3205 受理した場合の入力のできた方がよいとの考えもあったが、職権消除におい
3206 ては、転入通知の受理についての記載（法第 15 条の 3 第 2 項）を行うこと
3207 は制度上、想定されていないため、当該機能は実装しない。また、債権者等
3208 の第三者請求で住所を請求された場合は、本籍記載の除票で附票を申請する
3209 手段があるため、当該機能を実装する必要はない。

3210

3211 4.1.3.1.2 CS から受信した転入通知の受理

3212 (No. 92 (転出確定/CS からのデータ自動取り込み)、90 (転出確定/転入
3213 情報入力))

3214 【実装すべき機能】

3215 本機能は一般市区町村においては実装してもしなくても良い。

3216 (4.1.3.1.1 の処理が適用される)

3217

3218 CS から転入通知を受信した場合、転入通知情報を取り込んだ後、職員の
3219 手を介することなく自動で 4.1.3.1.1 の処理が行えること。その際、自動で
3220 処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正でき

3221 ること。
3222 同一取込データ内に複数の通知（再送分等）がある場合は、最新のもので
3223 取込を行うこと。また、既に取り込んだ通知について再送信された場合、修
3224 正ができること。
3225 また、転入通知情報については、取込結果一覧表を作成・出力し、必要に
3226 応じて修正できること。

3227
3228

3229 **【考え方・理由】**

3230 中核市市長会ひな形に付記
3231 自動処理については、必ずしも100%可能ではないことから不要とする
3232 考えもあり得るが、分科会において、複数の中核市等の人口規模の地方自治
3233 体から、繁忙期等の対応のため本機能について強い要望があったことから、
3234 記載することとした。ただし、自動処理とした場合も、文字化け、オーバ
3235 フロー等が生じることがあり得るため、職員が確認し、修正できることとし
3236 た。

3237 職員の手を介することなく自動で処理が行えるとは、転入通知情報の取込
3238 処理を行った後、転入通知処理ボタン等を押すことにより、転入通知情報を
3239 1件ずつ処理するのではなく、取り込んだ転入情報を一括して処理する機能
3240 を想定している。また、処理結果について文字化け、オーバフロー等がな
3241 いか確認できるようにするとともに、必要に応じて修正できることも必要で
3242 ある。

3243 また、郵便番号の取込もできた方がよいとの意見もあったが、郵便番号に
3244 ついては、住所コードから機械的に生成できることから、当該機能は不要
3245

3246 4.1.3.1.3 CSからの受信がない場合の転入通知の受理

3247 *(No. 91 (転出確定/CSからの転入通知情報が無い場合の対応))*

3248 **【実装すべき機能】**

3249 CSからの転入通知情報が無い場合も、4.1.3.1.1の処理が行えること。
3250

3251 **【考え方・理由】**

3252 災害等の事由によりCSからの転入通知情報が無い場合も、転入通知の受
3253 理の処理を行う必要がある。

3254

3255 4.1.3.1.5 転入通知未着者一覧作成【P】

3256 (No. 77、149 (転出確定/転入通知未着者一覧作成))

3257 【実装すべき機能】

3258 住所地の市区町村による定期調査又は随時の実態調査等によって当該市
3259 区町村に住所を有しない者を確認し、職権で削除したが、転入先からの転入
3260 通知がない場合、未着者の一覧を作成できること。(職権消除後、転入通知
3261 未着の者の一覧表を作成できること。)

3262 ※ 本項目については、様式・帳票要件 20.5.1 においてペーパーレス化
3263 について検討しており、その結果次第で記載を書き換える。

3264

3265 【考え方・理由】

3266 職権消除後、転入先からの転入通知がないとき、住所地の市区町村長は住
3267 民票を消除した旨を本籍地の市区町村長に通知し、本籍地の市区町村長はこ
3268 の通知に基づき、消除された者の戸籍の附票の「住所」及び「住所を定めた
3269 年月日」の記載を消除することとなる。

3270 消除後の戸籍の附票記載事項通知を発送するに当たり、転入通知未着一覧
3271 を作成しておく必要がある。

3272

3273

3274 4.1.4 世帯変更

3275 4.1.4.1 世帯変更

3276 (No. 102 (世帯合併/方書同一性確認)、109 (世帯一部変更/方書同一性
3277 確認))

3278 【実装すべき機能】

3279 世帯変更として、属する世帯の変更及び世帯主変更の処理が行えること。

3280

3281 【実装しない機能】

3282 世帯変更と同時に住所の変更を行えること。

3283 異動者と異動先の方書が同じであること。

3284 方書が相違している場合は、世帯員となる者の方書を世帯主の方書と同一
3285 表記とする修正と併せて、変更処理ができること
3286 世帯変更時に方書を職権で修正する異動と組み合わせた場合、住民基本台
3287 帳ネットワーク他各システムへは世帯合併の前に、住所の修正にかかわる異
3288 動を連携すること
3289

3290 **【考え方・理由】**

3291 世帯変更は、新たに世帯を設けた場合、他の世帯に属することとなった場
3292 合及び世帯主を変更した場合で、住所の異動を伴わない場合に行う。

3293 なお、属する世帯の変更も、世帯主の変更も伴わない続柄の変更（例：「同
3294 居人」⇒「夫（未届）」）は、世帯変更ではなく、（申出による）職権修正とな
3295 る。

3296 ※ 「方書の異なる世帯の合併の際には、世帯員となる者の方書を世帯主
3297 の方書と同一表記にする修正と併せて、世帯合併処理ができる機能」
3298 のような、世帯変更と同時に住所の変更を行う機能については、職員
3299 の事務負担軽減の観点から職権修正と世帯合併の2つの異動が自動処
3300 理できることが望ましいとの考えもあるが、準構成員からこの機能の
3301 実現には相応の規模の改修が必要となるとの意見があり、また、件数
3302 も多くなく、かつ、方書修正を行った上で世帯変更処理を行えば良い
3303 ため、分科会における議論も踏まえ、不要と判断した。

3304

3305 4.1.4.2 世帯主変更による続柄設定

3306 *(No. 100 (世帯主変更/続柄設定)、125 (職権修正/続柄設定))*

3307 **【実装すべき機能】**

3308 世帯主変更を行った場合、当該世帯の世帯員の続柄を変更できること。
3309

3310 **【考え方・理由】**

3311 世帯主変更では通常世帯員の続柄が変更となる。
3312

3312

3313 中核市市長会ひな形を踏襲
3314

3315 4.1.4.3 事実上の世帯主

3316 (No. 145 (事実上の世帯主/事実上の世帯主管理))

3317 **【実装すべき機能】**

3318 法適用外の外国人（在外米軍や外交官等）や児童養護施設へ入所している
3319 場合の施設長等、事実上の世帯主を管理し、備考欄へその者の氏名が記載で
3320 きること。

3321

3322 **【考え方・理由】**

3323 要領第2-1-(2)-エ-(エ) で求められているため必要

3324

3325

4.2 職権

3326

3327 令第 12 条に規定する職権による住民票の記載等に関する機能について記
3328 載する。

3329

3330 4.2.0.1 職権による住民票の記載等

3331 (No. 115 (職権記載/異動者入力))

3332 【実装すべき機能】

3333 職権による住民票の記載等として、職権記載 (4.2.1)、職権削除 (4.2.2)
3334 及び職権修正 (4.2.3) の処理が行えること。

3335

3336 【考え方・理由】

3337 市区町村長は、法第 4 章又は第 4 章の 3 の規定による届出があつたときは、
3338 当該届出の内容が事実であるかどうかを審査して、令第 7 条から第 10 条ま
3339 での規定による住民票の記載、削除又は記載の修正 (以下「記載等」という。)
3340 を行わなければならない (令第 11 条)。

3341 例えば、職権記載では、令第 12 条第 1 項及び第 2 項に基づき、住民票に
3342 関する届出がない場合の事実確認、戸籍・選挙等の通知、国民年金等の資格
3343 の喪失等の事実確認、住民基本台帳の脱漏・誤載の事実確認等に基づき、職
3344 権で記載ができることが必要である。

3345 また、子のみでひとつの世帯を構成した場合等の登録もできることとなる。

3346 職権削除では、住民票に関する届出がない場合の事実確認、戸籍・選挙等
3347 の通知、国民年金等の資格の喪失等の事実確認、住民基本台帳の脱漏・誤載
3348 の事実確認等に基づき、職権で削除ができることが必要である。

3349 職権修正では、住民票に関する届出がない場合の事実確認、戸籍・選挙等
3350 の通知、国民年金等の資格の喪失等の事実確認、住民基本台帳の脱漏・誤載
3351 の事実確認等に基づき、職権で修正ができることが必要である。

3352

3353 4.2.0.2 届出の準用

3354 【実装すべき機能】

3355 4.1 に規定する異動処理については、届出がない場合、職権によっても行

3356 えること。その場合、4.1の規定(4.1.0.2(届出日)を除く。)を準用する。
3357

3358 **【考え方・理由】**

3359 市区町村長は、届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該
3360 届出がないことを知ったときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権
3361 で住民票の記載等をしなければならない(令第12条第1項)。
3362

3363 4.2.0.3 戸籍通知・戸籍情報の引用

3364 (No. 136 (出生/出生情報入力))

3365 **【実装すべき機能】**

3366 本籍地市区町村から住民票記載事項通知(法第9条第2項)が送付された
3367 場合、それに基づいて住民基本台帳の戸籍事項を記載等行えること。

3368 戸籍法に基づく異動(例:出生、死亡、失踪)については、世帯構成員の
3369 戸籍情報を引用して戸籍情報が入力できること。

3370 指定都市において、異動の権限を自区住民に限定している場合は、自区住
3371 民に限定できること。
3372

3373 **【考え方・理由】**

3374 市区町村長は、届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該
3375 届出がないことを知ったときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権
3376 で住民票の記載等をしなければならない(令第12条第1項)。

3377 例えば、戸籍の届出・通知に基づき、住民基本台帳から住民票を削除でき
3378 ることが必要である。

3379 また、例えば出生の場合、出生情報は氏名、生年月日、性別のほか、戸籍
3380 情報があるが、通常は同一戸籍の父母が同じ世帯に存在しているため、戸籍
3381 情報を引用することで入力を省力化する。

3382 指定都市において、行政区単位で異動の権限を制限している場合は、当該
3383 行政区の自区住民に限って処理ができることとする。
3384

3385 4.2.0.4 戸籍届出・通知日

3386 **【実装すべき機能】**

3387 戸籍届出又は戸籍通知に基づく職権による住民票の記載等においては、戸
3388 籍届出・通知日を入力できること。
3389 戸籍届出・通知日は、処理当日を初期表示すること。
3390 なお、戸籍届出・通知日は、届出日（4.1.0.2）及び申出日（4.2.1.2.2）
3391 と1つのデータ項目として管理することも差し支えない。
3392

3393 **【考え方・理由】**

3394 出生、死亡等の戸籍法上の届出又は戸籍通知を受けて行う住民票の記載等
3395 は、住民基本台帳制度上、職権に位置付けられるため、届出日を入力できな
3396 いこととしている。また、異動履歴を記載する場合も、20.0.3（異動履歴の
3397 記載）に記載のとおり、戸籍届出日又は戸籍通知日ではなく、4.0.3（異動
3398 日・処理日）に規定する異動日及び処理日を記載することとしている。

3399 しかし、統計上の必要性から、戸籍法上の届出日及び戸籍通知の通知日に
3400 ついても、住民記録システムにおいて管理する必要があるため、入力できる
3401 こととする。戸籍法上の届出日と戸籍通知の通知日は異なるものであるが、
3402 両者が同一の異動履歴について入力されることはないため、戸籍届出・通知
3403 日という1つの項目として管理することとする。

3404 なお、届出日（4.1.0.2）、戸籍届出日・通知日（4.2.0.4）及び申出日
3405 （4.2.1.2.2）の三者が同一の異動履歴について入力されることはないため、
3406 1つのデータ項目として管理することも差し支えないものとする（ただし、
3407 本仕様書上は、区別して記載する。）。
3408

3409 **4.2.1 職権記載**

3410 **4.2.1.0.1 住所設定・未届転入**

3411 *(No. 79、78 (職権記載/住所設定・未届転入))*

3412 **【実装すべき機能】**

3413 住所設定処理が行えること。前住所地が不明で確定できない場合は、転入
3414 前住所欄に「不明」と入力できること。

3415 未届転入の場合、転入前住所欄には未届の住所のうち直近のものを記載し、
3416 その末尾に（未届）と記載すること。最終登録住所地は（住民票記載事項で
3417 はない）データ項目として入力できること。
3418

3419 **【考え方・理由】**

3420 中核市市長会ひな形を踏襲するが、送付先は、制度を踏まえて転入通知・
3421 戸籍附票通知ごとに整理。CSを介して、未届地（前住所地）及び最終住民
3422 登録地（前々住所地）に転入通知が送付され、また、本籍地に戸籍附票通知
3423 が送付されることになるが、当該内容については、7.1.1.1（CSへの自動
3424 送信）において記載する。

3425 「転入前住所」欄には、転出証明書の転出元の住所を記載する。前住所地
3426 が不明な場合に、転入前住所欄に「住所設定」と記載している自治体もある
3427 が、住所設定という法令上の整理はなく、転入前住所欄に「住所設定」と記
3428 載することは、制度としては不適切である。転入前住所が不明の場合は「不
3429 明」であり、出生等によりそもそも存在しない場合は「空欄」とすべきであ
3430 る。

3431 未届転入は用語上、「転入」と用いているが、転入届に必要な転出証明書
3432 の提出がない以上、申出に基づく職権記載扱いとなる。仮に未届の市区町村
3433 が転出証明書等の交付対応を行う場合、一旦、当該市区町村で住民票を職権
3434 で作成し、直ちに転出処理を行い、住民は交付された転出証明書等を提出す
3435 れば、転入届に基づく住民票の作成となるが、実務的には現実的でない。

3436 以上のような趣旨から、記憶喪失などで前住所地が不明な者の場合は、転
3437 入届がなされたとしても、事務処理上は、当該届出を資料として、職権記載
3438 により住民票を作成することとなる。

3439 また、未届転入の場合には、転入前の市区町村に住所があったことが明確
3440 な場合等、居住実態に応じて記載すべきであり、住基ネット上で確認できる
3441 直前の住所を形式的に記載するわけではない。

3442 なお、未届転入であっても最終登録住所地の市区町村長が交付した転出証
3443 明書を添えて届け出る場合は、職権記載扱いとせず、転入届として受け付け
3444 ることができる。この場合の処理については、前述の「4.1.1.4 未届転入」
3445 の項を参照のこと。

3446

3447 ※ 中核市市長会ひな形では「転入」に記載しているが、「既存住基システ
3448 ム改造仕様書（J-LIS）」では職権記載扱いであるため、職権記載の箇
3449 所に記載

3450 ※ 総務省通知（昭和43年3月26日自治振第41号）（抜粋）

3451 問9 甲市で転出届をし、乙市に住所を移したが、転入届を行わない
3452 まま、丙市に転入してきた者についての取扱いはどうか。

3453 答 次のように取り扱ってさしつかえない。

- 3454 (1) 転入者は、甲市長の発行した転出証明書を添付して、丙市長に
3455 対する転入届をすればよい。
- 3456 (2) 転入届の従前の住所については、乙市における住所を記載する。
- 3457 (3) 丙市長は、乙市長に対し、法第9条第1項の通知をするほか、
3458 甲市長に対してもその旨の通知をする。
- 3459 (4) 丙市長は、本籍地市町村長に対し、法第19条第1項の通知をす
3460 る場合においては、乙市の住所については、未届である旨を附記
3461 するのが適当である。
- 3462

3463 4.2.1.1 出生

3464 4.2.1.1.1 異動事由

3465 (No. 134 (出生/異動条件))

3466 【実装すべき機能】

3467 4.0.4の規定にかかわらず、出生の処理においては、異動事由として、1.2.2
3468 に規定する異動事由のうち、届出、通知又は転入を入力できること。

3469

3470 【考え方・理由】

3471 、転入届と出生届が同時に出された場合は、実例上、異動事由を「転入」
3472 と記載することとなっている。

3473

3474 4.2.1.2 (申出による) 職権記載

3475 4.2.1.2.1 申出による旨の記載【P】

3476 (No. 110、111 (届出修正/異動条件入力、現住所・方書修正)、112、
3477 113)

3478 【実装すべき機能】

3479 申出を受けて職権修正を行う場合、システム上、それが分かるようにする
3480 こと。

3481

3482 ●APPLIC タスクフォースにて検討中(検討依頼事項:申出を受けて職権修正
3483 を行う場合、システム上、どのようにしてその情報を持つか)。●

3484

3485 **【考え方・理由】**

3486 中核市市長会ひな形においては、申出を受けて行う修正について、「届出
3487 修正」として規定されているが、法令上は届出修正という用語はなく、申出
3488 を受けて行う修正は、職権修正の一種である。

3489 なお、窓口業務の性質上、何がきっかけで修正をおこなったかという根拠
3490 を明確にするため、申出を受けて行う職権修正と、申出なしで行う職権修正
3491 とを区別するニーズはあるが、異動事由として区別する必要はなく、申出に
3492 基づく修正であることが目視確認できればよいため、システム上、それが分
3493 かるようにすればよい。

3494

3495 4.2.1.2.2 申出日

3496 (No. 63 (異動共通/届出日設定)、72、82、99、101、104、10
3497 7、134)

3498 **【実装すべき機能】**

3499 申出を受けて職権修正を行う場合、申出日を入力できること。

3500 申出日は、処理当日を初期表示すること。

3501 なお、申出日は、届出日 (4.1.0.2) 及び戸籍届出・通知日 (4.2.0.4) と
3502 1つのデータ項目として管理することも差し支えない。

3503

3504 **【考え方・理由】**

3505 職権の場合にも届出日を入力できることとすべきとの意見があったが、職
3506 権記載等 (職権記載、職権削除、職権修正及び職権回復をいう。) と届出は、
3507 法上、全く別の手続であり、職権記載等において届出の概念はない。職権記
3508 載等の手続における住民からの申出は、あくまで職権記載等を判断するため
3509 の材料としての整理であるため、届出日を入力できることとするのではなく、
3510 申出による職権記載については、申出日を入力できることとした。

3511 なお、届出日 (4.1.0.2)、戸籍届出日・通知日 (4.2.0.4) 及び申出日
3512 (4.2.1.2.2) の三者が同一の異動履歴について入力されることはないため、
3513 1つのデータ項目として管理することも差し支えないものとする (ただし、
3514 本仕様書上は、区別して記載する。)

3515

3516

3517

4.2.2 職権消除

3518

4.2.2.1 死亡

3519

4.2.2.1.1 異動事由

3520

(No. 137 (死亡/異動条件))

3521

【実装すべき機能】

3522

3523

●APPLIC タスクフォースにて検討中(検討依頼事項:戸籍システムの主な死亡事由にはどのようなものがあり、何を住民記録システム上選択可能とするか。中間標準レイアウト仕様・地域情報プラットフォーム標準仕様との関係をどのように整理するか)。●

3524

3525

3526

3527

3528

【実装しない機能】

3529

死亡、推定死亡を選択できること。

3530

死亡事由として、戸籍システムの主な死亡事由を選択する方法と、自由入力する方法の両方が使えること。

3531

3532

3533

【考え方・理由】

3534

中核市市長会ひな形に付記

3535

中核市市長会ひな形No. 137の「死亡、推定死亡を選択できること。」

3536

との機能については、法務省に確認したところ、制度として「推定死亡」を定義しているわけではなく、また、中核市市長会としても、戸籍情報システムと住民記録システムにおいて「推定死亡」という事由を設けることを想定しているのではなく、死亡日を推定の不詳日まで入力できることに意味があるとのことであり、1.1.8(年月日の管理)に不詳日入力について記載しているため、死亡と推定死亡を選択できる機能は不要。

3537

3538

3539

3540

3541

3542

また、死亡事由については、戸籍システムへの入力に合わせるが、自治体ごとに戸籍システムへ入力している死亡事由にもばらつきがあるため、戸籍システムでの主な死亡事由を選択できることとし、自由入力で状況に応じた記載ができるようにすべきとの意見もあったが、そもそも住民記録システムにおいて詳細な死亡事由を管理する必要がないことから、このような機能は不要。

3543

3544

3545

3546

3547 4.2.2.2 失踪

3548 4.2.2.2.1 異動事由

3549 (No. 139 (失踪/異動条件))

3550 【実装すべき機能】

3551 4.0.4の規定にかかわらず、失踪の処理においては、異動事由として、1.2.2
3552 に規定する異動事由のうち、通知、戸籍届出又は戸籍照合を入力できること。

3553

3554 【考え方・理由】

3555 中核市市長会ひな形を踏襲

3556 ただし、申出は制度上想定されないので削除

3557 失踪は職権消除の一理由だが、通常の消除入力では、失踪固有の項目の管
3558 理ができないため、通常の職権消除とは分けて記載

3559

3560 4.2.3 職権修正

3561 4.2.3.0.1 修正

3562 (No. 123、113-2、146 (職権修正/修正))

3563 【実装すべき機能】

3564 異動者の情報（氏名、ふりがな、住所、方書、続柄、性別、異動日、届出
3565 日等）を修正できること。また、ふりがな、続柄及び性別については空欄へ
3566 の修正もできること。

3567 戸籍届出等に伴い世帯主の氏名が修正された場合は、併せて同一世帯員の
3568 世帯主名が職権で修正できること。

3569 修正のときは「軽微な修正」で行うか選択できること。

3570

3571 【実装しない機能】

3572 住所修正、方書修正、住居表示など必要に応じ、戸籍附票記載事項通知の
3573 詳細事項欄に設定できること。

3574

3575 【考え方・理由】

3576 住所修正、方書修正、住居表示など必要に応じ、戸籍附票記載事項通知の
3577 詳細事項欄に設定できる機能については、法令上求められているものではな
3578 く、自治体のニーズも低いため不要

3579

3580 中核市市長会ひな形を踏襲

3581 ※ 中核市市長会 123「氏名を修正した場合、除印処理画面に遷移すること。」は、印鑑登録システムについての機能であり、住民記録システム標準仕様書に記載する機能としては不要

3582

3583

3584

3585

4.2.3.0.2 軽微な修正

(No. 124 (職権修正/軽微な修正))

3586

【実装すべき機能】

3587

以下のとおり、軽微な修正(規則第11条第3項第2号))ができること。

3588

3589

【軽微な修正】

3590

- ・ 常用平易な文字(戸籍法第五十条第一項に規定する常用平易な文字)以外の文字の常用平易な文字への変更に伴う氏名又は住所に係る記載の修正

3591

- ・ 文字の同定に伴う氏名又は住所に係る記載の修正

3592

- ・ 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更に伴う住所に係る記載の修正

3593

- ・ 地番の変更に伴う住所に係る記載の修正

3594

- ・ 住居表示に関する法律 第三条第一項及び第二項又は第四条の規定による住居表示の実施又は変更に伴う住所に係る記載の修正

3595

- ・ 共同住宅、寄宿舍、下宿、病院、診療所、児童福祉施設、ホテル、旅館その他これらに類する用途に供する建築物の名称又は建物の賃貸人の変更に伴う住所に係る記載の修正

3596

- ・ そのほか、総務大臣が適当と認めるものに伴う氏名又は住所に係る記載の修正

3597

3600

【考え方・理由】

3601

軽微な修正とは、職権修正の一部であり住民基本台帳上は通常職権修正とかわらないが、公的個人認証は基本4情報に変更となると自動的に失効となる不具合を補填するため、新たに住基ネット専用の異動事由として「軽微

3602

3603

3610 な修正」を設け、職権修正のうち軽微な修正では公的個人認証を失効させない
3611 対応を行っているもの。

3612

3613 中核市市長会ひな形を補完。なお、中核市市長会ひな形では「続柄を除く
3614 軽微な修正」とあったが、続柄だけを除く明確な理由は確認できなかったた
3615 め、削除した。

3616

3617 4.2.3.0.3 誤記修正

3618 (No. 126 (職権修正／上書き修正・誤処理修正))

3619 【実装すべき機能】

3620 誤記があった場合、職権修正として、修正ができること。異動事由は、「誤
3621 記修正」とすること。

3622 誤記があった異動の異動履歴は上書き修正せず、誤記修正の異動履歴とと
3623 もに、異動履歴データとして保持すること。

3624

3625 【実装しない機能】

3626 異動履歴を残さない上書き修正ができること。

3627

3628 【考え方・理由】

3629 1. 考え方

3630 住民記録システムにおいて、誤記に伴う修正を行い、それに伴う操作履
3631 歴を抹消等してしまうことは、住民記録情報の正確性・整合性確保等の観
3632 点において、適切ではない（法上、住民票の記載事項に係る修正は、職権
3633 修正のみ）。また、現在の住民記録システムにおける異動情報には、庁内の
3634 宛名システムや住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワー
3635 クシステムとの連携により、庁内及び庁外に発信・連携される情報があり、
3636 仮に誤記に伴う職権修正を行った場合に、後日、他部局及び他機関から照
3637 会等があった場合には、当該事実について、適切に対応しなければならない。
3638

3639 他方、住民に対して証明する履歴（住民票の写し等で記載する証明事項
3640 の履歴）は別に考えるべきである。住民票（原票）に記載されている履歴
3641 ＝住民票の写し等に記載されている履歴という考え方は、電算化以前から

3642 の運用（紙による住民基本台帳の運用）を踏襲したものであることから、
3643 住民記録システムの原票上の履歴と、住民票の写し等で記載する証明事項
3644 の履歴とは分けて考え、住民票（原票）の履歴が全て記録される仕様であ
3645 っても、どの履歴情報を住民票の写し等に記載するかを選択できる機能を
3646 有することとすべきではないか。
3647

3648 2. 全市区町村・ベンダ意見照会の結果とその対応

3649 令和元年末に実施した全市区町村・ベンダ意見照会結果では、以下の第
3650 2回検討会での方針案について、実務上の不具合・懸念等の有無があると
3651 回答した自治体は 19%、ないと回答した自治体は 65%であり、実務上の不
3652 具合・懸念等がないとする意見が多かった。

3653

3654 （参考）全市区町村・ベンダ意見照会に付した第2回検討会での方針案

- 3655 ・磁気ディスクによって住民票の原票を調製している場合、一旦、磁気
3656 ディスクに記録された記載事項に係る修正等については、原票上は全
3657 て、異動事由とともに履歴として保存されること。
- 3658 ・住民票の写しの交付請求等の際には、住民票の原票の記載事項の異動
3659 履歴については、異動事由に応じて自動的に出力の有無が仕分けられ
3660 ること。

3661

3662 実務上の不都合・懸念等があるとする意見の中には、原票と写しを混同
3663 するなどの誤解や、不都合・懸念等というより、質問をしているものも少
3664 なくないが、これまでのやり方と変わることの負担増や履歴の出力がどの
3665 ようになるか不明なことの不安等があり、自治体からは、とりわけ、実務
3666 上の不都合・懸念等として、窓口職員の心理的負担が挙げられた。

3667

3668 （参考）自治体から挙げられた実務上の不都合・懸念等の例

- 3669 ・ 入力違いによる訂正履歴がすべて残るのであれば、戸籍とは違いす
3670 ぐに入力し確定しなければならない住民票の異動入力職員への負
3671 担が大きくなる。
- 3672 ・ 軽易な入力ミスまで履歴で残ってしまうと、窓口職員の心理的負担
3673 になる。
- 3674 ・ 住民票の写しの異動事由の出力有無が、異動事由によって自動的に
3675 判断されるとあるが、どのような事由なのか。
- 3676 ・ 異動事由に応じて自動化されることは望ましいが基準はどのように

3677 定めるのか。個別対応はできるのか懸念される。

3678

3679 また、ベンダからは、実務上の不都合・懸念等として、システムの改修
3680 規模や他業務システム連携への影響等が挙げられた。

3681

3682 (参考) ベンダから挙げられた実務上の不都合・懸念等の例

3683 ・ 当社システムでは「履歴は異動事由に応じて自動的に出力の有無を
3684 仕分ける」仕様は過大となり、ユーザも画面内容と住民票の写しの印
3685 字結果を確認する手間が増える。

3686 ・ 当社システムはデータの持ち方が大きく異なり、改修規模が大きくな
3687 る。他業務システム連携への影響が懸念される。

3688 ・ 原票として記載されるべき情報が記載されていれば、住民票の履歴
3689 に残らなくても、異動データ（操作履歴）が残ればよい。

3690

3691 住民記録情報の正確性・整合性確保や、誤記に伴う職権修正を行った場
3692 合の他部局及び他機関からの照会対応のためには、誤記修正も含め、容易
3693 に検証可能な形で全ての履歴を残すべきである。しかし、その方法として
3694 は、原票に残す方法もシステムログに残す方法もありうる一方で、原票に
3695 残るのか、システムログに残るのかによって、職員の心理的負担は変わり
3696 うる。また、システムへの負荷も変わりうる。

3697 そこで、

3698 ・ 誤記修正も含め、容易に検証可能な形で全ての履歴を残しつつ、
3699 ・ 住民票の写し等の証明書の交付時には誤記修正の履歴は記載しない
3700 方法として、上記第2回検討会での方針案を基本としたA案とともに、B
3701 案を検討することとした。

3702

3703 【A案】（第2回検討会での方針案を基本とした案）

3704 住民票（原票）の記載事項に係る変更・修正については、誤記修正の
3705 履歴も含め、全て住民票（原票）に記載するが、住民票の写し等の証明
3706 書の交付時には、誤記修正の履歴は自動判断で非表示とする。

3707 【B案】（新たに比較検討した案）

3708 誤記修正の履歴は住民票（原票）に記載しないが、システムログに、
3709 いつ、誰が、何を（before）、どう（after）修正したかをわかりやすく、
3710 容易に検索可能な形で残す。

3711

3712 これらについて、構成員・準構成員に意見照会を実施したところ、構成

3713 員においては、回答のあった構成員全員が「中長期的に見てA案の方が良い。」と回答し、準構成員においては、7社中4社が「中長期的に見てA案の方が良い。」と回答し、とりわけ、A案とB案のいずれかについて、どちらが良いという強い考えがあると回答した4社中3社が「中長期的に見てA案の方が良い。」と回答した。

3718 A案の方が良い理由としては、以下のような意見が挙げられた。

3719

3720 (参考) 構成員・準構成員から挙げられたA案の方が良いとする意見

3721 ・ 他システムとの連携を考慮した場合は、全てのデータ更新内容を履歴として残し連携した方が、スムーズな事務運営に繋がると考える。

3722 (住基担当者とは他業務担当者の調整がほぼ不要となる) (構成員)

3724 ・ 他業務連携を考慮し誤り情報連携の実態把握が容易である事、ミスを隠さず共有すべきといったデジタル社会文化醸成にはA案 (構成員)

3725 ・ 原票とログの2重管理は煩雑すぎて (一連の履歴確認のオペが難しくなる) 現実的ではない。 (構成員)

3728 ・ 方式② (※1.2.1 (異動履歴の管理) の【考え方・理由】参照) で管理することを前提にする場合、A案の方が管理、住民票の写しへの出力制御が容易である。異動事由を「誤記修正」的なもので方式②テーブルに記録し、住民票の写しへの出力時には異動事由で「誤記修正」以外のものを抽出するだけでよいため。 (準構成員)

3733 ・ 原票は磁気ディスクであるため、B案の修正履歴のない修正は改ざんに当たるとも考えられる。 (準構成員)

3735

3736 以上の結果、A案 (住民票 (原票) の記載事項に係る変更・修正については、誤記修正の履歴も含め、全て住民票 (原票) に記載するが、住民票の写し等の証明書の交付時には、誤記修正の履歴は自動判断で非表示とする。) を採用することとする。

3740 なお、誤記修正は職権修正の一種であり、4.2.3 (職権修正) に適用される規定が当然に適用される。

3742

3743 4.2.3.1 (申出による) 職権修正

3744 4.2.3.1.1 (申出による) 職権記載の準用

3745 【実装すべき機能】

3746 申出を受けて行う職権修正については、4.2.1.2の規定を準用する。

3747

3748 **【考え方・理由】**

3749 申出を受けて行う職権修正についても、申出による旨を記載するニーズが
3750 ある。

3751

4.3 住民票コードの異動

3752

4.3.1 住民票コードの付番

3754 (No. 131 (住民票コード/住民票コード付番))

【実装すべき機能】

3756 新規付番用の住民票コードをCSから取得でき、蓄積できること。
3757 また、住民票コードの未付番者及び変更異動の場合、新規付番用の住民票
3758 コードが自動付番されること。
3759 なお、付番される住民票コードは蓄積されたものから無作為で選択される
3760 こと。

3761

【実装しない機能】

3762 住民票コードの住民票への付番結果を一覧表として作成できること。

3764

【考え方・理由】

3766 中核市市長会ひな形に付記
3767 新規付番用の住民票コードは、住基ネット全国センターへ付番要求を行い
3768 一定数の番号をCSに蓄積する。それをCSから住民記録システムに取得、
3769 蓄積しその番号を付番する。住民票コードはランダムな数字が前提となっ
3770 ているため、蓄積する段階で並び替えを行ったりせず、ランダムな状態のまま
3771 選択される仕組みが必要となる。

3772

3773 なお、地方自治体F_196のような「住民票コードの住民票への付番結果を
3774 一覧表として作成できること。」という機能については、EUCにより対応可能
3775 であり、不要

3776 また、付番結果一覧を作成する機能を盛り込むべきとの意見もあったが、
3777 ニーズが特定できず、また、中核市等の人口規模の地方自治体であっても当
3778 該一覧がなくても事務処理が行えているところもあることから、当該機能は
3779 不要

3780 ※ CSからのストック番号（新規付番用の住民票コード）取得を追加

3781

3782 4.3.2 住民票コードの変更・修正

3783 (No. 133 (住民票コード/変更等管理))

3784 **【実装すべき機能】**

3785 住民票コードの変更・修正ができること。

3786

3787 **【実装しない機能】**

3788 住民票コードに変更があった場合、変更情報(日時等)を保持できること。

3789 保有者の住民票コードが変更された場合は、返納案内の発行ができること。

3790

3791 **【考え方・理由】**

3792 住民票コードは、請求又は職権により変更(又は修正)することが可能で
3793 ある。

3794

3795 中核市市長会ひな形133の「住民票コードに変更があった場合、変更情報
3796 (日時等)を保持できること。」は、履歴は全て残すこととしていることから
3797 不要

3798 自治体A_269のような「保有者の住民票コードが変更された場合は、返納
3799 案内の発行ができること」という機能は、レアケースなのでシステム外で対
3800 応することとし、住民記録システム標準仕様書の機能としては不要

3801

3802 4.3.3 住民票コード通知票等

3803 (No. 132, 58 (住民票コード/住民票コード通知書))

3804 **【実装すべき機能】**

3805 住民票コードを新規付番し、変更し、又は修正した際に、一連の流れにお
3806 いて自動で住民票コード通知票、住民票コード変更通知票又は住民票コード
3807 修正通知票を出力できること。

3808 また、再出力もできること。

3809

3810 **【実装しない機能】**

3811 住民票コード確認票を発行できること。

3812

3813 **【考え方・理由】**

3814 中核市市長会ひな形を踏襲

3815 住民票コードを新規付番し、変更し、又は修正した際に、住民票コード通
3816 知票、住民票コード変更通知票又は住民票コード修正通知票を出力し、異動
3817 者に通知する。また、これらを紛失した場合には再発行を行う。

3818 通知票は法律上求められているものであり、繁忙期に出力漏れを防ぐため
3819 に自動出力機能が必要

3820 なお、住民票コード通知票については、通常住民票コードを付番した自治
3821 体から送付されるため、自市区町村以外で採番した者(転入してきた住民等)
3822 から住民票コードを確認したい旨の特別な請求があった場合に住民票コー
3823 ド確認票を発行する機能をカスタマイズ実装している自治体もあるが、この
3824 ようなケースにおいては、住民票コード入りの住民票の写しや住民票記載事
3825 項証明書を請求すれば良く、確認票の発行は法制度上求められているもので
3826 はないため、不要である。なお、手数料については、どのような場合に徴収
3827 するかを含め、各自治体の条例によって定められることから、手数料の有無
3828 については、確認票が必要である理由にはならない。

3829

3830

3831

4.4 個人番号の異動

3832

3833

3834 個人番号の指定（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）施行後初めて個人番号を指定
3835 する者及び出生者）（番号法第7条第1項、同法附則第3条第2項、同条3
3836 項）、請求に基づく個人番号の変更（番号法第7条第2項、番号法施行令第
3837 3条第4項）、職権に基づく個人番号の変更（番号法第7条第2項、番号法
3838 施行令第4条第1項）及び個人番号の修正（誤記又は記載漏れに係る職権修
3839 正）（令第12条第3項）があるが、これらの機能については7.1.2（番号連
3840 携）を参照のこと。
3841
3842

4.5 外国人住民のみに関係する異動

3843

4.5.1 法第 30 条の 46 転入

3844

3845 (No. 81-2 (転入/法第30条の46転入))

【実装すべき機能】

3846

3847 中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在許可者が住所を定
3848 めた場合においては、国外転入に準じた情報が登録できること（外国人住民
3849 のみ）。

3850 なお、転入前住所については空欄として登録できること。

3851

3852 ●APPLIC タスクフォースにて検討中（検討依頼事項：国外からの転入につい
3853 て、従前の住所の住所コードをどのように設定するか。中間標準レイアウト
3854 仕様・地域情報プラットフォーム標準仕様との関係をどのように整理する
3855 か）。●

3856

【考え方・理由】

3857

3858 制度上、必要なものであるため追加

3859

4.5.2 法第 30 条の 47 届出

3860

3861 (No. 81-3 (転入/法第30条の47届出))

【実装すべき機能】

3862

3863 住所を有する者が中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在
3864 許可者となった場合においては、国外転入に準じた情報が登録できること
3865 （外国人住民のみ）。

3866 なお、転入前住所については空欄として登録できること。

3867

【考え方・理由】

3868

3869 ※ 制度上、必要なものであるため追加

3870

3871 4.5.3 帰化

3872 (No. 141 (外国人／帰化))

3873 **【実装すべき機能】**

3874 帰化の入力ができ、日本人住民票に記載できること。

3875 住民基本台帳に記録されている外国人の場合は、帰化する前の住民基本台
3876 帳の記載情報（住所、方書、生年月日、性別、続柄、外国人住民となった年
3877 月日、住所を定めた年月日、住民票コード、宛名番号、個人番号、転入前住
3878 所）を引き継げること。このうち、外国人住民となった年月日は、住民とな
3879 った日として引き継げること。

3880 また、その場合には、住民基本台帳に記録されている外国人住民票を削除
3881 できること。

3882

3883 **【考え方・理由】**

3884 従来、帰化は外国人登録から住民基本台帳への記載に変更する取り扱いと
3885 なっていたが、住民基本台帳内で帰化の処理を行うよう変更となった。その
3886 ため、帰化する前の住民基本台帳の記載情報を引き継ぐとともに、外国人住
3887 民票を削除する処理を行うもの

3888

3889 中核市市長会ひな形に付記

3890 帰化者の宛名番号について、新規付番する運用と帰化する前の同一番号を
3891 使用する運用があり得るが、新規付番する場合も、結局のところ各地方自治
3892 体の団体内統合宛名システムから名寄せを行っていると考えられ、そうであ
3893 れば帰化時に名寄せを行って同一番号を使用する方が単純であることから、
3894 分科会における議論の結果、同一番号を使用する運用を前提に機能要件を定
3895 めることとした。

3896 外国人住民の宛名番号を日本人住民と違う番号体系にしている地方自治
3897 体もあるが、今回、宛名番号の運用について標準化することとする。

3898

3899 4.5.4 国籍取得

3900 (No. 142 (外国人／国籍取得))

3901 **【実装すべき機能】**

3902 国籍取得の入力ができ、日本人住民票に記載できること。

3903 住民基本台帳に記録されている外国人の場合は、国籍取得する前の住民基本
3904 本台帳の記載情報（住所、方書、生年月日、性別、続柄、外国人住民となっ
3905 た年月日、住所を定めた年月日、住民票コード、宛名番号、個人番号、転入
3906 前住所）を引き継げること。このうち、外国人住民となった年月日は、住民
3907 となった日として引き継げること。
3908 その場合、住民基本台帳に記録されている外国人住民票を削除できること。
3909

3910 **【考え方・理由】**

3911 従来、国籍取得は外国人登録から住民基本台帳への記載に変更する取り扱
3912 いとなっていたが、住民基本台帳内で国籍取得の処理を行うよう変更となっ
3913 た。そのため、国籍取得する前の住民基本台帳の記載情報を引き継ぐととも
3914 に、外国人住民票を削除する処理を行うもの

3915

3916 中核市市長会ひな形に付記

3917 国籍取得者の宛名番号について、新規付番する運用と国籍取得する前の同
3918 一番号を使用する運用があり得るが、新規付番する場合も、結局のところ各
3919 地方自治体の団体内統合宛名システムから名寄せを行っていると考えられ、
3920 そうであれば帰化時に名寄せを行って同一番号を使用する方が単純である
3921 ことから、分科会における議論の結果、同一番号を使用する運用を前提に機
3922 能要件を定めることとした。

3923 外国人住民の宛名番号を日本人住民と違う番号体系にしている地方自治
3924 体もあるが、今回、宛名番号の運用について標準化することとする。

3925

3926 4.5.5 国籍喪失

3927 *(No. 143 (外国人／国籍喪失))*

3928 **【実装すべき機能】**

3929 国籍喪失の入力ができ、外国人住民票に記載できること。

3930 住民基本台帳に記録されていた日本人住民が、外国人住民として新たに住
3931 民基本台帳に記録される場合には、国籍喪失する前の住民基本台帳の記載情
3932 報（住所、方書、生年月日、性別、続柄、住所を定めた年月日、住民票コー
3933 ド、個人番号、転入前住所）を引き継げること。また、国籍を失った年月日
3934 又は住民となった年月日のうち、いずれか遅い年月日が外国人住民となった
3935 年月日として記載できること。

3936 その場合、住民基本台帳に記録されている日本人住民票を削除できること。

3937

3938 **【実装しない機能】**

3939 国籍喪失者について、住民票の写し等の証明書に「実質住民日」として、
3940 日本人住民であった際の住民となった年月日を記載できること。

3941

3942 **【考え方・理由】**

3943 従来、国籍喪失は住民基本台帳への記載から外国人登録に変更する取り扱い
3944 となっていたが、住民基本台帳内で国籍喪失の処理を行うよう変更となっ
3945 た。そのため、国籍喪失する前の住民基本台帳の記載情報を引き継ぐととも
3946 に、日本人住民票を削除する処理を行うもの

3947

3948 中核市市長会ひな形に付記

3949 なお、外国人住民となった年月日については日本人の住民となった年月日
3950 を引き継ぐわけではなく、国籍を失った年月日又は住民となった年月日のう
3951 ち、いずれか遅い年月日となるため、4.5.3（帰化）及び4.5.4（国籍取得）
3952 の場合と異なり、住民となった日は引き継がないこととしている。

3953 国籍喪失者の宛名番号について、新規付番する運用と国籍喪失する前の同
3954 一番号を使用する運用があり得るが、新規付番する場合も、結局のところ各
3955 地方自治体の団体内統合宛名システムから名寄せを行っていると考えられ、
3956 そうであれば帰化時に名寄せを行って同一番号を使用する方が単純である
3957 ことから、分科会における議論の結果、同一番号を使用する運用を前提に機
3958 能要件を定めることとした。

3959 外国人住民の宛名番号を日本人住民と違う番号体系にしている地方自治
3960 体もあるが、今回、宛名番号の運用について標準化することとする。

3961 なお、国籍喪失者について、日本人住民であった際の住民となった年月日
3962 を「実質住民日」として住民票の写しの備考欄に記載する機能をカスタマイ
3963 ズ実装している自治体もあるが、そのような内容は住民票の写しの記載事項
3964 ではなく、日本人住民であった際の住民となった年月日は除票の写しを請求
3965 することで確認できるため、このような機能は不要である。

3966

3967 4.5.7 出入国在留管理庁通知に基づく修正及び削除

3968 *(No. 144-2 (外国人／在留資格取消し・変更))*

3969 **【実装すべき機能】**

3970 在留資格の取消し、在留資格の変更許可(中長期在留資格者→住基対象外)
3971 等出入国在留管理庁通知に基づき、以下のとおり修正及び削除できること。
3972 ・出入国在留管理庁通知の情報については、特別永住者を除き自動で取り
3973 込みできること。変更前と変更後の内容を記載したリスト(処理結果リ
3974 スト)が一覧表として作成・出力でき、確認後に更新できること。指定
3975 都市においては、処理結果リストを区毎に分割して作成・出力できるこ
3976 と。なお、一般市区町村においては、当該自動取込機能を実装しなくて
3977 も良い。
3978 ・通知日にかかわらず取り込み未対象者が一覧でき、取り込み未対象者に
3979 ついて、手動で取り込みができること。指定都市において、異動の権限
3980 を自区住民に限定している場合は、自区住民に限定できること。
3981

3982 【考え方・理由】

3983 外国人住民も住民基本台帳に記録されているため、在留資格取消しの入力
3984 が必要。

3985 また、留学→就労のように中長期在留者のまま在留資格が変わった場合の
3986 在留資格の変更も含んでいるため、修正できる機能も必要。

3987 指定都市においては、処理結果リストの作成について、作業の効率化の観
3988 点から、行政区ごとに対象者を限定することとする。また、一般市区町村に
3989 においては、それぞれの実情等を踏まえ、実装の要否について判断できること
3990 とする。

3991 また、指定都市においては、行政区単位で異動の権限を制限している場合
3992 は、取り込み未対象者の一覧及び取り込み未対象者の手動取り込みについて、
3993 当該行政区の自区住民に限ることとする。

3994

3995 中核市市長会ひな形に付記

3996 自動更新や処理結果リストの作成、通知日にかかわらず一覧を確認し取り
3997 込みができる機能については、手動でも良いという意見もあるが、人口規模
3998 によって大幅な省力化につながるため地方自治体からのニーズは高く、当該
3999 機能を記載することとした。

4000

4001 4.5.8 入管法の住居地届出

4002 (No. B8 (外国人／入管法の住居地届出))

4003 【実装すべき機能】

4004 「市町村連携仕様 連携インタフェース仕様(法務省仕様)」の仕様に基づ
4005 き、外国人の異動情報を、「住基法・入管法」と「入管法」、「住基法」に区別
4006 し、市町村通知及び市町村伝達を送信できるとともに、対象者を一覧で確認
4007 できること。オンライン送信又は媒体送信ができ、送信のタイミングは定め
4008 ないが異動の時系列は担保されること。

4009 そのほか、以下について実行できること。

4010

- 4011 ・ 転出予定者は予定日になったら市町村通知を送信
- 4012 ・ 特別永住者証明書に関する市町村通知及び市町村伝達を送信
- 4013 ・ 送信した市町村通知及び市町村伝達の照会。一覧表の印字
- 4014 ・ 送信した市町村通知及び市町村伝達の出入国在留管理庁連携端末におけ
4015 る処理結果を取込み、エラー情報を含む処理結果の照会
- 4016 ・ 送信した市町村通知の再送信
- 4017 ・ 整合性確認機能は不要である。

4018 経過滞在者について、一覧表の作成・出力ができること。

4019

4020 【実装しない機能】

4021 在留カードの裏書が終了していないものに通知を出力できること。

4022

4023 【考え方・理由】

4024 外国人住民も住民基本台帳に記録され、入管法の住居地届出の市町村通知
4025 及び市町村伝達を送信する必要がある。

4026

4027 中核市市長会ひな形に付記

4028 在留カードの裏書が終了していないものに通知を出力する機能は、法令上
4029 求められているものではなく、分科会において当該機能を用いている自治体
4030 がなかったことから、ニーズも少ないと判断し、不要とした。

4031 なお、対象者一覧、一覧表の出力をそのための機能として記載するか、EUC
4032 で対応することとするかは別途検討

4033

4034

4.6 異動の取消し

4035

4.6.0.1 異動の取消し

4037 (No. 86 (転出取消/異動条件)、87 (転出取消/世帯復帰)、127 (職権回
4038 復/異動条件)、128 (職権回復/回復)、129 (職権回復/続柄設定))

4039 【実装すべき機能】

4040 4.1~4.5に規定する異動処理は、取り消すことができること。そのため、
4041 取消しの対象となる異動処理を異動履歴データから選択できること。その際、
4042 4.0.1の例により、全部又は一部の区分により、対象者を選択できること。

4043 住民記録システムデータベースにある異動処理については、異動前の住民
4044 データを保持し、取消しによって元の状態に復元されること。除票用データ
4045 ベースに移行した異動処理については、除票用データベースから取り込める
4046 必要はないが、異動前の住民データを入力することにより、元の状態に復元
4047 できるようにすること。

4048 住所の異動を伴う異動処理を取り消す場合は、従前の世帯に（従前の世帯
4049 が一部転出（転居）していた場合は転出前の住所にある従前の世帯に、従前
4050 の世帯が全部転出等していた場合は転出前の住所に新たな世帯として）復帰
4051 すること。

4052 取消処理については、それ自体を一つの異動処理として取り扱うこととし、
4053 異動の規定（4）を適用するほか、取り消された異動処理及び取消処理を、
4054 とともに異動履歴データとして保持すること。

4055 ●APPLICタスクフォースにて検討中（検討依頼事項：異動の取消しを行った
4056 場合の他システム連携の処理をどのように行うべきか。地域情報プラットフ
4057 ォーム標準仕様との関係をどのように整理するか）。●

4058 ●APPLICタスクフォースにて検討中（検討依頼事項：異動処理後5年の起算
4059 日をいつにすべきか（異動日？処理日？届出日？））。●

4060

4061 【実装しない機能】

4062 虚偽の異動について、異動を取り消すことにより、自動で改製し、備考文
4063 に「虚偽」と入力する等、他の異動取消しと異なる特別な処理を行えること。

4064 転入通知の受理又は転出予定日の到来後の転出については、取り消そうと
4065 する場合にアラートを表示すること。

4066

4067

【考え方・理由】

4068

4069

4070

転入、転居、転出、職権記載、職権削除、職権修正等、全ての異動処理は、
処理が誤っていることが分かった場合や、虚偽の届出であると分かった場合
等のため、取り消すことができるようにしておく必要がある。

4071

4072

4073

4074

4075

4076

法令上は職権回復という用語はないが、中核市市長会ひな形においては、
削除されて除票となった住民票を、削除を取り消すことによって原票に戻す
行為について、「職権回復」として規定されている。こうした運用について
も、本項目により「住民記録システムデータベースにある異動処理について
は、異動前の住民データを保持し、取消しによって元の状態に復元されるこ
と」としていることから、対応可能である。

4077

4078

4079

4080

中核市市長会ひな形No. 129（職権回復／続柄設定）における「世帯
員の続柄を設定できること。」という機能については、本項目により、取消
しによって元の状態に復元されることとしていることから、不要である。

4081

4082

4083

4084

従前の世帯が全部転居していた場合は、一旦新たな世帯として転出前の住
所に復帰させた上で、異動処理を時系列に従い処理し直す。

虚偽の場合等、転出予定日以降も転出を取り消すことはありうるため、地
方自治体G_13のように「転出予定日の前日までに」という要件を付すこと
はしない。

4085

4086

4087

4088

4089

4090

4091

なお、虚偽転居の場合、自動改製や備考文、転入前住所欄の修正を一括で
行える機能をカスタマイズ実装している自治体もあるが、虚偽転居自体が指
定都市規模で年に数件程度と頻度が低く、当該機能のニーズは低いと考えら
れること、通常の取消機能で対応可能なことから、このような機能は実装し
ない。なお、取消しを行った場合は、虚偽の異動の取消しであれ、それ以外
の異動の取消しであれ、取り消された異動処理及び取消処理を、ともに異動
履歴データとして保持することとなる。

4092

4093

4094

また、本項目は、あくまで虚偽・錯誤等による異動の取消しを想定してお
り、誤記修正については本項目により修正することを想定していない。誤記
修正については、4.2.3.0.3（誤記修正）による。

4095

4096

4097

4098

4099

4100

なお、本項目に記載のとおり、削除の取消し（すなわち、いわゆる転出取
消と職権回復）のみならず、その他の異動処理（例：転居）の取消しもここ
に含める記載とすることについては、構成員・準構成員意見照会の結果、問
題ないとの回答が多かったため、本項に削除の取消しとその他の異動処理の
取消しを両方含むこととした。

4101

4.6.1 (申出による) 異動の取消し

4102

4.6.1.1 (申出による) 異動の取消し

4103

(No. 86 (転出取消/異動条件))

4104

【実装すべき機能】

4105

申出を受けて行う異動の取消しについては、4.2.1.2 の規定を準用する。

4106

4107

【考え方・理由】

4108

申出を受けて行う異動の取消しについても、申出による旨を記載するニーズがある。

4109

4110

4111

4112

4113

4114

4115

4116

4117

5 証明

4118

4119

4120

4121 5.1 証明書記載事項

4122 (No. 49 (証明発行/証明書記載事項)、A2 (証明共通/証明書様式設定)、5
4123 0 (証明発行/項目選択)、59 (証明発行/様式選択))

4124 **【実装すべき機能】**

4125 住民票の写し、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、除票記載事
4126 項証明書等の証明書を発行する際は、世帯全員分又は一部の世帯員について
4127 選択できること。また、形式の指定（世帯員連記式・個人票、履歴の有無）、
4128 省略の指定（世帯主・続柄、本籍・筆頭者、住民票コード、個人番号）がで
4129 き、デフォルトは（特別の請求がある場合を除き）省略することとなってい
4130 ること。外国人の場合は、国籍・地域、30条の45に規定する区分、在留
4131 資格、在留期間等、満了日、在留カード等番号、通称記載削除事項の省略も
4132 指定できること。

4133 証明書には、認証文（第4章に記載のもの）、電子公印及び発行番号を出
4134 力すること。

4135 なお、証明書の様式については、第4章に定める様式とすること。

4136 証明書が複葉にわたる場合は、最終ページのみに認証文が印字されること。
4137 転出届に基づく転出予定日前に証明書を交付する場合は、転出届に基づき
4138 記録を行った事項を省略して印字すること。

4139

4140 **【実装しない機能】**

4141 異動時に、証明書の交付日と異動日をチェックし、交付日を遡る異動が発
4142 生した場合は、アラート等で注意喚起すること。

4143 通称住所を記載できること。

4144 転出予定者が存在する世帯について、証明書を発行する際にアラートを表
4145 示すること。

4146 住居表示証明書を発行できること

4147

4148 **【考え方・理由】**

4149 中核市市長会ひな形に付記

4150 一人世帯の方が単身であることを他人に知られたくない申出があった場
4151 合にも、こういったケースへの配慮は記載事項証明書で対応可能であり、住
4152 民票の写しは戸籍のように謄本と抄本の区別がなく、世帯全員である旨を認
4153 証文により示すニーズがあると考えられるため、「……世帯全員の住民票の

4154 原票と相違ない……」という認証文は維持する。

4155 認証文の位置については、令第15条に「当該住民票の写しの末尾に原本
4156 と相違ない旨を記載しなければならない」と明記されているため、最終ペー
4157 ジのみに印字されることとした。

4158 なお、除票者と住民である世帯員を世帯票に記載できるかについては、要
4159 領（第2-6-1（1））による。

4160 また、住民票の写し等の証明書を交付した後、その交付日を遡る異動（転
4161 居・死亡等）が発生した際、交付済の証明書の回収をするために、異動時の
4162 チェック等をカスタマイズしている自治体もあるが、交付済の証明書の回収
4163 は制度上求められておらず、構成員・準構成員意見照会の結果、アラートと
4164 してもニーズは低いと考えられるため、証明書回収の事務は不要であり、そ
4165 のための機能もアラートを含め、実装しないこととする。

4166 郵便・宅配で通用する「通称住所」と、庁舎内で通用する「公証住所」を
4167 記載できるという機能をカスタマイズ実装している自治体もあるが、ニーズ
4168 のある自治体は少なく、標準機能とすることは困難であるため、このような
4169 機能は不要である。

4170 そのほか、証明書の発行時、転出予定者が存在する場合に、転出予定者が
4171 存在する旨のアラートをカスタマイズ実装する自治体もあるが、転出予定者
4172 がいても証明書発行時点では他の世帯員と変わらず住民であり、証明書にお
4173 いて他の世帯員と扱いが変わることはないため、そのような機能は不要であ
4174 る。

4175 住居表示証明書は、法定の証明書ではなく、ニーズが低いことから当該証
4176 明書を発行する機能は不要である。

4177

4178 ※ 住民票の写しの証明事項のうち、法でいう基礎証明事項以外について
4179 は、省略指定を可能（省略がデフォルト）とする。

4180

4181 ○技術的基準

4182 第5 住民票の写し等の発行

4183 1 住民票及び除票の写しの発行

4184 請求書及び申出書により、住民票の写し（法第12条第1項に規定
4185 する住民票の写しをいう。以下同じ。）及び除票の写し（法第15条の
4186 4第1項に規定する除票の写しをいう。以下同じ。）の交付の請求及
4187 び申出があった場合には、その発行に際しては、審査した請求書及び
4188 申出書に基づき、端末機画面で該当者を検索し、プリンターから打ち
4189 出した書類を認証して交付すること。

4190

4191 ○技術的基準

4192 第5 住民票の写し等の発行

4193 1 住民票及び除票の写しの発行

4194 (略)

4195 転出届に基づき記録を行った住民票について、転出予定日前にその
4196 写しを交付する場合は、当該転出届に基づき記録を行った事項を省略
4197 して交付すること。

4198

4199 5.2 世帯員の並び順

4200 *No. 51 (証明発行/世帯員並び順変更)*

4201 **【実装すべき機能】**

4202 世帯員連記式の住民票の写しについては、世帯ごとに世帯員の並び順を任
4203 意に設定でき、設定情報については、保持されること。

4204 世帯員の並び順が設定されていない世帯については、以下のとおりの並び
4205 順とすること。

4206

4207 [日本人住民のみの世帯の場合]

4208 ○ 世帯員を世帯主、親族グループ（「世帯主」・「同居人」・「縁故者」以外の
4209 世帯員によるグループをいう。）、縁故者グループ、同居人グループに分け、
4210 グループ間の順位はこの順位とする。

4211

4212 ○ 親族グループ内は、筆頭者を同じくする（※1）世帯員を小グループに
4213 分け、小グループ間の順位は、以下の世帯員の続柄、生年月日、宛名番号
4214 の順位（昇順）とする（※2）。

4215

- 4216 ・筆頭者が当該世帯にいる場合、その世帯員
- 4217 ・筆頭者が当該世帯にいない場合、筆頭者を同じくする世帯員を、続柄、
4218 生年月日、宛名番号の順位（昇順）で並べたときに最も上位に位置する
4219 者

4220

4221 ※1 筆頭者の氏名が同一であっても、同姓同名で別人であることもあ
4222 りうるが、住民記録システムからはその事実が分かるとは限らない
4223 ため、筆頭者の氏名が同一であれば、筆頭者が同一であるとみなす。
4224 筆頭者と氏名を同じくする世帯員が2名以上いる場合は、続柄、生
4225 年月日、宛名番号の順位（昇順）で上位にある者を筆頭者とみなす。

4226 以下同じ。
4227 ※2 まず続柄の順位で判断し、続柄が同順位の場合は生年月日の順序
4228 (年長者が上位)で判断し、生年月日が同日である場合は、宛名番
4229 号の順序(宛名番号が小さい者が上位)で判断する。以下同じ。

4230
4231 ○ 親族グループの小グループ内、縁故者グループ内、同居者グループ内の
4232 世帯員間の順位は、続柄、生年月日、宛名番号の順位(昇順)とする。

4233
4234 [外国人のみの世帯又は複数国籍世帯の場合]
4235 ○ 世帯員間の順位は、続柄、生年月日、宛名番号の順位(昇順)とする。

4236

4237 **【実装しない機能】**

4238 「実装すべき機能」で示す以外の並び順ルールを定められること。

4239

4240 **【考え方・理由】**

4241 世帯員の並び順について、自治体やベンダごとにまちまちであることから、
4242 標準化することとした。

4243

4244 5.3 住民票記載事項証明書

4245 (No. 56 (証明発行/住民票記載事項証明書))

4246 **【実装すべき機能】**

4247 住民票記載事項証明書は、世帯全員分又は一部の世帯員について選択でき
4248 ること。

4249 また、以下の事項については、法第12条、第12条の2及び第12条の
4250 3のそれぞれの請求等に応じて、証明することが認められた範囲内で住民票
4251 記載事項証明書として発行ができること。

4252 なお、氏名、生年月日及び住所については必ず表記すること。ただし、性
4253 別については、記載は任意とすること。

- 4254 ・ 氏名
- 4255 ・ 生年月日
- 4256 ・ 性別
- 4257 ・ 住民となった年月日
- 4258 ・ 住所及び一の市区町村の区域内において新たに住所を変更した者につ

- 4259 いては、その住所を定めた年月日
- 4260 ・新たに市区町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定
- 4261 めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、そ
- 4262 の年月日）及び転入前住所
- 4263 ・個人番号
- 4264 ・世帯主名
- 4265 ・続柄
- 4266 ・本籍（都道府県名のみ出力選択もできること）
- 4267 ・筆頭者
- 4268 ・国籍地域
- 4269 ・在留カード等の番号
- 4270 ・法第 30 条 45 規定区分
- 4271 ・在留資格
- 4272 ・在留期間
- 4273 ・在留期間の満了の日
- 4274 ・通称の記載と削除に関する事項
- 4275 ・住民票コード
- 4276 ・通称
- 4277 ・旧氏
- 4278

4279 **【実装しない機能】**

- 4280 労働基準法第 111 条代用証明を発行できること。
- 4281

4282 **【考え方・理由】**

- 4283 法に基づく住民票記載事項証明書の発行に対応する。
- 4284 都道府県名のみを記載した本籍を証明することについては、実例上容認し
- 4285 たものがあり、ニーズに応じて都道府県名のみを出力する機能を実装
- 4286 ※地方自治体 B_170 のような、労働基準法第 111 条代用証明を発行できる
- 4287 ことといった機能については、構成員・準構成員に意見照会を実施した結
- 4288 果、住民票の写しや住民票記載事項証明書で対応可能である等の理由から
- 4289 不要との意見が多数であったため、不要である。
- 4290
- 4291 ○技術的基準
- 4292 第 5 住民票の写し等の発行

4293 2 住民票記載事項証明書及び除票記載事項証明書の発行
4294 請求書及び申出書により、住民票記載事項証明書（法第12条第1項
4295 に規定する住民票記載事項証明書をいう。以下同じ。）及び除票記載事
4296 項証明書（法第15条の4第1項に規定する除票記載事項証明書をいう。
4297 以下同じ。）の交付の請求及び申出があった場合には、その発行に際し
4298 ては、審査した請求書及び申出書に基づき、端末機画面で該当者を検索
4299 し、当該画面で証明事項を確認した上、認証して交付すること。
4300

4301 5.4 発行番号

4302 (No. B7 (証明発行/発行番号記載))

4303 【実装すべき機能】

4304 発行番号を証明書に記載できること。
4305 また、発行番号の一部を発行場所単位を示す番号とすることができること。
4306 発行番号は以下の表示方法とすること。
4307 発行年月日・市区町村名・発行端末名番号・発行プリンタ番号・発行番号・
4308 ページ数/総ページ数
4309 例：20200502 ●●市 本庁1 プリンタ 001 011 1/2
4310 複数部数を発行する場合は、一部ずつ異なる発行番号とすること。
4311

4312 【実装しない機能】

4313 発行場所を証明書に記載できること。
4314

4315 【考え方・理由】

4316 中核市市長会ひな形を踏襲
4317 なお、発行場所を証明書に記載する機能については、発行番号により発行
4318 場所が分かるため、不要
4319 地方自治体の小規模拠点等では端末を置かずにプリンタのみを置いてリ
4320 モート出力しているケースがあるため、追跡のためにプリンタ番号も発行番
4321 号として表示する。
4322 コンビニ交付と一律で管理するか、別のルールとするかは別途 J-LIS と連
4323 携して検討
4324

4327 **【実装すべき機能】**

4328 システムから出力される公印印字に対応する証明書等には、証明書ごとに、
4329 市区町村長（指定都市の場合は区長。以下同じ。）又は職務代理者の職名・
4330 氏名、公印印字の有無及び公印の種類（市区町村長又は職務代理者の印）が
4331 選択できること。また、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合は、
4332 指定都市・特別区の場合も含め、都道府県名を印字すること。

4333 なお、公印は電子公印に対応し、種類（市区町村長又は職務代理者の印、
4334 証明書専用の印、カード券面用の印）が選択できること。また、「公印省略」
4335 「この印は黒色です」等の任意の固定文言が印字できること。

4336 なお、電子公印は最大 25mm 角の黒色とし、本庁・支所ごとの登録管理は
4337 不要とする。ただし、個人番号カード等のカード券面に印字する公印につい
4338 てのみ、赤色の選択ができること。

4339

4340 **【実装しない機能】**

4341 支所・出張所の専用公印を持つこと

4342 指定都市や特別区等においては、市区町村長又は職務代理者の職名を印字
4343 する場合に、都道府県名の印字を省略できること

4344

4345 **【考え方・理由】**

4346 中核市市長会ひな形の記載を採用＋電子公印対応を記載

4347 各地方自治体では文書管理規程等により、公文書には公印を押印すること
4348 が定められており、居所の公証たる住民票の写しは公文書に当たるため、公
4349 印が必要。磁気ディスクをもって調製された住民基本台帳の写しには電子印
4350 の使用が認められているので、住民票の写しに押印する電子印の管理機能が
4351 必要となる。

4352 現在の住民記録システムでは、電子印が一般的であり、そのイメージを管
4353 理する機能が必要

4354 法的には公印の押印は必ずしも必要ないが、各地方自治体の文書管理規程
4355 等により義務付けられているもの(公印及び契印の押印)

4356 認証者や公印等は、証明書ごとに選択できる方が良いこと、電子公印の縦
4357 横の最大サイズを規定した方が良いこと、また、黒色であることの規定が必

4358 要であることを踏まえて追記
4359 また、公印の種類は2種類以上管理できることとした方がよい（証明書専
4360 用印など有り）。
4361 支所・出張所の専用公印を持っている地方自治体もあるが、電子公印でな
4362 く、実物の公印を使っていた時代の名残であり、発行番号で出力場所の管理
4363 が可能であることから、支所・出張所の専用公印を持つ機能は不要
4364 指定都市や特別区等においては、市区町村長又は職務代理者の職名を印字
4365 する場合に、都道府県名の印字を省略する運用としている地方自治体もある
4366 が、分科会における議論の結果、いずれの場合も都道府県名は省略しないこ
4367 ととして取扱いを統一することとした。
4368 なお、No. B7において、「発行番号の一部を発行場所単位を示す番号
4369 とすることができること」としており、発行場所は発行番号により判断する
4370 ことができる。

4371

4372 5.8 認証者

4373 (No. 15 (マスタ管理/認証))

4374 【実装すべき機能】

4375 証明書等の認証者は、市区町村長と職務代理者の2件を管理できること。
4376 また、期間等事前に登録した条件によって、自動的に切り替わることがで
4377 きるよう職務代理者期間の管理ができること。
4378 指定都市においては、区長と区長の職務代理者を管理ができること。
4379 (5.1 (証明書記載事項) に移動)

4380

4381 【実装しない機能】

4382 証明書等の認証者を「〇〇長 公印」のように氏名空欄とできること。

4383

4384 【考え方・理由】

4385 中核市市長会ひな形を一部踏襲
4386 認証者を管理する件数については、2件で足りるため、「2件以上」では
4387 なく「2件」と明記
4388 なお、要領第2-4-(1)-⑥-ウに、「記名押印」と定められているこ
4389 とから、「〇〇長 公印」のように氏名を空欄とする記載は許容されない。

4390 指定都市においては、証明書の発行等の事務は区長の権限で行うこととさ
4391 れていることから、区長と区長の職務代理者を管理できることとする。

4392

4393 5.9 公用表示

4394 (No. 14 (マスタ管理／公用表示選択))

4395 **【実装すべき機能】**

4396 証明書（住民票の写し及び住民票記載事項証明書）に「公用」の表示（印
4397 字）ができること。

4398

4399 **【実装しない機能】**

4400 証明書に「附票通知」や「規定により免除」と表示できること

4401

4402 **【考え方・理由】**

4403 「住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会 報告書（平成19
4404 年2月）」では、国・地方公共団体の機関が、法令で定める事務を遂行する
4405 ために必要であることを明らかにした場合を、「公用請求」として定義して
4406 いる。

4407 これらを受け、住民票の写し及び住民票記載事項証明書に「公用」と表示
4408 （印字）することは、本人等の請求や第3者からの申出による住民票の写し
4409 等の交付と区別する上で必要といえる。

4410 中核市市長会ひな形14のような、証明書に「附票通知」を表示する機能
4411 については、法第19条1項で電子的に行うこととされているため、不要

4412 「規定により免除」を印字する地方自治体もあるが、分科会における議論
4413 の結果、「規定により免除」の印字はシステム上で行うニーズがないため、
4414 不要と判断した。

4415

4416 5.10 文字溢れ対応

4417 (No. 20 (マスタ管理／文字溢れ対応))

4418 **【実装すべき機能】**

4419 システムから出力される証明書等の出力項目に桁溢れが発生した場合は、
4420 文字の大きさを調整するなどして、文字超過とならないようすること。

4421 なお、文字数が多くやむをえず桁溢れが生じる場合や、未登録外字が含ま
4422 れる場合は、アラートを表示して注意喚起するとともに、文字超過リストを
4423 出力して、桁溢れした情報を確認できるようにすること。ただし、住民票の
4424 写しや住民票記載事項証明書等の証明書については、標準レイアウトに準拠
4425 した文字超過表記とすること。
4426

4427 **【考え方・理由】**

4428 中核市市長会ひな形を踏襲+証明書のみ標準レイアウトに準拠した文字
4429 超過表記とする旨とした。

4430 証明書に正しく印字されない桁溢れや未登録外字については、職員に注意
4431 喚起し、手動で修正や確認等、個別に対応する必要があるため。

4432

4433 5.11 各種証明書等

4434 **【実装しない機能】**

4435 死体埋火葬許可書、介護受給資格証明書又は住所証明書（軽自動車税申告
4436 書の添付書類）を発行できること。

4437

4438 **【考え方・理由】**

4439 これらの機能について、構成員・準構成員に意見照会を実施した結果、戸
4440 籍システムで対応すべき機能である、介護保険システムで対応すべき機能で
4441 ある、住民票の写し又は住民票記載事項証明書で対応可能である等の理由か
4442 ら、本機能が不要との意見が多数であったため、実装しない機能とする。

4443

4444

4445

4446

4447

4448

4449

4450

4451

6 統計

4452

4453

4454 6.1 統計

4455 (No. A4-A18 (統計))

4456 **【実装すべき機能】**

4457 システム移行においては、新システム稼働月以降の集計ができること（新
4458 システム稼働月以前の集計は、旧システムで行うこと。）。

4459 なお、統計処理上、統計基準日時点で転出予定日を経過していない転出予
4460 定者については、現存者として扱うこと。

4461

4462 **【考え方・理由】**

4463 統計処理に関するシステム設計は、ベンダごとに異なり、新システムで、
4464 旧システム時代の各種集計表を印字するにあたり、データ移行が非常に困難
4465 になることが想定される。また、システムの稼働日が1日でなかったり、稼
4466 働月が1月でなかったりすると、ぶつけるための異動データもデータ移行し
4467 なければならない、さらに困難な状態になる。

4468 このため、運用にて対処できる記載とする。

4469 また、統計処理上、統計基準日時点で転出予定日を経過していない転出予
4470 定者については、現存者と扱うか削除者と扱うかの解釈が市区町村ごとに異
4471 なり、2パターンの集計表のカスタマイズにつながっているとの実態がある
4472 が、このような転出予定者については、転出予定日の前日までは、転出地市
4473 区町村の現存者として扱う旨、事務連絡「住民基本台帳年報の報告数値の正
4474 確性の確保のための措置等について」（平成18年2月6日）に定められて
4475 いるため、集計表は事務連絡の記載に合わせた1パターンのみとする。

4476

4477

4478

4479

4480

4481

4482

4483

4484

7 連携

4485

7.1 CS連携・番号連携

7.1.1 CS連携

7.1.1.1 CSへの自動送信

(No. 196 (CS連携/CSへの自動送信))

【実装すべき機能】

転入・転出等の異動時等に、「既存住基システム改造仕様書（J-LIS）」の電文仕様に基づき、各電文がCSに自動送信されること。送付先情報については、印刷区分と特別な事情がある者の変更指定後に送信ができること。

なお、送信方法（回線や媒体）や送信のタイミングは定めないが、異動の時系列は担保されること。

広域交付地市区町村より広域交付住民票の交付要求を受信した場合、広域交付住民票情報をCS経由で交付市区町村CSへ送信できること。

住基ネット共同利用に対応し、住基ネットCSサーバで受信した電文を、構成自治体に振り分ける機能を有すること。

その他、以下について実行できること。

- ・CSに対する個人番号の生成又は変更要求の自動送受信
- ・送信した本人確認情報、転入通知情報、戸籍附票記載事項通知情報、転出証明書情報、送付先情報、広域交付住民票情報の照会。一覧表への印字（指定都市においては、一覧表は行政区単位で分割できること）
- ・送信した本人確認情報、転入通知情報、戸籍附票記載事項通知情報、転出証明書情報、送付先情報の再送信、再送信の際は異動事由を変更して送信できること。
- ・管内本籍者と管外本籍者について、戸籍附票記載事項通知の自動送信
- ・国外への転出の場合の転出市区町村からの、戸籍附票記載事項通知の自動送信
- ・異動処理に基づいた前住所地（未届地・最終住民登録地を含む。）への転入通知（9条1項通知）の自動送付
- ・住基ネットから受信した住民票コード空きコード、転入通知情報と転出証明書情報の取込。一覧表への印字（指定都市においては、一覧表は行政区単位で分割できること）

4517

4518 **【考え方・理由】**

4519 CS への連携方式として、自動連携方式と手動連携方式があるが、標準仕様
4520 書では自動連携方式を想定する。

4521 指定都市においては、作業の効率化の観点から、一覧表について行政区単
4522 位で分割できることとする。中核市市長会ひな形に付記。機能の網羅性を確
4523 保

4524

4525 7.1.1.2 整合性確認

4526 *(No. 197 (CS 連携／整合性確認))*

4527 **【実装すべき機能】**

4528 CS 側の本人確認情報との整合性を、定期的に確認できること。

4529

4530 **【考え方・理由】**

4531 中核市市長会ひな形を踏襲

4532 エラーリスト（紙のみ）は CS でのみ印刷され、データでの出力機能はな
4533 いため、既存住基システム側での出力機能は実現できない。

4534

4535 7.1.1.3 カード管理状況

4536 *(No. 198 (CS 連携／カード管理状況))*

4537 **【実装すべき機能】**

4538 住基カード及び個人番号カードの発行状況についてCS連携できること。

4539 また、個人番号カードを所有しているかどうかを確認できること。

4540 個人番号カード交付申請書を J-LIS 指定のフォーマットにて出力できる
4541 こと。申請書にはシステムで保持している対象者情報が出力できること。

4542

4543 個人番号カードの追記のために、異動内容等の情報をカード券面プリンタ
4544 に以下の出力ができること。

4545 ・住民記録システムの異動情報から、必要な異動(券面)事項をカード券面
4546 プリンタに出力できること。

4547 ・券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、住基カード、在留

4548 カード、特別永住者証明書とする。

4549

4550 出力する異動内容等の情報は、異動事由、異動後の項目内容、異動年月日、
4551 公印の4項目が出力できること。

4552 印字可能な残行数を指定するなどにより、印字文字サイズや印字行数が調
4553 整できること。

4554

4555 一般市区町村においては、個人カード交付申請書の出力や、異動内容等の
4556 情報のカード券面プリンタへの出力に関する機能を実装しなくても良い。

4557

4558 【実装しない機能】

4559 記載事項変更案内や返納案内が発行できること。

4560 利用者電子証明書の住基台帳カード・個人番号カードへの格納ができるこ
4561 と。

4562 再交付ができること。

4563

4564 【考え方・理由】

4565 中核市市長会ひな形に付記

4566

4567 CSから連携されるのは発行・管理状況ではなく運用状況であり、カード
4568 の種類も住基カードと個人番号カードのみであるため、「通知カードの発行・
4569 管理」という文言は削除

4570 個人番号カード交付申請書は、統合端末から発行される申請書ID付きと、
4571 J-LIS ホームページで公開される手書き用（通知カード及び個人番号カード
4572 の交付等に関する事務処理要領記載）の2種類である。住民記録システムで
4573 出力できるのは後者であるため、手書き用のフォーマットにて出力する必要
4574 がある。

4575 個人番号カード交付申請書を J-LIS 指定のフォーマットにて出力する機
4576 能については、分科会の議論において、手書き申請書は申請書IDが付され
4577 ず、事務が繁雑になることや混乱が生じること等の懸念もあるが、窓口業務
4578 をアウトソーシングしている地方自治体にとっては、統合端末を委託事業者
4579 が扱えないため、当該機能が必要であるとの意見があったため、記載するこ
4580 ととした。

4581 また、異動内容等の情報をカード券面プリンタに出力する機能については、

4582 分科会の議論において、手書きの場合、券面記載事項の信憑性や見た目に問
4583 題があり、住民サービスの低下を招くため、カード券面プリンタに出力して
4584 印字する方が良いとの意見があったため、記載することとした。

4585 記載事項変更案内や返納案内の発行、利用者電子証明書の住基台帳カー
4586 ド・個人番号カードへの格納有無の確認機能、再交付の事務のための機能は、
4587 地方自治体のニーズが低いため不要

4588 なお、一般市区町村について、特に小規模自治体では個人番号カード交付
4589 申請書はカード管理端末で出力していることや、カード券面プリンタへの印
4590 刷も住民記録システムから直接印字する必要性が低いことから、それぞれの
4591 実情等を踏まえ、実装の可否について判断できることとする。

4592

4593 7.1.1.4 カード管理システム連携

4594 *(No. 199 (CS連携/カード管理システム連携))*

4595 **【実装すべき機能】**

4596 異動と連動した送付先情報を作成し、CSに自動送信されること。

4597 番号通知書類の送付先情報の作成において、現住所とは異なる居所を送付
4598 先として設定できること。

4599 送付先情報のCS送信履歴を検索・確認できること。

4600

4601 **【考え方・理由】**

4602 中核市市長会ひな形を踏襲

4603 作成されていれば自動で送信されるシステムであるため、内容、送付でき
4604 ているかの検索、確認は必要である。確認方法はシステムである必要はない
4605 ため、代替手段の有無も含めて検討する。

4606

4607 7.1.2 番号連携

4608 7.1.2.1 個人番号の生成・変更・修正要求

4609 *(No. 200 (番号連携/個人番号の付番)、35 (他業務連携/番号連携) 前*
4610 *半)*

4611 **【実装すべき機能】**

4612 個人番号を新規付番する場合、自動的に住基ネット回線経由で個人番号の

4613 生成要求ができること。
4614 また、生成された個人番号の取込ができること。
4615 職権等による個人番号の変更要求ができること。
4616

4617 **【実装しない機能】**

4618 個人番号請求者、変更者について一覧表が作成できること。
4619

4620 **【考え方・理由】**

4621 出生や職権記載等で個人番号を新規付番する場合、自動的に住基ネットを
4622 通じ、個人番号とすべき番号の生成要求を行い、生成された個人番号を取り
4623 込み住民票に記載できることが必要である。

4624 個人番号の漏洩等で悪用の恐れがある等で職権による個人番号の変更も
4625 行う。

4626

4627 中核市市長会ひな形に付記

4628 地方自治体A_416 のような一覧表機能は EUC で対応可能であり、機能と
4629 しては地方自治体のニーズが低いため不要

4630

4631 7.1.2.2 符号の取得

4632 (No. 201 (番号連携/符号の取得))

4633 **【実装すべき機能】**

4634 住基ネット回線経由で符号の取得要求ができること。
4635

4636 **【考え方・理由】**

4637 情報提供ネットワークで使用する機関別符号は、住基ネット回線を通じ取
4638 得要求し、最終的に中間サーバに符号が格納される。

4639 なお、住民基本台帳事務では情報照会を行わない。
4640

4640

4641 中核市市長会ひな形を踏襲

4642

4643 7.1.2.3 団体内統合宛名システムとの連携

4644 (No. 35 (他業務連携/番号連携))

4645 **【実装すべき機能】**

4646 番号法における情報提供ネットワークシステムと接続する中間サーバの
4647 副本情報を更新するための「団体内統合宛名システム」（地方自治体固有の
4648 宛名システムのことではない。）に対して、団体内統合宛名システムで使用
4649 する情報が送信できること。

4650 データ標準レイアウトの法第7条第4号に規定される特定個人情報を送
4651 信できること。

4652 なお、登録された副本情報の履歴管理確認ができること。

4653

4654 **【実装しない機能】**

4655 番号法の「団体内統合宛名システム」で付番された「団体内統合宛名番号」
4656 を取り込むことができること。

4657

4658 **【考え方・理由】**

4659 番号法では、個人番号の生成要求と住民票への記載、データ標準レイアウト
4660 による特定個人情報の提供が義務付けられている。また、団体内統合宛名
4661 システムで使用する宛名情報の送信も必要

4662 なお、番号法の「団体内統合宛名システム」で付番された「団体内統合宛
4663 名番号」を取り込める機能については、多くの地方自治体において、住民記
4664 録含む業務システムの宛名番号⇒団体内統合宛名番号の変換は、「団体内統
4665 合宛名システム」が行っており、住民記録システムへの取り込みのニーズは
4666 高くないため、不要

4667

4668 中核市市長会ひな形を踏襲+補足

4669

4670

7.2 庁内他業務連携

4671

7.2.1 地域情報プラットフォーム標準仕様にに基づく連携

4672 (No. B4 (他業務連携/地域情報プラットフォーム標準仕様連携))

4673

【実装すべき機能】

4674 地域情報プラットフォーム標準仕様に定義されている他業務ユニットから
4675 からのデータ受信（国保、年金、児童手当、後期高齢者医療、介護保険、戸籍）
4676 及び住民記録システムより他業務ユニットへのデータ送信については、準拠
4677 レイアウトでSOAP通信又は数分間隔でのFTP連携ができるようにす
4678 ること。
4679

4680 なお、送受信には文字コード変換機能を有した地域情報プラットフォーム
4681 標準仕様準拠製品（PF通信機能等、サービス基盤製品を含む。）を用いる
4682 こと。
4683

4684

【考え方・理由】

4685 統合DBの使用の有無にかかわらず対応可能になるよう中核市市長会ひな
4686 形に付記
4687

7.2.2 他業務照会

4688 (No. 34 (他業務連携/他業務照会))

4689

【実装すべき機能】

4690 以下の項目について、住民記録システムから他システムの最新情報が照会
4691 できること。

- 4692 ・選挙人名簿への登録の有無
- 4693 ・国民健康保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日
- 4694 ・後期高齢者医療の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日
- 4695 ・介護保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日
- 4696 ・国民年金の被保険者該当の有無、基礎年金番号、種別、資格取得・喪失
4697 年月日
- 4698 ・児童手当を受けている者である旨、開始月・喪失月確認
- 4699 ・個人番号カードの保有の有無
- 4700

4701

4702 **【実装しない機能】**

4703 以下の項目について、住民記録システムから他システムの最新情報が照会
4704 できること。

- 4705 ・ 国民健康保険の被保険者証の記号および番号
- 4706 ・ 後期高齢者医療の被保険者証の番号
- 4707 ・ 介護保険の被保険者証の番号
- 4708 ・ 米穀の配給の受給に関する情報

4709

4710 **【考え方・理由】**

4711 法第7条（住民基本台帳の作成）にある住民票の記載事項の全てが磁気デ
4712 ィスクをもって調製されていることは必須である。

4713 選挙人名簿への登録の有無は、住民票原票の記載事項であり、住民記録シ
4714 ステムにおいて、最新情報を持つておく必要がある。ただし、記載事項とな
4715 っているのは登録の有無のみであり、投票権の有無や登録年月日・抹消年月
4716 日、投票区、事由等のその他の事項を反映できることは不要

4717 国民健康保険の被保険者証の記号および番号、後期高齢者医療の被保険者
4718 証の番号、介護保険の被保険者証の番号等は、要領第2-2-(1)一クに
4719 において、任意事項の例として挙げられているが、自治体のニーズが低いため
4720 不要

4721 個人番号カードについては、転出証明に必要な内容であり、今後さらに関
4722 係事務が増えていくことが想定されるため、業務効率化のためにデータとし
4723 て住民記録システム内に保有状況のデータを保持する機能が必要

4724 米穀の配給については、運用上管理されていないため標準仕様書には不要

4725

4726 ※法第7条（住民基本台帳の作成）にある住民票の記載事項

- 4727 ・ 九 選挙人名簿に登録された者については、その旨
- 4728 ・ 十 国民健康保険の被保険者である者については、その資格に関する
4729 事項で政令で定めるもの（資格取得・喪失年月日）
- 4730 ・ 十の二 後期高齢者医療の被保険者である者については、その資格に
4731 関する事項で政令で定めるもの（資格取得・喪失年月日）
- 4732 ・ 十の三 介護保険の被保険者である者については、その資格に関する
4733 事項で政令で定めるもの（取得・喪失年月日）
- 4734 ・ 十一 国民年金の被保険者である者については、その資格に関する事

4735 項で政令で定めるもの（記号番号、種別、資格取得・喪失年月日）
4736 ・ 十一の二 児童手当の支給を受けている者については、その受給資格
4737 に関する事項で政令で定めるもの（開始月・喪失月）
4738

4739 7.2.3 宛名連携

4740 (No. 37 (他業務連携/宛名連携))

4741 【実装すべき機能】

4742 他システムに対し、個人番号を含む住民記録データが連携（提供）できる
4743 こと。文字情報は文字要件で指定した変換テーブルをもとに、変換後の文字
4744 で提供できること。

4745 また、当該データは、全件と異動差分のどちらにも対応できること。異動
4746 差分の提供タイミングは、リアルタイム（同期連携又は即時に反映する非同
4747 期連携をいう。）又は準リアルタイム（即時ではないが10分以内おきに行
4748 う非同期連携をいう。）の2つの機能を備え、自治体がタイミングを選択で
4749 けること。

4750

4751 ●APPLIC タスクフォースにて検討中（検討依頼事項：宛名連携をどのように
4752 するか。同期・非同期の連携についてどう記載するか）。●

4753

4754 【考え方・理由】

4755 中核市市長会ひな形を踏襲

4756 団体内統合宛名システムだけでなく、他業務連携も想定した機能

4757 全件データを連携する目的としては、

4758 ・業務システム更改時のテスト及びセットアップ用データ

4759 ・業務システムの運用開始後に住記システムとの整合性確認をおこなう
4760 ためのデータ（中核市市長会構成地方自治体の一部では1年に一度程度、業
4761 務システム側でおこなうことが一般的）

4762 などを想定

4763 リアルタイム、準リアルタイムの実装方法は、SOAP 通信によるもの、共通
4764 基盤システムの住民基本台帳テーブル更新によるものが考えられる。

4765

4766 異動差分データについては、日々の業務連携に用いることを想定。

4767 住民記録データの全件をリアルタイムで実施する必要はない。また、全て
4768 のタイミングで実施する機能を組み込むためには相当な改修が必要となる

4769 ため、いずれかに対応とする。ただし、日次のみの機能ではサービスとして
4770 不十分なため、リアルタイムか準リアルタイムのいずれかの機能は必ず搭載
4771 することとする。

4772 なお、全件データを連携する他システムに関しては、原則的に本仕様書で
4773 規定するセキュリティ上の措置・機能等が踏襲されることが必要と考える。

4774 連携データのデータレイアウトについては、地方自治体システムデータ連
4775 携標準検討会等とも連携して別途検討することとしており、連携先とその都
4776 度協議する必要があるようにしていく。

4777

4778 7.2.4 戸籍システム連携

4779 (No. 38 (他業務連携/戸籍システム (附票)))

4780 【実装すべき機能】

4781 管内本籍人の住所異動（転居等）時には、住所情報が附票に連携できるこ
4782 と。【P】

4783

4784 ●APPLIC タスクフォースにて検討中（検討依頼事項：管内本籍人の住所異動
4785 （転居等）時に、管外本籍人と同様、住基ネットを通じて附票と連携してい
4786 る地方自治体と、管外本籍人と異なり、住民基本台帳ネットワークを介さず
4787 に、住民記録システムと戸籍の附票を直接連携させる団体がある。いったん、
4788 管内本籍人の住所異動（転居等）時も、管外本籍人と同様、住民基本台帳ネ
4789 ットワークを通じて附票と連携させれば良いとして、本機能を不要としてい
4790 るが、この取扱いで差し支えないか）。●

4791

4792 【実装しない機能】

4793 管内本籍人の住所異動（転居等）時には、住所情報が附票に連携できるこ
4794 と。

4795

4796 【考え方・理由】

4797 中核市市長会ひな形を踏襲+補完（戸籍システム側の異動処理時に、管内
4798 住所人情報を参照・引用できる住民票参照情報の提供を追加）。住基ネット
4799 へ直接連携している地方自治体と、CSを介して連携している地方自治体が
4800 あるため、地方自治体B_230のようにデータを附票システムにどう取り込

4801 むかまでは住民記録システムで決める必要は無く、システム上通知が送れる
4802 機能だけあれば十分なので、標準案には不要
4803
4804

7.3 他機関連携

4805

4806 7.3.1 出入国在留管理庁連携

4807 (No. 36 (他業務連携／入管庁通知自動更新))

4808 **【実装しない機能】**

4809 出入国在留管理庁（入管庁）からの在留資格等情報（特別永住者を除く）
4810 が自動更新（一括自動処理）されること。

4811 自動更新された場合、項目毎に変更前と変更後の内容を記載したリスト
4812 （処理結果リスト）が一覧表として画面表示又は印刷できること。

4813 指定都市においては、処理結果リストの一覧表を行政区単位で分割できる
4814 こと。

4815

4816 **【考え方・理由】**

4817 4.5.6（在留資格取得）、4.5.7（在留資格取消し・変更）と統合

4818 指定都市においては、作業の効率化の観点から、一覧表について行政区単
4819 位で分割できることとする。

4820

7.4 他業務関係

4821

7.4.1 就学通知等

4822 (No. 62 (証明発行/就学通知))

【実装すべき機能】

4823 日本人・外国人で、学齢児童が校区変更を伴う異動をした場合、就学通知
4824 (転入学通知)・区域外転出通知(転退学通知)が出力できること。

4825

【考え方・理由】

4826 構成員・準構成員に意見照会を実施した結果、窓口案内で必須な機能であ
4827 る等の理由から、本機能が必要との意見が多数であったため、実装すべき機
4828 能とする。

4829

7.4.2 裁判員関係

【実装しない機能】

4830 裁判員候補予定者名簿作成に伴う選挙管理委員会からの宛名情報に住民
4831 情報を付加すること。

4832 裁判員対象者の本籍データ及び残存外字データが抽出できること。

4833

【考え方・理由】

4834 自治体B_48や236のような裁判員制度関係の機能について、構成員・準
4835 構成員に意見照会を実施した結果、選挙人名簿管理システムで対応すべき機
4836 能である等の理由から、本機能が不要との意見が多数であったため、実装し
4837 ない機能とする。

4838

4839

4840

4841

4842

4843

4844

4845

4846

4847

4848

4849

4850

4851

4852

4853

4854

4855 8 実装してもしなくても良い機能

8.1 コンビニ交付

4856

8.1.1 コンビニ交付サーバ連携

4858 (No. 203 (コンビニ交付/コンビニ交付サーバ連携))

【実装すべき機能】

4860 本機能は、実装してもしなくても良い。

4861

4862 広域交付システムインタフェース仕様書に基づくコンビニ交付に対応し
4863 ていること。

4864

【考え方・理由】

4866 コンビニ交付を行わない地方自治体には不要な機能であるため、実装して
4867 もしなくても良いこととする

4868 コンビニ交付については、既存住記システム⇒(データ連携)⇒コンビニ
4869 交付サーバという仕組みで対応しているパッケージと、既存住記システム側
4870 で広域交付システムインタフェース仕様書に基づいた電文、証明書 PDF を出
4871 力するパッケージが併存しているため、どちらかに限定しない記載とする。

4872

4873 中核市市長会ひな形を踏襲

4874

4875 ※ 中核市市長会 203「コンビニ交付サーバ向けの……印鑑登録情報の全件
4876 データが作成できること。」印鑑登録システムについての機能であり、
4877 住民記録システム標準仕様書に記載する機能としては不要

4878

8.1.2 シリアル番号連携

4880 (No. 204 (コンビニ交付/シリアル番号連携))

【実装すべき機能】

4882 住基ネット回線経由で個人番号カードの IC チップに格納されている利用
4883 者証明電子証明書のシリアル番号連携ができること。

4884

4885 **【考え方・理由】**

4886 コンビニ交付では、利用者は利用者証明を用いて本人確認を行い、申請情
4887 報はシリアル番号とともに証明発行サーバに送信される。この送信されたシ
4888 リアル番号と住基ネット回線経由で取得したシリアル番号を突合すること
4889 により、本人からの申請であることを確認するもの

4890 コンビニ交付を行わない地方自治体は不要なので、実装してもしなくても
4891 良いとする。

4892

4893 中核市市長会ひな形を修正（シリアル番号は個人番号カードではなく電子
4894 証明書に記載のものであるため、「個人番号カード」から「利用者証明電子
4895 証明書」に記載を変更）

4896

4897

8.2 本人通知制度

4898

8.2.1 登録管理

4899

4900 (No. 46 (本人通知制度／登録管理))

【実装してもしなくても良い機能】

4901

4902 「本人通知制度」の申出内容について、登録・管理できること。

4903 また、登録期間が満了する者について、本人通知期間満了のお知らせが出力できること。

4905 対象の証明書は、窓口で交付した「住民票写し」と「住民票記載事項証明書」とし、証明書を発行する際に、交付記録として交付請求者（本人／代理人／第三者）の記録（登録）ができること。また、証明書発行後に修正（交付請求者の選択誤りを修正）ができること。

4909 本人通知制度システム導入時の機能として、本人通知制度対象者と交付記録の一括登録ができること。

4911

【考え方・理由】

4912

4913 「本人通知制度」は地方自治体間で実施形態が異なることから、実装するかしないかは、当該地方自治体の判断とする。

4915 ※ 記載は、中核市市長会ひな形を踏襲（一覧表はEUC対応）

4916

8.2.2 画面表示

4917

4918 (No. 47 (本人通知制度／画面表示))

【実装してもしなくても良い機能】

4919

4920 「本人通知制度」の事前登録者の住民票の写し等が交付される際、画面確認できること。

4922

【考え方・理由】

4923

4924 「本人通知制度」は地方自治体間で実施形態が異なることから、実装するかしないかは、当該地方自治体の判断とする。

4926 ※ 記載は、中核市市長会ひな形を踏襲（一覧表はEUC対応）

4927

4928 8.2.3 通知書出力

4929 (No. 48 (本人通知制度／通知書出力))

4930 **【実装してもしなくても良い機能】**

4931 証明書発行履歴をもとに本人宛又は申請者宛の住民票の写し等交付通知
4932 書（発行日・請求者区分・証明書種別・枚数）が出力できること。

4933 なお、出力条件として、「本人通知制度の事前登録者への交付」、「本人通
4934 知制度の事前登録者への交付（申請者が本人の交付記録は除く）」、「事前登
4935 録に関わらず申請者情報（第三者への交付や委任状による交付）による判定」
4936 が選択可能であること。

4937

4938 **【考え方・理由】**

4939 「本人通知制度」は地方自治体間で実施形態が異なることから、実装する
4940 かないかは、当該地方自治体の判断とする。

4941 ※ 記載は、中核市市長会ひな形に付記

4942

4943

4944

8.3 特別永住者

4945

4946

4947 ※ 本項については、以下のような意見があったが、「中核市等の人口規模の自治体でも
4948 カスタマイズなしに使える住民記録システム」を目指す観点からは、一概に不要とすべ
4949 きではないとも考えられ、取扱いについて、EUC等の選択肢も含め、検討中

4950

4951 ・切替予定数調査については、自治体のニーズが低いため、機能としては不要

4952 ・法上の事務ではないため制度上は不要

4953 ・自治体のニーズも低く、対応する場合改修費用が発生する旨準構成員から意見があっ
4954 たため、不要

4955

8.3.1 切替異動者リスト及び案内作成

4957 (No. 147 (特別永住者／切替異動者リスト及び案内作成))

4958

【実装すべき機能】

4959 指定した切替対象年月日及び年齢に該当する特別永住者について、切替異
4960 動者リスト（有効期限を含む。）と案内を作成すること。

4961 切替年月日を経過した特別永住者について（自動的に）定期的に切替案内
4962 が作成されること。

4963 有効期限の入力漏れがあれば、対象者を把握できること。

4964 指定都市においては、切替異動者リストを行政区単位で分割できること。
4965 また、一般市区町村においては、切替異動者リストの作成に関する機能を実
4966 装しなくても良い。

4967

【考え方・理由】

4969 中核市市長会ひな形を踏襲。

4970 この機能については出入国在留管理庁から通知が出ていることもあり、不
4971 要という意見もあったが、特別永住者に係る事務は住民基本台帳事務と密接
4972 した事務であること、入管からの通知が今後も継続される保証はないこと等
4973 から、構成員から強い要望があったため、機能として実装する、もしくはE
4974 UCで対応する（どちらにするかは別途整理）

4975 指定都市においては、作業の効率化の観点から、切替異動者リストを行政

4976 区単位で分割できることとする。また、一般市区町村においては、それぞれ
4977 の実情等を踏まえ、実装の要否について判断できることとする。

4978

4979 8.3.2 申請受理処理

4980 (No. 147-2 (特別永住者／申請受理処理))

4981 **【実装すべき機能】**

4982 申請を行った者について、申請受理状態にし、特別永住者証明書交付予定
4983 通知書・受領書を出力できること。受領書については、再出力できること。
4984 また、誤って受理処理を行った者について、取消しができること。項目ごと
4985 に取消前と取消後が印字された確認票が出力できること。

4986 出入国在留管理庁から特別永住者証明書を接受した者について、交付待ち
4987 状態にすること。項目ごとに変更前と変更後が印字された確認票が出力でき
4988 ること。

4989 出入国在留管理庁通知を取り込むことができ、項目ごとに変更前と変更後
4990 が印字された確認票が出力できること。

4991 出入国在留管理庁あてに市町村通知を発出後、項目ごとに変更前と変更後
4992 が印字された確認票が出力できること。同時に交付済の状態にすること。

4993 返納された特別永住者証明書について、返納入力ができること。

4994 交付予定期間に特別永住者証明書を受領にこない場合に、不交付返戻情報
4995 を入力できること。

4996 誤処理によって作成された在留カード（又は特別永住者証明書）情報履歴
4997 の削除ができること。ただし、最新の履歴は削除できない仕様であること。

4998 ※ 本項目については、様式・帳票要件 20.0.1 においてペーパーレス化
4999 について検討しており、その結果次第で記載を書き換える。

5000

5001 **【考え方・理由】**

5002

5003 8.3.3 切替予定数調査

5004 (No. A19・A20 (特別永住者／切替予定数調査 (年度・月)))

5005 **【実装すべき機能】**

5006 有効期限の支所別（区役所別）、年度別集計表を作成できること。

5007 現年度と次年度について、有効期限の支所別、月別集計表を作成できるこ

5008 と。

5009

5010 **【考え方・理由】**

5011 統計・一覧表等について、そのための機能として標準仕様に盛り込むか、
5012 EUCにより対応するかは、以下の考え方で整理する。

5013 ○ 以下については、そのための機能として標準仕様に盛り込む。

5014 ・ 法令等により位置付けられた様式（例：住民票の写し、転入通知）

5015 ・ 国により様式が定められているもの

5016 ・ 国が行う統計調査

5017 それ以外については、EUCにより対応することとし、EUCで最低限出
5018 力できるべき統計・一覧表等を例示する。例示された統計・一覧表等をどの
5019 ようにすればEUCで出力できるかについては、ベンダはマニュアル等にお
5020 いて示さなければならない。

5021 ただし、切替予定数調査は法定の要件ではない。特別永住者証明書の切り
5022 替え事務は入管特例法の法定受託事務であるが、支所別というのは各地方自
5023 治体固有要件である。

5024 各支所で特別永住者の証明書切替事務を行っている地方自治体の場合、事
5025 務作業量、工数等を推察するため作成している集計表であり、ほとんどの地
5026 方自治体には不要な帳票であるため、標準化対象外にするべきか（検討継続）。

5027 法定の様式や都道府県統計、公印の押されている証明書や通知、これらに
5028 基づく月次のルーティン処理等についてはパッケージ機能としてロジック
5029 を組むべき。法定様式の有無については要確認。（法定の様式あるかどうか
5030 確認）

5031

5032

5033

5034

5035

5036

5037

5038

5039

5040

9 バッチ

5041

5042

5043

5044

5047 **【実装すべき機能】**

5048 バッチ処理（あらかじめ登録した一連の処理を自動的に実行する処理方式）
5049 の実行（起動）方法として、直接起動方法だけでなく、年月日及び時分、毎
5050 日、毎週○曜日、毎月XX日、毎月末を指定した方法（スケジュール管理に
5051 よる起動方法）が提供されること。スケジュール管理にソフトウェア製品を
5052 利用する場合は名称、メーカー、バージョンなどを、発注者からの要求があ
5053 った場合、提示すること。

5054 また、バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメータが参照さ
5055 れること。なお、前回設定のパラメータは、一部修正ができること。修正パ
5056 ラメータ個所については、修正した旨が判別し易くなっていること。

5057 全てのバッチ処理の実行結果（処理内容や処理結果、処理時間、処理端末
5058 名称、正常又は異常の旨、異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力
5059 されるエラーコード等）が出力されること。また、異常終了した場合の警告
5060 を他の通報システムに連携できること。

5061 また、統計のようにバッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物で
5062 あるExcel等を作成する場合、自動実行する仕組みを用意すること。

5063

5064 ●APPLIC タスクフォースにて検討中（検討依頼事項：スケジュール管理につ
5065 いての要件が現行の記載で足りているか）。●

5066

5067 **【考え方・理由】**

5068 バッチ処理の実行方法には、直接起動方法の他、ジョブスケジューラーから
5069 実行される「同期実行」、イベント駆動型である「非同期実行」がある。

5070 住民記録システムにおいては、他システム間連携等のイベント発生による
5071 実行（非同期実行）は一般的に用いられないことから、全てのバッチ処理が「同
5072 期実行」できることが必要となる。

5073 また、バッチ処理で異常が発生した場合はリカバリが必要となることから、
5074 リカバ리를効率化するための実行結果の出力は必須である。

5075 製品によっては、最終的なExcel形式のものをシステムで作成可能なもの
5076 や、CSVだけ作成し、あとはオペレーションで行うものもあるため、機能要件
5077 を合わせるために記載。

5078 なお、ベンダは、構築環境等によらず提供製品についての情報を顧客である

5079 地方自治体に開示、説明する義務があり、地方自治体側もミドルウェアの情報
5080 に限らず把握しておく必要がある。

5081 修正パラメータ個所は判別しやすい必要があるが、アクセシビリティの観
5082 点から、色での識別等の方法は規定しない。

5083

5084 9.2 異動・発行抑止対象者

5085 (No. 148 (バッチ/異動・発行抑止対象者))

5086 【実装すべき機能】

5087 発行抑止対象者一覧表を作成できること。

5088 発行抑止対象者を宛名システム等にデータ連携ができること。なお、一般
5089 市区町村においては、当該データ連携に係る機能を実装しなくても良い。

5090 指定都市においては、一覧表は行政区単位で分割できること。

5091

5092 【考え方・理由】

5093 発行抑止対象者は、設定した後、発行停止状態のままになることを防止す
5094 るため、一定期間後にメンテナンスを行うための一覧表を作成し確認する。
5095 また、発行抑止対象者は、課税証明発行の際にも留意が必要な場合があるた
5096 め、データ連携する。なお、一般市区町村においては、それぞれの実情等を
5097 踏まえ、実装の要否について判断できることとする。

5098 指定都市においては、作業の効率化の観点から、一覧表について行政区単
5099 位で分割できることとする。

5100

5101 中核市市長会ひな形を踏襲（一覧表はEUC対応）。

5102

5103 ●データ連携に関しては、地方自治体システムデータ連携標準検討会等と
5104 連携して検討●

5105

5106 9.3 除票用データベースへの移行

5107 (No. 150 (バッチ/除票廃棄))

5108 【実装すべき機能】

5109 5年を経過した除票について、住民記録システムデータベースから除票用
5110 データベースへ移行し、同時に住民記録システムデータベースから削除でき

5111 ること。

5112

5113 **【考え方・理由】**

5114 デジタル手続法による法の一部改正に基づき、令の一部が改正され、住民
5115 票の除票の保存期間が5年から150年に延長された。

5116 1.1.5（除票）に記載のとおり、5年を経過した除票について、1年に1
5117 回、自治体ごとに繁忙期を避けて、バッチ処理により、住民記録システムデ
5118 ータベースから除票用データベースへの移行作業を行うものとする。

5119

5120 9.4 成年被後見人

5121 *(No. 151 (バッチ/成年被後見人))*

5122 **【実装すべき機能】**

5123 異動者に転出があった場合、転出先市区町村へ発送する通知書を作成でき
5124 ること。

5125 対象者については、成年被後見人の設定ができること。

5126

5127 **【実装しない機能】**

5128 成年被後見人について、一覧表が作成できること。

5129

5130 **【考え方・理由】**

5131 中核市市長会ひな形を補完（一覧表はEUC対応）。

5132 成年被後見人の設定に関する機能は、主には印鑑事務と関係すると考えら
5133 れるが、住基事務においても、例えば、成年被後見人が単独で住民異動届を
5134 提出しようとした場合に、成年被後見人であるかどうかを確認できる必要が
5135 あることから関係がある。成年被後見人となった通知は住所地のみに送付さ
5136 れるため、市区町村間で連携されていないと転居先が了知できず、当該成年
5137 被後見人の当初の住所地の地方自治体が他の地方自治体に通知する必要が
5138 ある。中核市市長会ひな形に記載されており、一定の数があると考えられる
5139 ため、標準案にも盛り込む。

5140 なお、地方自治体A_376、412のような一覧表については、EUC機能によ
5141 り対応する。

5142

5143 9.5 閲覧簿

5144 (No. 152 (バッチ/閲覧簿))

5145 **【実装すべき機能】**

5146 抽出条件を指定（例：支援措置対象者を除く、ランダム順位）した住民基
5147 本台帳の写し（閲覧用）の作成・出力ができること。

5148 全件リストについては、PDF又はCSVで出力ができること。

5149

5150 ★中核市市長会の元の機能では、住民基本台帳閲覧簿と記載があったが、様式レ
5151 イアウトとして20.3に示した住民基本台帳の写し（閲覧用）と同じものを指し
5152 ていると考えられる。住民基本台帳の写し（閲覧用）と別の意味の閲覧簿がない
5153 か、ある場合は、用途やシステムから出力しているかを構成員に確認する。★

5154

5155 **【考え方・理由】**

5156 住民基本台帳閲覧簿は、PDFによる閲覧や特別な閲覧システムに移すため
5157 のCSVデータで作成することが想定される。

5158

5159 中核市市長会ひな形を補完

5160

5161 9.6 無作為抽出・条件指定抽出

5162 (No. 153 (バッチ/無作為抽出・条件指定抽出))

5163 **【実装すべき機能】**

5164 性別、生年月日、地区、抽出人数を指定して住民を無作為抽出することが
5165 できること。

5166 対象者の宛名シールを出力することができること。

5167

5168 **【考え方・理由】**

5169 構成員・準構成員に意見照会を実施した結果、他課からのニーズが高い等
5170 の理由から、本機能が必要との意見が多数であったため、住民記録システム
5171 以外で担うべきシステムがない場合があることも踏まえ、実装すべき機能と
5172 する。

5173

5174 9.7 住所一括変更

5175 (No. 154 (バッチ/住所一括変更))

5176 **【実装すべき機能】**

5177 区画整理・住居表示対象者を抽出し、データ更新の一括処理ができ、その
5178 後、当該情報を住基ネットや他業務システムに連携できること。対象者に事
5179 前又は事後の通知を出力できること。

5180 以下について対応できること。

5181 ・現住所については、世帯番号と変更前後が入力された CSV データより、住
5182 民記録データの一括更新ができる。

5183 ・本籍については、宛名番号と変更前後が入力された CSV データより、住民
5184 記録データの一括更新ができる。

5185 ・仮処理と本処理ができる。処理結果を確認するための一覧表が印刷できる。

5186 ※ 本項目については、様式・帳票要件 20.0.1 においてペーパーレス化
5187 について検討しており、その結果次第で記載を書き換える。

5188 ・抽出時点の対象者と、本処理時点での対象者および変更前のデータが相違
5189 する者（転出予定者を含む。）については、一括更新から除外して構わな
5190 い。

5191 ・一括更新した者について、住基ネットへ、本人確認情報、戸籍附票記載事
5192 項通知情報、送付先情報の自動送信ができる。電子証明書の所有有無の考
5193 慮は不要。CS の更新事由は「軽微な修正」とすること。

5194 ・郵便局や金融機関等の他機関へのデータ提供は、対応不要である。

5195

5196 **【実装しない機能】**

5197 住居表示、土地の名称、地番変更等が行われる区域の住民登録者について、
5198 「氏名、住所、生年月日、本籍、筆頭者、世帯主か否か」を抽出し、一覧表
5199 が作成・出力できること。

5200 (住居表示・土地の名称・地番変更発生時のSE作業による対応可。)

5201

5202 該当区域内における基準日から実施日までの異動処理について、「異動前
5203 /異動後の氏名、住所、方書、異動事由」を抽出し、確認用の一覧表が作成・
5204 出力できること。

5205 戸籍附票記載事項通知（19条1項通知）情報を作成し、通知が一括送信
5206 できること。

5207 住居表示、土地の名称、地番変更等について、住所変更の証明書を作成・

5208 出力できること。

5209

5210 **【考え方・理由】**

5211 中核市市長会ひな形に付記

5212 区画整理・住居表示対象者を抽出し、データ更新の一括処理ができ、その
5213 後、当該情報を住基ネットや他業務システムに連携できるとの機能について
5214 は、構成員・準構成員に意見照会を実施した結果、住民票（原票）上の住所
5215 が変更になるため住民記録システムにおいて対応すべきである等の理由か
5216 ら、本機能が必要との意見が多数であったため、実装すべき機能とする。

5217 また、対象者に事前又は事後の通知を出力する機能については、専用のパ
5218 ッケージはなく、既に多くのベンダが対応している等の理由から、事前又は
5219 又は事後の通知のいずれかが必要であるとの意見が多数であったため、事前
5220 又は事後で通知文はほぼ変わらないことも踏まえ、ともに実装すべき機能と
5221 する。

5222 地図会社とのデータの授受については、市区町村から、当該者の現住所が
5223 わかる世帯情報を地図会社（測量会社）へデータ提供し、地図会社が新住所
5224 （住居表示後の住所）を追記し、市区町村へ納品することで、この変更前後
5225 のデータを使って、住所一括変更を処理する運用を行う地方自治体もあるが、
5226 標準仕様書としてはこの機能は不要である。

5227 住所変更の証明書を出力する機能については、20.0.3（異動履歴の記載）
5228 により、住民票の写し又は住民票記載事項証明書で異動履歴を記載すれば良
5229 いため、不要である。

5230

5231 9.8 出生経過滞在者

5232 *(No. B10 (バッチ/出生経過滞在者))*

5233 **【実装しない機能】**

5234 不要

5235

5236 **【考え方・理由】**

5237 EUCで対応可能であり、本機能を利用せずに対応している地方自治体も
5238 あることから、住民記録システム標準仕様書に記載する機能としては不要

5239

5240

5241

5242

5243

5244

5245

5246

10 共通

5247

5248

5249

5250 10.1 EUC機能他

5251 (No. 1 (共通/EUC機能他))

5252 **【実装すべき機能】**

5253 EUCとして、住民記録システムが管理するデータへのアクセス、参照、
5254 分析等機能が提供されること。また、EUC専用のデータソース（分析等が
5255 できるよう整理された情報の集まり）が整備されていること。

5256 これらの機能等によって、データの抽出・分析・加工及びそれらの出力等
5257 について、以下のとおり提供されること。

5258

5259 ●APPLIC タスクフォースにて検討中（検討依頼事項：（「中間標準レイアウト
5260 仕様（住民基本台帳）」の「データ項目一覧表」に記載のないデータ項目で
5261 あっても、データソースとして参照できるデータ項目を現在検討している
5262 ところであるが、決まり次第、）当該データ項目の「桁数」、「外字使用（外字使
5263 用の有無）」、「コード」の仕様をどのようにするか）。●

5264

5265 **【データソース】**

5266 「中間標準レイアウト仕様（住民基本台帳）」の「データ項目一覧表」に
5267 記載のあるデータ項目について、データソースとして参照できること。デ
5268 ータソースは、住民の異動履歴や除票データを含む住民記録システムの全
5269 てのデータを対象とすること。

5270 各データ項目については、「データ項目一覧表」における「データ項目名
5271 称」として参照できること。

5272 また、各データ項目の「データ型」、「桁数」、「外字使用（外字使用の有
5273 無）」、「コード」の仕様については、「データ項目一覧表」の記載内容（各
5274 データ項目の仕様）に従うこと。

5275 「中間標準レイアウト仕様（住民基本台帳）」の「データ項目一覧表」に
5276 記載のないデータ項目であっても、1（管理項目）において管理し、又は2
5277 （検索・照会・参照）において検索・照会・参照できることとしている項
5278 目（例：個人番号カードの発行状況、証明書の交付履歴）については、デ
5279 ータソースとして参照できること。これらの項目の「名称」、「データ型」、
5280 「桁数」、「外字使用（外字使用の有無）」、「コード」の仕様については、別
5281 に定める仕様に従うこと。

5282 これらのデータソースは、物理的なEUC専用のデータソースまたは仮
5283 想的なデータソース等として提供すること。

5284

5285 **【データ抽出・分析・加工】**

5286 データソースに対しては、検索条件が指定できるとともに、当該条件に
5287 よるデータの抽出ができること。また、一般的な演算子 (+, =, >, !=, &, ++, -
5288 他、各種演算を表わす記号・シンボル) 及び一般的に流通している表計算
5289 ソフトウェアやデータベースソフトウェアで用いられる一般的な関数を用
5290 いたデータの抽出・分析・加工等ができること。また、大量抽出等した
5291 場合であっても、オンライン処理に影響が出ないこと。

5292 なお、一般的な演算子や関数を用いる方式については、演算子等を直接
5293 記述・指定するものの他、特別の知識のない職員であってもデータの抽出・
5294 分析・加工等ができるよう（設定項目を提示して選択や入力を促し）、対話
5295 的に処理を進める操作方式（ウィザード方式）も提供すること。これらの
5296 操作方式については、操作説明書（オペレーションマニュアルの類）によ
5297 って提供されること。その際、以下の帳票を作成することを操作例として
5298 含めること。

- 5299 ・ ある地区の 65 歳以上の一人世帯の一覧
- 5300 ・ 小学校区別・年齢階層別人口の統計
- 5301 ・ ある期間の地区ごとの転出者数の統計

5302

5303 **【データ出力】**

5304 抽出・分析・加工したデータに対して、XML 形式や CSV 形式として、
5305 データの出力ができること。

5306 また、リスト形式でのディスプレイや紙等への出力（ディスプレイ表示、
5307 プリンターでの印刷等）及び PDF 形式でのファイル保存もできること。

5308 これらのデータ及びリスト形式での出力については、大量処理の場合で
5309 あっても、オンライン処理に影響が出ないこと。

5310 そして、特別の知識のない職員であってもデータ及びリスト形式での出
5311 力に関わる操作ができるよう（設定項目を提示して選択や入力を促し）、
5312 対話的に処理を進める操作方式（ウィザード方式）も提供すること。これ
5313 らの操作方式については、操作説明書（オペレーションマニュアルの類）
5314 によって提供されること。その際、前項で列記した帳票を作成することを
5315 操作例として含めること。

5316 なお、データ項目を出力する際は、10.6（文字）に規定する要件に従う
5317 こと。

5318

5319 **【考え方・理由】**

5320 住民記録システムをノンカスタマイズ前提に標準化するためには、全て
5321 の市区町村で求められる機能を実装することが理想である。一方で、自治
5322 事務である住民基本台帳業務においては（団体毎の多様性があることから）、全国の市区町村から求められる機能の全てを網羅することは、コスト等の観点から現実的ではない。

5325 そこで、EUC機能によって、非定型業務（住民記録システム標準仕様
5326 で当該機能が提供されていない業務）及び市区町村毎の独自業務等に対し
5327 て、ノンカスタマイズで対応できるようになることは、以下標準仕様の目的（自治体システム等の標準化を推進する目的）にも資する。

5329 （目的1）カスタマイズを原則不要にする

5330 ⇒ 非定型業務及び独自業務等のカスタマイズが抑制できる

5331 （目的2）ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする

5332 ⇒ システム移行に関わる元データの確認・検査等のコストが縮減できる
5333

5334 （目的3）自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う

5335 ⇒ オープンデータ等に対応するコストが縮減できる
5336

5337 なお、EUC機能を使用する際に、オンライン処理に影響が出る場合は、
5338 アラートを表示することも検討したが、実装すべき機能としてオンライン
5339 処理に影響が出ないことを盛り込んだため、このようなアラートの表示は
5340 不要と整理した。

5341

5342 ○技術的基準

5343 第9 住民記録システムの安全な管理等

5344 3 住民記録システムの管理

5345 (2) ファイルの不当な使用の防止等

5346 ファイルの使用者の資格を明確に定めることとし、資格を持たない
5347 者による使用を制限すること等、ファイルの使用の管理及び不当な使用
5348 の検知について必要な措置を講ずること。

5349 (3) データ等の取扱い及び管理に際してのエラー及び不正行為の防止

5350 データ、プログラム及びドキュメントについては、特定の者が管理
5351 すること、定められた場所に保管すること、受渡し及び保管に関し必
5352 要な事項を記録すること、使用、複写、消去及び廃棄は責任者の承認
5353 を得て行うとともにその記録を作成すること等その取扱い及び管理
5354 の方法を明確にすること。

5355

5356 ○技術的基準

5357 第9 住民記録システムの安全な管理等

- 5358 4 端末機操作の管理
5359 (2) 端末機の操作者の確認
5360 ア 住民記録システムの運用に際しては、パスワード、識別カード又
5361 はこれらと同等以上のものと認められる方法により資格の確認を行
5362 うこと。
5363 イ (略)
5364 (3) ファイルに対する利用制限
5365 端末機の操作者ごとに利用可能なファイルを設定する等、ファイル
5366 の利用を制限する方法を定めること。
5367 (4) (略)
5368 (5) 強制的に終了する機能
5369 端末機には、複数回のアクセスの失敗に対して、強制的に終了する
5370 機能を設けること。

5371

5372 10.2 アクセスログ管理

5373 (No. 2 (共通/アクセスログ管理))

5374 【実装すべき機能】

5375 <ログの取得>

5376 個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者
5377 に対して、以下のログを取得すること (IaaS 事業者がログについての責任を
5378 負っている場合等、パッケージベンダ自体がログを提供できない場合は、
5379 IaaS 事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が自治体に提供され
5380 るようにすること)。

5381 ・ 操作ログ

5382 操作者 ID、日時、ファイル名、端末名、オンラインの場合は対象
5383 となったレコード (処理対象者等)・機能名・画面名・プログラム名、
5384 バッチについては処理名・プログラム名、処理・交付場所等

5385 ・ 認証ログ

5386 ログイン及びログインのエラー回数等

5387 ・ イベントログ

5388 住民記録システム内で起こった特定の現象・動作の記録。異常イ
5389 ベントや RDBMS へのアクセス等のセキュリティに関わる情報

5390 ・ 通信ログ

5391 Web サーバや Web アプリケーションサーバ、データベースサ
5392 ーバ等との通信エラー等

- 5393 • 印刷ログ
- 5394 印刷プリンタ、タイトル、枚数、対象ファイル等の情報
- 5395 • 設定変更ログ
- 5396 管理者による設定変更時の情報
- 5397 • エラーログ
- 5398 住民記録システム上でエラーが発生した際の記録。管理者による
- 5399 設定変更時の情報

5400

5401 取得したログは、情報開示請求に対応する期間である最低5年間保管する
5402 とともに、オンラインでの検索・照会、EUC機能を用いた後日分析が簡単
5403 にできること。

5404 なお、システム利用者や第三者によるログの改ざんがされないよう、書き
5405 込み禁止等の改ざん防止措置がされること。

5406

5407 ●APPLIC タスクフォースにて検討中（検討依頼事項：（元々の趣旨を維持し
5408 つつ、適切な表現に見直す）。●

5409

5410

5411 <ログの分析>

5412 システムの利用者及び管理者のログについては、以下の分析例の観点等か
5413 ら分析・ファイル出力が作成できること（IaaS事業者がログについての責任
5414 を負っている場合等、パッケージベンダ自体がログを提供できない場合は、
5415 IaaS事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が地方自治体に提供
5416 されるようにすること）。

5417 [分析例]

- 5418 • 深夜・休業日におけるアクセス一覧
- 5419 • ログイン失敗一覧
- 5420 • ID別ログイン数一覧
- 5421 • 大量検索実行一覧
- 5422 • 宛名番号等から該当者の検索実行一覧

5423

5424 【考え方・理由】

5425 ログの保管期間は、各地方自治体の開示請求の対応期間と同じであること
5426 が望ましい。ログの容量は大きくなるため、期間が長いほどディスク容量を
5427 占めることになる。

5428

5429

保管期間を指定する理由を明示することによって、クラウド環境下等において長期的にログを残したい団体に対する追加課金等の理由も明確になる。

5430

5431

特に、特定個人情報に関わるログに関しては、内部監査及び外部監査（個人情報保護委員会による監査等を含む。）にも対応できるよう、監査証跡としての役割も満たせることが必要である。（特定個人情報へのアクセスログについては、安全管理措置でログの取得と定期的な分析・確認が義務づけられており、ログ取得機能を提供できないシステムは個人番号法違反となり、導入できない。）

5432

5433

5434

5435

5436

5437

5438

10.3 操作権限管理

5439

(No. 3 (共通/操作権限管理))

5440

【実装すべき機能】

5441

発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び期間が管理できること。

5442

5443

5444

5445

職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。職員異動情報は職員認証システム等によりデータ連携できること。

5446

5447

5448

ユーザIDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。認証にあたっては、シングル・サイン・オンが使用できること。

5449

5450

5451

アクセス権限の付与は、組織単位、利用者単位で設定できること。

5452

アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。

5453

アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラに設定し、事前に準備ができること。

5454

5455

また、事務分掌による利用者毎の表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。

5456

5457

なお、操作権限管理については、操作権限一覧表での管理及びそれらに基づく利用者別の各種制御ができること。

5458

5459

例：10.1（EUC機能他）、10.2（アクセスログ管理）

5460

10.3（操作権限管理）、10.4（操作権限設定）、2.11（支援措置対象者照会）、

5461

1.1.15（支援措置対象者管理）、9.1（バッチスケジュール管理）

5462

4.3.11（住民票コード付番）の操作権限は、それぞれ独立して制御が出来る

5463 ること。

5464 操作権限はバッチ処理で一括メンテナンスできること。

5465

5466 ID パスワードによる認証に加え、IC カードや静脈認証等の生体認証を用
5467 いた二要素認証に対応すること。

5468

5469 複数回のアクセスの失敗に対して、強制的に終了させることができること。

5470

5471 **【実装しない機能】**

5472 職位・職権単位でアクセス権限を設定できること。

5473

5474 **【考え方・理由】**

5475 特定個人情報を含む個人情報や機微情報を取り扱う住民記録システムで
5476 は、システムの利用者及び管理者の個人単位での操作権限の管理が必要であ
5477 るとともに、なりすまし利用を防止するため二要素認証を利用可能とする。
5478 (グループ利用や非常勤職員等が同一IDを共用することは禁止)

5479 操作権限は、個々のシステムの利用者及び管理者を特定することが必要と
5480 なるため、必ず、利用者個人を単位としたID及びパスワードを付与する。
5481 なお、全ての操作権限は、個々のIDに紐づくことになる。

5482 アクセス権限を利用者単位で設定できれば、職位・職権単位でも設定でき
5483 るため、独自の機能として職位・職権単位で設定できる機能は不要

5484 なお、人事異動の際のメンテナンスの負荷軽減を考慮し、操作権限はバツ
5485 チ処理で一括メンテナンスできることとする(テキストデータを元にシステ
5486 ムで一括更新可能など)。

5487

5488 10.4 操作権限設定

5489 (No. 4 (共通/操作権限設定))

5490 **【実装すべき機能】**

5491 システムの利用者及び管理者に対する個人単位での操作権限においては、
5492 他課参照や異動・証明を含む全ての画面にて、「戸籍の表示」、「個人番号」、
5493 「住民票コード」及び「在留資格等」の項目を表示又は非表示に設定できる
5494 こと。

5495

5496 **【実装しない機能】**

5497 「続柄（世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏
5498 名及び世帯主との続柄）」について、操作権限に応じて表示・非表示を切り
5499 替えることができること
5500

5501 **【考え方・理由】**

5502 住民基本台帳は、法第1条において、「住民の居住関係の公証、選挙人名
5503 簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住
5504 所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理
5505 を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度
5506 を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政
5507 の合理化に資することを目的とする。」とされており、住民票の記載事項を
5508 当該市区町村内の関係部署において適切に利用することについては、制度の
5509 趣旨に合致したものとされている。

5510 一方で、住民票の記載事項には個人番号や住民票コード、戸籍に関する情
5511 報、在留資格等機微情報も含まれている。これらの項目については、住民票
5512 の記載事項であるが、処理担当者によっては必ずしも必要な情報ではないた
5513 め、他課参照用の住民記録照会画面において、これらを利用することができる
5514 システムの利用者及び管理者といった権限者に応じて、個人単位で一定の
5515 操作権限設定を行えることとする。

5516 なお、「続柄（世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯
5517 主の氏名及び世帯主との続柄）」については、分科会における議論の結果、
5518 表示・非表示を切り替えるニーズが確認できなかったため、表示・非表示を
5519 切り替える機能は不要と判断した。

5520

5521 10.5 ヘルプ機能

5522 (No. 9 (共通/ヘルプ機能))

5523 **【実装すべき機能】**

5524 システムの操作方法や運用方法等について、マニュアルを有していること。

5525 また、ヘルプ機能として、操作画面上から、当該画面の機能説明・操作方
5526 法等が確認できるオンラインマニュアル(画面上に表示されるマニュアル類)
5527 が提供されること。
5528

5529 **【実装しない機能】**

5530 システムの操作方法や運用方法等について、冊子のマニュアルを有してい
5531 ること。

5532

5533 **【考え方・理由】**

5534 地方自治体A_44、45のような冊子のマニュアルは、オンラインマニュアル
5535 で代替できるため、不要とする。

5536 オンラインマニュアルは、システムの操作中に、キーワード検索などによ
5537 って、知りたい情報に容易にアクセスできる。

5538 オンラインマニュアルの一部として、Q&A（よくある質問&回答）集が
5539 提供されることが望ましい。

5540

5541 10.7 中間標準レイアウト仕様での出力

5542 *(No. 11 (共通/中間標準レイアウト仕様での出力))*

5543 **【実装すべき機能】**

5544 「中間標準レイアウト仕様（住民基本台帳）」で定義された表形式（移行
5545 ファイル構成表、移行ファイル関連図、データ項目一覧表、コード構成表、
5546 コード一覧）、XML形式又はCSV形式（レイアウト仕様）に準拠したデー
5547 タ抽出機能が提供されること。また、中間標準レイアウト仕様以外で保有
5548 するデータがある場合は、同様に提供されること。

5549 なお、システム契約期間の終了時には、その時点での「中間標準レイアウト
5550 仕様（住民基本台帳の最新バージョン）」で定義された表形式、XML形
5551 式又はCSV形式でデータ提供ができること。

5552

5553 **【考え方・理由】**

5554 総務省は、地方公共団体の業務システムにおける円滑なデータ移行の実現
5555 を目指し、全国の地方公共団体がデータ移行時に共通的に利用できる「中間
5556 標準レイアウト仕様」を作成した（「自治体クラウドにおける円滑なデータ
5557 移行を可能とする中間標準レイアウト仕様の作成に係る調査業務」）。

5558 ※ 業務システムの契約満了時に中間標準レイアウト仕様を利用したデー
5559 タ提供を定着させれば、データ移行時の経費低減が図れる。

5560 また、「電子自治体の取組みを加速するための10の指針（総務省）」では、

5561 指針6において、「システム間のデータ移行における多額の費用発生等、自
5562 治体クラウド導入の阻害・ベンダロックインの原因」を解消する方策として、
5563 中間標準レイアウト仕様の利活用を示している。

5564

5565 これらのことから、標準システムには「中間標準レイアウト仕様」対応が
5566 必須といえる。

5567 また、「中間標準レイアウト仕様利活用ガイド 2019年度版(J-LIS)」
5568 における「4章 中間標準レイアウト仕様の活用案」において「EUCツ
5569 ルの共用」や「オープンデータ対応の促進」とあるように、EUC等の参照
5570 元データとしての活用の効果は高いため、データ移行時以外での利活用も望
5571 まれる。ただし、中間標準レイアウト仕様はそのままではシステム移行に対
5572 応するためには履歴管理等、項目が不足しているため、今後は中間標準レイ
5573 アウト仕様をベンダ変更にも対応できる精度のものにしていく必要がある。

5574

5575 なお、システム移行時には、システム移行時点での最新の中間標準レイ
5576 アウト仕様に対応できることが必須となる。

5577

5578 10.8 印刷

5579 (No. 12 (共通/検索機能))

5580 【実装すべき機能】

5581 証明書を発行する際にプリンタやトレー（ホッパ）の指定ができること。
5582 出力部数を設定できること。

5583 帳票発行時にプレビュー機能を保有すること。

5584 帳票発行時にPDFか紙出力が指定でき、プリンタが指定できること。

5585 住民記録システム内部でアクセスログの取得が可能な形で、表示画面のハ
5586 ードコピー機能、ハードコピーの印刷機能を有すること。端末のOS独自の
5587 表示画面のハードコピー機能、ハードコピーの印刷機能はできないようにす
5588 ること（IaaS事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージ
5589 ベンダ自体がログを提供できない場合は、IaaS事業者と協議する等により、
5590 何らかの形で本機能が地方自治体に提供されるようにすること）。

5591 氏名や住所等の印刷域桁数を超過したものについては、帳票発行時に超過
5592 内容を記載したリストを出力できること。

5593

5594 ●APPLICタスクフォースにて検討中（検討依頼事項：（元々の趣旨を維持し
5595 つつ、適切な表現に見直す）。●

5596

5597 **【実装しない機能】**

5598 アクセスログが取得できない OS 独自の印刷ができること。
5599 大量印刷ができること。
5600 住民閲覧台帳の全住民分印刷を行うため、高速に印刷が行えるよう連帳プ
5601 リントで印刷できること。

5602

5603 **【考え方・理由】**

5604 プリンタ関係の機能については、トレー（ホッパ）の指定まで必要という
5605 意見が多かったため、記載を維持するが、機能一覧に入れるべきか、横断的
5606 に非機能要件として整理すべきかを別途検討し、非機能要件に含め、機能要
5607 件には不要ということであれば記載を落とす。

5608 アクセスログが取得できない OS 独自の印刷方法（印刷、プリントスク
5609 リーン等）はセキュリティ上使用できないようにする必要がある。

5610 住民記録システムは、住民基本台帳事務実施者だけが使用するわけではな
5611 く、他課では他のシステムと同じ端末を使用することが一般的である。よっ
5612 て本機能は、住民基本台帳の要件としては記載しない。

5613 地方自治体 B_195 のような「大量印刷できること」という機能は、住民記
5614 録システムで大量印刷が必要な事務は想定されないため不要。なお、閲覧簿
5615 についても、9.5（閲覧簿）に記載のとおり紙印刷でなく PDF 又は CSV で出
5616 力することを想定しているため、大量印刷することにはならない。

5617

5618 10.9 C S V 形式のデータの取込み

5619 **【実装すべき機能】**

5620 異動処理又は証明書の発行処理を行う際、CSV 形式で提供された以下のデ
5621 ータを取り込めること。

- 5622 ・ 転出証明書に記載のデータ
- 5623 ・ 住民異動届に記載のデータ
- 5624 ・ 住民票の写し等の証明書の交付申請書に記載のデータ
- 5625 ・ 個人番号カード券面事項（4 情報（住所・氏名・旧氏・通称・生年月日・
5626 性別）及び個人番号）

5627

5628 ● CSV 形式のデータのレイアウトについては、今後、APPLIC タスクフォー

5629 スと連携して検討する。●

5630

5631 **【考え方・理由】**

5632 ICTを活用して住民異動届や証明書の交付申請書の入力を簡略化する方法
5633 として、スマートフォン等での事前登録情報の QR コード化、来庁時のタブ
5634 レット入力、転出証明書の QR コード読み取り、OCR 読み取り、個人番号カー
5635 ド券面事項の読み取り等、活用する技術によって、どのような形で電子デー
5636 タ化するかは異なるものの、いずれも、電子データ化されたものを住民記録
5637 システムに取り込んで、異動処理又は証明書の発行処理に活用するという点
5638 で共通している。

5639 そこで、住民記録システムの機能としては、何らかの方法で CSV 形式にな
5640 ったデータを取り込めることを標準機能とすることとし、どのような方法で
5641 CSV 形式とするか（例：QR コード、タブレット、OCR、マイナンバーカード
5642 券面 AP）は、住民記録システムの機能としては盛り込まないこととする。こ
5643 れにより、各自治体・ベンダは、様々な技術を選択できることとなる一方で、
5644 どのような技術を用いても、一旦 CSV 化できれば住民記録システムに取り込
5645 めることを保証するものである。

5646 なお、転出証明書への QR コードの印字については、20.2.1（転出証明書）
5647 を参照のこと。

5648 本機能要件を検討するに当たっては、デジタル社会に必要な機能として構
5649 成員・準構成員に意見照会を実施した。その結果、幅広い意見が出されたも
5650 のの、現在は、様々な技術の可能性について、各自治体や各社が検討し、実
5651 証事業を行っている段階であり、現段階で、どの技術を用いるかを決めて標
5652 準として自治体・ベンダにあまねく実装させることは望ましくないことから、
5653 「デジタル化に向けた基盤整備を行う」という本仕様書の目的（第1章2（2）
5654 参照）を踏まえ、標準としては、現段階では、様々な技術の活用を可能にす
5655 る基盤となるような、汎用性の高い機能として本機能を定めた。

5656 なお、個人番号カード券面事項に加えて在留カード券面事項及び特別永住
5657 者証明書券面事項を追加すべきとの意見もあったが、在留カード券面事項及
5658 び特別永住者証明書券面事項については、テキストデータとして取り込む仕
5659 様となっていないため、個人番号カード券面事項のみとした。

5660

5661

5662

5663

5664

5665

5666

5667

5668

5669 11 エラー・アラート項目

5670

5671

5673 **【実装すべき機能】**

5674 論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等（少なくとも「エラー
5675 一項目一覧」に記載のもの）は、エラー（※）として抑止すること。エラー
5676 は、当該内容で本登録することを抑止することが目的であり、その実装方法
5677 としては、エラーメッセージを表示し、次の画面に進めないようにすること
5678 も、エラーメッセージの表示によらず、そもそも入力不可とすることで対応
5679 することも差し支えない。また、仮登録段階でエラーメッセージを表示して
5680 抑止することも、本登録段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、
5681 いずれもエラーの実装方法として許容される。

5682 論理的には成立するが特に注意を要する入力等（少なくとも「アラート項
5683 目一覧」に記載のもの）は、アラート（※）として注意喚起すること。

5684

5685 ※エラー：論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等について、
5686 抑止すべき原因が解消されるまで、当該入力等を確定（本登録）できな
5687 いもの。

5688 ※アラート：論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注
5689 意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるもの。

5690

5691 エラー・アラートとする場合は、原因となったエラー・アラート項目と理
5692 由・対応方法を入力者に適切に伝えること。

5693

5694 **【考え方・理由】**

5695 標準化に当たっては、論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力
5696 等を抑止するためのものをエラー、論理的には成立するが特に注意を要する
5697 入力等に注意喚起するものをアラートとし、その両方について、抑止・注意
5698 喚起すべき場面を整理して、標準仕様書に盛り込む。ただし、具体的なエラ
5699 ーメッセージの文言やそれを表示する場面等、エラー・アラートをシステム
5700 入力者等に伝える方法については、画面遷移の体系や入力確認の方法等によ
5701 っても異なるため、標準仕様として規定しない。

5702

5703 ○ エラー項目一覧

5704

エラー番号	エラー項目	(参考) 表示メッセージ例 ※標準化対象外だが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号
1	日本人住民の氏名の入力について、氏と名の間に空白がない場合	日本人住民の氏名には、氏と名の間に空白が必要です。	1.1.1, 1.1.2
2	住所を定めた年月日が住民となった年月日又は外国人住民となった年月日より前の場合	住定日が住民となった日より前になっています。	1.1.1, 1.1.2
3	個人番号のチェックデジットが不正の場合	個人番号のチェックデジットが違います。	1.1.1, 1.1.2
4	市区町村内で個人番号の入力が重複している場合（二重付番を防ぐため）	付番済みの個人番号が入力されています。	1.1.1, 1.1.2
5	入力した住民票コードが空き住民票コードとして登録されている場合	入力した住民票コードは新規付番用です。	1.1.1, 1.1.2
6	住民票コードのチェックデジットが不正の場合	住民票コードのチェックデジットが違います。	1.1.1, 1.1.2
7	個人番号の入力と住民票コードの新規自動付番が同時に行われている場合	住民票コードを確認し、既に登録されているものを入力するか、新規付番した住民票コードに適合する個人番号を自動で生成してください。	1.1.1, 1.1.2
8	外国人住民で、在留資格が永住者、高度専門職2号又は特別永住者の場合に、在留期間又は在留期間満了日を入力した場合	在留資格が永住者、高度専門職2号又は特別永住者のとき、在留期間・在留期間満了日は入力できません。	1.1.2
9	個人番号が入力されていない又は新規付番されていない場合	個人番号が空欄です。	1.1.6
10	住民票コードが入力されていない又は新規付番されていない場合	住民票コードが空欄です。	1.1.6
11	異動入力において、必須項目を入力せずに確定する場合	〇〇が入力されていません。	1.1.6
12	世帯主が複数人存在する場合	世帯主が重複しています。	1.1.10

エラー番号	エラー項目	(参考) 表示メッセージ例 ※標準化対象外だが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号
13	性別「男」に対し続柄「妻」が入力されている等、性別と続柄に矛盾が生じている場合	性別と続柄に矛盾があります。 男性に女性の続柄、又は女性に男性の続柄が入力されています。	1. 1. 11
14	日本人について、18歳未満の続柄を「夫」と入力した場合	18歳未満のため、夫を選択することはできません。	1. 1. 11
15	日本人について、16歳未満の続柄を「妻」と入力した場合	16歳未満のため、妻を選択することはできません。	1. 1. 11
16	日本人について、同世帯で「夫」「夫(未届)」「妻」「妻(未届)」が重複している場合	続柄が重複しています	1. 1. 11
17	本人の氏と筆頭者の氏が相違する場合(デザイン差等であっても別字として判定すること。)	本人の氏と筆頭者の氏が違います。確認してください。	1. 1. 12
18	ふりがな欄に平仮名以外の文字を入力した場合	ふりがなに平仮名以外が含まれています。確認してください。	1. 1. 17
19	抑止対象者を含む証明書を発行する場合	下記の理由により発行が禁止されています。 「制限該当者」「制限帳票」「制限理由」「制限登録者」	3. 2
20	異動該当者を選択しないで処理を進めようとした場合	該当者が選択されていません。	4. 0. 1
21	異動事由と矛盾する異動者を選んだ場合(例:住所異動で除票者を選ぶ)	異動事由に合わない人が選択されました。(異動事由に合った該当者を選択してください。)	4. 0. 1
22	新住所を入力する画面で、自治体コード又は市区町村名が入力されていない場合	自治体コード又は市区町村が入力されていません。	4. 0. 2
23	届出に基づく異動について、届出日が処理日より未来の日付の場合	届出日が未来の日付です。届出日を確認してください。	4. 1. 0. 2

エラー番号	エラー項目	(参考) 表示メッセージ例 ※標準化対象外だが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号
24	特例転入を利用した転出処理の届出日において、異動日から既に14日を経過している場合	特例転入を利用した転出は、14日を経過している場合は受け付けられません。職権記載として入力してください。	4.1.3.0.4
25	属する世帯の変更の処理において、住所が異なる世帯へと属する世帯を変更しようとする場合（いわゆる世帯合併においては、住所が異なる世帯へ合併する場合）	選択した世帯員の住所が異動先世帯の住所と異なります。（選択された世帯の住所と現在の世帯の住所が異なります。）正しい世帯を選択してください。	4.1.4.1

5705

5706

5707 ○ アラート項目一覧

5708

アラート 番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※標準化対象外だが参考まで に一例を示す	関係する 機能要件 番号
1	住所に番地を入力していない 場合	番地が入力されていません。	1.1.1, 1.1.2
2	住居表示地区における住所に 号の入力をしない場合	住居番号が入力されていま せん。	1.1.1, 1.1.2
3	存在しない町・字コードが入 力された場合	(存在しない町・字コード 『9999』を入力した場合) 「9999 に該当する町・字コー ドはありません。」	1.1.1, 1.1.2
4	異動処理や証明書発行の対象 となる住民が成年被後見人の 場合	対象者は成年被後見人です。 処理を進めて良いですか。	1.1.1, 1.1.2
5	入力した在留カード番号の入 力形式が異なる場合	在留カード番号の入力形式が 正しくありません。	1.1.2
6	続柄が未記載の場合	続柄が入力されていません。	1.1.6
7	日本人住民について、本籍又 は筆頭者欄が未記載の場合	本籍又は筆頭者が入力されて いません。	1.1.6
8	転入前住所が未記載の場合	転入前住所が入力されていま せん。	1.1.6
9	個人番号が未記載の場合	個人番号が未記載です。記載 を行ってください	1.1.6
10	死亡日を不詳日又は歴上日以 外の年月日とする異動処理の 場合	死亡日に存在しない日付又は 不詳日が設定されています が、よろしいですか。	1.1.8
11	生年月日を不詳日又は歴上日 以外の年月日とする異動処理 の場合	生年月日に存在しない日付又 は不詳日が設定されていま すが、よろしいですか。	1.1.8
12	世帯主が存在しない場合	世帯主が不在です。	1.1.10
13	15歳未満の住民を世帯主とし た場合	15歳未満ですが、世帯主でよ ろしいですか？	1.1.10

アラート 番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※標準化対象外だが参考まで に一例を示す	関係する 機能要件 番号
14	日本人住民について、同世帯で「父」「母」が重複している場合	続柄が重複しています。実親と養親が同世帯にいますか。	1. 1. 11
15	住民実態調査該当者を特定する検索をした場合	住民実態調査該当者です。	2. 5
16	抑止対象者を選択した場合	抑止対象者です。	3. 1
17	抑止対象者を特定する検索をした場合	取扱注意者、またはその家族（同一世帯員）の情報を表示しようとしています。ご注意ください。 抑止対象者であり、証明書等発行する場合は市民課証明担当まで連絡してください。また発行後は再度連絡をお願いします。	3. 1
18	抑止対象者を含む異動処理又は証明書発行処理を行う場合	注意事項があります。発行時に制限理由を確認してください。 「制限該当者」「制限帳票」「制限理由」「制限登録者」	3. 1
19	支援措置の期間終了日の1か月前以降で、支援対象者の住民票を参照した場合	1か月以内に支援措置の期間が終了します。	3. 7
20	支援措置の期間が終了している支援対象者の住民票を参照した場合	支援措置の期間が終了しています。	3. 7
21	支援措置の当初受付市区町村で転送月日が未入力である場合	転送月日が未入力です。前住所地市区町村や本籍地市区町村等へ支援措置申出書を転送する必要があります。	3. 7
22	いずれの項目も変更がされていない場合	入力前と変更がありません。	4

アラート番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※標準化対象外だが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号
23	個人番号カード保有者が券面記載事項に係る修正・異動を行う場合（異動処理終了時にカードの券面記載事項も変更するようという趣旨）	マイナンバーカード所有者の券面記載事項に係る修正・異動が行われますので、マイナンバーカードの券面記載事項の変更を行ってください。	4
24	住民実態調査該当者を異動処理する場合	～は実態調査該当者です。提出課「～」	4.0.1
25	住所を定めた年月日を、異動日と異なる日付に変更した場合	異動日≠住定日となりますが、更新しますか。	4.0.2
26	入力した異動日より新しい異動日で他の異動処理が行われている場合	入力よりも新しい異動があります。確認してください。	4.0.3
27	届出の異動日が他の世帯員の住所を定めた年月日以前の場合	住所を定めた年月日より前の異動日が入力されました。よろしいですか。	4.0.3
28	世帯員が複数いる世帯の転出において、世帯主の転出に伴い世帯主変更の必要がある場合	転出（予定日：○年●月△日）の世帯主がいます。異動処理の前に、世帯主変更を行ってください。	4.0.5
29	個人情報を変更した後、更新処理を行わなかった場合	更新せずに終了します。よろしいですか。	4.0.9
30	届出日が、異動日から15日以上経過している場合	住み始めてから15日以上経過しています。 異動日が15日以上前の日付です。	4.1.0.2
31	外国人住民について、住居地届出の届出日が、異動日から15日以上経過している場合	住基の届出から15日以上経過しています。	4.1.0.2
32	中長期在留者又は特別永住者の転入で在留カード欄に入力せずに確定した場合	在留カード等が入力されていません。在留カードが未交付の外国人ですか。	4.1.1

アラート番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※標準化対象外だが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号
33	住民記録システムデータベースにある除票データにおいて、個人番号、住民票コード、在留カード又は3情報（氏/名・性別・生年月日）が一致する者がいた場合	再転入者と考えられます。確認し、再転入者であるかどうか選択してください。	4.1.1.2
34	再転入で個人番号の入力時に、入力した個人番号が転出時と異なっている場合	入力したマイナンバーは転出時の内容と異なります。	4.1.1.2
35	再転入で住民票コードの入力時に、入力した住民票コードが転出時と異なっている場合	入力した住民票コードは転出時の内容と異なります。	4.1.1.2
36	入力しようとした転入者と3情報（氏/名・性別・生年月日）が全て一致する現存者がいる場合	入力しようとした転入者と3情報（氏/名・性別・生年月日）が全て一致する現存者がいます。現存者と同一人でないか確認してください。	4.1.1.2
37	個人番号カード・住基カード保有者が特例転入を利用した転出でない転出をする場合	特例転入を利用した転出ではありませんので、住基ネット転出証明データは作成されません。更新処理後に転出証明書を発行してください。	4.1.3.0.4
38	住民記録システム上、個人番号カード及び住基カードが未交付となっている住民について、特例転入を利用した転出を行う場合	システム上、対象者はマイナンバーカード・住基カードの交付が確認できないため、特例転入を利用した転出を行えません。対象者はマイナンバーカード・住基カードを持っていますか。	4.1.3.0.4

アラート 番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※標準化対象外だが参考まで に一例を示す	関係する 機能要件 番号
39	除票の記載事項を修正し、確定しようとした場合（転入通知の受理により、除票に転出した旨を記載する場合を除く。）	原則として、除票の記載事項は修正できません。修正してもよろしいですか。	4. 2. 3. 0. 1
40	住民票（原票）の異動処理と、出入国在留管理庁通知のタイムラグが発生した場合	住民票の最新異動年月日が入国在留管理庁通知の事由発生年月日より新しいですが、反映処理を行いますか。	4. 5. 7
41	住基法のための届出又は入管法のための届出を選択した場合	住基法のための届出です。更新してよろしいですか。 又は 入管法のための届出です。更新してよろしいですか。	4. 5. 8
42	外国人住民の住民票の写しの発行時に、在留期間の満了の日を超えている場合	在留期間満了日を経過しています。在留期間満了日から〇月を経過しています。	5
43	住民票の写しに個人番号を記載する場合	本人又は世帯員からの申請が必要です。マイナンバーを出力しますか。	5. 1
44	住民票の写しに住民票コードを記載する場合	本人又は世帯員からの申請が必要です。住民票コードを出力しますか。	5. 1
45	世帯主のない世帯の世帯員について、世帯主又は続柄を記載した証明書を発行しようとする場合	主なし世帯のため世帯主情報を出力することができません。主なし世帯のため続柄を出力することができません。	5. 1
46	システムから出力される証明書等の出力項目に桁溢れが発生した場合又は未登録外字が含まれる場合	桁溢れが発生しています。 未登録外字が含まれます。	5. 10

5710

5711

5712

5713

5714

5715

第4章 様式・帳票要件

5717 **【実装すべき機能】**

5718 (1) 以下の様式・帳票について、以降で示すレイアウト（春に実施予定の市
5719 区町村・ベンダ意見照会を経て、大まかなレイアウト案が固まった段階で、
5720 印字内容や印字位置、用紙サイズ、桁数、文字サイズ等の詳細を定める）
5721 に従い、直接印刷により出力できること。

5722

5723 ○住民票の写し等

5724 ・住民票の写し

5725 ・住民票の写し（世帯連記式）

5726 ・住民票の記載事項証明書

5727 ・住民票の記載事項証明書（世帯連記式）

5728 ・住民票の除票の写し

5729 ・住民票の除票の写し（世帯連記式）【P】

5730 ・住民票の除票の記載事項証明書

5731 ・住民票の除票の記載事項証明書（世帯連記式）【P】

5732

5733 ※1 住民票の除票の写し及び住民票除票記載事項証明書については、本
5734 仕様書施行前に除票となったものについては、この限りでない。

5735 ※2 「世帯連記式」とは、データベース上は個人単位で管理し、帳票と
5736 しての出力時に世帯単位でデータを作成する方式

5737

5738 ○転出証明書・転出証明書に準ずる証明書

5739

5740 ○住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）

5741

5742 ○住民票コード通知票等

5743 ・住民票コード通知票

5744 ・住民票コード変更通知票

5745 ・住民票コード修正通知票

5746

5747 ○その他

5748 ・個人番号カード交付申請書

5749 ・出入国在留管理庁長官通知更新リスト

5750 ・住民異動届受理通知書

5751 (2) 住民基本台帳関係年報の調査様式（住民基本台帳関係年報の第1表、第
5752 1の2表及び第1の3表調査様式）について、以降で示すレイアウトに従
5753 い、XLSX形式により出力できること。

5754

5755 (3) 転入通知情報取込結果一覧表について、以降で示すレイアウトに従い、
5756 XLSX形式、CSV形式、PDF形式又は直接印刷のいずれかの形式に
5757 より出力できること。

5758

5759 【実装してもしなくても良い機能】

5760 以下の様式・帳票について、出力できること。【P】

5761 ・住民異動届等に記載する事項の一部について、窓口の行政側であらかじめ
5762 入力した上で当該届等を出力することなどの方法により、極力、住民が届
5763 等の記載事項を書かない方法を採用する窓口（「書かない窓口」）において使用
5764 する住民異動届の様式・帳票

5765 ・仮登録内容の確認用帳票

5766 ・住民異動受付審査票

5767 ・未審査一括削除一覧

5768 ・送付先情報送信エラーリスト

5769

5770 【実装しない機能】

5771 「実装すべき機能」に示す様式・帳票について、以降で示す以外のレイ
5772 ムで出力できること。

5773 以下を含め、「実装すべき機能」又は「実装してもしなくても良い機能」
5774 に示す以外の様式・帳票について、出力できること。

5775 ・住民票（原票）

5776 ・住民票の除票（原票）

5777 ・「書かない窓口」以外における住民異動届【P】

5778

5779 ※ 住民票の除票の写し及び住民票除票記載事項証明書については、本仕
5780 様書施行前に除票となったものについては、この限りでない。

5781

5782 【考え方・理由】

5783 磁気ディスクによって住民票及び住民票の除票の原票を調製している場

5784 合、当該原票のフォーマットを定める必要はなく、データベースの構築方法
5785 やシステム端末上の画面表示は標準化の対象としていないこと、住基事務上、
5786 原票を様式として出力し、活用しなければならないニーズはほとんどないも
5787 のと考えられることから、原票については様式として出力しないことを標準
5788 とする。なお、技術的基準では「副本を作ること」という記載があるが、当
5789 該記載は、電子的副本も許容する趣旨であり、電子的なバックアップについ
5790 ては非機能要件において規定することから、紙の保存用住民票（原票）を出力
5791 できることは不要である。

5792 また、仮登録内容の確認用帳票、住民異動受付審査票、未審査一括消除一
5793 覧、送付先情報送信エラーリスト等の内部帳票については、分科会における
5794 議論や構成員・準構成員に対する意見照会の結果、基本的には紙に印刷する
5795 ことなく、ペーパーレスで対応するべきとの意見が多かったことから、標準
5796 様式は定めないこととするが、大規模自治体においては繁忙期に端末を独占
5797 して確認作業を行うことは難しい場合もあると考えられるため、必要に応じて
5798 画面を直接印刷できる機能のみを実装することとした。

5799 なお、これらの内部帳票についてペーパーレスで行う方法については、(参
5800 考)を参照のこと。

5801 住民異動届については、自治体ごとのニーズにより様式及び記載事項が
5802 様々であり、システムから出力されないものも多いため、標準化しない。一
5803 方、「書かない窓口」のように、住民異動届もシステムから出力するものにつ
5804 いては、標準化の対象となるが、「書かない窓口」を採用するかどうかは、
5805 自治体の庁舎レイアウト等により影響を受け、自治体ごとに異なりうるこ
5806 ことから、実装してもしなくても良い機能として位置付ける。【P】

5807 なお、広域交付住民票並びに戸籍の附票（及びその除票）の原票及び写し
5808 は、住民記録システムから出力するものではないため、標準化の対象外とす
5809 る。

5810

5811 (参考) 内部帳票についてペーパーレスで行う方法の例

5812

5813 従来、システムへ入力した後、帳票出力（紙）による入力内容の確認を行
5814 っていた。以下については、システムの画面等を拘束するものではないが、
5815 参考までに、内部帳票についてペーパーレスで行う方法として一例を示す。

5816

5817 <<画面レイアウト>>

5818 ①住民票の写し（20.1.1）と同じ項目配置（レイアウト）と確認時の視
5819 認性を高める

- 5820 ②異動のあった項目だけを印字（異動前を空白）させる工夫をする
5821 ③異動のあった項目で、増事由（転入・出生等）に拠らないものは、2
5822 段書きの異動後、異動前を活用し、入力前後が分かるように表示させ
5823 る
5824 ④住民票の写し（20.1.1）に無い項目は下欄を設け、纏めて表示させる

5825

5826 ≪対象とする確認帳票の代表例≫

5827 ⑤仮登録内容の確認用帳票、住民異動受付審査票

5828 増事由確認または審査票の画面イメージ

5829 (図1) 増事由（転入・出生等）確認または審査票の画面イメー
5830 ジ（1段書き）参照

5831 増減無、減事由の画面イメージ

5832 (図2) 増減無（転居・職権修正）、減事由（転出等）確認の画
5833 面イメージ（2段書き）参照

5834 ⑥未審査一括削除一覧、送付先情報送信エラーリスト等

5835

5836 一画面で複数該当者を表示した方が効率性が上がる帳票は、他をもって調
5837 製して構わない。

5838 ただし、（世帯番号、宛名番号）＋4情報（＋当該出力目的を補完する項
5839 目）等を表示させること。当該出力目的を補完する項目は任意とする。

5840

5841 ≪出力するタイミング≫

5842 ⑦仮登録または本登録を登録した時点、あるいは審査票を要求した時点
5843 で画面表示されること

5844 ⑧振り返り審査を要求した時点で画面表示されること

5845 ※1 ⑧の場合、⑦と同一の内容表示（登録した時点の表示）を求め
5846 るが必須としない。

5847 同一の内容が表示できない場合、全ての項目において、異動後、
5848 異動前を表示させる仕様とする。

5849 （（理由）異動直後ではないため、一時的な異動情報が破棄さ
5850 れてしまうことを考慮。

5851 異動累積まで遡り、表示させることは要求仕様とし
5852 ない。）

5853 ※2 振り返り審査の画面表示においては、自治体利用者側が必要に
5854 応じ変更項目を拾い上げて画面から読み取る仕様とする。

5855

5856 住民票 (20.1.1_個人票) のレイアウトに寄せた確認帳票イメージ図

5857

5858 (図1) 増事由 (転入・出生等) 確認または審査票の画面イメージ (1段書き)

5859

5860

5861

5862

5863

5864

5865

5866

5867

5868

5869

5870

5871

5872

(異動後) 氏名 (異動前) 氏名	住民 太郎	(異動後) 個人番号 (異動前) 個人番号	3 7 9 4 7 4 4 8 4 4 5 8
(異動後) 旧氏 (異動前) 旧氏		(異動後) 住民票コード (異動前) 住民票コード	2 4 7 2 7 0 5 9 6 0 8
(異動後) 世帯主名 (異動前) 世帯主名	住民 太郎	(異動後) 性別 (異動前) 性別	男
(異動後) 続柄 (異動前) 続柄	世帯主	(異動後) 住民となった日 (異動前) 住民となった日	令和 元年 12 月 4 日
(異動後) 住所 (異動前) 住所	東京都港区虎ノ門2丁目2番1号	(異動後) 住所を定めた日 (異動前) 住所を定めた日	令和 元年 12 月 4 日
(異動後) 本籍 (異動前) 本籍	東京都千代田区麹が関2丁目1番	(異動後) 届出の年月日 (異動前) 届出の年月日	令和 元年 12 月 6 日
(異動後) 転入前住所 (異動前) 転入前住所	東京都千代田区麹が関2丁目1番2号	(異動後) 筆頭者 (異動前) 筆頭者	住民 太郎
* * *		* * *	* * *
* * *		* * *	* * *
【異動履歴】			
世帯番号	1234567890	取得年月日	マイ 有無
宛名番号	1234567890	喪失年月日	マイ 発行年月日
国保	保険証番号	基礎年金番号	住 有無
	取得年月日	年金	基 発行年月日
	喪失年月日	市	有無
介護	介護判定	児 取得年月日	カ 発行年月日
	取得年月日	手 喪失年月日	印 登録年月日
	喪失年月日	医 乳幼児	鑑 喪失年月日
	介護判定	証 未就学児	無
	取得年月日		
	喪失年月日		

5873 (図2) 増減無 (転居・職権修正)、減事由 (転出等) 確認の画面イメージ (2段書き)

5874

5875

5876

5877

5878

5879

5880

5881

5882

5883

5884

5885

5886

5887

5888

5889

5890

(異動後) 氏名 (異動前) 氏名	住民 太郎	(異動後) 性別 (異動前) 性別	男
(異動後) 旧氏 (異動前) 旧氏		(異動後) 住民となった日 (異動前) 住民となった日	令和 元年 12 月 4 日
(異動後) 世帯主名 (異動前) 世帯主名	住民 太郎	(異動後) 住所を定めた日 (異動前) 住所を定めた日	令和 2 年 2 月 1 日 令和 元年 12 月 4 日
(異動後) 続柄 (異動前) 続柄	世帯主	(異動後) 生年月日 (異動前) 生年月日	平成 2 年 1 月 1 日
(異動後) 住所 (異動前) 住所	東京都港区虎ノ門3丁目1番1号	(異動後) 届出の年月日 (異動前) 届出の年月日	令和 2 年 2 月 3 日 令和 元年 12 月 6 日
(異動後) 本籍 (異動前) 本籍	東京都千代田区麹が関2丁目1番	(異動後) 個人番号 (異動前) 個人番号	3 7 9 4 7 4 4 8 4 4 5 8
(異動後) 転入前住所 (異動前) 転入前住所	東京都千代田区麹が関2丁目1番2号	(異動後) 住民票コード (異動前) 住民票コード	2 4 7 2 7 0 5 9 6 0 8
* * *		* * *	* * *
* * *		* * *	* * *
【異動履歴】			
令和 2 年 2 月 1 日異動: 転居 (令和 2 年 2 月 3 日届出)			
異動項目: 住所			
異動後: 東京都港区虎ノ門3丁目1番1号			
異動前: 東京都港区虎ノ門2丁目2番1号			
異動項目: 住所を定めた日			
異動後: 令和 2 年 2 月 1 日			
異動前: 令和 元年 12 月 4 日			
世帯番号	1234567890	取得年月日	マイ 有無
宛名番号	1234567890	喪失年月日	マイ 発行年月日
国保	保険証番号	基礎年金番号	住 有無
	取得年月日	年金	基 発行年月日
	喪失年月日	市	有無
介護	介護判定	児 取得年月日	カ 発行年月日
	取得年月日	手 喪失年月日	印 登録年月日
	喪失年月日	医 乳幼児	鑑 喪失年月日
	介護判定	証 未就学児	無
	取得年月日		
	喪失年月日		

5891 ★確認用帳票の画面レイアウトは上に示したとおり、住民票の写し（20.1.1）
 5892 と同じ項目配置（レイアウト）とすることを想定しているが、仮登録内容の確
 5893 認用帳票と照らし合わせる対象が住民異動届だとすると、住民異動届のレイア
 5894 ウトに従って、確認用帳票の項目を並び替えるカスタマイズ（ペーパーレスと
 5895 した場合は、確認用画面の項目を並び替えるカスタマイズ）をしたいと考える
 5896 自治体がある可能性もある。そこで、仮登録内容の確認を画面で行う場合、確
 5897 認項目の順序は、各自治体が自由に決められる（以下の画面例1と画面例2を
 5898 参照）とすることについて、構成員には使い勝手の観点から、準構成員には実
 5899 装の困難さの観点から、意見照会を行ったところ、一部の準構成員からは項目
 5900 の並び替えは実装可能という意見が、一部の準構成員からは実装は難しいとい
 5901 う意見があった。これを踏まえて、画面上の項目の並び替えを機能として実装
 5902 するかどうか、構成員に確認する。★

5903
 5904

（参考）画面例1

（異動後）住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
（異動前）住所	〇〇県〇〇市××3-2-1

（異動後）世帯主名	住民 太郎
（異動前）世帯主名	（異動なし）

（異動後）氏名	住民 太郎
（異動前）氏名	（異動なし）

（異動後）旧氏	
（異動前）旧氏	（異動なし）

5905
 5906
 5907
 5908
 5909

・
 ・
 ・
 （スクロールで表示）

5910

（参考）画面例2

（異動後）氏名	住民 太郎
（異動前）氏名	（異動なし）

（異動後）住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
（異動前）住所	〇〇県〇〇市××3-2-1

（異動後）世帯主名	住民 太郎
（異動前）世帯主名	（異動なし）

（異動後）旧氏	
（異動前）旧氏	（異動なし）

5911

5912 .
5913 .
5914 (スクロールで表示)
5915

5916 20.0.2 各項目の記載

5917 **【実装すべき機能】**

5918 項目名は、横書き、左右・上下中央揃えとすること。

5919 項目内容は、横書き、左揃え、上下中央揃えとすること。ただし、異動履
5920 歴、通称の記載及び削除に関する事項、除票記載事項などの事項は、項目ご
5921 とに欄を細分化せず、統合的に記載する欄(統合記載欄)を設けることとし、
5922 上揃えとすること。

5923 記載しない項目(例：日本人住民の住民票の写しにおける外国人住民用項
5924 目、記載事項証明書における記載しない項目)については、項目名及び項目
5925 内容を「***」表示とすること。

5926 記載する項目のうち、当該項目について、記載すべきものがない項目(例：
5927 転入後、転居していない場合の「住所を定めた年月日」、出生に伴い、住民
5928 票を記載した場合の「転入前住所」、旧氏を設定していない場合の「旧氏」
5929 など)については、項目内容は空欄とすること。

5930

5931 **【考え方・理由】**

5932 記載しない項目や記載する項目のうち、当該項目の内容がない項目につい
5933 ては、「***」で表示する方法、空欄とする方法、「—」で表示する方
5934 法等が考えられるが、構成員及び準構成員への意見照会の結果、「—」
5935 表示は漢数字の「一」と見分けがつきにくいという意見があり、分科会等
5936 の議論においても、アスタリスク表示も空欄も慣れればそれほど目立たない、
5937 記載すべき内容がない項目については、項目名は表示し、内容を空欄とする
5938 ことで、該当がない旨の証明になるという意見があったことから、上に示し
5939 たとおり、記載しない項目については項目名及び項目内容を「***」表示
5940 し、記載する項目のうち、記載すべきものがない項目については、項目名は
5941 該当がある場合と同様に表示し、項目内容を空欄とすることとした。

5942

5943 20.0.3 異動履歴の記載

5944 **【実装すべき機能】**

5945 住民票の写し（世帯連記式でないものに限る。）、住民票の除票の写し（世
5946 帯連記式でないものに限る。）、住民票記載事項証明書及び住民票の除票の記
5947 載事項証明書には、異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載すること
5948 を選択した場合、以下のように記載すること。なお、記載に当たっては、新
5949 しい履歴から古い履歴の順に記載すること。

5950

5951

【異動履歴】

5952

{a1 異動日} 異動 ({a2 異動事由}) ({a3 届出日「届出」／処理日「職権」／申出日「申出」})

5953

異動項目：{a4 異動項目}

5954

異 動 前：{a5 異動前データ}

5955

異 動 後：{a6 異動後データ}

5956

5957

異動項目：{a4 異動項目}

5958

異 動 前：{a5 異動前データ}

5959

異 動 後：{a6 異動後データ}

5960

5961

5962

5963

5964

{a1 異動日} 異動 ({a2 異動事由}) ({a3 届出日「届出」／処理日「職権」／申出日「申出」})

5965

異動項目：{a4 異動項目}

5966

異 動 前：{a5 異動前データ}

5967

異 動 後：{a6 異動後データ}

5968

5969

異動項目：{a4 異動項目}

5970

異 動 前：{a5 異動前データ}

5971

異 動 後：{a6 異動後データ}

5972

5973

5974

5975

5976

5977

(記載要領)

5978

{a1 異動日}・・・異動日を記載する。

5979

{a2 異動事由}・・・機能要件で示している異動事由を記載する。

5980

{a3 届出日「届出」／処理日「職権」／申出日「申出」}

5981

・・・届出に属する異動については届出日及び「届出」の語を、職権に
5982 属する異動（申出によるものを除く。）については処理日及び「職
5983 権」の語を、職権に属する異動（申出によるものに限る。）につい
5984 ては申出日及び「申出」の語をそれぞれ記載する。記載等の種別
5985 は、届出に基づくものと職権に基づくものとの大きく2つに分け
5986 られ、そのうち職権は、実態調査等に基づき、市区町村の職員が
5987 自発的に職権により記載等する場合と、住民からの申出を契機と
5988 して記載等する場合の2通りがある。

5989

5990 {a4 異動項目}・・・異動のあった項目名を記載する。
5991 {a5 異動前データ}・・・{a4 異動項目} の異動前のデータを記載する。
5992 {a6 異動後データ}・・・{a4 異動項目} の異動後のデータを記載する。
5993 ※ {a5 異動前データ} 又は {a6 異動後データ} が1行で収まらない場合
5994 は、「:」の右から2行目が始まるようにぶら下げる。

5995

5996 (記載例)

5997

【異動履歴】

5998

令和 元年 6月 6日異動(転居)(令和 元年 6月 7日届出)

5999

異動項目:住所

6000

異動前:東京都港区芝公園5-25

6001

異動後:東京都港区虎ノ門2-2-2

6002

6003

異動項目:住所を定めた年月日

6004

異動前:平成25年 4月 1日

6005

異動後:令和 元年 6月 6日

6006

6007 また、住民票の写し(世帯連記式)には、転居(直近のものに限る。)による住所の異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。

6010

6011

異動前住所:{a1 異動前の住所}({a2 異動日} 転居)

6012

6013 (記載要領)

6014 {a1 異動前の住所}

6015 ・・・・転居(直近のものに限る。)による住所の異動の異動前のデータを記載する。

6016 {a2 異動日}

6017 ・・・・転居(直近のものに限る。)による住所の異動の異動日を記載する。

6020 ※ {a1 異動前の住所} が1行で収まらない場合は、「:」の右から2行目が始まるようにぶら下げる。「({a2 異動日} 転居)」が途中で改行される場合は、「({a2 異動日} 転居)」全体を次の行に送る。

6023

6024 (記載例)

6025

異動前住所:東京都港区芝公園5-25(令和 元年 6月 6日転居)

6026

6027 また、異動履歴を記載することを選択した場合、記載する異動履歴と記載しない異動履歴を任意に選択できること。

6028

6029 その際、初期設定としては、以下の異動履歴は記載しない異動履歴とし、
6030 それ以外は記載する異動履歴とすること。
6031 ・異動事由が「誤記修正」である異動履歴
6032 ・性別の異動を含む異動履歴
6033 ・異動事由が「特別養子縁組」又は「特別養子縁組の解消」である異動履歴
6034 がある場合、当該異動履歴を含め、それ以前の全ての異動履歴
6035

6036 【考え方・理由】

6037 異動履歴については、特別な請求があった場合、住民票の写し等に記載さ
6038 れるが、自治体・システムベンダごとに記載方法が様々であり、大きく以下
6039 のような3方式がある。

6040 A方式：異動履歴を備考欄又は統合的に記載する欄に表示する方式

6041 B方式：異動履歴を各項目に表示する方式

6042 C方式：1異動1葉とする方式（1異動を1葉として住民票の写しを発
6043 行する方式。過去の履歴が必要であれば複数葉出力する。）

6044 これらについて、構成員・準構成員に意見照会を実施したところ、構成員
6045 においては、本件について強い考えを持っていると回答をした構成員はなか
6046 ったが、A方式とB方式を評価する団体が多かった。C方式は、A方式及び
6047 B方式と比較すると、評価が低かった。

6048 一方、準構成員においては、A方式が最も評価が高かった。

6049 このように、A方式については構成員・準構成員ともに評価が高い一方で、
6050 B方式については、準構成員からは、「紙原票時代の流れを汲んだ考えであ
6051 り、デジタル手続の時代に合わない」、「プログラム制御が最も複雑になる」
6052 といったコメントがあり、評価が低い。また、C方式は、順位3位と回答し
6053 た構成員数が「7」であり、採用は難しい。

6054 以上の結果、A方式（異動履歴を備考欄又は統合的に記載する欄に表示す
6055 る方式）を採用することとする。

6056 また、住民票（原票）の備考欄に記載している事項の中には、専ら職員の
6057 便宜のための記録であって、住民票の写しに表示するに適しないものも含ま
6058 れており、異動履歴を備考欄に表示する方式とすることは、混乱を招きかね
6059 ないことから、異動履歴を、統合的に記載する欄（以下「統合記載欄」とい
6060 う。）に表示することとする。

6061

6062 (参考) 構成員・準構成員への意見照会結果

6063

(単位：人)

順位 方式	構成員数			準構成員数		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位
A方式	4	4	2	4	2	1
B方式	4	5	1	1	2	4
C方式	2	1	7	2	3	2

6064

6065

6066

6067

6068

その上で、異動履歴を具体的にどのように統合記載欄に記載するかについては、本照会において、準構成員から、異動履歴を文章で記録すると、職員が自由に手入力でき、データ移行も標準化できないため、異動履歴を構造化し、表として記載してはどうかとの提案があった。

6069

6070

6071

6072

6073

しかし、表とすることについては、異動履歴の性質上、欄数の上限を設けることができないが、ベンダによっては罫線を可変的に表示することが困難であるという意見もあり、また、表にしてしまうと異動履歴以外の事項を統合記載欄に記載できなくなってしまうことから、表にはしない形で、異動履歴を構造化して記載することとする。

6074

6075

6076

6077

6078

また、住民票の写し（世帯連記式）は、住民票の写し（世帯連記式でないものに限る。）と比べてスペースが足りないが、転居前住所については記載してもらいたいニーズが高いことから、転居（直近のものに限る。）による住所の異動に限って異動履歴を記載できることとし、その際、異動履歴の記載は短縮形とする。

6079

6080

6081

6082

6083

異動履歴を新しいものから順に並べるか、古いものから順に並べるかについては、構成員・準構成員に意見照会を実施した結果、直近の異動履歴を確認するケースが多いとの理由から、新しいものから順に並べるべきとの意見が多数であったため、新しいものから順に並べることとする。

6084

6085

6086

6087

6088

6089

記載する異動履歴と記載しない異動履歴は任意に選択できることとするが、初期表示については以下のとおりとする。

まず、4.2.3.0.3（誤記修正）に記載のとおり、住民票（原票）の記載事項に係る変更・修正については、誤記修正の履歴も含め、全て住民票（原票）に記載するが、住民票の写し等の証明書の交付時には、誤記修正の履歴は自動判断で非表示とすることとした。

6090

6091

6092

6093

また、1.1.4（改製）に記載のとおり、特別な事由がある場合、異動履歴を住民票（原票）に記載し、改製しないが住民票の写し等の証明書で履歴を記載する場合、デフォルトでは特別な事由の履歴は記載しないようにすることとした。

6094

そこで、デフォルトでは記載しない「特別な事由」として何を定めるべき

6095 か、構成員・準構成員に意見照会を実施した。

6096 その結果、特別養子縁組については、回答のあった構成員9自治体中8自
6097 治体及び準構成員7社中5社が「特別な事由」に含めるべきと回答し、性別
6098 変更については、6自治体及び5社が「特別な事由」に含めるべきと回答し
6099 たことから、「特別な事由」に含めることとする。また、特別養子縁組の解
6100 消については、「特別な事由」に含めるべきとしたのは2社のみであったが、
6101 8自治体が「特別な事由」に含めるべきとしていることから、「特別な事由」
6102 に含めることとする。そのほか、帰化、離婚による氏の変更、DV支援対象
6103 者に関するステータスの変更、戸籍再製、住居表示、換地、就籍の届出に至
6104 らない者等の住民票を作成した後に出生届が提出された場合についても照
6105 会したが、いずれも「特別な事由」に含めるべきとの回答は、構成員中、準
6106 構成員中いずれも半数に満たなかったことから、「特別な事由」に含めるこ
6107 ととしない。

6108 なお、実例上、特別養子縁組については、特別養子縁組成立の審判の後に
6109 実親の世帯から養親の世帯に転入した場合、転出元市区町村においては、転
6110 出先住所（予定）及び転出先住所（確定）を空欄とし、転入先市区町村にお
6111 いては、転入前住所を空欄として差し支えない。

6112

6113 20.0.4 ふりがなの記載

6114 【実装してもしなくても良い機能】

6115 住民票の写し（世帯連記式を含む。）、住民票の除票の写し、住民票記載事
6116 項証明書及び住民票除票記載事項証明書の氏名（外国人住民の氏名を含む。）、
6117 旧氏及び通称の項目は、それぞれの項目の内容の後に括弧書きで平仮名によ
6118 るふりがなを記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、
6119 以下のように記載すること。

6120

6121 （記載例）

氏名	住民 太郎 （じゅうみん たろう）
旧氏	住基 （じゅうき）

6122

氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮 （ちゃん ゆ うりん）
通称	住民 花子 （じゅうみん はなこ）

6123

6124

6125 **【実装しない機能】**

6126 住民票の写し（世帯連記式を含む。）、住民票の除票の写し、住民票記載事
6127 項証明書又は住民票除票記載事項証明書の氏名（外国人住民の氏名を含む。）、
6128 旧氏及び通称以外の項目に、ふりがなを記載できること。

6129 括弧書き以外の方法でふりがなを記載できること。

6130 片仮名によるフリガナを記載できること。

6131

6132 **【考え方・理由】**

6133 要領第2-2-(2)-ア、テ(り)及びヌ(り)では、住民票（原票）の記載事
6134 項について、氏名、旧氏及び通称には、できるだけふりがなを付すことが適
6135 当であることとしている。そのため、住民票の写し等の証明書にもふりがな
6136 を記載できるよう、ふりがなを付すことも可能とする。要領第2-2-(2)
6137 -アにおいて、「外国人住民のローマ字表記の氏名には、ふりがなを付さな
6138 くても差し支えない」としているが、外国人住民には漢字表記も含まれうる
6139 ため、日本人住民・外国人住民を問わず、氏名にふりがなを付すことを可能
6140 とする。

6141 ふりがなの配置については、ふりがなの記載の有無によってレイアウトの
6142 ずれが生じることを防ぐため、個別に欄を設けるのではなく、各項目の記載
6143 内容の後ろに、括弧書きで表記することとする。

6144 なお、ふりがなは住基ネットの検索で平仮名を用いていることから、平仮
6145 名で付すこととし、「ヴ」のように、片仮名でなければ一文字で表示できな
6146 い文字については、「うゝ」のように、二文字で表記することとする。

6147

6148 20.0.5 方書の記載

6149 **【実装すべき機能】**

6150 方書については、省略せず、全ての証明書に必ず記載すること。

6151

6152 **【考え方・理由】**

6153 方書については、要領第2-1-(2)-キにおいて、アパート名、居室の
6154 番号や「何某（間貸人氏名）方」まで含め、記載すべきことが明示されてい
6155 るため、必ず記載することとする。

6156

6157 20.0.6 備考の記載

6158 **【実装すべき機能】**

6159 住民票の写し（世帯連記式を含む。）、住民票の除票の写し、住民票記載事
6160 項証明書及び住民票除票記載事項証明書には、備考を記載するかどうかを備
6161 考の段落ごとに選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載
6162 すること。

6163

6164

6165

6166

6167

6168

6169

6170

6171

<p>【備考】</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p> .</p> <p> .</p> <p> .</p>
--

6172 **【考え方・理由】**

6173 1. 1. 14（備考）に記載のとおり、1. 2. 1（異動履歴の管理）に規定する異動
6174 履歴として管理できないもの（B類型）について、住民票（原票）の備考と
6175 して記載することとし、住民票の写し等の証明書には、特別の請求があった
6176 場合、プライバシー保護の観点等から市区町村の判断により記載するかしな
6177 いかを選択し、記載を選択した場合、統合記載欄に記載できることとする。

6178 ただし、これまで備考に記載されていたものの多くは異動履歴として管理
6179 できるもの（A類型）であるため、証明書に備考が記載されることは多くな
6180 いと考えられる。

6181

6182

6183

20.1 住民票の写し等

6185

6186 20.1.1 住民票の写し

6187 【実装すべき機能】

6188 住民票の写し（世帯連記式を含まない）について、次に示すレイアウトに
6189 従い、直接印刷により出力できること。また、末尾に認証文を記載でき、住
6190 民の求めに応じ、「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」
6191 又は「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」
6192 のいずれかを選択できること。

6193 住民票の写し（世帯連記式を含まない）に記載する項目は以下の通りとす
6194 ること。

- 6195 ・ 氏名（漢字、アルファベットを含む）
- 6196 ・ 旧氏
- 6197 ・ 通称（外国人住民のみ）
- 6198 ・ 生年月日
- 6199 ・ 性別
- 6200 ・ 世帯主・世帯主との続柄
- 6201 ・ 本籍・筆頭者（日本人住民のみ）
- 6202 ・ 住民となった年月日
- 6203 ・ 住所を定めた年月日
- 6204 ・ 住所（方書を含む）
- 6205 ・ 届出年月日
- 6206 ・ 転入前住所（国外を含む。）
- 6207 ・ 個人番号
- 6208 ・ 住民票コード
- 6209 ・ 履歴（1. 2. 1 参照）
- 6210 ・ 備考
- 6211 ・ 氏名のふりがな（1. 1. 17 参照）
- 6212 ・ 氏名のふりがな確認フラグ（1. 1. 17 参照）
- 6213 ・ 旧氏のふりがな（1. 1. 17 参照）
- 6214 ・ 旧氏のふりがな確認フラグ（1. 1. 17 参照）
- 6215 ・ 外国人住民となった年月日
- 6216 ・ 国籍・地域

- 6217 ・ 法第 30 条の 45 に規定する区分
- 6218 ・ 在留期間
- 6219 ・ 在留期間の満了の日
- 6220 ・ 在留資格
- 6221 ・ 在留カード等の番号
- 6222 ・ 通称の記載及び削除に関する事項
- 6223 統合記載欄に、20.0.3 に定めるとおり異動履歴を記載できること。

6224
6225

6226 **【実装しない機能】**

6227 転出予定者の住民票の写しについて、転出予定日到来前に転出先住所を含
6228 めて発行すること。

6229

6230 **【考え方・理由】**

6231 項目については基本的には法令の用語を踏襲することとするが、以下の項
6232 目については、構成員・準構成員意見照会及び分科会等での議論の結果、法
6233 律上の用語以外の用語を使用することとする。

6234

使用する用語	法律上の用語	法律上の用語を使用しない理由
性別	男女の別	「性別」の方が一般的で、広域交付住民票でも使用されているため。
生年月日	出生の年月日	「生年月日」の方が一般的で、広域交付住民票でも使用されているため。
転入前住所	従前の住所	単に「従前の住所」とあれば、転居前住所のことを指すと誤解を招く可能性があるため。 また、従前の住所は必ずしも転入届に基づくものだけではないため(例: 住所設定(職権記載の一種)では、前住所地が不明で確定できない場合は、従前の住所欄に「不明」と入力する等)、不正確となることがあるが、このようなケースは少なく、通常の場合において紛れのない「転入前

		住所」を使用することが良いと答える構成員・準構成員が多かったため。
--	--	-----------------------------------

6235

6236 ※留意点：上の表はあくまで証明書に印字する項目名の問題であり、これによっ
6237 て、項目内容が変わるものではない。項目名にかかわらず、転居前住所は記載
6238 せず（履歴として統合記載欄に記載する）、転入届に基づかない職権記載の場
6239 合も従前の住所を記載することは変わらない。

6240

6241 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入（第8回分科会時には省略）

6242

6243

【考え方・理由】

6244

○ 住民票の写し（日本人住民）のレイアウトの考え方

6245

※ 以降の例で示すレイアウトは、できるだけ各項目の記載方法を示す趣旨で記載しており、項目同士の整合性等、そのような様式が論理的に存在することを保証するものではない。

6246

6248

※ 令第15条で住民票の写し等を交付する場合には、当該住民票の写し等の末尾に原本と相違ない旨を記載しなければならない旨規定されており、要領第2-4-(1)-①-ウ-(ア)及び(イ)で、認証文の例が示されている。

6249

6250

6251

住 民 票

氏名	住民 太郎 (じゅうみん たろう)	個人番号	3794 7448 4458		
		住民票コード	2472 7059 608		
旧氏		生年月日	平成 2年 1月 1日		
世帯主	住民 太郎	性別	男		
続柄	世帯主	住民となった日	令和 元年 12月 4日		
住所	東京都港区虎ノ門2-2-1	住所を定めた日			
		届出の年月日	令和 元年 12月 6日		
本籍	東京都千代田区霞が関2-1	筆頭者	住民 太郎		
転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2				
***	***	***	***		
***	***	***	***		
【異動履歴】					
令和 元年 6月 6日異動（転居）（令和 元年 6月 7日届出）					
異動項目：住所					
異動前：東京都港区芝公園5-2-5					
異動後：東京都港区虎ノ門2-2-2					
異動項目：住所を定めた年月日					
異動前：平成25年 4月 1日					
異動後：令和 元年 6月 6日					
以下余白					

日本人住民の例

・基本は世帯連記式と同じレイアウトだが、一部の項目はレイアウト位置を変更。

【理由】住所と世帯主が共通部分になっていないので、その分項目の配置がずれるため。

統合記載欄

・住民票の写し（世帯連記式でないものに限り）、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書には、異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合は、ここに示したように、異動日ごと、異動項目ごとに構造化し、異動前後がわかるように記載する。

・記載順序は新しいものから順に並べることとする。

【理由】

・異動履歴の記載については、統合記載欄に記載する方式（A方式）、各項目に記載する方式（B方式）、異動のたびごとに改製する方式（C方式）の3案を示して構成員・準構成員に意見照会した結果、C方式は構成員・準構成員いずれからも評価が低く、B方式は、「紙原票時代の流れを汲んだ考えであり、デジタル手続の時代に合わない」、「プログラム制御が最も複雑になる」との意見が準構成員からあり、評価が低かったため、構成員・準構成員いずれからも評価の高かったA方式を採用した。

・具体的な記載の方法については、準構成員から「異動履歴を文章で記録すると職員が自由に手入力でき、データ移行も標準化できないため、異動履歴を構造化してはどうか」との提案があり、一方で罫線を用いた表形式にすると、罫線を可变的に表示することが困難なペンドもあることから、このように表

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

証 号
枚中 *** 枚目

令和 ●年 ○月 ■日

△△△長（職務代理者）

〇〇 〇〇



6252

6253

6254 ○ 住民票の写し（外国人住民）のレイアウトの考え方

6255

住 民 票

氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮 (ちゃん ゆうりん)	個人番号	4 5 4 9 7 2 3 6 4 8 6 0		
		住民票コード	2 4 8 4 6 0 1 6 2 2 4		
通称	住民 花子 (じゅうみん はなこ)	生年月日	1 9 9 0 年 2 月 2 日		
世帯主	住民 太郎	性別	女		
続柄	妻	外国人住民となった日	令和 元年 1 2 月 4 日		
住所	東京都港区虎ノ門2-2-1	住所を定めた日			
		届出の年月日	令和 元年 1 2 月 6 日		
国籍・地域	マレーシア		***	***	
転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2				
<small>法定30歳の日に規定する区分</small>	中長期在留者	在留資格	日本人の配偶者等	在留期間等	5年
在留期間の満了の日	2 0 2 2 年 1 月 1 1 日		在留カード等の番号	C D 8 7 6 5 4 3 2 1 B A	
【異動履歴】 令和 元年 6 月 6 日異動（転居）（令和 元年 6 月 7 日届出） 異動項目：住所 異動前：東京都港区芝公園5-2-5 異動後：東京都港区虎ノ門2-2-2 異動項目：住所を定めた年月日 異動前：平成25年 4 月 1 日 異動後：令和 元年 6 月 6 日 【通称の記載および削除に関する事項】 令和 元年 5 月 6 日記載、令和 元年 8 月 6 日削除 通称：住基 花子 記載市町村名：大阪府大阪市 削除市町村名：東京都千代田区 令和 元年 8 月 6 日記載 通称：住民 花子 記載市町村名：東京都千代田区 以下余白					

外国人住民の例

統合記載欄

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

証 枚中 *** 号 枚目

令和 ●年 ○月 ■日

△△△長（職務代理者）

○○ ○○



6256

6257

6258

6259

6260

6261

6262

6263

なお、転出予定者に対して、転出先住所を含めた住民票の写しを発行する機能をカスタマイズ実装している自治体もあるが、技術的基準においては、「転出届に基づいて記録を行った……転出予定日前に証明する場合は、転出届に基づいて記録を行った事項は省略して交付すること」と定められているため、住民票の消除前に転出予定先を含めた住民票の写しを発行する機能は実装しないこととする。

6264 国外転出予定者については、転出先住所が国外であることを証明する方法
6265 がないため、国外転出者にのみ転出先住所を含めた住民票の写しを発行して
6266 いる自治体もあるが、そもそも転出予定日前は、転出「予定」であり、変わ
6267 りうるものであることから、その時点で転出先住所を証明するというのは適
6268 切でない。転出予定日以後は、住民票の除票の写しによって、転出先が国外
6269 であることが証明できる。
6270

6271 20.1.2 住民票の写し（世帯連記式）

6272 【実装すべき機能】

6273 住民票の写し（世帯連記式）について、次に示すレイアウトに従い、直接
6274 印刷により出力できること。

6275 住民票の写し（世帯連記式）に記載する項目は以下の通りとすること。

- 6276 ・ 氏名（漢字、アルファベットを含む）
- 6277 ・ 旧氏
- 6278 ・ 通称（外国人のみ）
- 6279 ・ 生年月日
- 6280 ・ 性別
- 6281 ・ 世帯主・世帯主との続柄
- 6282 ・ 本籍・筆頭者（日本人のみ）
- 6283 ・ 住民となった年月日
- 6284 ・ 住所を定めた年月日
- 6285 ・ 住所（方書を含む）
- 6286 ・ 届出年月日
- 6287 ・ 転入前住所（国外を含む。）
- 6288 ・ 個人番号
- 6289 ・ 住民票コード
- 6290 ・ 履歴（1. 2. 1 参照）
- 6291 ・ 備考
- 6292 ・ 氏名のふりがな（1. 1. 17 参照）
- 6293 ・ 氏名のふりがな確認フラグ（1. 1. 17 参照）
- 6294 ・ 旧氏のふりがな（1. 1. 17 参照）
- 6295 ・ 旧氏のふりがな確認フラグ（1. 1. 17 参照）
- 6296 ・ 外国人住民となった年月日
- 6297 ・ 国籍・地域
- 6298 ・ 法第 3 0 条の 4 5 に規定する区分
- 6299 ・ 在留期間
- 6300 ・ 在留期間の満了の日
- 6301 ・ 在留資格
- 6302 ・ 在留カード等の番号
- 6303 ・ 通称の記載及び削除に関する事項

6304 統合記載欄に、20. 0. 3 に定めるとおり異動履歴を記載できること。

6305

6306

6307 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入（第8回分科会時には省略）

6308

6309

6310

【考え方・理由】

6311

○ 住民票の写し（世帯連記式）のレイアウトの考え方

6312

6313

住 民 票

・指定都市・特別区も含め常に都道府県から記載する。
【理由】・統一かつ正確な表記を行うため。また、ホストCPU時代と異なり、現在は都道府県や市区町村名を省略せずとも十分な桁数を持つため。

・個人番号・住民票コードについては4桁区切りにしてスペースを入れる
【理由】分科会での議論の結果、見やすさの観点から自治体のニーズが高いため。

・日本人と外国人のいずれも同じ行数、項目数のレイアウトを用意し、必要に応じて項目名を差し替え、余る項目欄は項目名も項目内容もアスタリスクで非表示とする。
 ・証明項目だが、該当がない項目は、項目名を記載し、項目内容を空欄とする。
 ・本仕様書に規定するデータ構造で保管している除票について、その写し又は記載事項証明書を発行しようとする場合、発行対象者の住民票が削除された時点で法に追加されていない項目があった場合は、項目名（例：旧氏）を記載し、項目内容を「***」とする
【理由】項目ごと差し替え、空欄となった行を捨てる対応は、難易度が高く現実的でないという意見が準構成員から複数寄せられたため、行わない。
 ・余る項目や該当のない項目、除票において削除された時点で法に追加されていない項目について、項目名や項目内容をアスタリスクで埋めるか、パーで埋めるか、そのまま空欄とするかについては分科会で議論したが、証明項目が該当が無い場合は、空欄にすることで該当がない証明ができることから、空欄とすることとし、パーについては、漢数字の「一」と紛れがあることから、アスタリスクで埋めることとする。

・漢字名のある外国人の場合は、漢字氏名をアルファベット氏名の後に併記する。氏名、通称氏名、旧氏の名前は（ ）でふりがなを付すことができる。氏名欄は全角4文字より多い桁数を用意し、英数字は全角で桁あふれが生じる場合は、必要に応じて半角9文字以上とする。
【理由】人口100万人以上の政令市でも、全角4文字、半角9文字の桁数で、桁あふれを年間10件程度に抑えられることだったため、これにふりがなを追加できることを考慮し、それより多い桁数を用意する。（具体的な桁数については全市区町村・ペンダ意見照会を経て様式レイアウトがある程度固まってから決める）外国人は氏名の長い人が多く、準構成員からも英数字を半角とする対応はさほど問題ないという回答が多かったため、全角で桁あふれが生じる場合は英数字を半角とする。なお、ここで決める文字数はあくまでも様式に印字する文字数であり、データ上は住基ネットに合わせ、全角100文字まで持てることとする。
 ・要領第2-2-(2)-ア、デ(ア)及びヌ(ア)では、住民票（原票）の記載事項について、氏名、旧氏及び通称には、できるだけふりがなを付すことが適当であるとしているため、写しについてもふりがなを付す機能を実装してもよい。ふりがなを付す場合は、ずれを防ぐため、記載のように氏名の後ろに（ ）で記載する。

・本籍は住所より小さい欄となるが、この欄の大きさを良い。
【理由】本籍は方書が入らず、住所ほどの文字にならないため。
 ・筆頭者欄は他の項目と開始位置がずれるが、この位置でよい。
【理由】氏名が入る欄であり、開始位置がずれても事務処理のミスにはつながらないため。

・日付は入力も西暦、表示上和暦に変換できるようにする。
【理由】DB上は西暦で管理しているものが多く、和暦は機能をデータとして持つかどうかでコードがずれるため、西暦で管理することとし、画面表示上切り替える方がシンプルのため。

・世帯連記式の場合も、直近の異動前住所のみは他の記載欄に印字して確認できるようにする。このスペースに表示するのは転居（直近のものに限る。）による住所の異動の異動前のデータと転居（直近のものに限る。）による住所の異動の異動日のみだが、欄や欄名は設けず、空白のスペースにこのように印字する。**【理由】**転居前住所は住民票記載事項でないため欄を設けるべきではないが、世帯連記式であっても、転居前住所がわかる直近の異動前住所の履歴は住民からのニーズが高いため。なお、一人一葉形式の様式では履歴は別の形に構造化するが、世帯連記式では一葉に4人分表示できることも重要という意見が多かったため、記載のようにシンプルな履歴

・3名以下の場合は「以下空白」と氏名欄に入力する。
【理由】記載人数によって枠の数を変更しない方がシステム的に簡便なため。また、空欄にするよりも記載漏れでないことが明確であるため。

・住民票の写しと除票の写しとを世帯連記式1枚として出力することはできない。
【理由】個人票管理においては、除票になった瞬間、世帯からは抜けることとなり、制度上このような証明は想定されていないため。

・認証文は、世帯全員分が表示されているときは「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」とし、一部の世帯員のみが表示されている場合は、「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」とする。
【理由】「原本と相違ない」というのは原票をコピーしていたときの認証文なので、戸籍の認証文を参考に、「登録事項を証明した書面である」という記載にすると、誤解もあるが、支障を来すレベルではなく、直ちに事務処理要領を改正する必要性はないため。今後必要に応じて検討する可能性は排除しない。

住所	東京都港区虎ノ門2-2-1	個人番号	3794 7448 4458
世帯主	住民 太郎	住民票コード	2472 7059 608
氏名	住民 太郎（じゅうみん たろう）	住民となった日	令和 元年12月 4日
旧氏	住基（じゅうき）	住所を定めた日	
生年月日	平成2年 1月 1日 性別 男 続柄 世帯主	届出の年月日	令和 元年12月 6日
本籍	東京都千代田区麹町2-1	筆頭者	住民 太郎
転入前住所	東京都千代田区麹町2-1-2		
***	***	***	***
***	***	***	***

氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮（ちゃん ゆうりん）	個人番号	4549 7236 4860
通称	住民 花子（じゅうみん はなこ）	住民票コード	2484 6016 224
生年月日	1990年 2月 2日 性別 女 続柄 妻	外国人出生となった日	令和 元年12月 4日
国籍・地域	マレーシア	住所を定めた日	
転入前住所	東京都千代田区麹町2-1-2	届出の年月日	令和 元年12月 6日
在留期間の満了の日	2022年 1月11日	在留資格	日本人の配偶者等
		在留期間等	5年
		在留カード等の番号	CD87654321-BA

氏名	住民 一郎（じゅうみん いちろう）	個人番号	5079 5710 0721
旧氏		住民票コード	2520 8017 643
生年月日	令和元年 5月 1日 性別 男 続柄 子	住民となった日	令和 元年12月 4日
本籍	東京都千代田区麹町2-1	住所を定めた日	
転入前住所	東京都千代田区麹町2-1-2	届出の年月日	令和 元年12月 6日
***	***	***	***
***	***	***	***
異動前住所	東京都港区芝公園5-25（令和 元年 6月 6日転居）		

氏名	以下空白	個人番号	
旧氏		住民票コード	
生年月日		住民となった日	
性別		住所を定めた日	
続柄		届出の年月日	
筆頭者			

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。 証 教中 教目 *** 号

令和 ●年 ○月 ■日

△△△長（職務代理人） ○○ ○○ 印

・項目名は法令の記載に合わせることを原則とするが、以下の項目については、○ 内の法令用語よりわかりやすい項目名とする。
 ・転入前住所（従前の住所） ・性別（男女の別） ・生年月日（出生の年月日）

6314

6315

6316

6317

6319 **【実装すべき機能】**

6320 住民票の除票の写しについては、直接印刷により出力できること。

6321 レイアウトは、20.1.2 に規定する住民票の写しのレイアウトに以下の変
6322 更を加えたものとする（参考までにレイアウトを次に示す。）。

6323

6324 （変更箇所）

6325 ・表題の「住民票」の次に「(除票)」を加える。

6326 ・統合記載欄に、除票記載事項を記載する。

6327 ・認証文の「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」を「こ
6328 の写しは、住民票の除票の原本と相違ないことを証明する。」に改める。

6329

6330 ★1.1.3（個人票／世帯票）にあるとおり、本仕様書においては、住民票（原票）
6331 は個人を単位として調製することを原則としている。また、除票においては、
6332 世帯の全員の住民票（原票）が同時に消除された場合に、世帯連記式で除票の
6333 写しを交付することも制度上否定されないものと考えられる。このことを前
6334 提に、世帯の全員の住民票（原票）が同時に消除された場合のため、除票の写
6335 しを世帯連記式で出力する機能が必要かどうか、除票の150年保存も踏まえ、
6336 構成員に確認する。★

6337

6338 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入（第8回分科会時には省略）

6339

6340

【考え方・理由】

6341 ○ 住民票の除票の写し（世帯連記式を除く）のレイアウトの考え方

6342

住 民 票 (除 票)

氏名	住民 太郎 (じゅうみん たろう)	個人番号	3794 7448 4458	
		住民票コード	2472 7059 608	
旧氏		生年月日	平成 2年 1月 1日	
世帯主	住民 太郎	性別	男	
続柄	世帯主	住民となった日	令和 元年 12月 4日	
住所	東京都港区虎ノ門2-2-1	住所を定めた日		
		届出の年月日	令和 元年 12月 6日	
本籍	東京都千代田区霞が関2-1	筆頭者	住民 太郎	
転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2			
***	***	***	***	
***	***	***	***	
【除票記載事項】				
転出先住所(予定)：○○県□□市□□町3-3-3				
転出先住所：○○県□□市△△町1-1-1				
届出年月日：令和 ○年 ○月 ○日				
消除年月日：令和 ○年 ○月 ○日 (消除事由：転出(又は改製、死亡等))				
転入通知年月日：令和 ○年 ○月 ○日				
転出年月日：令和 ○年 ○月 ○日				
【異動履歴】				
令和 元年 6月 6日異動(転居)(令和 元年 6月 7日届出)				
異動項目：住所				
異動前：東京都港区芝公園5-2-5				
異動後：東京都港区虎ノ門2-2-2				
異動項目：住所を定めた年月日				
異動前：平成25年 4月 1日				
異動後：令和 元年 6月 6日				
以下余白				

日本人住民の例

統合記載欄

この写しは、住民票の除票の原本と相違ないことを証明する。

証 号
枚中 *** 枚目

令和 ●年 ○月 ■日

△△△長(職務代理者)

○○ ○○



6343

6345 **【実装すべき機能】**

6346 住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書について、20.1.1、
6347 20.1.2 及び 20.1.3 に規定する住民票の写し及び住民票の除票の写しの記載
6348 項目のうち、記載するかどうかを任意に選択した上で、直接印刷により出力
6349 できること。

6350 レイアウトは、20.1.1、20.1.2 及び 20.1.3 に規定するレイアウトに以下
6351 の変更を加えたものとする（参考までにレイアウトを次に示す。）。

6352

6353 (変更箇所)

6354 ・表題の「住民票」を「住民票記載事項証明書」に、「住民票（除票）」を「住
6355 民票除票記載事項証明書」に改める。

6356 ・記載しない項目は、項目名及び項目内容を「***」表示とする。

6357 ・認証文の「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明す
6358 る。」を「上記の事項は、世帯全員の住民票に記載された事項と相違ない
6359 ことを証明する。」に、「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明
6360 する。」を「上記の事項は、住民票に記載された事項と相違ないことを証
6361 明する。」に、「この写しは、住民票の除票の原本と相違ないことを証明す
6362 る。」を「上記の事項は、住民票の除票に記載された事項と相違ないこと
6363 を証明する。」に改める。

6364

6365 **【実装しない機能】**

6366 記載しない項目について、ある項目を記載しないことを選択した場合、他
6367 の項目も連動して記載しないこととすること。

6368

6369 ★このような機能（実装しない機能に記載の機能）の可否を構成員に確認す
6370 る。★

6371

6372 **【考え方・理由】**

6373 記載事項証明書については、分科会における議論の結果、記載しない項目
6374 の項目名及び項目内容を「***」表示とした上で、写しと同じ様式を兼用
6375 することとした。

6376 日本人住民について本籍・筆頭者のいずれかを記載しないこととした場合

6377 や、外国人住民について在留資格・在留期間等・満了日のいずれかを記載し
6378 ないこととした場合に、他の項目も連動して記載しないこととする機能をカ
6379 スタマイズ実装している自治体もあるが、これらのうち一部のみを記載しな
6380 いことも制度上、否定されないため、このような機能は不要である。(本機
6381 能は画面操作に関する機能であるが、カスタマイズの発生源となっているた
6382 め、標準仕様書への実装可否の整理対象とする)

6383

6384 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入(第8回分科会時には省略)

6385

20.2 転出証明書等

6386

6387 20.2.1 転出証明書

6388 【実装すべき機能】

6389 転出証明書について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により出力で
6390 きること。

6391 転出証明書に QR コードを印字すること。

6392 ●QR コードの大きさ・配置、QR コードに入れるべきデータ項目、データ
6393 形式等については、今後、APPLIC タスクフォースと連携して検討する。●

6394

6395

6396 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入（第8回分科会時には省略）

6397

6398

【考え方・理由】

6399 ○ 転出証明書のレイアウトの考え方

6400

・「転出証明書に準ずる証明書」の場合はタイトル変更

転 出 証 明 書

再交付

届出年月日	令和 元年 12月 3日	転出予定年月日	令和 元年 12月 4日
あたらしい住所	東京都港区虎ノ門2-2-1		
いままでの住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
いままでの世帯主	住民 太郎		

1	氏名	住民 太郎	個人番号	3 7 9 4 7 4 4 8 4 4 5 8
	旧氏		住民票コード	2 4 7 2 7 0 5 9 6 0 8
	生年月日	平成 2年 1月 1日	住所を定めた日	
	本籍	東京都千代田区霞が関2-1	性別	男
	***	***	続柄	世帯主

2	氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮	個人番号	4 5 4 9 7 2 3 6 4 8 6 0	
	通称	住民 花子	住民票コード	2 4 8 4 6 0 1 6 2 2 4	
	生年月日	1990年 2月 2日	住所を定めた日		
	国籍・地域	マレーシア	性別	女	
	法第30条の45に規定する区分 在留期間の満了の日	中長期在留者	在留資格	日本人の配偶者等	在留期間等

3	氏名	住民 一郎	個人番号	5 0 7 9 5 7 1 0 0 7 2 1
	旧氏		住民票コード	2 5 2 0 8 0 1 7 6 4 3
	生年月日	令和 元年 5月 1日	住所を定めた日	
	本籍	東京都千代田区霞が関2-1	性別	男
	***	***	続柄	子

4	氏名	住民 二郎	個人番号	5 0 7 9 5 7 1 0 0 7 2 2
	旧氏		住民票コード	2 5 2 0 8 0 1 7 6 4 4
	生年月日	令和 元年 5月 1日	住所を定めた日	
	本籍	東京都千代田区霞が関2-1	性別	男
	***	***	続柄	子

該当	国民健康保険		国民年金		児童手当	介護保険	後期高齢者医療保険	個人番号カード又は住基カード
	資格	退職	基礎年金番号	種別				
1								
2								
3								
4								

上記の者について、当■から転出する旨の届出があったことを証明する。

枚中 *** 枚目

令和 ●年 ○月 ■日
 △△ 長（職務代理者）

○○ ○○

印

・再交付の場合は、右上に「再交付」と印字できるようにする。

【理由】転出証明書は、転出（予定）日を迎え住民票が削除されるまでは、紛失等により再交付することができ、その際、当初交付された転出証明書と区別するため。

・住所を定めた日は住基法上の記載事項となっていないが、項目として記載する。

【理由】過誤・悪意の届出を転入処理が完了する前に判別する上で、自治体からのニーズが高いため。

・レイアウト作成上CSから出力される転出確認証明書を参考にしているが、性別や法第30条の45に規定する区分等については、位置を変更

【理由】3情報が離れないことや、論理的に情報が並ぶ順番を考慮しつつも、スペースを効率的に使うため。

・漢字名のある外国人の場合は、漢字氏名をアルファベット氏名の後に併記する。ただし、転出証明書においては、氏名、通称氏名、旧氏の後に（ ）でふりがなを付すことはしない。そのため、氏名欄は全角48文字、英数字は全角で桁あふれが生じる場合は、必要に応じて半角とし、半角96文字以上とする。

【理由】要領第2-2-(2)-ア、テ(ウ)及びヌ(ウ)では、住民票（原票）の記載事項について、氏名、旧氏及び通称には、できるだけふりがなを付すことが適当であるとされているため、住民票の写しについてはふりがなを付す機能を実装してもよいこととしたが、転出証明書にはこの事務処理要領は適用されないため、ふりがなは不要。そのため、桁数も氏名の表示に十分（分科会での議論で、人口100万人規模の都市でもこの桁数で、桁あふれを年間10万件程度に抑えられる）文字数とする。

・資格情報は世帯全員分をまとめて記載。

【理由】1葉になるべく多くの人数を記載するため。

・「個人番号カード又は住基カード」の項目は法上の記載項目ではないが、記載する。

【理由】カード情報の変更の案内を確実にするため、必要という自治体のニーズがあったため。

・一人分ずつの情報を格納したQRコードを人数分印字する。

【理由】住民記録システムの機能としては、何らかの方法でCSV形式になったデータを取り込めることを標準機能とし、その方法は問わないが、「転出証明書へのQRコードの印字」については、QRコード化する主体（転出元市区町村）とそれを扱う主体（転入先市区町村）が異なり、転出元市区町村でQRコードを印字しなければ転入先市区町村でも読み取れないことから、転出証明書にQRコードを印字することを標準とする。

QRコードの大きさ・配置、QRコードに入れるべきデータ項目、データ形式等については、今後、APPLICタスクフォースと連携して検討するが、構成員・準構成員への意見照会の結果、QRコードが裏面や2頁目に印刷されることは望ましくないという意見が多かったため、1枚目の表面に印字できるように、一人分ずつ情報を分け、QRコードが大きくなりすぎないようにする。

6401

6402

6403

6404

通称の記載及び削除に関する事項

・転出証明書の通称の履歴は省略できないため、履歴がある場合は2枚目にこの様式で記載。

氏名： JUMIN MARIA (住民 マリア)

住民票コード： 2484 6016 224

処理年月日： 令和 元年12月 3日

No	記載年月日	記載市町村名	削除年月日	削除市町村名	通称
1	平成29年 5月 6日	大阪府大阪市	令和 元年 8月 6日	東京都千代田区	住基 花子
2	令和 元年 8月 6日	東京都千代田区			住民 花子
3			【以下余白】		
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

6405

6406

6407

6408

6409

6410

6411

6412

6413

6414

6415

6416

6417

10.9 (CSV 形式のデータの取込み) に記載のとおり、転入処理を行う際、CSV 形式で提供された転出証明書に記載のデータを取り込めることとしており、この機能は、転出証明書に印字された QR コードを読み取った CSV 形式のデータを取り込むことも想定している。

しかし、転出証明書への QR コードの印字については、QR コード化する主体 (転出元市区町村) とそれを使う主体 (転入先市区町村) が異なり、転出元市区町村で QR コードを印字しなければ転入先市区町村でも読み取れないことから、転出証明書に QR コードを印字することを標準とする。なお、QR コードリーダーを実装するかどうかは各自治体の判断に委ねられる。

6419 **【実装すべき機能】**

6420 転出証明書に準ずる証明書について、直接印刷により出力できること。

6421 レイアウトは、20.2.1 に規定する転出証明書のレイアウトに以下の変更
6422 を加えたものとする（参考までにレイアウトを次に示す。）。

6423

6424 （変更箇所）

6425 ・表題の「転出証明書」を「転出証明書に準ずる証明書」に改める。

6426

6427 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入（第8回分科会時には省略）

6428

20.3 住民基本台帳の写し

6429

6430 20.3.1 住民基本台帳の写し（閲覧用）

6431 **【実装すべき機能】**

6432 住民基本台帳の写し（閲覧用）について、次に示すレイアウトに従い、P
6433 DF又はCSVにより出力できること。

6434

6435

6436

6437

6438 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入（第8回分科会時には省略）

6439

20.4 住民票コード通知票等

6446

6447 20.4.1 住民票コード通知票

6448 **【実装すべき機能】**

6449 住民票コード通知票について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷によ
6450 り出力できること。

6451

6452 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入（第8回分科会時には省略）

6453

6454 **【考え方・理由】**

6455 ○ 住民票コード通知票のレイアウトの考え方

6456

105-0001
東京都港区虎ノ門2-2-1

住民 太郎 様

郵送のための住所欄は、他様式とそろえる（他の様式と同じ封筒を使用する）
なお、分科会における議論の結果、窓付き封筒の使用を想定して宛先は記載することとし、発行元は封筒に記載すれば良いことから削ることとした。

下記の3様式のレイアウトを同一とする
・住民票コード通知票
・住民票コード変更通知票
・住民票コード修正通知票

住民票コード通知票

3様式で異なる部分

住民票コード		生年月日		性別	
氏名					

3様式で共通部分

あなたの住民票コードは上記のとおりですので通知します。

3様式で異なる部分

年 月 日

〇〇〇〇長(職務代理者)

〇〇 〇〇

印

6457

6458

6459 20.4.2 住民票コード変更通知票

6460 **【実装すべき機能】**

6461 住民票コード変更通知票について、直接印刷により出力できること。

6462 レイアウトは、20.4.1 に規定する住民票コード通知票のレイアウトに以
6463 下の変更を加えたものとする（参考までにレイアウトを次に示す。）。

6464

6465 (変更箇所)

6466 ・表題の「住民票コード通知票」を「住民票コード変更通知票」に改める。

6467 ・通知文の「あなたの住民票コードは上記のとおりですので通知します。」

6468 を「あなたの変更後の住民票コードは上記のとおりですので通知します。」

6469 に改める。

6470

6471

6472 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入（第8回分科会時には省略）

6473

6474 20.4.3 住民票コード修正通知票

6475 **【実装すべき機能】**

6476 住民票コード修正通知票について、直接印刷により出力できること。

6477 レイアウトは、20.4.1 に規定する住民票コード通知票のレイアウトに以
6478 下の変更を加えたものとする（参考までにレイアウトを次に示す。）。

6479

6480 (変更箇所)

6481 ・表題の「住民票コード通知票」を「住民票コード修正通知票」に改める。

6482 ・通知文の「あなたの住民票コードは上記のとおりですので通知します。」

6483 を「あなたの修正後の住民票コードは上記のとおりですので通知します。」

6484 に改める。

6485

6486

6487

6488 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入（第8回分科会時には省略）

6489

20.5 その他

6490

6491 20.5.1 転入通知情報取込エラー一覧表

6492 【実装すべき機能】

6493 機能要件 4.1.3.10（転出確定／CSからのデータ自動取り込み）（No.
6494 92（転出確定／CSからのデータ自動取り込み））に規定する転入通知情
6495 報の取込エラー一覧表について、次に示すレイアウトに従い、XLSX形式、
6496 CSV形式、PDF形式又は直接印刷のいずれかによって出力できること。
6497

6498 【考え方・理由】

6499 本様式について、ペーパーレス対応が可能かどうか構成員・準構成員に意
6500 見照会した結果、住基ネットが示す転入通知があれば、エラー対象者を把握
6501 するための資料は画面上で確認すれば足りるというペーパーレス化に積極
6502 的な意見があった一方、繁忙期は端末を占有することが難しく、紙照合が必
6503 要な場面もあるとの意見もあったため、基本はペーパーレス対応を推奨する
6504 が、繁忙期に備えて直接印刷機能も実装することとした。
6505

6506 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入（第8回分科会時には省略）
6507
6508
6509

6510

【考え方・理由】

6511 ○ 転入通知情報取込エラー一覧表のレイアウトの考え方

転入通知情報取込エラー一覧表

○年○月○日作成

転入地市町村の代表者・職氏名 ○○長 ○○ ○○

転入通知情報	
転入届出年月日	
転入日	
いままでの住所	
いままでの住所 地市町村コード	
あたらしい住所	
新しい住所地市 町村コード	

既存住基情報	
転出届出年月日	
転出予定日	
住所	
—	—
転出先（予定）	

エラー情報

異 動 者	氏名（漢字）	
	ふりがな	
	生年月日	
	性別	
	住民票コード	
	氏名（漢字）	
	ふりがな	
	生年月日	
	性別	
	住民票コード	
	氏名（漢字）	
	ふりがな	
	生年月日	
	性別	
	住民票コード	
	氏名（漢字）	
	ふりがな	
	生年月日	
	性別	
	住民票コード	

氏名（漢字）	
ふりがな	
生年月日	
性別	
住民票コード	
氏名（漢字）	
ふりがな	
生年月日	
性別	
住民票コード	
氏名（漢字）	
ふりがな	
生年月日	
性別	
住民票コード	
氏名（漢字）	
ふりがな	
生年月日	
性別	
住民票コード	

対象人数	人
------	---

6512

6513 20.5.2 出入国在留管理庁長官通知更新リスト

6514 **【実装すべき機能】**

6515 機能要件 4.5.7 (在留資格取消し・変更) (No. 144-2 (外国人/在
6516 留資格取消し・変更)) に規定する出入国在留管理庁長官通知更新リストに
6517 ついて、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。
6518

6519 **【考え方・理由】**

6520 本様式について、ペーパーレス対応が可能かどうか構成員・準構成員に意
6521 見照会した結果、住民記録システムに画面上又はテキスト形式で表示された
6522 インプット件数、アップデート件数、取り込めなかった件数を取り込み、画
6523 面との照合で内容を確認することでペーパーレス化が可能という意見があ
6524 った一方、繁忙期は端末を占有することが難しく、紙照合が必要な場面もあ
6525 るとの意見もあったため、基本はペーパーレス対応を推奨するが、繁忙期に
6526 備えて直接印刷機能も実装することとした。
6527
6528
6529

出入国在留管理庁長官通知更新リスト

○年○月○日作成

出入国在留管理庁長官通知情報			
連番	異動事由		
事由発生年月日			
異動事由 1			
異動事由 2			
異動事由 3			
居住地			
英字氏名			
(旧情報)			
漢字氏名			
(旧情報)			
生年月日	性別		
(旧情報)	(旧情報)		
在留カード等の番号	国籍・地域		
(旧情報)	(旧情報)		
法第30条45に規定する区分	在留資格期間		
(旧情報)	(旧情報)		
在留期間満了日			
(旧情報)			
その他			

現存住民基本台帳情報	
個人番号	
住民票コード	
外国人住民となった日	
住所を定めた日	
届出の年月日	
住所	
氏名	
通称	
生年月日	
性別	
在留カード等の番号	
国籍・地域	
法第30条45に規定する区分	
在留資格	
在留期間等	
在留期間の満了の日	
転入前住所	

6530

6531

6532

6533 20.5.3 住民異動届受理通知書

6534 **【実装すべき機能】**

6535 住民異動届受理通知書について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷に
6536 より出力できること。

6537

6538

6539 ※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入（第8回分科会時には省略）

6540

6541 **【考え方・理由】**

6542 ○ 住民異動届受理通知書のレイアウトの考え方

6543

住民異動届受理通知書

105-0001
東京都港区虎ノ門2-2-1

住民 太郎 様

窓付き封筒の使用を想定
郵送のための住所欄は、他
様式とそろえる（他の様式
と同じ封筒を使用する）

年 月 日

〇〇〇〇長
〇〇 〇〇

以下の内容の住民異動届を受理しましたので通知します。

届出年月日 年 月 日
届出名 _____
異動者氏名 _____

事務処理要領に基づいて、
この帳票では枠線を省き、
直接記載する

この通知は、第三者が本人になりすまして虚偽の住民異動届を行う事例が発生していることを踏まえ、そのような虚偽の住民異動届の早期発見、ひいては予防の観点から異動前の住所にお送りしているものです。

この通知に疑義のある方は、以下まで御連絡ください。

市町村部課名 _____
連絡先 _____

6544

6545

6546

6547

6548

6549

20.6 住民基本台帳関係年報の調査様式

6550

20.6.1 住民基本台帳関係年報の調査様式第1表、第1の2表及び
6551 第1の3表

6552

【実装すべき機能】

6553

住民基本台帳関係年報の調査様式である第1表、第1の2表及び第1の3
6554 表について、別に指定するレイアウト(参考までにレイアウトを次に示す。)
6555 に従い、XLSX形式により出力できること。

6556

6557

【考え方・理由】

6558

住民基本台帳関係年報の調査様式である第1表、第1の2表及び第1の3
6559 表については、既に別途、形式が指定されている。

6560

6561

※ 最終的には、次ページに原寸大レイアウトを挿入(第8回分科会時には省略)

6562

6563

6564

6565

6566

6567

6568

6569

6570

6571

6572

6573

6574

第5章 データ要件

6576 **【実装すべき機能】**

6577 住民記録システムにおいて管理するデータについて、別添（※）において
6578 示す標準化したデータ構造（以下「標準データ構造」という。）に従った最
6579 新のデータを保持すること。他システムとの連携時及びシステム更改時には、
6580 標準データ構造に従って最新のデータを提供すること。

6581 なお、現行のデータ構造からの円滑な移行を実現するため、当面、システ
6582 ム処理の便宜上、標準データ構造と連携させた従来 of データ構造及びデータ
6583 を保持・運用することをも許容する。

6584

6585 ※ 今後、中間標準レイアウト仕様及び履歴等の機能要件の整理を踏まえ、
6586 示すこととする。

6587

6588 **【考え方・理由】**6589 **1. データ構造の標準化の方針**

6590 我が国の自治体が中長期的な人口構造の変化に直面する中であっても、
6591 住民サービスを維持・向上させ続けるためには、共同クラウド化・広域ク
6592 ラウド化等を通じた自治体の職員負担の削減、ベンダの負担の削減やベン
6593 ダ間での円滑なシステム更改等を通じた自治体の財政負担の削減を進め
6594 る必要がある。

6595 自治体内システム間データ連携の標準として「地域情報プラットフォーム
6596 標準仕様」が、また、システム更改の際のデータ移行時のデータ形式の
6597 標準として「中間標準レイアウト仕様」が定められているが、両仕様とも、
6598 氏名・住所等の基本的なデータについては規定されているものの、必ずし
6599 も住民記録システムにとって必要なデータ項目が全て網羅されているわ
6600 けではなく、結果として自治体・システムベンダごとにデータ構造が異な
6601 っている。そのため、システム間データ連携のためのカスタマイズが生じ、
6602 また、システム更改の際のデータ移行時には自治体の人的・財政的負担が
6603 新たに生ずることから、ベンダロックインの原因ともなっている。

6604 データ構造の共通化は、システム改修に短期的には多大な負担を生じさ
6605 せるが、中長期的な視野に立った場合、システム間データ連携やデータ移
6606 行の度に生ずる自治体・ベンダの負担を解消させることとなり、今後、飛
6607 躍的・加速度的に進む新技術の導入の際に、より広域的に、シームレスに

6608 対応していけるための基盤整備として必要なものである。
6609 そのため、住民記録システム標準化の目的である「(目的1) カスタマイズを原則不要にする」及び「(目的2) ベンダ間での円滑なシステム更改を
6610 可能にする」を踏まえ、住民記録システムのデータ構造についても標準化
6611 を進めることとする。
6612
6613

6614 2. 経過措置

6615 「標準データ構造と連携させた従来のデータ構造及びデータを保持・運
6616 用することをも許容する」とした理由は、現行では、各ベンダの既存パッ
6617 ケージシステムは、それぞれのデータ構造に対応したものとなっており、
6618 これを改修することは膨大な作業量とコストを要することが予想される
6619 ことを踏まえ、標準データ構造への移行を円滑かつ合理的に実施し、標準
6620 データ構造の早期実現に伴う期間・改修コストをできるだけ抑制しながら、
6621 「(目的1) カスタマイズを原則不要にする」及び「(目的2) ベンダ間で
6622 の円滑なシステム更改を可能にする」を実現しようというものである。

6623 具体的には、例えば、標準データ構造に従った最新のデータを一旦、ベン
6624 ダ独自のデータ構造に変換した上で、ベンダの既存パッケージシステム
6625 に取り込み、また、ベンダの既存パッケージシステムから一旦、ベンダ独
6626 自のデータ構造に変換した上で、標準データ構造に従った最新のデータを
6627 出力することも許容する。

6628 なお、その場合でも、標準データ構造に従ったデータは常に最新にして
6629 おくことが求められる。この方法はあくまで経過措置であり、将来的には、
6630 例えばパッケージシステムのバージョンアップ時等に、標準データ構造ベ
6631 ースでのパッケージへとバージョンアップされることを期待する。

6632 他システムとの連携について、標準データ構造の中の具体的にどの項目
6633 をどのシステムと連携させるかは別途検討する。
6634

6635 30.2 文字

6636 (No. 10 (共通/文字情報基本要件))

6637 **【実装すべき機能】**

6638 住民記録システムで用いるデータの文字セット（文字集合）は JIS X
6639 0213:2012、文字コードは UCS (UTF-16) とする。ただし、氏名、旧氏、通称、
6640 世帯主、住所、方書、転入前住所、本籍及び筆頭者の項目（以下「氏名等」と
6641 いう。）については、これらを「文字情報基盤」による文字セット・文字コー

6642 ド（サロゲートペア・IVSを含む。以下同じ。※）により拡張したもの（以下
6643 「文字情報基盤文字」という。）とする。

6644

6645 ※ 文字セットは、「文字情報基盤」として整備された「MJ 文字集合（MJ 文字
6646 /MJ 文字図形の集合）」とすること。

6647 文字コードは、「文字情報基盤」として整備した全ての文字（「MJ 文字図
6648 形」）の国際規格化が完了した文字コード国際規格書「ISO/IEC 10646
6649（ISO/IEC 10646 Universal Coded Character Set (UCS)）第5版」以降に
6650 準拠し、「MJ 文字情報一覧表」にある「実装した UCS」及び「実装した Moji_Joho
6651 コレクション IVS」並びに「MJ 文字情報一覧表 変体仮名編」にある「UCS 符
6652 号位置」に示すものとする。

6653 サロゲートペア（Unicode 及び ISO/IEC 10646 の文字符号化方式である
6654 UTF-16 で用いられる（4 バイトで 1 文字を表す）符号化拡張方法）及び IVS
6655（字形選択子／異体字シーケンス）への対応も必須とするが、次の段落のな
6656 お書きの経過措置による場合、同段落の条件を満たすことをもって対応して
6657 いるものとみなす。

6658

6659 (注)

6660 「文字情報基盤」による文字セット・文字コードを含んだ JIS X 0221:2020
6661 の発効予定を踏まえ、以上の記述について、以下のとおり見直すことを検討
6662 する。

6663

6664 住民記録システムで用いるデータの文字セット（文字集合）・文字コード
6665 は JIS X 0221:2020 に準拠すること。このうち、氏名、旧氏、通称、世帯
6666 主、住所、方書、転入前住所、本籍及び筆頭者の項目（以下「氏名等」とい
6667 う。）については、JIS X 0221:2020 附属書 A に規定される部分集合用図形
6668 文字の組のうち、

- 6669 ・組番号 390 MOJI-JOHO-KIBAN IDEOGRAPHS-2016
- 6670 ・組番号 1042 KANA SUPPLEMENT のうち、U+1B001～U+1B0FF
- 6671 ・組番号 1115 KANA EXTENDED-A

6672 を用いることができること。

6673

6674 なお、現行の文字セット・文字コードからの円滑な移行を実現するため、当
6675 面、システム処理の便宜上、氏名等については、文字情報基盤文字によるデー
6676 タ（内字（※）のみならず、外字（※）を含む。以下同じ。）とともに、以下
6677 を条件として、これらに変換できるベンダ独自の文字セット・文字コード（以

6678 下「変換可能文字」という。)によるデータ(内字のみならず、外字を含む。
6679 以下同じ。)を併用することも許容する。

6680

6681 ※ 内字……当該文字セット・文字コードにおいて、標準で収録されており、
6682 共通の文字コードを振っている文字をいう。

6683 ※ 外字……当該文字セット・文字コードにおいて、標準では収録されてお
6684 らず、自治体が個別に追加した文字をいう。

6685

6686 ・ 文字情報基盤文字によるデータを保持し、いつでも他システム連携等のた
6687 めに出力できること。

6688

6689 ・ 変換可能文字によるデータにおける内字は、いつでも文字情報基盤文字に
6690 によるデータの内字に変換できること。

6691 変換可能文字によるデータにおける外字は、いつでも文字情報基盤文字に
6692 によるデータの内字又は外字に変換できること。外字とする場合は、外字とし
6693 て字形を保持した上で変換できること(文字化けさせないこと)。

6694

6695 ・ 文字情報基盤文字によるデータにおける内字及び外字は、いつでも変換可
6696 能文字によるデータの内字又は外字に変換できること。外字とする場合は、
6697 外字として字形を保持した上で変換できること(文字化けさせないこと)。

6698

6699 ・ ある文字について、変換可能文字によるデータにおける字形・文字コード
6700 と文字情報基盤文字によるデータにおける字形・文字コードを簡易に確認で
6701 けること。

6702

6703 ・ 変換可能文字で外字となるが、文字情報基盤文字で内字となる文字につい
6704 て、何らかの方法(例:文字コードによる入力、コピー&ペーストによる入
6705 力、別ツールによる入力)により文字情報基盤文字として入力できること。

6706

6707 ・ 以上については、物理的に文字情報基盤文字によるデータを保持する方法
6708 のほか、仮想的に文字情報基盤文字によるデータを保持しているのと同じ状
6709 態(※)を実現する方法が許容される。

6710

6711 ※ 例えば、物理的に文字情報基盤文字によるデータを保持せずに、「仮想
6712 的に文字情報基盤文字によるデータを保持しているのと同じ状態」を実現
6713 するためには、変換可能文字によるデータから文字情報基盤文字によるデ

6714 ータを即時に完全に復元できる必要があるが、以下の方法により実現可能
6715 であると考えられる。

6716 ・ 文字情報基盤文字によるデータを変換可能文字によるデータに変換す
6717 る際に縮退させず、可逆的な変換とする（必要に応じて、変換可能文字
6718 によるデータにおいて、文字情報基盤文字によるデータへ変換可能な外
6719 字を自動で作成する）。

6720 ・ 変換可能文字によるデータから単純に復元できるデータは文字情報基
6721 盤文字によるデータで重複しては保持せず、変換可能文字によるデータ
6722 から単純には復元できないデータに限って、その旨のフラグを立てた上
6723 で、文字情報基盤文字によるデータを保持する。

6724

6725 (留意点)

6726 ○ 文字情報基盤文字によるデータ（第1段落に記載のとおり、サロゲートペ
6727 ア・IVSを含む。）を持つ限りにおいて、別途、変換可能文字によるデータ
6728 を持つことは妨げられない。文字情報基盤文字上、区別されていない文字につ
6729 いて、引き続き、変換可能文字によるデータにおいて区別しておくことや、文字
6730 情報基盤文字上、内字である文字について、引き続き、変換可能文字によるデ
6731 ータにおいて外字としておくことも差し支えない。

6732

6733 ○ 変換可能文字でも外字であるものについては、文字情報基盤文字との同定
6734 を可能な限り行うこととする。

6735

6736 ○ 変換可能文字で内字であるものについては、文字情報基盤文字の内字とし
6737 て必ず変換できること。文字情報基盤文字の範囲で何らかの同定（縮退を含
6738 む。）を行い、必ず内字とすること。

6739

6740 ○ 「変換可能文字によるデータにおける内字は、いつでも文字情報基盤文字に
6741 よるデータの内字に変換できること。」とは、変換可能文字によるデータにお
6742 いて、文字情報基盤文字上の区別を維持することを求めるものではない。必要
6743 に応じて、変換の際に縮退させて差し支えない。また、もちろん、変換可能文
6744 字によるデータにおいて、サロゲートペア・IVSの使用を求めるものではない。
6745 (ただし、文字情報基盤文字による情報を保持することは必要)

6746

6747 EUC等によるデータ出力（ディスプレイや紙等への出力及びXML形式やCSV
6748 形式、PDF形式でのファイル出力等）の際は、「MJ文字集合」と約1万文字の
6749 JIS X 0213（JIS第1水準～第4水準）の文字（「JIS文字集合」との結びつ

6750 きを整理した「MJ 縮退マップ」を活用した縮退変換にも対応すること。この
6751 場合、JIS X 0213 に準拠したフォントを用いた出力に対応できること。その
6752 他、情報システム間のデータ連携やスマートフォン等による行政サービスの
6753 利用が可能となるよう、情報システム及びサービスの開発において、行政機関
6754 がその行政活動において使用する文字の取扱いを標準化するための実践ガイ
6755 ドブックである「文字環境導入実践ガイドブック（内閣官房情報通信技術（IT）
6756 総合戦略室）」を踏まえた文字の取扱いとすること。

6757 文字情報基盤文字によるデータにおいて（なお書きによる経過措置におい
6758 ては、物理的又は仮想的な文字情報基盤文字によるデータ及び変換可能文字
6759 によるデータにおいて）、Unicode の私用領域（Private Use Area（PUA））へ
6760 外字を作成でき、これらの外字が住民記録システム上から利用できること。

6761 文字情報基盤文字によるデータにおける外字を、文字情報基盤文字による
6762 データにおける内字とするため、文字情報基盤文字と手動又は自動で同定す
6763 るツールを提供すること。

6764 なお、住基ネットや「在留カード等発行システム」で使用している外字につ
6765 いては、自動変換（同定）が可能であること。

6766 住民記録システムのシステム移行時は、現行システムで使用している外字
6767 が正確に移行できること。また、住民記録システムと連携している他システム
6768 への外字移行も同様にできること。

6769 以上の機能については、実装の有無を自治体が選択するのでなく、標準準拠
6770 パッケージ全てに機能として実装すること。（その他全ての機能（【実装しても
6771 しなくても良い機能】と記載している機能を除く。）についても同様だが、本
6772 項目については特に明記する。）

6773

6774 ●本機能要件については、住民記録システムとしては一旦この内容とした
6775 後、今後、住所地側で管理される他システム側に同様の機能要件を設けるかを
6776 確認し、その結果を踏まえて内容及び施行時期を改めて検討する。●

6777

6778 【考え方・理由】

6779 1. 文字を標準化する目的

6780 「世界最先端 IT 国家創造宣言（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）」において、
6781 「文字等の標準化・共通化を行うこと」及び「今後整備する情報システムにお
6782 いては、国際標準に適合した文字情報基盤を活用することを原則とする」と述
6783 べられた。

6784 ※ 「電子自治体の取組みを加速するための10の指針（総務省）」において
6785 は、指針6及び参考資料（指針6）に「国の動向を参考とした、文字環境
6786 の整理」の参考として、文字情報基盤の活用も紹介されている。

6787

6788 また、「デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定）」で
6789 は、行政データ連携標準の普及や、文字情報基盤の活用等による文字環境の整
6790 備・普及（KPI：地方公共団体の調達における文字情報基盤参照割合）、データ
6791 連携等を容易に行える文字環境の整備を掲げている。

6792 これらで述べられている文字情報基盤とは、文字情報基盤推進委員会にお
6793 いて整備されたものであり、同委員会は、平成22年度に、内閣官房情報通信
6794 技術（IT）担当室（現IT総合戦略室）、総務省、法務省、経済産業省、文化
6795 庁などの関係府省や専門家、産業界関係者が参加し、独立行政法人情報処理推
6796 進機構を事務局として設置されたものである。現在、その成果として、以下が
6797 公表されている。（参照：「文字情報基盤導入ガイド ver. 1.0」平成26年3月
6798 18日）

6799

6800 (1) IPAmj 明朝フォント

6801 文字情報基盤で整備された文字（戸籍統一文字の漢字：55,270文字、住
6802 民基本台帳ネットワークシステム統一文字の漢字：19,563文字を整理した
6803 結果）約60,000文字を収録したフォントであり、IPAフォントライセンス
6804 v1.0により、無償公開されている。ISO/IEC 10646に準拠して符号化され
6805 ている。

6806

6807 (2) 文字情報基盤 文字情報一覧表（MJ 文字情報一覧表）

6808 文字情報基盤で整備された文字について、

6809 ・文字図形、各種文字コードとの対応関係

6810 ・読み、画数、部首等の漢字属性情報

6811 ・SVGフォーマットによる文字図形イメージ情報

6812 等を収録し、文字の「見える化」を図る一覧表である。クリエイティブ・
6813 コモンズ・ライセンス 2.1「表示、継承」により無償公開されている。

6814

6815 「文字情報基盤」は、行政機関や行政機関内のシステムごとに外字を作成し
6816 ていた文字の相互参照を可能とすることによって、行政事務の効率向上及び
6817 外字管理コストの削減を目的としている。利用シーンとしては、既に持っている
6818 外字の字形同定作業の基準として、組織内の複数システム間の連携の基準
6819 として、他の行政機関との情報交換時の補足情報として、追加の外字として、

6820 また、印刷にも活用することが想定されている。
6821 (参照：「行政機関向け文字情報基盤の公開について」)
6822 <https://www.ipa.go.jp/files/000008967.pdf>
6823 <https://www.ipa.go.jp/files/000008968.pdf>

6824
6825 後述のとおり、総務省が平成 23 年度に実施した「市区町村が使用する外字
6826 の実態調査」では、総務省が全国の 1,386 の市区町村から収集した 1,166,536
6827 文字の外字情報のうち、95.52%が「文字情報基盤」と同定された。そのため、
6828 住民記録システムにおいて、「文字情報基盤」を導入することは、外字の数を
6829 大幅に減らすことができ、外字作成・管理の負担が削減できるとともに、以下
6830 のような様々な側面でのインタフェースにおける文字情報の流通の円滑化の
6831 効果が期待できる。

- 6832
- 6833 ・システム更改時における円滑なデータ移行や、移行コストの削減（中間標
6834 準レイアウト仕様の補完）
 - 6835 ・庁内他システムとの連携や、そのためのコスト縮減（地域情報プラットフ
6836 ォーム標準仕様の補完）
 - 6837 ・JIS X 0213 に縮退（MJ 縮退マップ）による官民連携コストの削減、オー
6838 プンデータの取組への基盤作り
 - 6839 ・高付加価値サービスの提供に向けたステップ
6840 ーQR コードからの縮退文字（JIS X 0213）の読み取り（民間）
6841 ー住民側スマートフォン／パソコンからの異動申請（申請ワンストップ等）
6842 等
- 6843

6844 2. 目指すべき方向性

6845 以上を踏まえ、将来的には、以下を目指すべきである。

6846

6847 ○ 住民記録システム及び戸籍システムを含む自治体の基幹系システムにおい
6848 て、これまで外字が存在してきた氏名等について、文字情報基盤文字によって
6849 データが内字として保持され（外字ができる限り抑制され（※））、庁内外のシ
6850 ステム間でも文字情報基盤文字が用いられている状態

6851

6852 ※ 「文字情報基盤導入ガイド ver. 1.0」（平成 26 年 3 月 18 日）では、「将
6853 来的には文字情報基盤が整備した文字図形以外の文字図形を全く使用しな
6854 いことにするという選択肢も有り得るが、本ガイドでは、そのような選択肢

6855 は想定せず、こういった文字については、図形（イメージ）情報として 8.4
6856 に示したような方式に則って交換可能とすることを目標とする。」(p. 9) と
6857 しつつ、「必要に応じ、文字情報基盤で整備された文字図形以外の文字図形
6858 を、「外字」等として利用することが有り得るが、できる限り文字情報基盤
6859 の文字範囲に収まるよう、調整することが望ましい。」(p. 6) としている。
6860

6861 3. 課題と現状を踏まえた本仕様書における標準機能

6862 「2. 目指すべき方向性」を実現するためには、大きく、以下の3つを実現
6863 することが必要である。

6864

- 6865 ① 変換可能文字の内字を、文字情報基盤文字に置き換えること
- 6866 ② 変換可能文字の外字を、文字情報基盤文字に置き換えること
- 6867 ③ 住民記録システムアプリケーションを文字情報基盤文字に対応させる
6868 こと。

6869

6870 JIS X 0213 では、第3水準漢字および第4水準漢字の一部を、UCS 第2面に
6871 割り当てており、これらを扱う場合には、「サロゲートペア(Unicode 及び
6872 ISO/IEC 10646 の文字符号化方式の UTF-16 で用いられる符号化拡張方法(4バ
6873 イト))」に対応しなければならない(既存パッケージ製品の一部には未だこ
6874 の範囲の漢字が扱えないものが存在する。)

6875 また、「文字情報基盤」として整備された「MJ 文字集合(MJ 文字/MJ 文字
6876 図形の集合)」並びに「MJ 文字情報一覧表」及び「MJ 文字情報一覧表 変体仮
6877 名編」では、UCS 符号値が16ビット(2バイト)の範囲(0~65,535)の中で、
6878 約24,000文字の漢字を割り当てている。そのほか、UCS 符号値が16ビット(2
6879 バイト)を超える文字(約28,000文字)も割り当てている(上述のとおり、
6880 サロゲートペア対応が必要)。さらに、通常の文字符号に加え、Variation
6881 Selector (VS。JISの「字形選択子(IVS)」)と呼ばれる枝番を付加することで
6882 文字を特定する方式を採用している文字(国際規格である ISO/IEC 10646:2003
6883 の追補版3(2008年)で加えられた規格に割り当てられた約6,000文字)も
6884 存在する。

6885 これらのことから、サロゲートペア・IVSを含めた全ての「文字情報基盤」
6886 をそのまま適用するためには、データベース上、これらに対応するとともに
6887 (①・②)、OS及びミドルウェアも含め、住民記録システムアプリケーション
6888 がこれらに対応する必要がある(③)。

6889

6890 「① 変換可能文字の内字を、文字情報基盤文字に置き換えること」について

6891

6892 これについては、同一ベンダのパッケージであれば自治体を通じて同じで
6893 あることから、基本的にベンダごとの対応となる。

6894

6895 変換可能文字の内字と、住民基本台帳ネットワーク統一文字との変換テー
6896 ブルは既に存在しており、住民基本台帳ネットワーク統一文字と文字情報基
6897 盤文字の対応表は「文字情報基盤」として整備された「MJ 文字情報一覧表」
6898 において提供されていることから、変換可能文字と文字情報基盤文字との変
6899 換テーブルを作成することも容易である（※）。

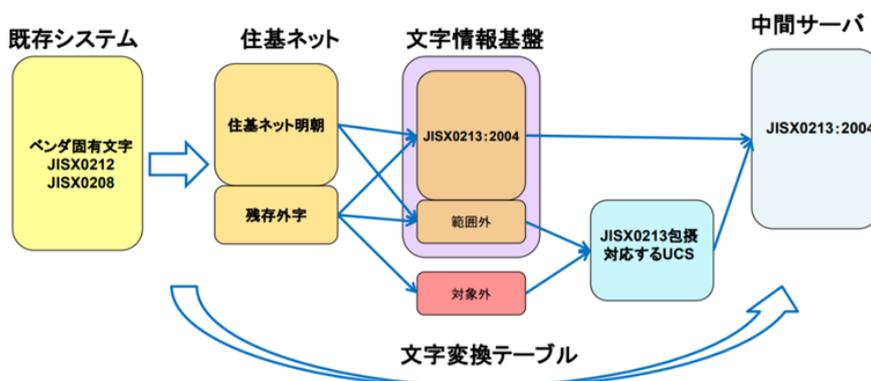
6900

6901 ※ なお、これらの成果を活かせば作業は相当省力化されるはずであるが、
6902 変換可能文字の内字を、住民基本台帳ネットワーク統一文字に変換する
6903 に際しては、縮退を行っている場合もあり、この変換テーブルと「MJ 文
6904 字情報一覧表」をそのままつなぎ合わせれば、本仕様書が求める変換可
6905 能文字と文字情報基盤文字との変換テーブルになるとは限らないこと
6906 に留意が必要である。例えば、変換可能文字では、A と A' が区別され、
6907 住民基本台帳ネットワーク統一文字では A と A' が区別されておらず、
6908 A に縮退させたとする、住民基本台帳ネットワーク統一文字を介して
6909 だけでは、変換可能文字での A と A' を文字情報基盤文字による A と A'
6910 にそれぞれ対応させることはできない。

6911

文字情報基盤を活用した変換例

- ・すべての自治体は住基ネット明朝との変換テーブルが存在する。
- ・文字情報一覧表では住基ネット明朝との変換テーブルの作成が可能
- ・自治体クラウド推進事業で残存外字とIPAMJ明朝との同定を行っている



6912

※対象外文字は主に、変体仮名(ひらがな変換)、中国簡体字、記号等

6913

<https://mojikiban.ipa.go.jp/contents/2014/06/20140613-4.pdf>

6914
6915
6916
6917
6918
6919
6920
6921
6922
6923
6924
6925
6926
6927
6928
6929
6930
6931
6932

そのため、本仕様書では、仮に変換可能文字を用いる場合でも、文字情報基盤文字との変換を機能要件とすることとした。

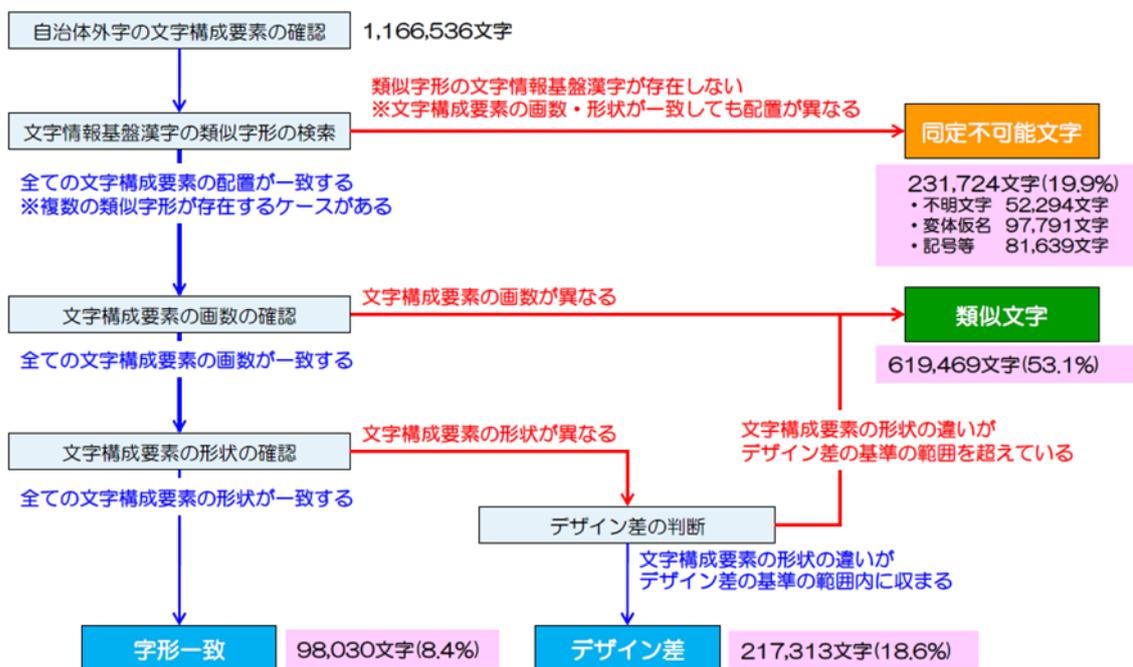
「② 変換可能文字の外字を、文字情報基盤文字に置き換えること」について

これについては、外字は同一ベンダのパッケージであっても自治体ごとに異なることから、基本的に自治体ごとの対応となる。

総務省が平成 23 年度に実施した「市区町村が使用する外字の実態調査」では、総務省から全国の市区町村に対して、外字情報の提出を任意に依頼した。1,386 の市区町村から、1,166,536 文字の外字情報を収集し、「文字情報基盤」の漢字と字形レベルでの同定を実施した。その結果、文字情報基盤と同定不明漢字は漢字の 4.48% (52,294/1,166,536 文字) となり、95.52% が同定できた。

(参照：「市区町村が使用する外字の実態調査」報告書 (平成 24 年 3 月))

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/02kiban07_03000021.html



6933
6934
6935
6936

本調査の成果物として、各自治体における住基ネット残存外字（各市区町村外字コード）と、「文字情報基盤」として整備した「MJ 文字図形」との同

6937 定結果が、各自治体に対して配布済みであり、この同定結果の活用方法も「外
6938 字実態調査の活用方法」として提供されている（「文字情報基盤導入テクニ
6939 カルスタディ」等も参照）。

6940 <https://mojikiban.ipa.go.jp/contents/2014/03/study.1.0.pdf>

6941 これらを踏まえると、少なくとも、「市区町村が使用する外字の実態調査」
6942 に参加した 1,386 自治体は、比較的容易に、変換可能文字の外字を、文字情
6943 報基盤文字に置き換えることも可能であると考えられる。

6944 しかしその一方、日本の国籍を有する者については、戸籍に記載又は記録
6945 がされている氏名を記載（字体も同一にする。）することとされており（要
6946 領第 2 の 1 (2) ア）、文字については、下流側の住民記録システムは、上流側
6947 の戸籍システムに大きく影響を受ける。「外字実態調査の活用方法」の p. 17
6948 では、次のように述べる。

6949

6950 類似文字として判定した漢字約 62 万文字には、戸籍電算化を行った
6951 場合に正字などに置き換えられる文字が約 40 万文字と多数存在してい
6952 ます。

6953 電算化後の戸籍に記載されている氏名に使用されている誤字の多く
6954 は、平成 6 年 11 月 16 日付け法務省民二第 7005 号・第 7006 号通達によ
6955 り、既に解消されていると考えられます。

6956 住基ネット残存外字に残っている誤字は、住民票の最新氏名の記載は
6957 更正されているが過去の履歴内に外字が残っているために削除されて
6958 いないケースや、本籍が住所地以外にあることから住民票の更正そのも
6959 のが行われていないケース、または戸籍そのものが未電算となっている
6960 ケースなどが考えられます。

6961 よって、この約 40 万文字は、戸籍電算化の進展、戸籍の氏名に合わせ
6962 た文字への住民票氏名の更正及び期間経過による住民票の改製により、
6963 その多くが解消できると期待できます。

6964

6965 したがって、上流側の戸籍システムにおいて、文字情報基盤文字に対応す
6966 る等によって外字が抑制されない限り、本籍地がその自治体以外の住民が転
6967 入すれば、転入するたびに同定作業が発生し、既に上記の 1,386 自治体にお
6968 いても、新たな外字が発生していると考えられる。また、仮に今後、戸籍シ
6969 ステムが文字情報基盤文字に対応することとなった場合、下流側の住民記録
6970 システムとしては、上流側の戸籍システム側の同定結果に合わせることを求
6971 められることが想定される（平成 29 年 7 月公開の戸籍システム検討ワーキ
6972 ンググループ最終とりまとめ「第 4 個別課題の検討 8 デジタルガバメン

6973 トの構築に向けて」においては、文字情報基盤の活用に言及している。)

6974 <http://www.moj.go.jp/content/001236230.pdf>

6975 もっとも、今後、その自治体において外字を管理する必要性が大きく縮減
6976 することや、仮にその後の異動があったとしても「市区町村が使用する外字
6977 の実態調査」による配布済みの同定結果をかなりの部分活用できることが見
6978 込まれること、転入のたびの同定作業は外字作成作業やその後の外字管理コ
6979 ストを考えればそれほど大きいとは考えられないことを考えれば、標準準拠
6980 システムの導入を機に、従来の外字もできる限り文字情報基盤文字と同定し、
6981 内字として取り込むことが強く推奨される。ただし、先述のように、上流側
6982 の戸籍システムの対応もあることから、必須とすることは求めない。

6983

6984 「③ 住民記録システムアプリケーションを文字情報基盤文字に対応させる
6985 こと」について

6986

6987 これについては、同一ベンダのパッケージであれば自治体を通じて同じで
6988 あることから、基本的にベンダごとの対応となる。

6989

6990 住民記録システムアプリケーションが、文字情報基盤文字に対応するため
6991 には、OS 層、ミドルウェア（データベース製品や文字入力サポートソフト
6992 ウェア等）層、アプリケーション（住民記録システムや各種パッケージシス
6993 テム等）層の全てが、サロゲートペア及び IVS に対応する必要があることにな
6994 る。

6995 そもそも、住民記録システムを含む基幹系システムのアプリケーション
6996 （パッケージシステム）の多くは、2000 年以前から販売されてきた。サロゲ
6997 ートペア自体は、Unicode 2.0 (1996 年) に規定されていたが (IVS は、ISO/IEC
6998 10646 (2008 年版以降) に規定されている。)、2000 年以前は、サロゲートペ
6999 ア非対応 OS が全盛であり、(2 バイトの番号に対応する文字が割り当てられ
7000 た) UCS-2 の範囲で文字入力が行われており、UTF-16 の符号化によるサロゲ
7001 ートペアの対応を行う必要がなかった。国内ベンダでは、OS が提供する標
7002 準の文字関連機能 (OS 標準フォントや文字入力サポートソフトウェア) だ
7003 けでは、戸籍や住民記録の業務で必要となる文字数が足りないという認識の
7004 下、より広い文字に対応するため、(必要に応じて独自の文字入力サポート
7005 ソフトウェア等も提供する) 文字関連機能 (OS とパッケージ製品の中間的
7006 処理を行う文字関連のミドルウェア) を開発してきた。2000 年より以前の
7007 文字セット (JIS X 0208 など) においては、サロゲートペアで符号化する
7008 文字の入力が一般的ではなかったため、国内ベンダが開発したミドルウェア

7009 及び基幹系システムアプリケーション文字を 2 バイト (16 ビット=2 の 16
7010 乗) 固定長のみで処理しても問題がなかった。

7011 しかし、2000 年には、現在の日本語の文字セット (符号化文字集合) の
7012 JIS 規格である JIS X 0213 が制定され (その後 2004 年、2012 年に改正) で
7013 は、第三水準漢字及びと第四水準漢字が新しく定義された。Unicode では、
7014 JIS X 0213 に完全対応するため、それまで収録できていなかった文字につ
7015 いて、(Unicode の 1 文字を常に 16 ビットで表す文字コードである) UTF-16
7016 のサロゲートペアの範囲に追加された。

7017 2000 年以降の OS では、JIS X 0213 に対応するため、標準フォントに追加
7018 漢字の字体を追加し、また、標準の文字入力サポートソフトウェアでの JIS
7019 X 0213 対応も行い、JIS X 0213 の追加漢字を含んだ文字変換にも対応して
7020 きており、更に IVS へも対応し、現在、OS 層においては、サロゲートペア
7021 及び IVS への対応がほぼ完了していると言える。

7022 また、ミドルウェア層においても、OS が提供する標準の文字関連機能 (OS
7023 標準フォントや文字入力サポートソフトウェア) では、OS と併せてサロゲ
7024 ートペアや IVS に対応し、データベース製品においても対応が完了しつづ
7025 がある。国内ベンダの開発した文字入力サポートソフトウェアの中でも、これ
7026 らに対応するものが出てきている。

7027 他方、アプリケーション層においては、今後、これらに順次対応していく
7028 ことが期待されるものの、既存の住民記録システムアプリケーション (パッ
7029 ケージシステム) の一部が未だに現在、これらに対応していないことから、
7030 経過的に、文字情報基盤文字とともに、変換可能文字を併用することも許容
7031 することとした。この場合でも、他システム連携等の様々な側面でのインタ
7032 フェースでは、文字情報基盤文字を用いることを想定しており、「文字情報
7033 基盤」の導入の目的である、様々な側面でのインタフェースにおける文字情
7034 報の流通の円滑化は達成可能である。

7035

7036 仮想的に文字情報基盤文字によるデータを保持しているのと同じ状態を実現
7037 する方法が許容することについて

7038

7039 本要件について、準構成員に意見照会を実施したところ、経過措置によつ
7040 た場合、氏名等について、文字情報基盤文字に基づくデータと変換可能文字
7041 に基づくデータをともに持つこととなり、2つのデータを持つことは冗長で
7042 データサイズが大きくなるため、変換可能文字に基づくデータと、連携等の
7043 際に動的に変換可能文字に基づくデータを文字情報基盤文字に基づくデー
7044 タに変換する仕組みさえあれば、文字情報基盤文字に基づくデータを保持し

7045 ておく必要はないのではないかとの意見があった。

7046 しかし、文字情報基盤文字に基づくデータを変換可能文字に基づくデータ
7047 に変換する際には、一定の縮退を許容しているため、無条件にこの案を認め
7048 ることは、変換可能文字に基づくデータに変換した時点で文字情報基盤文字
7049 に基づくデータが保持していた情報が失われ、変換可能文字に基づくデータ
7050 から文字情報基盤文字に基づくデータを復元できないおそれがあることから、
7051 適切でない。

7052 その一方、文字情報基盤文字に基づくデータを復元するためには、必ずし
7053 も、物理的に文字情報基盤文字によるデータを保持する必要はないことから、
7054 仮想的に文字情報基盤文字によるデータを保持しているのと同じ状態を
7055 実現する方法を許容することとした。準構成員からは、具体的な方法として、
7056 以下が挙げられた。

- 7057 ・ 文字情報基盤文字によるデータを変換可能文字によるデータに変換す
7058 る際に縮退させず、可逆的な変換とする（必要に応じて、変換可能文字
7059 によるデータにおいて、文字情報基盤文字によるデータへ変換可能な外
7060 字を自動で作成する）。
- 7061 ・ 変換可能文字によるデータから単純に復元できるデータは文字情報基
7062 盤文字によるデータで重複しては保持せず、変換可能文字によるデータ
7063 から単純には復元できないデータに限って、その旨のフラグを立てた上
7064 で、文字情報基盤文字によるデータを保持する。

7065

7066 4. 本仕様書において文字についての標準機能を規定する効果

7067 いま見たように、「3. 課題と現状を踏まえた本仕様書における標準機能」
7068 は、「2. 目指すべき方向性」の全てを直ちに標準機能として位置付けるもの
7069 ではない。具体的には、「② 変換可能文字の外字を、文字情報基盤文字に置
7070 き換えること」及び「③ 住民記録システムアプリケーションを文字情報基盤
7071 文字に対応させること」を強く推奨しつつも、必須としていない。

7072 しかし、それでも次のような効果が期待される。

7073

- 7074 ・ 様々な側面でのインタフェースにおいて、文字情報基盤文字に基づき、情
7075 報のやり取りをすることができ、システム更改時における円滑なデータ移
7076 行や、庁内他システムとの連携の円滑化に資する。
- 7077 ・ 自治体が、変換可能文字の外字を、文字情報基盤文字に置き換えようとす
7078 る場合、そうできるようになる。（これまでは、自治体側がその意志を持
7079 ったとしても、アプリケーション側の問題で、そうできないことがあった。）

7080

7081 5. 他システム連携

7082 (1) 住所地側で管理される他システムとの連携

7083 ある住民の氏名に外字が含まれる場合、本籍地と住所地それぞれの市区町
7084 村において外字を管理する必要があるが、住民記録システムは、住所地側の
7085 様々な基幹系システムの最も上流に位置する。

7086 本機能要件により、他システム連携等の様々な側面でのインタフェースに
7087 おいて、文字情報基盤文字を用いることができるようになるが、他システム連
7088 携をどのような文字セット・文字コードで行うかは、本仕様書というより、地
7089 域情報プラットフォーム標準仕様の領域である。

7090 もっとも、現在、地方税分野、社会保障分野等、様々な分野でのシステム標
7091 準化が検討されており、これら住民記録システムから下流側に位置する他シ
7092 ステムにおいても、本機能要件と同様の機能要件が設けられれば、当該他シ
7093 ステムと住民記録システムとの連携に文字情報基盤文字の活用が可能となる。

7094 本機能要件については、住民記録システムとしては一旦この内容とした後、
7095 今後、住所地側で管理される他システム側に同様の機能要件を設けるかを確
7096 認し、その結果を踏まえて内容及び施行時期を改めて検討する。

7097

7098 (2) 本籍地側で管理される他システムとの連携

7099 他方、本籍地側では、戸籍システムにおいて外字が管理されている。

7100 本籍地の市区町村と住所地の市区町村は、データ連携でなく、紙のやり取り
7101 がされていることも多いことから（ただし、今後、附票ネットワークによりデ
7102 ータ連携がなされる予定）、現段階では、戸籍システムが文字情報基盤文字に
7103 対応しないままに、住民記録システムを含む住所地側で管理されるシステム
7104 において文字情報基盤文字に対応しても、通常、システム間連携において支障
7105 を生じることはない。

7106 もっとも、3②で述べたように、上流側の戸籍システムにおいて、文字情報
7107 基盤文字に対応する等によって外字が抑制されない限り、本籍地がその自治
7108 体以外の住民が転入すれば、転入するたびに同定作業が発生し、また、仮に今
7109 後、戸籍システムが文字情報基盤文字に対応することとなった場合、下流側の
7110 住民記録システムとしては、上流側の戸籍システム側の同定結果に合わせる
7111 ことが求められることが想定される。

7112

7113 **6. Q&A**

7114

7115 Q 1 文字情報基盤文字では、4バイトで1文字の「サロゲートペア文字」が一部
7116 利用されているため、導入時に文字長チェック機能等の追加や、画面レイ
7117 アウトやDBレイアウト変更が必要なのではないかと考える。

7118

7119 A 1 なお書きにある経過措置によった場合、引き続き変換可能文字を用いる
7120 ことも許容されることから、住民記録システムアプリケーションとしての
7121 改修規模は抑制できると考える。

7122

7123 Q 2 住民記録システムのみ導入しても戸籍システムへの導入がなされなければ
7124 メリットがなく、住民基本台帳担当課の窓口においてトラブルの要因と
7125 なるのではないかと考える。

7126

7127 A 2 仮に、外字を禁止する方針とした場合、上流側の戸籍システムにおいても
7128 外字を禁止しなければ、下流側の住民記録システムにおいて外字を禁止す
7129 ることはできず、また、住民記録システムだけ外字を禁止すれば、住民基本
7130 台帳担当課の窓口においてトラブルの要因となることもあり得る。

7131 しかし、そもそも外字を禁止する方針とはしておらず、戸籍上、そう記載
7132 されている等の理由で、どうしても文字情報基盤文字と同定できない文字
7133 があった場合は、外字を作成することも可能である。

7134 また、戸籍システムも同時に文字情報基盤文字に対応した方がより「文字
7135 情報基盤」の導入効果が生まれやすいことはもちろんであるが、仮に戸籍シ
7136 ステムが文字情報基盤文字に対応していなくても、住民記録システムを始め
7137 とする住所地側の様々な基幹系システムが文字情報基盤文字に対応すれば、
7138 住所地側での外字作成・管理の負担の削減や、システム更改時における
7139 円滑なデータ移行、庁内他システムとの連携の円滑化等の効果は得られる。

7140

7141 Q 3 文字情報基盤文字を導入した場合、既存外字が文字情報基盤文字のどれ
7142 になるか等の突合作業が新たに発生し、全ての連携システム側の変換テー
7143 ブルの変更や検証作業が発生するのではないかと考える。

7144

7145 A 3 既存外字について、文字情報基盤文字との突合作業を行うことは強く推
7146 奨しつつも、必須としておらず、文字情報基盤文字によるデータで外字のま
7147 まとしておくことも許容している。

7148 その一方、既存内字については、パッケージの機能として、文字情報基盤
7149 文字によるデータの内字に変換できることとしている。これにより、様々な
7150 側面でのインタフェースにおいて、文字情報基盤文字に基づき、情報のやり
7151 取りをすることができることとなり、システム更改時における円滑なデー
7152 タ移行、庁内他システムとの連携の円滑化等の効果が期待される（※）。

7153 ※ 本機能要件については、住民記録システムとしては一旦この内容とし
7154 た後、今後、住所地側で管理される他システム側に同様の機能要件を設
7155 けるかを確認し、その結果を踏まえて内容及び施行時期を改めて検討す
7156 ることとしている。

7157

7158 Q 4 ベンダが開発した文字入力サポートソフトウェアでは、「文字情報基盤」
7159 による文字セット約 60,000 字よりも多くの文字に対応しており、「文字情
7160 報基盤」を導入すれば、新たな外字が発生するのではないか。

7161

7162 A 4 まず、扱う文字数は、多ければ多いほど良いというものではなく、区別す
7163 る必要のない文字は1つの文字として扱い、誤字は訂正するなどして、その
7164 文字を用いる目的に応じて最も適当な文字セットとすることが重要である。

7165 その上で、文字情報基盤文字の範囲で何らかの同定（縮退を含む。）を行
7166 い、必ず内字とすることとすれば、新たな外字が発生することとはならない。

7167 なお、なお書きにある経過措置によった場合、文字情報基盤文字とともに、
7168 これらに変換できる変換可能文字を併用することも許容される。

7169 この場合も、（留意点）にもあるように、変換可能文字で内字であるもの
7170 については、文字情報基盤文字の範囲で何らかの同定（縮退を含む。）を行
7171 い、文字情報基盤文字の内字として必ず変換できることを求めており、新た
7172 な外字が発生することとはならない。

7173

7174 Q 5 今後、どの自治体も、「文字情報基盤」による文字セット約 60,000 字を使
7175 い分けなければならないことになるのか。

7176

7177 A 5 「文字情報基盤」による文字セット約 60,000 字を使い分ける必要がない
7178 自治体は、本要件が実装された後も、使い分ける必要はない。

7179

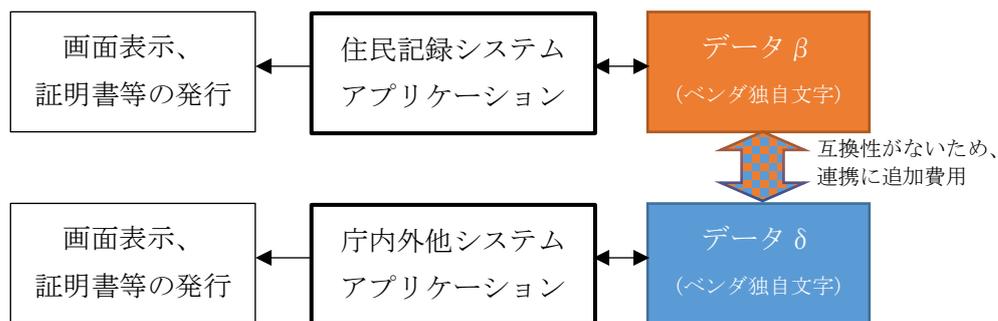
7180

7181

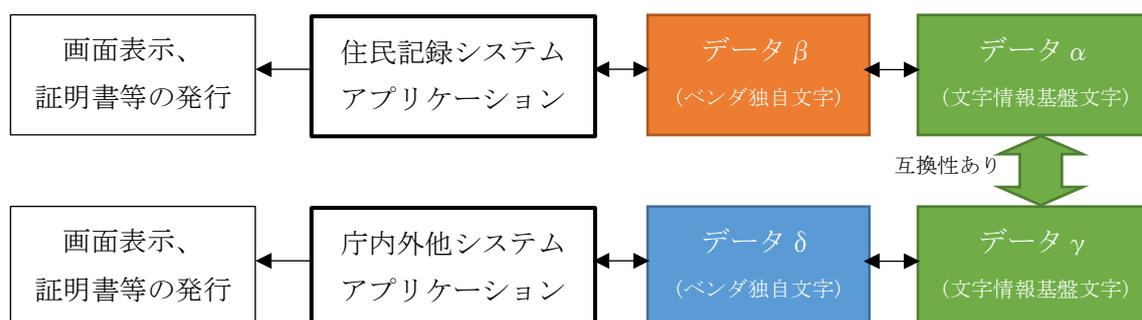
(参考)

- なお書きにある経過措置によった場合、氏名等については、文字情報基盤文字に基づくデータ（ α ）と変換可能文字に基づくデータ（ β ）が存在することとなる。

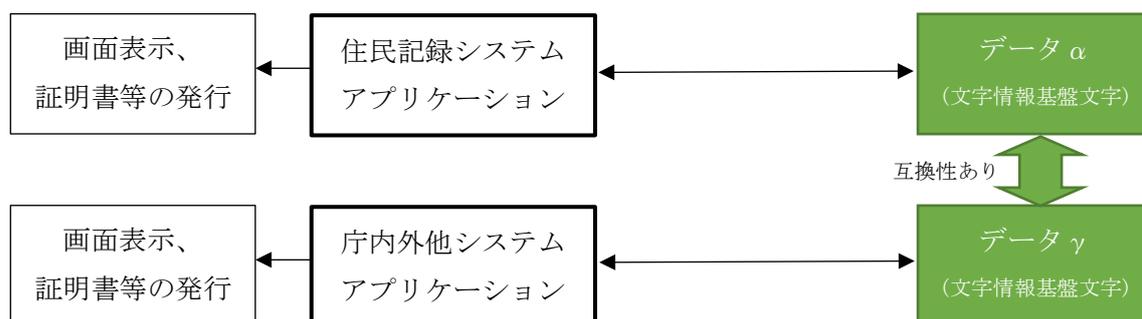
【現状】



【経過措置】



【本則（目指すべき姿）】



※ 庁内外他システムとも、通常、住民記録システムアプリケーションを介して連携することになるが、この図では分かりやすくデータを直接連携させるように記載している。

7218 ($\beta \rightarrow \alpha$ 変換について)

7219 ・ β の中で外字である文字 (X) は、文字情報基盤文字と同定し、 α の中で内字 (A) とす
7220 ることが推奨されるが、同定作業の負担を勘案し、当面、外字のまま (X) とすること
7221 も許容する。ただし、外字のままとした場合は、 β から α に外字の字形を移行できるこ
7222 ととすること (α を出力したときに文字化け (・) させないこと)。

7223

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
X	?	X	A

7224

7225

又は

7226

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
X	?	X	X

7227

7228

ただし、

7229

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
X	?	X	・

7230

7231 ・ β の中で内字である文字 (A) は、 α の中で外字 (X) としてはならない。文字情報基盤
7232 文字の範囲で何らかの縮退を行い、必ず内字とすること。

7233

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
A	?	A	X

7234

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
A	?	A	A or A'

7235

7236

7237 • 変換可能文字で区別されている文字 (A と A') が、文字情報基盤文字でも区別されて
 7238 いる (A と A') とき、 α の中で A と A' の区別を保持することとし、A' を A に縮退さ
 7239 せてはならない。

7240

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
A	A	A	A
A'	A'	A'	A

7241

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
A	A	A	A
A'	A'	A'	A'

7242

7243 • 変換可能文字で区別されている文字 (A と A') が、文字情報基盤文字で区別されてい
 7244 ない (A) とき、 α の中で A' を A に縮退させること。ただし、 β の中で A と A' の区別
 7245 を保持することは差し支えない。

7246

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
A	A	A	A
A'	A	A'	A

7247

7248 • 変換可能文字で区別されていない文字 (A) が、文字情報基盤文字で区別されている (A
 7249 と A') とき、 α の中で A と A' を区別する必要はない。

7250

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
A	A	A	A
A	A'	A	A

7251

7252

7253 ($\alpha \rightarrow \beta$ 変換について)

7254 ・ α の中で外字である文字 (X) は、変換可能文字による文字と同定し、 β の中で内字 (A)
7255 とし、更に α の中においてそれに対応した内字 (A) とすることが推奨されるが、同定
7256 作業の負担を勘案し、当面、外字のまま (X) とすることも許容する。

7257

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
X	?	X \Rightarrow A	A

7258

7259

又は

7260

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
X	?	X	X

7261

7262 ・ α の中で内字である文字 (A) は、必要に応じて縮退等を行い、 β の中でも内字とする
7263 ことが推奨されるが、外字 (X) とすることも許容する。ただし、外字とした場合は、
7264 α から β に外字の字形を移行できることとすること (β を出力したときに文字化けさ
7265 せないこと)。

7266

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
A	?	A	A or A'

7267

7268

又は

7269

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
A	?	A	X

7270

7271

ただし、

7272

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
A	?	A	.

7273

7274

7275 ・文字情報基盤文字で区別されている文字（AとA'）が、変換可能文字でも区別されて
 7276 いる（AとA'）とき、βの中でAとA'の区別を保持することとし、A'をAに縮退さ
 7277 せてはならない。
 7278

文字情報基盤文字	変換可能文字	データα	データβ
A	A	A	A
A'	A'	A'	A

7279

文字情報基盤文字	変換可能文字	データα	データβ
A	A	A	A
A'	A'	A'	A'

7280

7281 ・文字情報基盤文字で区別されている文字（AとA'）が、変換可能文字で区別されてい
 7282 ない（A）とき、住民記録システムの処理上、βの中でA'をAに縮退させて処理（画
 7283 面表示・印字を含む。）して差し支えない。ただし、αの中では、AとA'の区別を保持
 7284 しなければならない。
 7285

文字情報基盤文字	変換可能文字	データα	データβ
A	A	A	A
A'	A	A'	A

7286

7287 ・文字情報基盤文字で区別されていない文字（A）が、変換可能文字で区別されている（A
 7288 とA'）とき、βの中でAとA'を区別する必要はない。
 7289

文字情報基盤文字	変換可能文字	データα	データβ
A	A	A	A
A	A'	A	A

7290

7291

7292

7293

7294

7295

7296

7297

7298

7299

第 6 章 非機能要件

7300 非機能要件については、別途議論する。

7301

7302 参考までに、機能要件の議論の中でこれまで議論してきたものは次のとお
7303 り。

7304

7305 **No. a (共通/バックアップ・リカバリ)**

7306 **【実装すべき機能】**

7307 日次を単位としたシステム復元（リカバリ）を可能とするシステムバック
7308 アップ（日次差分バックアップ）ができること。

7309 また、週次又は月次等でフルバックアップができること。

7310 バックアップ及びリカバリに関わる異常に備え、その原因特定及び異常の
7311 リカバリのための対策（ログ取得、異常通知・表示灯等）がされていること。

7312 磁気ディスクをもって調製されている住民票のバックアップセットとし
7313 て、「中間標準レイアウト仕様」準拠のデータバックアップに対応している
7314 こと。

7315 なお、本番系システム以外に待機系システムの準備がある場合は、この限
7316 りではないが上記と同等の適切なバックアップは必要とする。

7317

7318 バックアップ及び待機系システムへの切り替え作業は、職員が対応すべき
7319 範囲を明らかにした上で、その対応手順について、専用の手順書を用意す
7320 こと（IaaS 事業者がバックアップ等についての責任を負っている場合等、パ
7321 ッッケージベンダ自体が本機能を提供できない場合は、IaaS 事業者と協議す
7322 る等により、何らかの形で本機能が地方自治体に提供されるようにするこ
7323 と。)

7324

7325 ●APPLIC タスクフォースにて検討中（検討依頼事項：（元々の趣旨を維持し
7326 つつ、適切な表現に見直す）。●

7327

7328 **【考え方・理由】**

7329 J-LIS 非機能要求グレード：

7330 運用・保守性 バックアップ自動化の範囲 C1.2.4

7331

7332 バックアップ、待機系システムへの切り替え等の作業は、職員対応できる

7333 ことが重要となる。

7334 本番系システム以外に待機系システムの準備がある場合も、本番系と同じ
7335 システムで冗長化されているのではなく待機系が別仕様のシステムの場合は、
7336 上記のバックアップは特に重要である。

7337 また、住民記録システムに限らず、住民情報を保持する責任は自治体にあり、
7338 情報損失、漏洩等を防ぐために、ベンダはバックアップ・リカバリの手順書・
7339 説明書を示す必要がある。

7340 特に、住民票記載事項の確認や住民票の写しの発行といった主要業務に關
7341 しては、その業務継続性確保の観点からも、わかり易く平易な職員向けの手
7342 順書を準備しておくことが重要である（同時に訓練実施等も重要）。

7343 なお、近年では、従来型の物理サーバにおける本番系、待機系、検証系の
7344 構成は時代遅れとなっており、PaaS、IaaSをはじめ仮想環境に構築すること
7345 が一般的である。したがってバックアップも仮想環境の全体的なスナップシ
7346 ョットで良い場合も多く、非機能要件で記載することが望ましいとも考えら
7347 れることから、この機能について、機能一覧に入れるべきか、横断的に非機
7348 能要件として整理すべきかを別途検討し、非機能要件に含め、機能要件には
7349 不要ということであれば記載を落とす。ただし、ある時点におけるデータの
7350 バックアップが必要な場合があるが、これはバックアップではなく、バッチ
7351 やマスタ管理として位置づける。

7352 なお、バックアップセットとして、「中間標準レイアウト仕様」準拠のデー
7353 タバックアップに対応することを求めているのは、災害時等に当該地方自
7354 治体の住民記録システムが使えなくなり、応急的に他の地方自治体の住民記
7355 録システムで対応することがあり得るが、その場合、他の地方自治体と当該
7356 地方自治体とのシステムベンダが同じである保証がないため、ベンダ中立的
7357 なデータレイアウトである中間標準レイアウト仕様に準拠したデータバッ
7358 クアップが必要であるとの考えに基づくものである。

7359

7360 ○技術的基準

7361 第3 住民票の異動処理等

7362 5 住民票及び除票の調製

7363 (2) 保管

7364 ア 住民票

7365 磁気ディスクにより住民票を複製することとし、当該磁気ディス
7366 クを住民票とは別に保管すること。

7367

7368 ○技術的基準

7369 第8 住民記録システムに関する安全対策

- 7370 2 安全性及び信頼性向上対策
7371 (2) 障害の早期発見
7372 住民記録システムの障害箇所を検出するための機能を整備する
7373 こと。
7374 (3) 早期回復のための代替機能等の整備
7375 イ 障害発生時に、異動処理に関する情報を基に速やかにシステム
7376 を回復させるための機能を整備すること。
7377

7378 No. 61 (証明発行／異常時窓口運用)

7379 【実装すべき機能】

- 7380 システム障害の発生により、通常の利用が使用できない状況において、前
7381 営業日～障害発生時点での証明書が発行できること。
7382 システム障害復旧後、証明書の交付履歴が通常の利用環境へデータ移行できる
7383 こと。
7384

7385 【考え方・理由】

- 7386 J-LIS 非機能要求グレード：
7387 運用・保守性 データ復旧の対応範囲 C1.2.3
7388
7389 中核市市長会ひな形を踏襲
7390 障害発生時に備え、クラウド環境か縮退サーバのいずれかを選択し、環境
7391 を構築した場合、小規模の縮退サーバを使用の方がコストがかからないと
7392 という意見が出たため、手段は問わず、「前営業日～障害発生時点での証明書
7393 が発行できること」の記載を維持
7394
7395 ※ 本要件については、地方自治体規模によっては縮退運転の設備投資が
7396 必要になり対応困難との意見が準構成員から出されたところであり、
7397 地方自治体規模に応じてどのような要件を設定すべきか、非機能要件
7398 にて議論
7399

7400

7401

7402

7403

7404

7405

第7章 用語

7406 用語については、別途整理する。

7407

7408

7409

7410

7411

7412